

# 農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視

## 結 果 報 告 書

平成 25 年 9 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

農業用排水路を始めとする農業水利施設は、国民に安定的な食料供給を行うため必要不可欠な農業生産基盤として、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、国、都道府県、土地改良区等により整備されている。平成21年度末までに整備された農業水利施設は、農業用排水路が約40万kmあり、基幹的な農業水利施設は、農業用排水路が約4万9,000km、農業用ダム、頭首工等が約7,000か所と推計されている。農業水利施設は、国や都道府県が整備したものであっても、施設の受益者が同法に基づく委託を受けること等により管理することが基本とされており、土地改良区がこれら施設の約3分の2を管理している。

基幹的な農業水利施設は、その約2割が既に標準耐用年数を超過し、老朽化が進行しているとされているが、国や都道府県、施設管理者の財政のひっ迫等により、施設の更新整備が遅延し、将来にわたる安定的な機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。また、農村地域においては、農村の都市化・混住化や土地改良区の組合員の兼業化・高齢化により、管理作業は一層困難になっているといわれている。さらに、平成23年に発生した東日本大震災で多くの農業水利施設が損壊・流失したことを踏まえ、地震により損壊のおそれのある農業水利施設の改修・整備等も求められている。

こうしたことを踏まえ、平成24年3月30日に閣議決定された新たな「土地改良長期計画」においては、これまでの全面的な改築・更新に代え、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理や、土地改良区等による管理に加え地域が主体となった保全管理の推進などに取り組むこととされている。また、同計画の実施に当たっては、限られた財源の効率的かつ効果的な活用の観点から、真に必要な事業に予算の重点化を図ることなどを踏まえることとされている。

なお、当省では、高度経済成長期に整備され、老朽化の進行する社会資本の効率的かつ計画的な維持管理等の推進に資するため、道路橋、港湾施設等の社会資本を対象に調査を行い、その長寿命化等の取組を一層推進することについて、関係省に対し勧告してきたところである。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、農業水利施設の効率的かつ効果的な保全管理等を推進する観点から、同施設の管理の状況、新たな保全管理の取組の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



# 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	2
1	農業水利施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進	2
(1)	国営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進	3
(2)	県営造成施設・団体営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進	67
(3)	農業水利ストック情報データベースの適切な活用	108
(4)	ストックマネジメントの推進に係る基礎データの一層の正確性の確保	118
2	農業水利施設に係る土地改良法に基づく管理の適正化等	131
(1)	国営造成施設の財産管理事務の適正化	131
(2)	管理規程の整備等	145
3	その他	150
(1)	土地改良施設管理円滑化事業の適切な実施	150
(2)	農地・水保全管理支払交付金に係る活動実績の適切な確認	157



# 図表等目次

## 1 農業水利施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

### (1) 国営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

表1-(1)-ア-①	農業水利施設のストックの概要	10
表1-(1)-ア-②	農業水利施設のストックマネジメントの流れ	13
表1-(1)-ア-③	農業水利施設のストックマネジメントの基本的な考え方等	14
表1-(1)-ア-④	国営造成施設の譲与・管理委託に係る土地改良法の根拠規定	17
表1-(1)-ア-⑤	国営造成水利施設保全対策指導事業の関係規程	18
表1-(1)-ア-⑥	国営造成水利施設保全対策指導事業の近年の予算額等の推移	21
表1-(1)-ア-⑦	国営造成水利施設について都道府県等が事業主体となる事業	21
表1-(1)-ア-⑧	土地改良調査管理事務所等の一覧	22
表1-(1)-ア-⑨	機能保全計画に基づく機能保全実施方針の報告状況	24
表1-(1)-ア-⑩	調査対象とした施設管理者における機能保全実施方針の報告の状況	25
表1-(1)-ア-⑪	機能保全計画に基づく機能保全対策が未実施の施設数	27
表1-(1)-ア-⑫	事例の内容	28
表1-(1)-ア-⑬	機能保全計画に基づく機能保全対策の実施件数	34
表1-(1)-ア-⑭	国営造成水利施設保全対策指導事業による機能診断の実施状況（施設数）	35
表1-(1)-ア-⑮	受益面積が100ha未満の国営造成施設の機能診断を実施している例	36
表1-(1)-ア-⑯	同一地区内の複数施設の機能保全計画を取りまとめている例	37
表1-(1)-ア-⑰	地方公共団体等が機能保全計画の作成に関与していない等の例	38
表1-(1)-ア-⑱	施設管理者から機能保全実施方針の報告を適切に求めている例	39
表1-(1)-ア-⑲	機能保全実施方針は報告されているが報告期限後である等、適切でない例	41
表1-(1)-ア-⑳	機能保全実施方針は報告されているが機能保全計画で示された機能保全対策の実施の見込みがない例	42
表1-(1)-ア-㉑	国営造成施設ではない施設の機能診断を実施している例	43
表1-(1)-ア-㉒	国と施設管理者が同一の国営造成施設についてそれぞれ機能保全計画を作成している例	44
表1-(1)-ア-㉓	県が国営造成施設の機能保全計画の作成及び機能保全対策を実施している例	45
表1-(1)-イ-①	健全度指標の概要	51
表1-(1)-イ-②	機能保全計画の様式・記載例	52
表1-(1)-イ-③	機能診断及び機能保全計画の内容が不適切なもの	59
表1-(1)-イ-④	機能診断の内容に不適切なものがある例	60
表1-(1)-イ-⑤	機能診断の内容が不適切な例	61
表1-(1)-イ-⑥	管理水準の設定状況	62
表1-(1)-イ-⑦	機能保全計画の内容に不適切なものがある例	63
表1-(1)-イ-⑧	機能保全計画の内容が不適切な例	65
表1-(1)-イ-⑨	機能診断の結果又は機能保全計画が適切に施設管理者に提供されていない例	66

### (2) 県営造成施設・団体営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

表1-(2)-ア-①	水利施設整備事業のうち基幹水利施設保全型及び地域農業水利施設保全型に係る要綱等（農山漁村地域整備交付金の例）（抜粋）	77
表1-(2)-ア-②	基幹水利施設保全型実施方針を策定していないもの	82
表1-(2)-ア-③	基幹水利施設保全型実施方針の対象施設に位置付けている県営造成施設数が少なく、県内に所在する受益面積が100ha以上の県営造成施設の5割に満たないとみられるもの	82

表 1-(2)-ア-④	基幹水利施設保全型実施方針で定めた目標が達成されておらず、また、当該方針の対象施設のうち 50%以上について機能保全計画を策定するという事業実施要領（運用）で定められた目標が達成されていないもの	84
表 1-(2)-ア-⑤	ストックマネジメントの取組が低調となっている主な理由	84
表 1-(2)-ア-⑥	機能診断等を行う対象施設の選定に当たって、優先度に客観性を持たせるために県独自の取組を行っている例	85
表 1-(2)-ア-⑦	調査した 19 道府県に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設数及び地域農業水利施設保全型実施方針の策定状況	88
表 1-(2)-ア-⑧	地域農業水利施設保全型実施方針の対象施設に位置付けて計画的に取り組むとしている施設数が少ないもの	89
表 1-(2)-ア-⑨	調査した 19 道府県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定施設数（平成 23 年度末時点）	90
表 1-(2)-イ-①	調査した 19 道府県内に所在する受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定施設数（平成 23 年度末時点）	91
表 1-(2)-イ-②	機能診断及び機能保全計画の内容が不適切なもの	92
表 1-(2)-イ-③	機能診断の内容に不適切なものがある例	93
表 1-(2)-イ-④	機能診断の内容が不適切な例	95
表 1-(2)-イ-⑤	都道府県における施設の管理水準の設定状況	96
表 1-(2)-イ-⑥	機能保全計画の内容に不適切なものがある例	97
表 1-(2)-イ-⑦	機能保全計画の内容が不適切な例	99
表 1-(2)-イ-⑧	施設機能監視計画が作成されていないもの、施設機能監視計画が作成されているが、その内容が不十分なもの	100
表 1-(2)-ウ-①	機能保全計画に盛り込まれているシナリオで予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっているもの	101
表 1-(2)-ウ-②	機能保全計画の策定に当たり、施設管理者等の関係者と合意形成を行っているとしているものの、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっている例	102
表 1-(2)-ウ-③	機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっている例	103
表 1-(2)-ウ-④	機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策が実施されているもの等	105
表 1-(2)-ウ-⑤	機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策が実施されている例	107

### (3) 農業水利ストック情報データベースの適切な活用

表 1-(3)-①	農業水利ストック情報データベースの開発時における想定利用者	111
表 1-(3)-②	農業水利ストック情報データベースの入力内容の不適切な事例数	112
表 1-(3)-③	農業水利ストック情報データベースへの情報の入力の不十分・不正確なため機能保全計画が適切に作成されていない例	113
表 1-(3)-④	機能診断の結果情報が変更されてデータベースに登録されている例	114
表 1-(3)-⑤	農業水利ストック情報データベースの利用のための ID 及びパスワードの付与状況等	115
表 1-(3)-⑥	農業水利ストック情報データベースを利用しない主な理由	116
表 1-(3)-⑦	農業水利ストック情報データベースに関する要望の例	117
表 1-(3)-⑧	国の農業水利ストック情報データベースと同様のデータベースの開発例	117



#### (4) スtockマネジメントの推進に係る基礎データの一層の正確性の確保

表1-(4)-ア-①	農業基盤情報基礎調査に係る規程（抜粋）	121
表1-(4)-ア-②	農業基盤情報基礎調査の入力内容に不備があった事例数	124
表1-(4)-ア-③	基幹的農業水利施設の把握漏れの事例	124
表1-(4)-ア-④	基幹的農業水利施設ではない施設が誤って把握されている事例	126
表1-(4)-ア-⑤	建設事業費などの施設諸元が誤っている事例	126
表1-(4)-イ-①	「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」に関する規程（抜粋）	128
表1-(4)-イ-②	「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」（平成21年～24年8月）において、未報告となっている例	129
表1-(4)-イ-③	事故発生の誘因を「その他自然現象」として報告したが、農林水産省本省において改めて確認したところ、施設の機能低下に起因する事故と判断されたものの例	130

## 2 農業水利施設に係る土地改良法に基づく管理の適正化等

### (1) 国営造成施設の財産管理事務の適正化

表2-(1)-①	農業水利施設の財産管理に関する規程（抜粋）	134
表2-(1)-ア-①	国営造成施設の財産管理手続に関する規程（抜粋）	135
表2-(1)-ア-②	管理委託に係る手続が不適切なものの例	138
表2-(1)-ア-③	国営造成施設について、譲与対象施設が解体・撤去されているにもかかわらず、譲与契約の変更までに長期間を要しているものの例	138
表2-(1)-イ-①	土地改良財産台帳及び管理台帳に関する規程（抜粋）	139
表2-(1)-イ-②	土地改良財産台帳の整備状況	141
表2-(1)-イ-③	土地改良財産台帳の記載が不適切な事例	141
表2-(1)-イ-④	管理台帳の整備状況	143
表2-(1)-イ-⑤	管理台帳の記載が不適切な事例	143

### (2) 管理規程の整備等

表2-(2)-①	管理規程に関する規定（抜粋）	146
表2-(2)-②	土地改良法上の管理規程が策定されていないもの	147
表2-(2)-③	規程で定める事項が未点検、点検や観測の結果が未記録となっているもの	147
表2-(2)-④	設備が故障したまま補修等が実施されていないもの	149

## 3 その他

### (1) 土地改良施設管理円滑化事業の適切な実施

表3-(1)-①	水土総合強化推進事業のうち土地改良施設管理円滑化事業に係る規程（抜粋）	152
表3-(1)-②	2年又は3年連続で土地改良施設管理円滑化事業の診断で補修を要する状況とされている例	155
表3-(1)-③	土地改良施設管理円滑化事業による定期診断及び要請診断の結果調書が簡略化されて作成・交付されているなどの例	155

### (2) 農地・水保全管理支払交付金に係る活動実績の適切な確認

表3-(2)-①	農地・水保全管理支払交付金事業の導入に係る閣議決定等	161
表3-(2)-②	農地・水保全管理支払交付金の経緯	162
表3-(2)-③	共同活動及び向上活動の概要	162
表3-(2)-④	農地・水保全管理支払交付金の構成	163
表3-(2)-⑤	農地・水保全管理支払交付金に係る実施体制図	163

表 3-(2)-⑥	全国における共同活動及び向上活動の取組状況（都道府県別）	164
表 3-(2)-⑦	活動組織が毎年度、市町村長に提出する活動実績報告書類	166
表 3-(2)-⑧	市町村による現地確認の方法	167
表 3-(2)-⑨	現地確認用チェックシート（抜粋）	168
表 3-(2)-⑩	活動組織が提出する活動実績報告書類に関する不備等がみられたもの	169
表 3-(2)-⑪	活動組織が提出する活動実績報告書類に関する不備等がみられたものの例	170
表 3-(2)-⑫	書類確認用チェックシート（抜粋）	171
表 3-(2)-⑬	現地確認を適切に行っていない例	172
表 3-(2)-⑭	現地確認の結果を基に活動組織に是正させている例	173

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、農業水利施設の効率的かつ効果的な保全管理等を推進する観点から、同施設の管理の状況、新たな保全管理の取組の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 行政評価・監視対象機関

農林水産省

#### (2) 関連調査等対象機関

都道府県(19)、市町村(42)、土地改良区(44)、都道府県土地改良事業団体連合会(20)

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

行政評価事務所 13事務所(秋田、山形、千葉、山梨、長野、石川、三重、京都、島根、岡山、熊本、大分、宮崎)

### 4 実施時期

平成24年8月～25年9月

## 第2 行政評価・監視の結果

### 1 農業水利施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>(ストックマネジメントの導入の背景等)</p> <p>農業用排水路を始めとする農業水利施設は、国民に安定的な食料の供給を行うために必要不可欠な農業生産基盤として、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、国、都道府県、土地改良区等により整備されている（以下、国が整備する農業水利施設を「国営造成施設」と、都道府県が整備する農業水利施設を「県営造成施設」と、土地改良区等が整備する農業水利施設を「団体営造成施設」という。）。</p> <p>平成21年度末までに整備された農業水利施設は、農業用排水路が約40万kmあり、計画時の受益面積が100ha以上（注）の農業水利施設は、農業用排水路が約4万9,000km、農業用ダム、頭首工等の点施設とよばれるものが約7,000か所と推計されている。</p> <p>（注）以下、「受益面積が100ha以上」又は「受益面積が100ha未満」という場合、同様に計画時における受益面積についてのものであり、現在の受益面積についてのものではない。</p> <p>農林水産省の試算によると、これら農業水利施設のストック全体の資産価値（再建設費ベース（注））は平成21年度で32兆円あり、そのうち受益面積が100ha以上のものは18兆円あるとされている。</p> <p>（注）「再建設費ベース」とは、同じ機能及び構造のものを、現在の一般的な施工水準及び現在価値をもって再建設する場合の費用により施設を評価したものをいう。以下同じ。</p> <p>一方、こうした農業水利施設の多くは、戦後から高度経済成長期にかけて集中的に整備されており、これまで補修・補強等が進められているものの、受益面積が100ha以上の農業水利施設についてみると、水路の約3割、点施設の約4割が既に標準的な耐用年数（注）を超過し、その資産価値（再建設費ベース）は約3兆円と試算されている。また、こうした施設の劣化を原因として、突発事故が発生する事態も生じている。</p> <p>（注）「標準的な耐用年数」は施設の区分ごとに異なり、例えば、鉄筋コンクリート製の水路は40年、鉄筋コンクリート製の建物は45年、用排水機（ポンプ及び原動機）は20年などとされている。なお、再建設費ベースでは、耐用年数を超過しているものは、約2割とされている。</p> <p>しかし、国や都道府県、施設管理者の財政のひっ迫等により、当該施設の更新整備が遅延し、その機能の将来にわたる安定的な発揮に支障が生じることが懸念されている。</p> <p>このため、施設機能の診断を行い、その結果に基づき定めた計画に従って必要な補修等の保全対策を継続的に行うストックマネジメントの取組が重要となっている。</p> <p>こうした中で、前回の「土地改良長期計画」（平成20年12月26日閣議決定）において、「農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保」が政策目標として掲げられ、目指す主な成果として、受益面積が100ha以上の農業水利施設について機能診断済みの割合（再建設費ベース）を、平成19年度の約2割から24年度に約6割とすることが掲げられた。</p> <p>その後、平成22年3月30日の閣議決定により、「食料・農業・農村基本計画」が改定され、「リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコスト（注）を低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進</p>	<p>表1-(1)-ア-①</p>

する」とされたこと等を踏まえて、24年3月30日に「土地改良長期計画」が改定され、目指す主な成果として、受益面積が100ha以上の農業水利施設の機能診断済みの割合(再建設費ベース)を、22年度の約4割から28年度に約7割とすることが掲げられている。なお、農林水産省は、この対象となる農業水利施設について、国営造成施設に限らず、県営造成施設及び団体営造成施設のうち、受益面積が100ha以上のものも含むと解し、国営造成施設の9割(再建設費ベース)、県営造成施設の5割(同)で機能診断を実施することを目標としている。

(注) ライフサイクルコストとは、施設の建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額をいう。ただし、実際のコスト比較を行う際は、施設の機能診断の直後から一定期間(40年間を基本)に発生する機能保全のためのコストを比較している。

また、改定後の土地改良長期計画では、目指す主な成果として、国営造成施設のうち受益面積が100ha以上のものについて、機能保全計画の策定率(再建設費ベース)を、平成22年度の約4割から28年度に約8割とすることも掲げられている。

なお、改定後の土地改良長期計画では、機能保全計画の策定率については、国営造成施設についてのみ目標となっており、県営造成施設及び団体営造成施設についての記載はなく、また、機能保全計画に基づいて行う機能保全対策の実施率についても記載はなく、いずれについても、農林水産省では、具体的な目標及びその指標を設定していない。

#### (ストックマネジメントの基本的内容)

農林水産省では、ストックマネジメントの取組を推進するため、実務に必要となる基本的事項について、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会に置かれた技術小委員会において検討し、平成19年3月に「農業水利施設の機能保全の手引き」を作成している。

当該手引きでは、農業水利施設の機能を保全するための手法は、継続的に行う機能診断調査と評価を踏まえて、複数の取り得る対策工法の組合せについて比較検討することにより、適時・的確に、所要の対策を選択して実施することを基本とするとされ、ストックマネジメントは、以下の①から④までのプロセスを繰り返しながら継続的に行われるものとされている。また、こうしたストックマネジメントの取組に係る情報(施設の機能診断調査・評価の結果、補修等の対策の実施履歴など)を蓄積して共有することにより、ストックマネジメントの実施の効率化や技術の向上に資するため、電子化されたデータベースを活用するとされている。

- ① 施設管理者における日常管理における点検、補修
- ② 施設造成者による定期的な機能診断
- ③ 機能診断の結果に基づく機能保全計画の作成
- ④ 機能保全計画に基づく対策工事の実施

#### (1) 国営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

##### 【制度の概要】

農業水利施設は、道路等の一般公共物とは異なり、国営造成施設であっても、こ

表 1-(1)-ア-②

表 1-(1)-ア-③

れを利用して直接的な利益を受ける地元が自らの利用実態に応じて管理する方が合理的であり、かつ適正な管理が行われるという見地から、土地改良法等に基づき、土地改良区、都道府県、市町村等に譲与されるか、管理の委託がなされている。国営造成施設の多くは、土地改良区に管理が委託されており、農林水産省が自ら施設の管理を行うものは、ごく一部となっている。

表 1-(1)-ア-④  
表 1-(1)-ア-①  
(再掲)

しかし、農林水産省では、ストックマネジメントにおいては、財産権者として施設の保守管理に責任を持つ国が、施設の使用状況や設置された環境によって異なる老朽化の程度を統一的な判断基準による客観的なデータ分析によって診断し、長寿命化工法の選定と現場への適用、最終的な全面更新時期を判断する必要があるとしている。

そして、農林水産省では、国営造成施設について、その長寿命化を図り、既存ストックの有効活用を実現することが国民経済的視点から不可欠となっているとして、国営造成施設のストックマネジメントの取組を推進するため、平成 15 年度から国営造成水利施設保全対策指導事業により、同省自ら国営造成施設の機能診断を実施し、機能保全計画を作成している。

表 1-(1)-ア-⑤  
表 1-(1)-ア-⑥

## ア スtockマネジメントの効果的な実施

### 【制度の概要】

国営造成水利施設保全対策指導事業では、機能保全計画に基づく機能保全対策は、国が自ら行うのではなく施設管理者が行うことを前提としており、農林水産省は、i) 施設管理者と調整を図りつつ、機能診断を実施し、機能保全計画を作成する、ii) 当該計画に基づく機能保全対策について施設管理者に対する指導・助言を行う、iii) 当該計画を作成したときは、地方農政局長等は、施設管理者から、これに基づく対策工事の内容、実施時期(予定)等を記載した「機能保全実施方針」の報告を事業実施年度の翌年度の6月末までに受けることとされている。ただし、当該事業では、報告された機能保全実施方針に沿った機能保全対策が行われているかどうか等をフォローしていくことにはなっていない。

当該事業により作成された機能保全計画に基づき施設管理者等が機能保全対策を行う場合には、国の補助金・交付金事業として、平成 22 年度までは、基幹水利施設ストックマネジメント事業などにより、23 年度以降は、農山漁村地域整備交付金の中の事業メニューである水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)などにより、工事費等の経費が助成されることとなっている。

表 1-(1)-ア-⑦

## (ア) スtockマネジメントの効果の的確な発現の推進

### 【調査結果】

ストックマネジメントの取組は、施設の日常管理、定期的な機能診断、その結果に基づく機能保全計画の作成、当該計画に基づく機能保全対策の実施というサイクルで行われることで、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減を図ろうとするものである。したがって、ストックマネジメントの効果が発現するためには、機能保全計画に基づく機能保全対策が適時適切に実施されることが重要であると考えられる。

<p>今回、国営造成水利施設保全対策指導事業により作成された機能保全計画に基づく施設管理者における取組状況等について調査したところ、以下のよう状況がみられた。</p>	
<p>① 調査した 13 土地改良調査管理事務所（注）が平成 21 年度から 23 年度までの間に作成した機能保全計画について、施設管理者からの機能保全実施方針の報告状況をみると、21 年度に作成した機能保全計画 201 件のうち 126 件が、22 年度に作成した機能保全計画 173 件のうち 131 件が、23 年度に作成した機能保全計画 186 件のうち 129 件が未報告となっていた。</p> <p>（注）北海道開発局における札幌開発建設部及び旭川開発建設部、並びに地方農政局における北奥羽、西奥羽（本所及び最上川支所）、利根川水系、西北陸、木曾川水系、淀川水系、南近畿、中国、北部九州（熊本支所）及び南部九州の各土地改良調査管理事務所の計 13 機関。</p>	<p>表 1-(1)-ア-⑧ 表 1-(1)-ア-⑨</p>
<p>② 調査した 19 道府県、39 土地改良区等において、平成 21 年度から 23 年度までの間に、管理する国営造成施設の機能保全計画が作成されているとしたものは 22 管理者（1 道 5 県、16 土地改良区等）で計 119 件みられたが、このうち機能保全実施方針を報告していないものは 13 管理者（1 道 3 県、9 土地改良区等）で計 72 件となっていた。</p>	<p>表 1-(1)-ア-⑩</p>
<p>③ 調査した 13 土地改良調査管理事務所が作成した機能保全計画のうち、当該計画上、機能保全対策の時期を平成 21 年度から 23 年度までのいずれかに示していながら、当該対策が講じられず、対策の時期を経過している例が 98 施設でみられた。また、そのうち 94 施設については、施設管理者から機能保全実施方針が報告されていないものとなっていた。さらに、当該 98 施設の中には、機能保全計画で示す機能保全対策が講じられず、当該対策の時期を経過した後、二回目の機能診断及び機能保全計画の作成が行われているものもみられた。</p>	<p>表 1-(1)-ア-⑪ 表 1-(1)-ア-⑫</p>
<p>なお、調査した 13 土地改良調査管理事務所において、平成 21 年度から 23 年度までの間に、機能保全計画に基づく機能保全対策が実施されたと確認できたものは、4 施設とごく僅かとなっていた。</p>	<p>表 1-(1)-ア-⑬</p>
<p>このように施設管理者から機能保全実施方針の報告がなされず、その間に機能保全計画で示す時期が経過して、機能保全対策が実施されないままとなっている例がみられた。</p>	
<p>このことについて、農林水産省は、機能保全計画で取りまとめた最適シナリオを実施することが重要ではあるものの、その実施のために必要な予算の確保や関係者との調整等に時間を要することもあるため、必ずしも当該計画で示すと通りの時期・工法等の機能保全対策が実施できない場合があるとしている。また、その場合であっても、機能保全計画で明らかとなった施設の劣化要因や劣化予測等を踏まえて、継続的に施設の監視を行い、実際の劣化の進行状況を適切に見極めた上で、対策工事の実施が最適となるような時点で対策工事を実施できるよう、当該計画をいかしているとしている。</p>	

しかし、機能保全計画の最適シナリオのとおり機能保全対策を実施することが難しい場合の対応方策については、「農業水利施設の機能保全の手引き」には明記されていない。

また、平成 23 年度までの機能診断の実施状況について調査したところ、農林水産省では、施設の劣化による機能低下のリスクの高い標準耐用年数を超過した施設に限らず、標準耐用年数の半分も経過していない施設の機能診断を実施したり、土地改良長期計画で保安全管理に取り組むとされた基幹的な施設である受益面積が 100 ha 以上の施設に限らず、受益者の少ない小規模な施設も対象に機能診断等を実施していた。このことについて、同省は、施設の重要度や効率的な業務の実施の観点から、一連の水利体系下にある関連施設の機能診断等をまとめて実施しているためであるとしている。

さらに、今回の調査で把握した機能診断等が実施されている受益面積が 100 ha 未満の 70 施設の中には、機能保全計画上の対策時期が平成 23 年度末までのものが 4 施設みられ、いずれもその時期を経過しているが、機能保全対策が実施されていない状況となっていた。

農林水産省は、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るために、ストックマネジメントの取組として、国営造成施設の機能診断等を毎年少なくとも平均 24 億円の国費を投じて実施している。このため、その事業効果が具体的かつより多く発現するよう、機能低下のリスクの程度、施設の重要度等を勘案して、機能診断等の実施に当たるべきであると考えられる。

一方、施設管理者では、上記①、②及び③のように、機能保全実施方針の報告を行わず、機能保全計画で示す機能保全対策を講じていない理由について、i) 当該対策に要する費用の確保が難しい、ii) 設備が一応は正常に稼働している間に補修・整備を行うことは組合員の合意形成が難しい、iii) 管理する地区内の全施設の機能保全計画の作成を待って、地区全体で総合的に機能保全対策を行うこととしている、iv) 機能保全実施方針を報告する必要性を認識していなかったなどとしている。

これらについては、従来の「壊れるまで待つて造り直す」という事後保全的な対応よりも、適時に補修等を繰り返す方がトータルでコストの低減が図られるというストックマネジメントの基本的な理解が関係者に十分に浸透していないことが、原因・背景にあるものと考えられる。

また、iii) については、現在の機能保全計画が、施設ごとの最適シナリオのみを示すものであり、複数の施設を管理する土地改良区等にとっては地区内の優先順位等の検討に資する情報が不足していることも原因・背景にあるものと考えられる。

さらに、現在の仕組みでは、国が機能保全計画を作成する際は、施設管理者とは調整を図りつつ実施することになっているが、機能保全対策を実施する際に費用負担をする地方公共団体とは調整を行う必要がないことも、当該対策が円滑に進まない原因・背景にあるものと考えられる。

表 1-(1)-ア-⑭

表 1-(1)-ア-⑮

表 1-(1)-ア-⑥

(再掲)

表 1-(1)-ア-⑩

(再掲)

表 1-(1)-ア-⑯

表 1-(1)-ア-⑰



なお、iv) について施設管理者に対する地方農政局等における対応をみると、機能保全実施方針が確実に報告されるよう督促していない状況となっていた。また、機能保全実施方針は報告されているが、機能保全対策の実施の見込みがないものもみられた。

表 1-(1)-ア-⑱

表 1-(1)-ア-⑲

表 1-(1)-ア-⑳

#### (イ) スtockマネジメントの取組状況の整理

##### 【調査結果】

上記のとおり、国営造成施設については、受益面積が 100 ha以上のものについて、平成 28 年度までに、再建設費ベースで約 9 割の施設の機能診断を実施し、約 8 割の施設の機能保全計画を作成することを目指すとされている。

そして、農林水産省では、毎年度行う土地改良長期計画のフォローアップの中で機能診断の実施状況及び機能保全計画の作成状況を調査することとしている。

また、農林水産省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価の取組の中で、施策「農業水利施設の戦略的な保全管理」の目指すべき姿を「基幹的農業水利施設の老朽化が進む状況にある中、我が国の食料生産に不可欠な基本的インフラである農業水利施設の機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、基幹的農業水利施設の機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する。」こととし、指標を「基幹的農業用排水施設を対象に機能診断を実施」に設定し、土地改良長期計画と同様、機能診断の実施率を目標値（平成 28 年度約 7 割）としている。

しかし、機能保全計画に基づく機能保全対策の実施状況については、農林水産省では取りまとめていない。同省は、機能保全計画に基づく機能保全対策の実施について、同省及び施設管理者による施設の監視の結果、即時に対策工事をせずとも対応が可能である場合等もあることから、計画どおりに対策を実施する場合もあれば、計画どおりに実施しない場合もあり、後者の場合には、継続的な施設の監視や今後の事業化に向けた調査に、その計画が活用されているとしている。

機能診断及び機能保全計画はストックマネジメントの一部であることから、今後は、ストックマネジメント全体の取組効果等を評価する上で、機能診断の実施状況及び機能保全計画の作成状況を明らかとすることにとどまらず、施設の監視状況等を含むストックマネジメントの取組状況も整理していくことが重要であると考えられる。

#### (ウ) 国営造成施設に係るストックマネジメントにおける国と地方公共団体等の役割分担の見直し

##### 【制度の概要】

上記のとおり、農林水産省は、ストックマネジメントにおいては、財産権

者として施設の保守管理に責任を持つ国が、施設の使用状況や設置された環境によって異なる老朽化の程度を統一的な判断基準による客観的なデータ分析によって診断し、長寿命化工法の選定と現場への適用、最終的な全面更新時期を判断する必要があるとしている。

このため、農林水産省では、平成 23 年度に、建設事業を担当する事業所からストックマネジメントを担当する土地改良調査管理事務所に 175 人の定員を振り替えて（うちストックマネジメント担当を 105 人増）、対応を強化している。

一方で、同年度から、農山漁村地域整備交付金等の交付金において、施設管理者が、国営造成施設について、機能診断の実施から、機能保全計画の作成、機能保全対策の実施までを行うことができる制度を新たに創設している。

表 1-(1)-ア-⑦  
(再掲)

### 【調査結果】

国営造成施設に係るストックマネジメントの取組について、農林水産省と地方公共団体等における実施状況を比較したところ、以下のような状況がみられた。

① 農林水産省は、国営造成施設を対象に機能診断等を実施するため、国営造成水利施設保全対策指導事業を実施しているが、調査した 13 土地改良調査管理事務所のうち 2 事務所（西北陸及び北部九州）において、当該事業により、国営造成施設ではない農業水利施設について、機能診断を実施している例や機能保全計画を作成している例がみられた。

表 1-(1)-ア-⑳

② 調査した 13 土地改良調査管理事務所のうち 1 事務所（西奥羽）において、国営造成水利施設保全対策指導事業により機能保全計画を作成した国営造成施設について、別途、地域自主戦略交付金の水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）により、当該施設の譲与を受けて管理する土地改良区が機能保全計画を作成している例がみられた。

表 1-(1)-ア-㉑

この原因として、当該事務所が作成した機能保全計画が当該土地改良区の組織内部で適切に共有され利用されていなかったこともあるが、国営造成水利施設保全対策指導事業は専ら土地改良調査管理事務所と施設管理者である土地改良区との間で行われる一方、水利施設整備事業の手続きは県と地方農政局との間で行われることから、各関係機関の間で情報の共有が十分に行われていなかったこともあると考えられる。

③ 調査した 13 土地改良調査管理事務所のうち 1 事務所（中国）において、国が国営造成施設の機能保全計画を作成しないため、県が当該施設の機能保全計画を国の補助を得ずに作成し、国の基幹水利施設ストックマネジメント事業による補助を得て対策工事を実施している例がみられた。

表 1-(1)-ア-㉒

上記のとおり、国営造成施設について、地方公共団体や土地改良区が農林水産省と同様に機能保全計画を作成することは技術的に可能であることか

ら、今後、国と地方公共団体等の役割分担の在り方を分かりやすく整理することが重要であると考えられる。

## 【所見】

したがって、農林水産省は、国営造成施設のストックマネジメントの効果的な実施を確保する観点から以下の措置を講ずる必要がある。

① スtockマネジメントの効果について早期に順次、的確に発現を図ること。このために次の措置を講ずること。

i) スtockマネジメントの取組の必要性及び有効性について、一層の理解を図るため、施設管理者に対し、周知・広報を強化するとともに、施設の機能低下のリスクの程度、重要度等を勘案して、機能診断の実施及び機能保全計画の作成を的確に推進すること。

ii) 機能保全計画を作成する際は、当該施設管理者及び機能保全対策を事業化した場合の費用負担が想定される関係地方公共団体をその作成過程に関与させ、その意見も踏まえつつ作成すること。

また、機能保全計画には、当該施設管理者及び関係地方公共団体が事業化を検討する際の参考となるよう、当該計画に基づき機能保全対策を行うことによる費用負担上のメリット、地区内の他施設の情報等も加えて、分かりやすく示すこと。

iii) 地方農政局内の連携を適切に図りつつ、施設管理者に対して、機能保全計画に基づく機能保全対策の実施に関する検討状況を定期的に確認し、適期に機能保全実施方針の報告を受けるとともに、機能保全計画に基づく機能保全対策が実施されるよう支援すること。

また、これまでに作成した機能保全計画についても機能保全実施方針の報告を受けるとともに、機能保全計画に基づく機能保全対策が実施されるよう支援すること。

なお、機能保全計画の最適シナリオのとおり機能保全対策を実施することが難しい場合の対応方策について、「農業水利施設の機能保全の手引き」に示すこと。

② 施設の監視状況等を含むストックマネジメントの全国的な取組状況について、土地改良長期計画の見直しの際など適期に整理するとともに、取組の効果等を評価し、ストックマネジメントの一層の推進を図ること。

③ 国と地方公共団体等の適切な役割分担の観点から、国営造成施設を対象とする事業において、国営造成施設以外の施設について機能診断等を実施しないこと。

また、同様の観点から、国営造成施設の機能診断の実施及び機能保全計画の作成について、国が実施する場合及び地方公共団体等が実施する場合のそれぞれの範囲を明確化し、事業の重複が生じないようにすること。

表 1-(1)-7-① 農業水利施設のストックの概要

① 資産価値の推移

	昭和 62 年 (1987 年)	平成 14 年 (2002 年)	平成 21 年 (2009 年)
全体の資産価値	1 5 兆円	2 5 兆円	3 2 兆円
基幹的水利施設	7 兆円	1 4 兆円	1 8 兆円
その他施設	8 兆円	1 1 兆円	1 4 兆円

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。  
 2 資産価値は、農業水利施設の「再建設費ベース」により評価算定されている。「再建設費ベース」とは、同じ機能及び構造のものを、現在の一般的な施工水準及び現在価値をもって再建設する場合の費用により施設を評価したものをいう。  
 3 本表及び②～④の表において「基幹的水利施設」は、計画時の受益面積が 100 ha 以上の農業水利施設のことをいう。

② 基幹的水利施設の施設数 (平成 19 年度末～21 年度末)

調査時点 (平成)	点施設計 (箇所)					線施設計 (km)			
	貯水池	頭首工	水門等	管理設備	機場	水路	集水渠		
21 年度末	7, 385	1, 269	1, 956	1, 052	233	2, 875	49, 814	49, 745	69
20 年度末	7, 356	1, 264	1, 955	1, 050	230	2, 857	49, 306	49, 239	67
19 年度末	7, 268	1, 237	1, 949	1, 062	219	2, 801	48, 570	48, 509	61

- (注) 1 農林水産省の各年度の「農業基盤情報基礎調査報告書」に基づき当省が作成した。なお、平成 21 年度末実績の数値が最新のものである。  
 2 本表の施設区分ごとの内容は次のとおりである。

区分	説明
貯水池	利水のための施設で、コンクリートダム、フィルダム、複合ダム、堤体を有しないため池等を指す。事業計画上の基幹施設に位置付けられている大規模な調整池はここに含めるものとするが、用水路に附帯するいわゆるファームpondは除く。
頭首工	水位・流量を調節する可動装置を持たない固定堰、水門等によって水位・流量を調整する可動堰、固定堰と可動堰の形式を兼ね備えた複合堰、粗朶(そだ)などによって仮設的に利用する堰及び自然取水口を指す。
水門等	堰上げをせず河川からの自然取水が可能な取水用水門、排水をコントロールする排水用水門、縮切堤防(防潮水門を含むもの)を指す。 なお、水路、機場に附帯する小規模な小門は除く。
管理設備	ダム・頭首工・用排水機場等の操作・運転・監視・制御等のために設置されているもので、複数の施設を管理しているものを指す。 なお、施設ごとに附帯する小規模な管理施設は除く。
機場	電動又は発動機による用排水機を備えた恒久施設で、附帯する調整池及び樋管を含む。なお、移動式ポンプ及び水路に附帯するパイプライン加圧ポンプ(「水路・集水渠」として整理)は除く。
水路	支配面積を 1 つとする 1 条の農業用排水路を指す。
集水渠	支配面積を 1 つとする 1 条の取水用収支渠及び排水用集水渠を指す。

③ 基幹的水利施設の耐用年数経過率別・残存耐用年数別施設数（平成19年度末～21年度末）

区分	調査時点 (平成)	点施設設計(箇所)						線施設設計(km)		
		貯水池	頭首工	水門等	管理 設備	機場		水路	集水渠	
全体	21年度末	7,385	1,269	1,956	1,052	233	2,875	49,814	49,745	69
	20年度末	7,356	1,264	1,955	1,050	230	2,857	49,306	49,239	67
	19年度末	7,268	1,237	1,949	1,062	219	2,801	48,570	48,509	61
耐用年数に対する超過率										
100%以上	21年度末	3,168	111	468	572	164	1,853	13,863	13,837	26
	20年度末	3,083	108	446	553	162	1,814	12,828	12,803	24
	19年度末	3,041	104	442	535	159	1,801	12,033	12,009	24
50～100%	21年度末	2,294	337	961	352	31	613	19,714	19,673	40
	20年度末	2,281	320	956	364	27	614	19,935	19,901	34
	19年度末	2,197	296	933	379	25	564	20,361	20,327	34
0～50%	21年度末	1,923	821	527	128	38	409	16,238	16,235	3
	20年度末	1,992	836	553	133	41	429	16,543	16,534	9
	19年度末	2,030	837	574	148	35	436	16,175	16,172	3
残存耐用年数										
0年	21年度末	3,168 (42.9)	111 (8.7)	468 (23.9)	572 (54.4)	164 (70.4)	1,853 (64.5)	13,863 (27.8)	13,837 (27.8)	26 (37.7)
	【再建設費】	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年度末	3,083 (41.9)	108 (8.5)	446 (22.8)	553 (52.7)	162 (70.4)	1,814 (63.5)	12,828 (26.0)	12,803 (26.0)	24 (35.8)
	【再建設費】	12,874	434	1,610	858	620	9,352	17,971	17,909	62
	19年度末	3,041 (41.8)	104 (8.4)	442 (22.7)	535 (50.4)	159 (72.6)	1,801 (64.3)	12,033 (24.8)	12,009 (24.8)	24 (39.3)
	【再建設費】	12,257	362	1,639	785	563	8,908	16,811	16,753	58
1～5年	21年度末	663 (9.0)	16 (1.3)	164 (8.4)	143 (13.6)	21 (9.0)	319 (11.1)	5,499 (11.0)	5,480 (11.0)	19 (27.5)
	【再建設費】	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年度末	636 (8.6)	17 (1.3)	158 (8.1)	138 (13.1)	19 (8.3)	304 (10.6)	5,697 (11.6)	5,695 (11.6)	2 (3.0)
	【再建設費】	3,727	106	758	170	65	2,628	8,482	8,477	5
	19年度末	601 (8.3)	18 (1.5)	135 (6.9)	142 (13.4)	17 (7.8)	289 (10.3)	5,622 (11.6)	5,620 (11.6)	2 (3.3)
	【再建設費】	3,649	107	742	173	61	2,566	8,433	8,429	4
6～10年	21年度末	617 (8.4)	12 (0.9)	224 (11.5)	90 (8.6)	28 (12.0)	263 (9.1)	4,648 (9.3)	4,640 (9.3)	8 (11.6)
	【再建設費】	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年度末	636 (8.6)	14 (1.1)	207 (10.6)	107 (10.2)	28 (12.2)	280 (9.8)	4,482 (9.1)	4,458 (9.1)	25 (37.3)
	【再建設費】	4,456	186	1,144	171	102	2,853	8,366	8,347	19
	19年度末	617 (8.5)	15 (1.2)	208 (10.7)	126 (11.9)	20 (9.1)	248 (8.9)	4,517 (9.3)	4,505 (9.3)	12 (19.7)
	【再建設費】	4,817	261	1,561	164	83	2,748	7,856	7,846	10
11～20年	21年度末	940 (12.7)	27 (2.1)	400 (20.4)	137 (13.0)	9 (3.9)	367 (12.8)	10,092 (20.3)	10,082 (20.3)	10 (14.5)
	【再建設費】	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年度末	980 (13.3)	24 (1.9)	422 (21.6)	140 (13.3)	10 (4.3)	384 (13.4)	10,431 (21.2)	10,421 (21.2)	10 (14.9)
	【再建設費】	7,108	258	2,330	537	42	3,941	20,040	19,998	42
	19年度末	993 (13.7)	22 (1.8)	437 (22.4)	144 (13.6)	11 (5.0)	379 (13.5)	11,033 (22.7)	11,017 (22.7)	16 (26.2)
	【再建設費】	6,584	231	2,546	325	35	3,447	22,302	22,255	47
21年以上	21年度末	1,997 (27.0)	1,103 (86.9)	700 (35.8)	110 (10.5)	11 (4.7)	73 (2.5)	15,712 (31.5)	15,705 (31.6)	7 (10.1)
	【再建設費】	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年度末	2,021 (27.5)	1,101 (87.1)	722 (36.9)	112 (10.7)	11 (4.8)	75 (2.6)	15,868 (32.2)	15,861 (32.2)	7 (10.4)
	【再建設費】	53,950	44,946	7,137	755	152	960	41,620	41,589	31
	19年度末	2,016 (27.7)	1,078 (87.1)	727 (37.3)	115 (10.8)	12 (5.5)	84 (3.0)	15,364 (31.6)	15,357 (31.7)	7 (11.5)
	【再建設費】	48,278	40,498	6,342	638	148	652	39,515	39,484	31

- (注) 1 農林水産省の各年度の「農業基盤情報基礎調査報告書」に基づき当省が作成した。  
 2 ( )内は、全体に対する構成比(%)を表す。少数点第2位を四捨五入して記載してある。  
 3 「【再建設費】」欄の数値は、億円単位である。平成21年度末時点では取りまとめられていない。  
 4 耐用年数は、標準耐用年数(表⑤)による。残存耐用年数は、設置年度又は大改修年度から調査年度に至るまでの年数を標準耐用年数から差し引いたものとなっている。

④ 基幹的水利施設の管理者区別施設数（平成 21 年度実績）

区分	点施設計(箇所)					線施設計(km)			
	貯水池	頭首工	水門等	管理設備	機場	水路	集水渠		
全体	7,385	1,269	1,956	1,052	233	2,875	49,814	49,745	69
農林水産省	90 (1.2)	25 (2.0)	20 (1.0)	7 (0.7)	10 (4.3)	28 (1.0)	798 (1.6)	798 (1.6)	0 (0)
都道府県	272 (3.7)	96 (7.6)	35 (1.8)	32 (3.0)	21 (9.0)	88 (3.1)	1,062 (2.1)	1,050 (2.1)	12 (17.4)
市町村	1,119 (15.2)	228 (18.0)	113 (5.8)	173 (16.4)	19 (8.2)	586 (20.4)	9,436 (18.9)	9,435 (19.0)	1 (1.4)
土地改良区	5,172 (70.0)	713 (56.2)	1,488 (76.1)	770 (73.2)	159 (68.2)	2,042 (71.0)	35,949 (72.2)	35,893 (72.2)	55 (79.7)
その他	732 (9.9)	207 (16.3)	300 (15.3)	70 (6.7)	24 (10.3)	131 (4.6)	2,570 (5.2)	2,569 (5.2)	1 (1.4)

(注) 1 農林水産省の平成 22 年度の「農業基盤情報基礎調査報告書」に基づき当省が作成した。

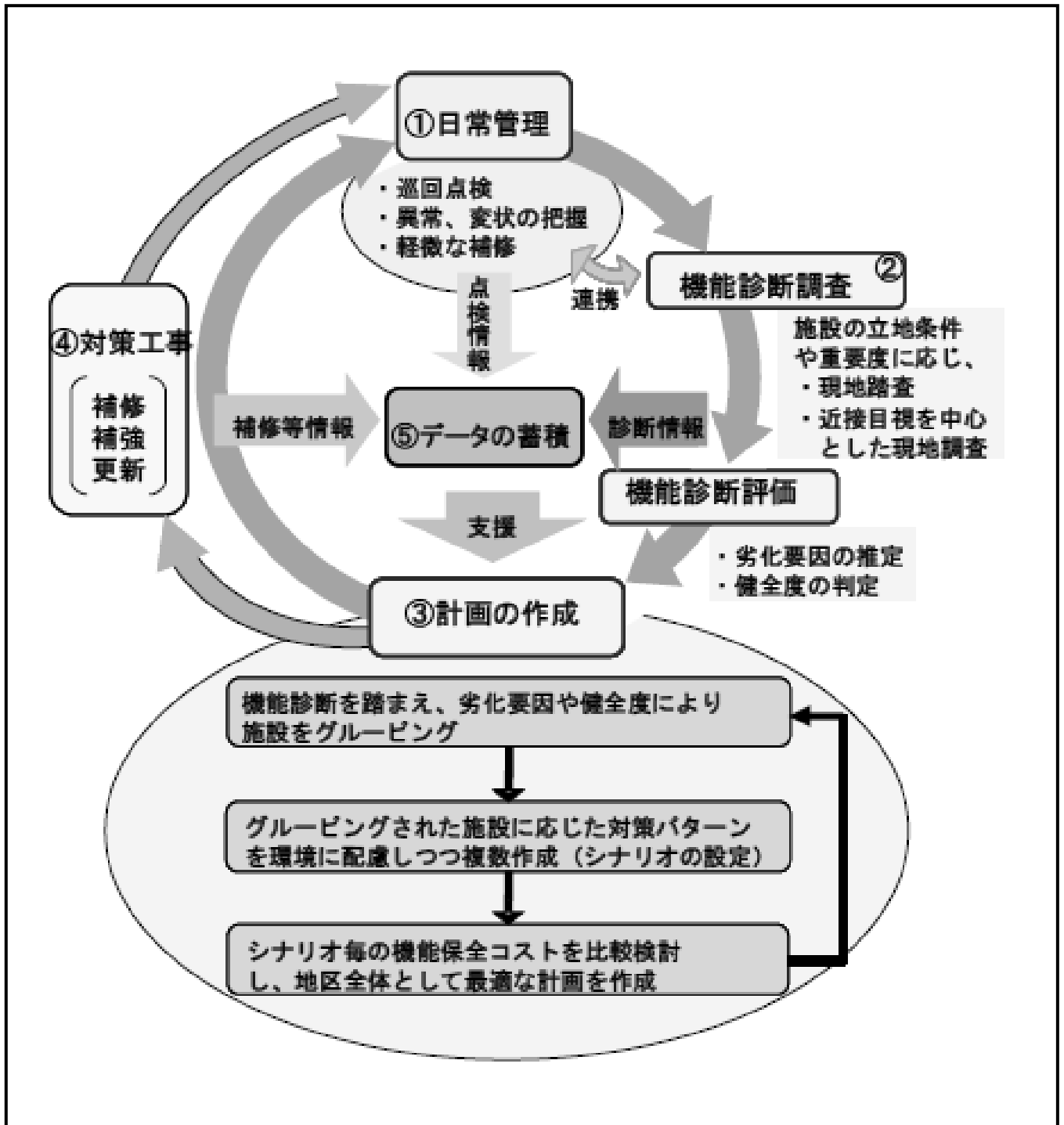
2 ( )内は、全体に対する構成比(%)を表す。少数点第 2 位を四捨五入して記載してある。

⑤ 標準耐用年数表

施設区分	構造物区分	標準耐用年数(年)	
貯水池	ダム、ため池	80	
頭首工	コンクリート	50	
	石積	40	
水門(樋体暗渠を含む)	銅	30	
水路	用排水路	鉄筋コンクリート、コンクリートブロック	40
		コンクリート二次製品、管路、矢板	20~40
		練石積	30
		空石積	20
		土水路	10~20
	隧道	巻立	50
		素掘	40
	水路橋	鉄筋コンクリート、鉄骨	50
	暗渠	鉄筋コンクリート	50
	サイフォン	鉄筋コンクリート、管路	50
建物	鉄筋コンクリート	45	
	鉄骨	35	
	木造	20	
用排水機	ポンプ及び原動機を一括	20	
水管理施設	管理制御機械装置及び通信施設を一括	10	
干拓	堤防	100	
	閘門	50	
	排水門	30	
地下水利用	集水暗渠	ヒューム管、コンクリート管、石積	15
	井戸	巻立、管	30
暗渠排水	完全暗渠	15~30	
	簡易暗渠	10~15	
かんがい排水事業 施設区間が明瞭でない関連 事業の場合のみ使用	ため池施設を含むもの	55	
	機械施設を含むもの	25	
	ため池、機械施設を含まないもの又は明確でないもの	20~30	
スプリンクラー		5~10	
発電施設	水車及び発電機を一括	20	

(注) 本表は、農林水産省の「平成 22 年度農業基盤情報基礎調査報告書(平成 21 年度実績)」から抜粋した。

表 1-(1)-7-② 農業水利施設のストックマネジメントの流れ



(注) 「農業水利施設の機能保全の手引き」(平成 19 年 3 月食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会) から抜粋した。

表 1-(1)-7-③ 農業水利施設のストックマネジメントの基本的な考え方等

○ 「農業水利施設の機能保全の手引き」(抜粋)

2. 1 基本的な考え方

農業水利施設の機能を保全するための手法は、継続的に行う機能診断調査と評価を踏まえて、複数の取りうる対策工法の組合せについて比較検討することにより、適時・的確に、所要の対策を選択して実施することを基本とする。

【解説】

- ・ 農業水利施設は、新規に建設されてから時間の経過とともに劣化し使用に耐えなくなるか、又は使用のために過重な維持補修費がかかるようになり、いずれは更新することになる。

しかし、農業水利施設を構成する施設毎にみると、構造物の劣化は一様でなく、同じ構造の施設系の中でも、改築する以外に対策がない程に劣化している部分、補修や補強により対処(長寿命化)できる部分、当面経過を観察しても性能に支障がないと判断される部分が混在し、個々の施設の状況に応じた適時・的確な対策をとることが効率的である場合がある。

- ・ 従来の施設は、改築する以外に手段がない状態に至った段階、又は営農等の環境変化により施設が必要となる性能を満たさなくなった段階で一括して更新整備が行われることが多かった。今後は、継続的な施設の機能診断に基づく健全度や劣化の要因等の評価を基礎とし、実施可能な対策を施設の機能を保全する費用の面から比較検討することによって、より効率的な対策手法を選択して実施する。

また、対策の比較検討の単位も、事業地区全体や水路の路線毎などの大きくくりではなく、施設の劣化状態等によってグループ化した施設群毎に行う必要がある。

- ・ 体系的な機能診断等の取組により、施設の性能や劣化等の状態が把握され、施設崩壊に至るリスクや、より経済的で選択可能な対応策が明確にされることで、適切な対策の適時・的確な実施が促進され、施設の劣化に伴うリスクの軽減も図られる。

- ・ このように、ストックマネジメントのねらいは、水利施設の時系列的な状態の把握、想定する複数の対策シナリオについて劣化等の進行予測を通じて、適切な補修等により構造物の延命化を図るとともに、補修・更新費用の最小化・平準化を図ることにある。

2. 2 スtockマネジメントの実施項目と流れ

ストックマネジメントでは、①施設管理者による日常管理における点検、補修、②施設造成者による定期的な機能診断調査と評価、③調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、④関係機関等の情報共有と役割分担による所要の対策工事の実施、⑤調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施する。

【解説】

ストックマネジメントによる機能保全のプロセスは、造成された農業水利施設の施設管理者による日常的な管理、施設の状況を継続的に把握するために施設造成者が定期的に行う機能診断調査、施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策の実施について、関係者が連携・情報共有を図りつつ継続的に実施することである。この際、電子化されたデータベースに調査結果や対策の実施内容などの情報を蓄積し、整理・分析することを通じ、より高度な機能診断等に反映させる。



## 2. 3 主な実施項目の内容

### 2. 3. 1 施設管理者による適切な日常管理

施設管理者は、日常の適切な施設の運用と管理により、施設性能の維持に努めなければならない。また、施設の運用・管理の記録を行うとともに、大きな変状が確認された場合には、施設造成者などへ変状の状況等の連絡を行うことが必要である。

#### 【解説】

- ・ 施設の日常的な運用や管理は、施設に本来期待されている性能の発揮とその維持のために重要な行為である。また、経年的な施設の劣化や地震等による偶発的な施設の変状を把握する上で重要な機会である。このため、適切な日常管理が行われなければならない。
- ・ 通常の保守管理の範囲で行う軽度の補修等は、施設管理者が行う。また、高度な機能診断が必要な変状を発見した場合、又は通常の管理を超える規模の対策が必要であると考えられる場合には、施設造成者に情報提供を行う等の対応が的確になされる必要がある。
- ・ 施設管理者は、施設の適切な運用手法や管理技術の向上に努めなければならない。
- ・ 施設造成者は、施設管理者と日頃から施設の管理状況等について情報交換を図るように努めなければならない。

### 2. 3. 2 定期的な機能診断調査と評価

施設の変状を発見し、最適な対策を適時に検討するため、機能診断調査とその評価を定期的実施する。

#### 【解説】

- ・ 定期的な機能診断調査と評価を基礎として、複数の対策工法の比較検討を行うことは、ストックマネジメントの重要な考え方である。
- ・ 機能診断調査は、施設管理者が行う日常管理からの情報や、過去の補修履歴などの基礎資料による情報を踏まえ、効率的に実施する。
- ・ 機能診断調査は、埋設されたパイプライン等の目視が困難な施設を除き、原則として技術的知見を持つ技術者が現地踏査による目視を基本として実施する。また、施設の状況によって早急な対策が必要と判断される場合には、精査を行うなど、段階的な調査等を実施する。
- ・ 初回の機能診断で早期の対策の必要がなかった場合であっても、データベースに調査結果の情報を蓄積するとともに、その後の日常管理に活かすため、施設の劣化原因や状態を踏まえた継続点検のポイントを施設管理者にわかりやすく引き継ぐことが重要である。

### 2. 3. 3 調査結果に基づく施設の分類と劣化予測、対策工法の比較検討

機能診断調査の結果に基づき、施設の劣化予測を行うとともに、取りうる対策の選択肢を明確化した上で、それぞれの対策工法についてLCCを低減する観点から比較検討を行う。

#### 【解説】

- ・ 機能診断調査の結果に基づき、何らかの対策が必要と判断される施設がある場合には、所要の対策工法を検討するため、施設構造や立地条件を考慮しつつ、施設の劣化状況(健全度)に応じて施設の分類(グルーピング)を行う。この分類毎に、複数の対策案を比較検討し、より効率的な対策工法を選定する。

- ・ 対策工法は、施設の構造や劣化状況に応じて技術的に適用可能なものを検討の対象とするが、その際に取りうる対策の選択肢（オプション）を明確にすることが重要である。
- ・ 対策工法の比較は、一定の検討期間を定め、その期間中に発生する施設の機能を保全するための費用（建設費、補修費、維持管理費など）が最も経済的となる手法を基本とする。しかしながら、経済性のみで判断するのではなく、環境への影響や環境修復の可能性、施設管理者や地域住民の意向等も考慮し、総合的に判断する必要がある。
- ・ 劣化が比較的軽度の場合、軽度で安価な対策工事から本格的な対策工事まで、適用可能な対策工法の選択肢が広い。しかし、劣化が進んだ状態では、適用可能な対策工法の選択肢が小さくなるのが一般的である。
- ・ また、施設の劣化状況が軽度で対策を講じない施設であっても、劣化予測が困難な場合には、変状の変化について継続監視とする対応もストックマネジメントの重要な視点である。
- ・ なお、劣化予測を伴う対策工法の採用に当たっては、劣化予測に含まれる誤差についても考慮することが望ましい。

#### 2. 3. 4 施設管理者、施設造成者等の関係者間の情報共有と対策実施の役割分担

実際の機能保全のための対策を検討・実施しようとする場合、関係する機関が情報を共有するとともに、対策の実施時期や工法の選定に当たっては適切な役割分担の基に合意形成を図ることが必要である。

##### 【解説】

- ・ 機能診断の調査結果や機能保全のための対策工法の検討経緯については、施設管理者と施設造成者及び関係機関が情報を共有し、今後の具体的対応について検討することが重要である。
- ・ 直ちに何らかの対策が必要ではない場合であっても、施設の状態や対策が必要となる将来の見込み等についての的確な情報を共有することが重要である。

#### 2. 3. 5 機能診断調査の結果や検討の経緯、対策工事の履歴に係る情報の蓄積

中長期の劣化予測や対策工法を検討するに当たり、過去の機能診断の結果や補修工事の履歴等が重要な情報となる。このため、これを電子化されたデータベースに蓄積し、常に参照できるように整備することが重要である。

##### 【解説】

- ・ スtockマネジメントは劣化の進行を踏まえて、より効率的な対策を比較検討し選択するものであるため、施設の設計諸元や診断結果、補修等の履歴、日常的な維持管理の状況等の情報が検討に当たっての重要な情報となる。このため、これらの情報を収集・蓄積し、一元的に管理することにより、施設の経年的な情報の的確な把握が可能となる。
- ・ 様々な施設の劣化の進行に関するデータの蓄積が図られることにより、施設の劣化予測の精度を向上させることが出来るなど、ストックマネジメントの実施の効率化や技術の向上が図られる。

### 3. 2 性能の管理

#### 3. 2. 1 基本的考え方

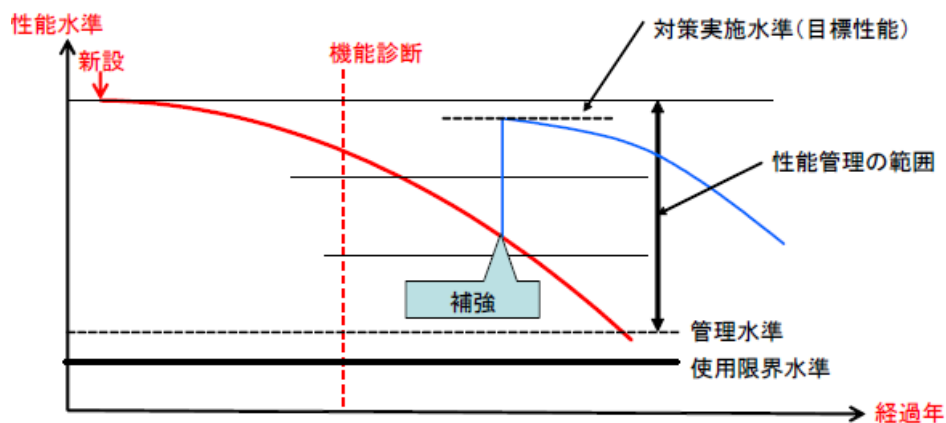
ストックマネジメントの考え方は、農業水利施設の有する機能に着目し、その性能を最適な手法によって一定の範囲に維持することである。この際、どこまでの性能低下を許容するかを明確にすることが必要である。

##### 【解説】

- ・ スtockマネジメントは、当該農業水利施設の設置目的を達成するため、着目した性能や総合的

に評価した健全度指標を一定範囲に維持するために最も合理的な手段を見いだすプロセスである。

- ・ 具体的には、図3-3のように、特定の性能を、新設時の水準と、これ以上の性能低下を許容することが出来ない管理水準の間に維持するために取りうる手段のうち、対策の実施時期、対策工法などが最も経済的になる手段を選択する手法である。



【図3-3 性能劣化曲線と管理水準】

- ・ 管理水準は、性能低下を許容できる限界の性能水準であり、個々の施設における農業面の重要性や環境への影響、災害リスクなどを総合的に勘案して、これを定める必要がある。

#### 表1-(1)-7-④ 国営造成施設の譲与・管理委託に係る土地改良法の根拠規定

##### ① 譲与関係

第94条の3 農林水産大臣は、政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件(中略)を、当該土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、土地改良区、市町村その他農林水産大臣の指定する者(以下この節において「土地改良区等」という。)に譲与することができる。

##### ② 管理委託関係

第94条の6 農林水産大臣は、土地改良財産(第94条第2号に掲げる土地を除く。)を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

2 国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)についての前項の規定による管理の委託は、その国営土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対し、その管理方法に関する基本的事項として定められたところに準拠して管理が行なわれることとなるようにするものとする。

表 1-(1)-7-⑤ 国営造成水利施設保全対策指導事業の関係規程

○ 国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2537 号農林水産事務次官依命通知)

第 1 趣旨

国営土地改良事業によりこれまでに造成されたダム、頭首工、用排水機場及び基幹用排水路等の基幹的な農業水利施設は、国民への安定的な食料供給基盤となる社会資本ストックを形成してきたところである。

こうした農業水利施設は、今後その多くが、順次更新時期を迎えることになるため、その機能の適切な維持保全と次世代への承継が重要な課題となっており、施設の長寿命化を図り、既存ストックの有効活用を実現することが国民経済的視点から不可欠となっている。

このため、施設の劣化状況等を調べる機能診断（以下「機能診断」という。）を行い、当該機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）の作成等を行う国営造成水利施設保全対策指導事業（以下「事業」という。）を実施し、もって施設の機能の効率的な保全に資することとする。

第 2 事業の内容

事業は、国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場及び基幹用排水路等の基幹的な農業水利施設を対象に、施設を管理する者と調整を図りつつ、次に掲げる事項を行うものとする。

なお、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の規定により策定される広域基盤整備計画（以下「広域計画」という。）の対象施設については、原則として、機能保全計画を策定しないものとする。ただし、広域計画の決定（同計画の変更の決定を含む。）前に必要な機能保全対策工事を行う必要がある場合はこの限りではない。

1 機能保全計画の策定等

- (1) 施設の現況調査
- (2) 施設の機能診断
- (3) 構造物の監視
- (4) 機能保全計画の策定

2 施設管理者に対する指導・助言

第 3 事業主体

事業は、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が実施するものとする。

第 4 事業に係る経費

事業に要する費用は全額国庫負担とする。

第 5 報告

- 1 地方農政局長等は、事業の実施結果を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、機能保全計画を策定したときは、事業を実施した施設を管理する者から、当該施設の機能保全計画に基づく対策工事の実施方針を示した機能保全実施方針の報告を受けるものとする。
- 3 地方農政局長等は、2 により施設を管理する者から報告を受けたときは、農村振興局長にその旨報告するものとする。

第 6 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

○ 国営造成水利施設保全対策指導事業実施要領(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2538 号農村振興局長通知)

国営造成水利施設保全対策指導事業（以下「事業」という。）の実施に関しては、国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2537 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第 1 事業の内容

- 1 要綱第 2 の 1 の (4) の「機能保全計画」は、次に掲げる事項について、別紙様式第 1 号により作成するものとする。

- (1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、使用状況等）の概要及び結果
  - (2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果
  - (3) 劣化原因究明のための構造物の監視
  - (4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、概略対策費）
- 2 要綱第2の2の「指導・助言」は次に掲げる事項について実施するものとする。
- (1) 施設の機能保全対策の実施に関すること
  - (2) 施設の整備更新の実施に関すること
  - (3) 施設の監視に関すること
- 3 機能診断の実施及び機能保全計画の策定に当たっては、あらかじめ施設を管理する者の意見の聴取等を行い協議調整を図るものとする。

第2 報告

- 1 要綱第5の1の報告は、別紙様式第2号により、事業実施年度の翌年度の4月末日までに提出するものとする。
- 2 要綱第5の2の報告は、別紙様式第3号により、また、要綱第5の3の報告は、別紙様式第4号により、事業実施年度の翌年度の6月末日までに提出するものとする。

別紙様式第1号

	施設名
機能保全計画	
平成 年 月	

＜機能保全計画 目次＞

- 1 施設現況調査
  - (1) 施設調書
  - (2) 施設管理状況及び課題
- 2 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
- 3 機能保全対策
  - (1) 対策工法
  - (2) 対策時期
  - (3) 機能保全コスト算定
  - (4) 施設監視計画

別紙様式第2号  
(略)

別紙様式第3号

機 能 保 全 実 施 方 針

番 号  
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

〔又は〇〇市町村長  
又は〇〇土地改良区理事長等〕

下記のとおり機能保全実施方針を作成したので、国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱第5の2に基づき報告します。

記

1. 施設名
2. 施設の構造及び規模等
3. 機能保全対策の内容
  - (1) 機能保全対策の内容
  - (2) 実施時期（予定）
4. その他

別紙様式第4号

(略)

表 1-(1)-7-⑥ 国営造成水利施設保全対策指導事業の近年の予算額等の推移

年度	予算額 (千円)	実施施設数	1 施設当たり予算 (千円)
平成 23 年度	2,501,500	1,021	2,450.0
22 年度	2,501,687	1,011	2,474.5
21 年度	2,725,723	956	2,851.2
20 年度	2,467,692	783	3,151.6
19 年度	1,800,000	451	3,991.1
計	11,996,602	4,222	2,841.4

(注) 各年度の「農林水産省年報」を基に当省が作成した。

表 1-(1)-7-⑦ 国営造成施設について都道府県等が事業主体となる事業

事業期間(平成)	19~22 年度		23 年度~					
	基幹水利施設 ストックマネジメント事業		農山漁村地域 整備交付金	地域自主戦 略交付金 (注2)	戸別所得補償 実施円滑化基 盤整備事業	特定地域振興 生産基盤整備 事業	農山漁村地域 整備交付金	地域自主戦略 交付金
事業名			水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)				水利施設整備事業(地域農業 水利施設保全型)	
対象施設	国営 造成 施設	県営 造成 施設	国営造成施設 県営造成施設				国営造成施設 県営造成施設 団体営造成施設	
機能診断の実施	なし	都道 府県	都道府県				市町村、土地改良区等	
機能保全計画の 作成	なし	都道 府県	都道府県				市町村、土地改良区等	
対策工事の実施	都道府県 市町村 土地改良区等 (注3)		都道府県 市町村 土地改良区等		都道府県		市町村、土地改良区等	

(注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

2 地域自主戦略交付金は、平成 24 年度までの事業である。

3 基幹水利施設ストックマネジメント事業では、国営造成施設については、機能診断の実施及び機能保全計画の作成は制度化されていないが、国営造成水利施設保全対策指導事業に従って策定する機能保全計画に基づく対策工事を実施する場合、及び突発的事故に対する緊急補修工事等を実施する場合には、対策工事を行うことができることとなっている。

表1-1-(1)-7-⑧ 土地改良調査管理事務所等の一覧

農政局等	土地改良調査管理事務所等		管轄区域
	土地改良調査管理事務所等に置かれる支所等		
北海道開発局	札幌開発建設部		札幌市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩振興局及び空知総合振興局管内並びに旭川開発建設部の管轄区域のうち、石狩川水系空知川及び雨竜川の管理に関する区域
	函館開発建設部		函館市、北斗市、渡島総合振興局及び檜山振興局管内
	小樽開発建設部		小樽市、後志総合振興局管内
	旭川開発建設部		旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局管内
	室蘭開発建設部		室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局及び日高振興局管内
	釧路開発建設部		釧路市、根室市、釧路総合振興局及び根室振興局管内
	帯広開発建設部		帯広市、十勝総合振興局管内
	網走開発建設部		北見市、網走市、紋別市、オホーツク総合振興局管内
	留萌開発建設部		留萌市、留萌振興局管内並びに稚内開発建設部の管轄区域のうち、天塩川水系天塩川、雄信内川及び間寒別川の管理に関する区域
	稚内開発建設部		稚内市、宗谷総合振興局管内
	北奥羽土地改良調査管理事務所		北奥羽地域（青森県の区域）
	北上土地改良調査管理事務所	宮城支所	北上地域（岩手県の区域及び宮城県の区域（仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡及び亶理郡の区域を除く。））
	西奥羽土地改良調査管理事務所	最上川支所	西奥羽地域（秋田県及び山形県の区域）
関東	阿武隈土地改良調査管理事務所		阿武隈地域（宮城県の区域（仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡及び亶理郡の区域に限る。）及び福島県の区域）
	利根川水系土地改良調査管理事務所	羽鳥ダム管理所 安積疏水特別監視支所	利根川水系地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の区域）
		鬼怒川支所 鬼怒川南部支所	
	西関東土地改良調査管理事務所		西関東地域（神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県内の区域）
		牧之原特別監視支所 笛吹川沿岸支所 伊那西部支所	
	信濃川水系土地改良調査管理事務所		信濃川水系地域（新潟県の区域）
北陸	阿賀野川用水支所		
	西北陸土地改良調査管理事務所		西北陸地域（富山県、石川県及び福井県の区域）
東海	木曾川水系土地改良調査管理事務所		木曾川水系地域（岐阜県、愛知県及び三重県の区域をいう。)
	犬山頭首工管理所		



近畿	淀川水系土地改良調査管理事務所	淀川水系地域（滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県の区域並びに奈良県の区域（奈良市のうち旧添上郡月ヶ瀬村及び旧山辺郡都祁村、宇陀市、山辺郡並びに宇陀郡の区域に限る。））
	加古川水系広域農業水利施設総合管理所 川代ダム管理所 鴨川・大川瀬ダム管理所 糞屋ダム管理所	
中国四国	南近畿土地改良調査管理事務所	南近畿地域（奈良県の区域（奈良市のうち旧添上郡月ヶ瀬村及び旧山辺郡都祁村、宇陀市、山辺郡並びに宇陀郡の区域を除く。）及び和歌山県の区域）
	大迫ダム管理所 津風呂ダム管理所	
九州	中国土地改良調査管理事務所	中国地域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をいう。）
	四国土地改良調査管理事務所	四国地域（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域をいう。）
	北部九州土地改良調査管理事務所 熊本支所 嘉瀬川上流支所	北部九州地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び大分県の区域をいう。）
沖縄開発局	南部九州土地改良調査管理事務所 鹿児島支所	南部九州地域（宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。）
	農林水産部	沖縄県

(注) 1 農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）等に基づき当省が作成した。

2 網掛けの土地改良調査管理事務所等が、今回、当省が調査した機関である。

3 「管轄区域」欄は、支所等ではない土地改良調査管理事務所等のものを記載してある。

表 1-(1)-7-⑨ 機能保全計画に基づく機能保全実施方針の報告状況

事務所		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
札幌 (注 2)	「機能保全計画」作成件数	6 (3)	14 (4)	30 (3)
	うち実施方針が未報告のもの	6 (3)	12 (2)	28 (1)
旭川 (注 2)	「機能保全計画」作成件数	21 (6)	31 (2)	69 (3)
	うち実施方針が未報告のもの	15 (0)	29 (0)	66 (0)
北奥羽	「機能保全計画」作成件数	24	22	0
	うち実施方針が未報告のもの	24	22	0
西奥羽	「機能保全計画」作成件数	54	22	0
	うち実施方針が未報告のもの	54	22	0
西奥羽 (最上 川支所)	「機能保全計画」作成件数	19	26	0
	うち実施方針が未報告のもの	19	26	0
利根川 水系(千 葉県内 分)	「機能保全計画」作成件数	4	2	0
	うち実施方針が未報告のもの	0	0	0
西北陸 (石川 県内分)	「機能保全計画」作成件数	7	0	0
	うち実施方針が未報告のもの	7	0	0
木曾川 水系(愛 知県内 分)	「機能保全計画」作成件数	3	0	2
	うち実施方針が未報告のもの(注 3)	0	0	0
南近畿 (奈良 県内分)	「機能保全計画」作成件数	15	4	6
	うち実施方針が未報告のもの	0	0	0
淀川水 系(京都 府内分)	「機能保全計画」作成件数	0	20	35
	うち実施方針が未報告のもの	0	20	35
中国 (広島 県内分)	「機能保全計画」作成件数	0	0	12
	うち実施方針が未報告のもの	0	0	0
北部九 州(熊本 支所)	「機能保全計画」作成件数	1	0	0
	うち実施方針が未報告のもの	1	0	0
南部九 州	「機能保全計画」作成件数	47	32	32
	うち実施方針が未報告のもの	0	0	0
計	「機能保全計画」作成件数	201 (183)	173 (134)	186 (93)
	うち実施方針が未報告のもの	126 (108)	131 (92)	129 (36)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 札幌開発建設部については、その管内のうち北海道、深川市、新十津川町、当別土地改良区、北海土地改良区を対象にしたものである。札幌開発建設部及び旭川開発建設部においては、健全度指標(1-(1)-イ-①参照)がS-4又はS-5であるときは、機能保全計画に機能保全対策を明記せず、機能保全実施方針の報告も求めている。このため、当該対策が明記された計画に係る件数は、( )内に記載した。

3 木曾川水系土地改良調査管理事務所の表中の機能保全計画については、機能保全実施方針は報告されていないが、同事務所は、これらの機能保全計画を基に地区全体の計画を作成しており、これに対して施設管理者から機能保全実施方針の報告を受けている。

表 1-(1)-7-⑩ 調査対象とした施設管理者における機能保全実施方針の報告の状況

調査対象	平成 21 年度～23 年度		未報告の理由等
	機能保全計画	機能保全実施方針が未報告のもの	
北海道	1	1	機能保全計画の内容が機能保全対策を実施することとなっておらず（健全度が S-4）、報告を求められていない。
北海土地改良区	4	0	
当別土地改良区	3	3	機能保全計画を作成した施設が、広域基盤整備計画調査の調査地区に所在するため、報告を求められていない。
宮城県	0	0	
迫川沿岸土地改良区	1	1	国から提出を求められていない。施設が一応は正常に稼働している間に補修・整備を行うことについて組合員の合意形成が難しい。
迫川上流土地改良区	0	0	
秋田県	0	0	
秋田県雄物川筋土地改良区	3	3	機能保全計画に基づく対策工事を実施する財政的余裕がないため、実施方針を報告できない。
大瀧土地改良区	47	47	財政上、対策工事費用の確保が困難な状況にあり、実施時期の見通しが立たないため、実施方針を報告できない。
山形県	0	0	
庄内赤川土地改良区	0	0	
米沢平野土地改良区	2	2	国から機能保全計画について説明を受けたが、予算確保や実施する事業の調整など時間を要しているため、報告できない。
埼玉県	0	0	
葛西用水土地改良区	0	0	
大里用水土地改良区	0	0	
千葉県	3	0	
千葉県千漣土地改良区	0	0	
両総土地改良区	1	0	
山梨県	0	0	
釜無川右岸土地改良区連合	0	0	
笛吹川沿岸土地改良区	0	0	
長野県	0	0	
長野県中信平右岸土地改良区	0	0	
中信平土地改良区連合	0	0	
長野平土地改良区	0	0	
愛知県	0	0	
宮田用水土地改良区	5	0	
明治用水土地改良区	0	0	
石川県	4	4	地方農政局において、平成 22 年度から広域基盤整備計画調査により今後の整備計画を作成することとなったと口頭での説明を受けたため、実施方針は報告していない。
加賀三湖土地改良区	0	0	
手取川七ヶ用水土地改良区	1	1	地方農政局において、平成 22 年度から広域基盤整備計画調査により今後の整備計画を作成することとなったためであり、方針の報告は求められていない。
三重県	0	0	
宮川用水土地改良区	1	0	
中勢用水土地改良区	0	0	
奈良県	0	0	
五條吉野土地改良区	21	0	
大和平野土地改良区	0	0	
京都府	0	0	
巨椋池排水機場管理協議会	1	1	施設の一部で機能診断、機能保全計画が未了であるため、それが終わってから、実施方針を作成して報告する予定
巨椋池土地改良区	0	0	

広島県	0	0	
島根県	1	0	
益田市土地改良区	0	0	
出雲市斐川土地改良区	0	0	
岡山県	5	5	1 件は、国が国営事業で平成 25 年度から保全対策を行う予定であるため、報告していない。残り 4 件は、複数施設を合わせ、1 地区として方針を検討することが適切であり、全ての施設の機能診断が終了していないため、報告していない。
吉井川下流土地改良区	1	1	平成 24 年度に国が施設長寿命化計画を策定し、それに基づき機能保全計画を見直すと聞いていることから、25 年度に実施方針を報告する予定
高梁川用水土地改良区	1	0	
福岡県	2	2	平成 22 年度から 24 年度までの間、機能診断、機能保全計画の作成が行われており、最終年度の機能保全計画を受けてから実施方針を報告する予定
筑後川土地改良区	0	0	
三井郡床島堰土地改良区	0	0	
玉名平野土地改良区	0	0	
八代平野北部土地改良区	1	1	関係機関との調整に時間を要しているため実施方針の報告が遅れている。
大分県	0	0	
宇佐土地改良区	0	0	
昭和井路土地改良区	0	0	
宮崎県	0	0	
大淀川右岸土地改良区	10	0	
都城土地改良区	0	0	
計	119	72	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「機能保全計画」欄の件数は、調査対象が管理する国営造成施設の中で平成 21 年度から 23 年度までに機能保全計画が作成されたとするものの数である。

表 1-(1)-7-⑪ 機能保全計画に基づく機能保全対策が未実施の施設数

事務所	該当事例数	機能保全実施方針が報告されていないもの	機能保全計画上の機能保全対策の時期別施設数		
			平成 21 年度	22 年度	23 年度
札幌	3	3	1	1	1
北奥羽	3	3	—	—	3
西奥羽（本所）	56	56	26	12	18
西奥羽（最上川支所）	25	25	1	11	13
利根川水系	0	0	—	—	—
木曾川水系	1	1	1	—	—
南近畿	4	0	—	3	2
淀川水系	1	1	—	—	1
中国	4	4	3	1	1
北部九州（熊本支所）	1	1	—	1	—
計	98	94	32	29	38

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 本表は、機能保全計画、機能保全対策の時期を平成 21 年度から 23 年度までのいずれかとしていながら、当該対策が講じられておらず、その時期を経過している事例の数（施設数）を計上したものである。なお、各事務所の事例の具体的内容は表 1-(1)-ア-⑫のとおりである。
- 3 機能保全計画上の機能保全対策の時期の表示が年度によるものか暦年によるものか判然としないものもあるため、本表では、全て年度で整理した。
- 4 南近畿土地改良調査管理事務所の 4 事例のうち 1 事例及び中国土地改良調査管理事務所の 4 事例のうち 1 事例については、機能保全計画上の機能保全対策の時期が平成 22 年度及び 23 年度になっているため両年度に計上していることから、各年度の合計数とは一致しない。
- 5 中国土地改良調査管理事務所では、本表のほか、広島中部台地地区の 11 施設について、表 1-(1)-ア-⑫の図表のとおり、機能保全実施方針が提出されないまま機能保全計画上の保全対策時期を経過している事例がみられた。しかし、平成 20 年度以前の事例であるため、本表には掲載していない。

表 1-(1)-7-⑫ 事例の内容

事務所	事例の概要																																
<p>札幌 (北海道開発局)</p>	<p>札幌開発建設部では、当別土地改良区の管理する施設のうち、平成 21 年度（平成 22 年 3 月）に当別太美南 2 号排水路を対象に、22 年度（平成 23 年 3 月）に青山ダム及び太美幹線用水路を対象に、国営造成水利施設保全対策指導事業により、機能保全計画を作成している。</p> <p>しかし、当別土地改良区は、いずれの施設についても機能保全実施方針を報告していない。</p> <p>その後、下表のとおり、機能保全計画において示された最初の機能保全対策の時期が、既に経過してしまい、当該計画の最適シナリオが崩れており、機能保全計画がいかされていない。</p> <p>なお、当別土地改良区は、これら 3 施設について、札幌開発建設部から、広域基盤整備計画の「長寿命化に配慮した更新整備計画」において具体的な対策時期等を決定すると連絡を受けており、当該計画の策定後に対応を検討するとしている。</p> <p>表 機能保全計画における最適シナリオの概要</p> <table border="1" data-bbox="336 680 1474 1025"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">健全度</th> <th rowspan="2">該当部位</th> <th colspan="3">最適シナリオ</th> </tr> <tr> <th>直近時期</th> <th>対策工法</th> <th>その後の周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当別太美南 2 号排水路</td> <td>S-3</td> <td>開水路</td> <td>供用開始から 32 年目 (平成 21 年)</td> <td>補修 (断面変形対策)</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>青山ダム</td> <td>S-3</td> <td>洪水吐</td> <td>供用開始から 47 年目 (平成 23 年)</td> <td>補修 (表面コンクリート打替)</td> <td>30 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">太美幹線用水路</td> <td>S-2</td> <td>V型トラフ</td> <td>供用開始から 7 年目 (平成 22 年)</td> <td>補強 (再布設 (杭基礎))</td> <td>18 年</td> </tr> <tr> <td>S-3</td> <td>V型トラフ</td> <td>供用開始から 10 年目 (平成 25 年)</td> <td>補強 (再布設 (杭基礎))</td> <td>18 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「最適シナリオ」欄は、各機能保全計画で最適とされているシナリオによる。「直近時期」欄には、各機能保全計画の最適シナリオ上の最初の対策時期を記載した。「その後の周期」は、該当部位に対する対策工法を次に講ずる時期として、最適シナリオに示されている時期である。</p> <p>2 青山ダムの機能保全計画は、内容に不備があり、この計画上、最適とされるシナリオの正確な内容が確認できないため、本表は、同計画の「機能保全コスト比較表」で評価 1 位とされたシナリオに基づき作成した。</p> <p>3 太美幹線用水路の機能保全計画で最適とされたシナリオでは、健全度 S-2 の部位についての直近の対策時期を「2010 年（平成 22 年）」と記載しているが、この計画が作成されたのは平成 23 年 3 月であるので、平成 23 年の誤りと思われる。</p>	施設名	健全度	該当部位	最適シナリオ			直近時期	対策工法	その後の周期	当別太美南 2 号排水路	S-3	開水路	供用開始から 32 年目 (平成 21 年)	補修 (断面変形対策)	10 年	青山ダム	S-3	洪水吐	供用開始から 47 年目 (平成 23 年)	補修 (表面コンクリート打替)	30 年	太美幹線用水路	S-2	V型トラフ	供用開始から 7 年目 (平成 22 年)	補強 (再布設 (杭基礎))	18 年	S-3	V型トラフ	供用開始から 10 年目 (平成 25 年)	補強 (再布設 (杭基礎))	18 年
施設名	健全度				該当部位	最適シナリオ																											
		直近時期	対策工法	その後の周期																													
当別太美南 2 号排水路	S-3	開水路	供用開始から 32 年目 (平成 21 年)	補修 (断面変形対策)	10 年																												
青山ダム	S-3	洪水吐	供用開始から 47 年目 (平成 23 年)	補修 (表面コンクリート打替)	30 年																												
太美幹線用水路	S-2	V型トラフ	供用開始から 7 年目 (平成 22 年)	補強 (再布設 (杭基礎))	18 年																												
	S-3	V型トラフ	供用開始から 10 年目 (平成 25 年)	補強 (再布設 (杭基礎))	18 年																												
<p>北奥羽 (東北農政局)</p>	<p>北奥羽土地改良調査管理事務所が、管轄する青森県内において平成 15 年度から 23 年度までの間に、国営造成水利施設保全対策指導事業により作成した機能保全計画 70 件のうち、施設管理者から機能保全実施方針の報告がなされたものは 2 件となっている。</p> <p>今回、抽出した機能保全計画 5 件についても機能保全実施方針は報告されておらず、うち 3 件で下表のとおり、既に最適シナリオに係る対策時期を経過している。ただし、平成 25 年 8 月現在、農林水産省は、県からの地区調査の申請を受けて事業計画を検討するなど、機能保全計画を活用しつつ、機能保全対策の実施に向けた取組を進めているとしている。</p> <p>表 機能保全計画上の機能保全対策の開始年度が既に超過している例</p> <table border="1" data-bbox="365 1682 1409 1912"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>最適シナリオの対策開始年度及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝井頭首工</td> <td>平成 23 年度から「管理棟 土間コン撤去復旧」</td> </tr> <tr> <td>十三湖揚排水機場 (機械施設設備)</td> <td>平成 23 年度から「ポンプ設備交換」、「ゲート設備整備」</td> </tr> <tr> <td>若宮揚水機場 ①土木木構造物 ②ポンプ・電気設備</td> <td>①平成 23 年度から「土木施設の補修」、「機場建屋の防水」 ②平成 23 年度から「ポンプ設備の整備」</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	最適シナリオの対策開始年度及び内容	滝井頭首工	平成 23 年度から「管理棟 土間コン撤去復旧」	十三湖揚排水機場 (機械施設設備)	平成 23 年度から「ポンプ設備交換」、「ゲート設備整備」	若宮揚水機場 ①土木木構造物 ②ポンプ・電気設備	①平成 23 年度から「土木施設の補修」、「機場建屋の防水」 ②平成 23 年度から「ポンプ設備の整備」																								
施設名	最適シナリオの対策開始年度及び内容																																
滝井頭首工	平成 23 年度から「管理棟 土間コン撤去復旧」																																
十三湖揚排水機場 (機械施設設備)	平成 23 年度から「ポンプ設備交換」、「ゲート設備整備」																																
若宮揚水機場 ①土木木構造物 ②ポンプ・電気設備	①平成 23 年度から「土木施設の補修」、「機場建屋の防水」 ②平成 23 年度から「ポンプ設備の整備」																																

<p>西奥羽（本所） （東北農政局）</p>	<p>平成 21 年度及び 22 年度に、西奥羽土地改良調査管理事務所（本所）が機能保全計画を作成した 76 施設のうち、機能保全計画のシナリオ上、23 年度末までに何らかの対策工事が予定されていた 56 施設において、これが実施されないままその時期を経過している。</p> <p>また、これら 56 施設については、施設管理者から東北農政局長に機能保全実施方針は報告されていない。ただし、平成 25 年 8 月現在、農林水産省は県からの地区調査の申請を受けて事業計画を検討するなど、機能保全計画を踏まえた機能保全対策の実施に向けた取組を進めているとしている。</p> <p>なお、同事務所は、機能保全計画作成後に機能診断の結果及び計画内容の説明のため土地改良区を訪問しており、その際、機能保全実施方針の作成を要請しているとしている。しかし、当該方針は、同事務所を経由せずに施設管理者から直接、東北農政局に提出されるため、同事務所は、その報告状況を正確には把握していない。</p> <p style="text-align: center;">表 機能保全計画に基づく対策工事の実施状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 21 年度</th> <th style="text-align: center;">平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能保全計画策定施設数</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td>うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 21 年度中であった施設数</td> <td style="text-align: center;">26 (0)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 22 年度中であった施設数</td> <td style="text-align: center;">11 (0)</td> <td style="text-align: center;">1 (0)</td> </tr> <tr> <td>うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 23 年度中であった施設数</td> <td style="text-align: center;">13 (0)</td> <td style="text-align: center;">5 (0)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">50 (0)</td> <td style="text-align: center;">6 (0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 括弧内の数字は、シナリオに基づく対策工事が実施された実績である。</p>	区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	機能保全計画策定施設数	54	22	うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 21 年度中であった施設数	26 (0)	-	うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 22 年度中であった施設数	11 (0)	1 (0)	うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 23 年度中であった施設数	13 (0)	5 (0)	合 計	50 (0)	6 (0)
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度																	
機能保全計画策定施設数	54	22																	
うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 21 年度中であった施設数	26 (0)	-																	
うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 22 年度中であった施設数	11 (0)	1 (0)																	
うち、シナリオにおいて、最初の対策工事の実施時期が平成 23 年度中であった施設数	13 (0)	5 (0)																	
合 計	50 (0)	6 (0)																	
<p>西奥羽（最上川支所） （東北農政局）</p>	<p>平成 21 年度及び 22 年度に、西奥羽土地改良調査管理事務所（最上川支所）が作成した山形県内の機能保全計画 45 件について、対策工事の実施状況をみると、このうち 25 件で既に対策工事の実施時期として示された時期を経過しているが、対策工事は実施されていない。</p> <p>また、これら 25 施設については、施設管理者から東北農政局長に機能保全実施方針は報告されていない。ただし、平成 25 年 8 月現在、農林水産省は国営造成施設機能保全事業による対策を検討するため機能保全計画を基に長寿命化検討調査を実施するなど、機能保全計画を活用しているとしている。</p> <p>なお、同事務所は、機能保全実施方針の報告先が東北農政局となっているため、その報告状況を正確には把握していないとしている。また、機能保全対策についても、県と東北農政局の間で検討が進められていることから、その内容・見通しについても正確には把握していないとしている。</p> <p>これら 25 施設のうち、調査対象とした鶴岡市が管理する国営造成施設（三又ダム、水呑沢頭首工、幹線用水路）については、平成 21 年 3 月に作成された機能保全計画で、最初の機能保全対策の時期がいずれも 23 年度となっているが、当該対策を講じておらず、既に時期が経過している。このことについて、同市は、機能保全実施方針については、具体的にいつまで、どのように報告する必要があるかについては説明を受けていないとしている。</p>																		
<p>木曾川水系 （東海農政局）</p>	<p>木曾川水系土地改良調査管理事務所では、平成 19 年度に国営造成水利施設保全対策指導事業により、乙川頭首工（堤体、ゲート設備）の機能診断を行い、機能保全計画を作成（平成 20 年 3 月）している。これによると、扉体については「扉体下部の腐食が著しい。また、変形部がある。」などあり、例えば土砂吐ゲート、洪水吐ゲートについては平成 21 年度に扉体の更新等の工事を実施するシナリオが最適となっている。</p> <p>しかし、乙川頭首工の施設管理者である愛知県は、この機能保全計画に対し機能保全実施方針を東海農政局長に報告していない。その理由について、東海農政局では、広域基盤整備計画調査が実施予定であるためでないかと推測しているにとどまる。</p>																		

一方、愛知県は、平成 20 年度以降、基幹水利施設管理事業（国庫補助率 30%）により、乙川頭首工の一部である魚道ゲートの塗装、開閉機の修繕等を行っているが、機能保全計画に示された機能保全対策は、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）においても実施していない。

機能保全対策を実施していない点について、愛知県は、i) 漏水等が認められることは事実ではあるが取水自体には問題がないこと、ii) 緊急性や重要度の高い施設が他に多数あること、iii) 予算が限られていることなどを理由として挙げている。

南近畿  
(近畿農政局)

南近畿土地改良調査管理事務所は、平成 19 年度から 23 年度までの間に、五條市及び五條吉野土地改良区が管理する 30 の国営造成施設について、機能診断を行い、機能保全計画を作成している。これら全てについて、施設管理者から近畿農政局長に機能保全実施方針が報告されている。機能保全実施方針をみると、下表のとおり、平成 24 年までを実施時期とする機能保全対策もあるが、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）において、いずれも実施されていない。

表 機能保全実施方針における平成 25 年までの機能保全対策

施設管理者	施設名	機能保全対策の内容及び実施時期	
五條吉野土地改良区	ファームボンド 5 号	応力目地、目地部注入	平成 22 年
		止水ゴム交換・調整	平成 23 年
	ファームボンド 10 号	止水ゴム交換・調整	平成 22 年
	ファームボンド 11 号	左官工報	平成 22 年
	ファームボンド 13 号	止水ゴム交換・調整	平成 24 年
	ファームボンド 32 号	止水ゴム交換・調整	平成 23 年
	幹線水路 8-1 号	橋梁添架（鋼管）内面ライニング	平成 24 年
	御山加圧機場	主ポンプの機器の部品取替・補修、軸受の取替、手動仕切弁の補修、逆止弁の補修	平成 25 年
	平原加圧機場（1・2 号機ポンプ）	主ポンプの機器の部品取替・補修、軸受の取替、手動仕切弁の補修、逆止弁の補修、圧力タンクの補修	平成 25 年
	18 号揚水機場	軸受の取替、電動・手動仕切弁の補修、逆止弁の補修	平成 25 年
19-1 号揚水機場	インペラ、主軸の補修、軸受の取替、電動・手動仕切弁の補修、逆止弁の補修	平成 25 年	
五條市 (五條吉野基幹水利施設管理協議会)	1 号揚水機場	主ポンプのインペラ、主軸の補修、軸受の取替、電動・手動仕切弁の補修、逆止弁の補修	平成 25 年
	16 号揚水機場	主ポンプのインペラ、主軸の補修、軸受の取替、電動・手動仕切弁の補修、逆止弁の補修	平成 25 年

(注) 1 五條吉野土地改良区と五條吉野基幹水利施設管理協議会からそれぞれ近畿農政局長宛てに報告された機能保全実施方針を基に作成した。

2 御山加圧機場の受益面積は 0.29 ha（受益農家 1 戸）、平原加圧機場の受益面積は 19.53 ha である。

3 網掛けの事例が、表 1-(1)-ア-⑩に計上したものである。

その理由について、五條吉野土地改良区は、機能保全実施方針の近畿農政局への報告に当たっては、理事長及び副理事長の了承を得ているが、地区内の全施設について機能保全計画の策定が終わらなければ、具体的な工事内容や必要な資金の額が確定せず、土地改良区の総会で議決を得ることができなかつたためとしている。また、南近畿土地改良調査管理事務所が、国営施設機能保全事業により、平成 23 年度から 25 年度までに施設長寿命化検討調査を行い、26 年度から当該事業による対策工事が実施される予定にあることも機能保全実施方針に基づく対策工事が未実施である理由の一つとしている。



そして、現在、機能保全計画を基に、国営施設機能保全事業により施設長寿命化計画を策定し、適切な整備を行っていくために関係者と調整を図りながら事業化に向けた取組を推進しているとしている。

淀川水系  
(近畿農政局)

淀川水系土地改良調査管理事務所は、平成23年度までに、丹後西部地区及び丹後東部地区について全施設の機能保全計画を作成しているが、当省の実地調査時点(平成24年8月～11月)において、施設管理者から近畿農政局長に機能保全実施方針は報告されていない。

同事務所によると、当省の実地調査時点で、丹後西部地区及び丹後東部地区の施設を管理する丹後土地改良区は、機能保全計画に基づく対策工事の実施予算等を理事会及び総代会に諮っておらず、同事務所は、機能保全実施方針の報告を督促していない。

これらの地区の機能保全計画をみると、下表のような機能保全対策が直近の対策として掲げられているが、前述のような状況から、これらの対策は講じられていない。

なお、平成25年4月10日付けで丹後土地改良区から近畿農政局長に機能保全実施方針の報告がなされており、これを踏まえて整備又は更新等の機能保全対策が行われることとされている。

表 機能保全計画に基づく機能保全対策の内容

地区名	施設名	対策時期	対策費 (現在価値)	機能保全対策の内容
丹後西部地区	永留7団地ポンプ	2013年	90万円	フロートバルブの高規格化
	浦明団地ポンプ	2014年	156万円	更新
丹後東部地区	島津4団地貯水池	2011年	596万円	漏水補修
	島津4団地ポンプ	2012年	105万円	更新
	三津団地深井戸ポンプ	2012年	63万円	更新
	三津団地水中ポンプ	2012年	128万円	更新

(注) 網掛けの事例が、表1-(1)-ア-⑩に計上したものである。

中国  
(中国四国農政局)

下表1のとおり、広島中部台地地区の12の国営造成施設(ダム2、揚水機場6(ただし、このうち受益面積が100ha未満のもの4)、幹線水路4)について、平成15年度から19年度までの間に作成された機能保全計画について、機能保全実施方針の報告状況をみると、中国四国農政局長に報告されているものは2施設(目谷ダム、第1揚水機場)に限られている。

また、機能保全計画、機能保全対策が下表2のとおり掲げられていたが、対策工事が行われたのは目谷ダムだけで、他はいずれも実施されることなく、当該対策の時期を経過している。

表1 機能保全計画に基づく機能保全実施方針

区分	1回目			2回目		今後の機能保全対策実施予定の有無	
	機能保全計画策定時期	機能保全対策の実施状況		機能保全計画策定時期	機能保全対策の実施(予定)状況		
		機能保全実施方針の報告の有無	機能保全対策実施の有無		機能保全実施方針の報告の有無		機能保全対策実施の有無
目谷ダム	H16.3	有り	有り(H18)	H24.3	有り	無し	有り
京丸ダム	H20.3	無し	無し				
第1揚水機場	H17.2	有り	無し				
第2揚水機場	H20.3	無し	無し	H24.3	有り	無し	有り
第3揚水機場							
第4揚水機場							
第5揚水機場							
第6揚水機場							
主幹線水路							
1号幹線水路							
2号幹線水路							
3号幹線水路							

(注) 1回目の「機能保全対策実施の有無」は、2回目の機能保全計画策定までの期間のものについて記載した。

表2 1回目の機能保全計画で実施が予定されていた機能保全対策が実施されず、2回目の機能保全計画の作成が行われているもの

区分	計画策定期	2回目の機能保全計画の作成(平成24年3月)までの間に、1回目の機能保全計画で実施が予定されていた機能保全対策
目谷ダム	平成16年3月	(17年度) ○「水管理施設」: 全面更新
京丸ダム	平成20年3月	(22年度) ①「電気設備」: 全面更新 ②「水管理制御施設」: 全面更新 (23年度) ○「管理棟付帯工」: 屋根材張替え、漏水対策
第1揚水機場	平成17年2月	(19年度) ①「1号・2号吐出弁」: 工場持込オーバーホール ②「1号逆止弁」: 工場持込オーバーホール ③「1号電動機」: 現地オーバーホール ④「高圧受変電設備」: 不良機器、寿命超過機器の交換又は更新
第2揚水機場	平成20年3月	(20年度) ①「1号ポンプ」: ケーシングの再塗装、インペラ・ライナーリンク・主軸・軸スリーブ・軸封部の交換(分解整備、同仕様品に交換) ②「三相かご形誘導電動機」: 交換 ③「逆支弁」: 交換 ④「補機設備」: 真空ポンプ・捕水槽・電磁井の同仕様品交換 ⑤「2号ポンプ」: ケーシングの再塗装、インペラ・ライナーリンク・主軸・パッキン部スリーブ・軸スリーブ・軸受・軸封部の交換(分解整備、同仕様品に交換) ⑥「補機設備」: 真空ポンプ・捕水槽・電磁井の同仕様品交換 ⑦「サブマージドディスクバルブ」: 交換 ⑧「柱上気中開閉器」: 同仕様品に交換 ⑨「引込受電盤」: 同仕様品に交換 ⑩「主ポンプ盤1号」: 同仕様品に交換 ⑪「主ポンプ盤2号」: 同仕様品に交換 ⑫「補機盤」: 同仕様品に交換
第3揚水機場	平成20年3月	(20年度) ①「1号ポンプ」: インペラ・主軸・軸スリーブの交換(分解整備、同仕様品に交換) ②「補機設備」: 真空ポンプ・捕水槽・電磁井の同仕様品交換 ③「2号ポンプ」: ケーシングの再塗装、インペラ・主軸の補修、ライナーリンク・パッキン部スリーブ・軸受・軸封部の交換(分解整備、同仕様品に交換) ④「補機設備」: 電磁井同仕様品交換 ⑤「引込開閉器盤」: 同仕様品に交換 ⑥「No.1揚水ポンプ盤」: 同仕様品に交換 ⑦「補機計装盤」: 同仕様品に交換
第4揚水機場	平成20年3月	(20年度) ①「建屋」: 補修(表面保護工法) ②「2号ポンプ」: ケーシングの再塗装、インペラ・主軸の補修、ライナーリンク・パッキン部スリーブ・軸受・軸封部の交換(分解整備、同仕様品に交換) ③「引込開閉器盤」: 同仕様品に交換
第5揚水機場	平成20年3月	(20年度) ①「吸水槽」: 補強(パネル接着工法) ②「3号ポンプ」: ケーシングの再塗装・補修、インペラ・主軸の補修、ライナーリンク・パッキン部スリーブ・軸受・軸封部の交換(分解整備、同仕様品に交換) ③「柱上気中開閉器」: 同仕様品に交換
第6揚水機場	平成20年3月	(20年度) ①「1号、2号ポンプ」: ケーシングの再塗装、インペラ・主軸の補修、ライナーリンク・パッキン部スリーブ・軸受・軸封部の交換(分解整備、同仕様品に交換) ②「引込開閉器盤」: 同仕様品に交換

- (注) 1 機能保全計画（平成 16 年 3 月、17 年 2 月、20 年 3 月中国四国農政局）による。  
 2 目谷ダム以外の施設については、保全対策は実施されていない。  
 3 網掛けの事例が、表 1-(1)-ア-⑩に計上したものである。

中国  
 （中国四国  
 農政局）

益田市土地改良区が管理する益田導水路、益田 1 号幹線水路、高津 1 号導水路及び高津 3 号導水路については、中国土地改良調査管理事務所が機能診断を行い、平成 21 年 3 月に機能保全計画を作成している。これに対して、益田市土地改良区は、益田導水路以外の 3 施設については、機能保全計画に基づく機能保全実施方針を中国四国農政局長に報告しておらず、対策工事も行っていない。

そして、これらの機能保全計画のうち下表のものは、既に当該計画に基づく機能保全対策の時期を経過している。

その理由について、同改良区は、これら 3 施設の機能保全対策の費用確保が難しいためであるとしている。

表 機能保全計画における保全シナリオの概要

施設名	健全度	該当部位	保全シナリオ		
			直近時期	対策工法	その後の周期
益田 1 号幹線水路	S-3	空気弁	供用開始から 22 年目 (平成 21 年)	更新	20 年
高津 1 号導水路	S-3	空気弁	供用開始から 27 年目 (平成 21 年)	更新	20 年
高津 3 号導水路	S-3	空気弁	供用開始から 22 年目 (平成 21 年)	更新	20 年

北部九州  
 （熊本支  
 所）  
 （九州農政  
 局）

北部九州土地改良調査管理事務所（熊本支所）は、国営造成水利施設保全対策指導事業により、管轄する八代平野地区内の遙拝頭首工について、平成 21 年度（平成 22 年 3 月）に機能保全計画を作成しているが（平成 20 年度に一度作成しているが 21 年度に一部見直しをしている。）、遙拝頭首工を管理する八代平野土地改良区連合は、九州農政局長に機能保全実施方針を報告していない。

その一方で、同事務所（熊本支所）が作成した遙拝頭首工の機能保全計画では、次のとおり、例えば直近で、施設機械設備については 2010 年（平成 22 年）に、土木構造物については 2014 年（平成 26 年）に対策を行うことを機能保全シナリオとして挙げている。しかし、前者については、既に経過しており、後者については、施設管理者がどのように対応するのかという点の報告がないままとなっている。

ただし、平成 25 年 8 月現在、農林水産省は、国営造成施設機能保全事業による対策を検討するため機能保全計画を基に長寿命化検討調査を実施するなど、機能保全計画を活用しているとしている。

表 遙拝頭首工の機能保全シナリオ

概要	土木構造物は、s-2 相当に劣化した時点で対策を実施するシナリオ 2 の案が機能保全コストが最小となった。ゲート設備は、きめ細かなメンテナンスを実施することで、延命化を図る。 水管理・電気設備は、現時点で、部品供給が不可能となっており、故障が発生した場合は、そのまま、機能不全に陥ることから、早期に更新を行う。	
直近の対策がある施設区分	直近の対策年と対策内容	
土木構造物の取水工	2014 年	炭素繊維シート補強工
ゲート設備（扉体、開閉装置、その他）	2010 年	補修
水管理設備（操作盤、水位計）、電気設備（操作盤）	2010 年	更新

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-7-⑬ 機能保全計画に基づく機能保全対策の実施件数

事務所	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	該当施設
札幌	0	0	1	0	萩の山揚水機場
旭川	0	0	0	0	
北奥羽	0	0	0	0	
西奥羽（本所）	0	0	0	0	
利根川水系	0	0	2	0	手賀排水機場 白山揚水機場送水路
木曾川水系	1	0	0	0	日光川河口排水機場
西北陸	0	0	0	0	
南近畿	0	0	0	0	
淀川水系	0	0	0	0	
中国	0	0	0	0	
北部九州（熊本支所）	0	0	0	0	
南部九州	0	0	0	0	
計	1	0	3	0	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 札幌開発建設部については、国営造成施設を管理している北海道、深川市、新十津川町、当別土地改良区及び北海土地改良区を対象に調査した結果である。

3 西奥羽土地改良調査管理事務所最上川支所は、調査対象であるが、事務に関与していないため不明と回答していることから、本表には掲載していない。

4 利根川水系土地改良調査管理事務所分については、千葉県及び埼玉県内分のみの結果である。

5 木曾川水系土地改良調査管理事務所分については、愛知県内分のみの結果である。

6 西北陸土地改良調査管理事務所分については、石川県内分のみの結果である。

7 南近畿土地改良調査管理事務所分については、奈良県分のみの結果である。

8 淀川水系土地改良調査管理事務所分については、京都府分のみの結果である。

9 中国土地改良調査管理事務所分については、広島県内分のみの結果である。

10 「24 年度」欄は、当省の調査開始時点（平成 24 年 8 月）までの結果である。

表 1-1(1)-7-⑭ 国営造成水利施設保全対策指導事業による機能診断の実施状況（施設数）

（単位：か所（点施設）、km（線施設）、%（診断率））

工種	施設 総数	診断 済み	診断率	耐用年数を経過した施設		耐用年数の半分を経過した施設		その他の施設		
				総数	診断済み	総数	診断済み	総数	診断済み	
点施設	貯水池	247	174	70.4	0	0	28	207	146	70.5
	頭首工	349	248	71.1	33	20	124	158	104	65.8
	機場	794	582	73.3	374	303	197	203	82	40.4
	水門	170	94	55.3	65	30	36	62	28	45.2
	管理設備	182	104	57.1	110	82	16	39	6	15.4
小計	1,742	1,202	69.0	582	435	401	669	366	54.7	
線施設（水路等）	17,826	12,142	68.1	2,265	1,792	4,305	10,049	6,045	60.2	

（注）1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 23 年度末の実績である。

3 施設総数は、国営造成施設を対象とする。

4 診断率は少数点第 2 位を四捨五入している。

表 1-(1)-7-⑮ 受益面積が 100 ha未満の国営造成施設の機能診断を実施している例

事務所	地区（府県）	施設種別	受益面積	実施年度	対策を最初に行う年度
南近畿	五条吉野地区 （奈良県）	幹線水路 4-9 号（ファームポンド 23 号含む。）	4 ha	平成	H37
		幹線水路 6-4 号（ファームポンド 24・25 号含む。）	78ha	21 年度	H39
		幹線水路 7-1 号（ファームポンド 26 号含む。）	43ha	22 年度	H41
		幹線水路 7-2 号（ファームポンド 27 号含む。）	49ha		H41
		御山加圧機場	0.29ha	23 年度	H25
		平原加圧機場	19.53ha		H25
淀川水系	丹後西部・東部 （京都府）	木子 1 団地揚水機場	18.2ha	22 年度	H28
		橋木団地揚水機場	4.3 ha		H27
		小西 1 団地揚水機場	1.3ha		H26
		二箇団地揚水機場	8.4ha		H28
		五箇団地揚水機場	12.7ha		H28
		内記・矢田団地揚水機場	15.6ha		H32
		三坂団地揚水機場	19.6ha		H33
		周枳団地揚水機場	2.4ha		H30
		中ノ谷・大野・奥大野団地揚水機場	41.8ha		H28
		郷 1 団地揚水機場	10.0ha		H28
		郷 2 団地揚水機場	4.7ha		H33
		郷 1（生野内）島津 5 団地揚水機場	7.3ha		H33
		郷 3・郷 4 団地揚水機場	13.2ha		H28
		島津 4 団地揚水機場	15.0ha		H24
		島津 2 団地揚水機場	11.0ha		H33
		島津 3 団地揚水機場	4.1ha		H33
		掛津団地揚水機場	4.0ha		H33
		三津（深井戸）団地揚水機場	29.3ha		H24
		三津（水中）団地揚水機場			
		高山団地揚水機場	7.2ha		H28
		吉永矢畑団地揚水機場	3.1ha		H29
		遠下団地揚水機場	1.4ha		H33
		上野団地揚水機場	4.5ha		H33
		芋野団地揚水機場	9.1ha	H33	
		堤団地揚水機場	9.9ha	H33	
		奈具岡団地揚水機場	18.0ha	H33	
		黒部団地揚水機場	14.0ha	H33	
		鳥取 1 団地揚水機場	3.7ha	H33	
		井辺団地揚水機場	22.6ha	H33	
		鳥取 2・鳥取 3 団地揚水機場	9.1ha	H33	
		鴨谷・木橋 2 団地揚水機場	21.1ha	H33	
		坂野団地揚水機場	10.0ha	H33	
		和田野団地揚水機場	21.0ha	H33	
		郷 3・4 団地貯水池	13.2ha	H40	
		五箇団地貯水池	12.7ha	23 年度	H43
		郷 1 団地（公庄）貯水池	10.0ha		H44
		島津 4 団地貯水池	15.0ha		H23
		俵野団地揚水機場	12.7ha		H27
		鹿野 1 団地揚水機場	8.4ha		H31
		浦明団地揚水機場	12.5ha		H25
		大井団地揚水機場	8.6ha		H31
		壺分団地揚水機場	9.4ha		H27
		女布団地揚水機場	7.4ha		H32
		永留 1・5 団地揚水機場	7.9ha		H26
		永留 2 団地揚水機場	15ha		H31
		永留 6 団地（永留側）揚水機場	21.6ha		H31
永留 6 団地（丸山側）揚水機場					
永留 7 団地揚水機場	4.8ha	H23			
谷団地揚水機場	4.5ha	H32			

		新庄 1 団地揚水機場	9.8ha		H27	
		栃谷 2 団地揚水機場	7.3ha		H26	
		俵野団地貯水池	12.7ha		H42	
		壱分団地貯水池	9.4ha		H41	
		栃谷 2 団地貯水池	7.3ha		H41	
中国	広島中部 台地 (広島県)	第 2 揚水機場	81 ha	19 年度 及び 23 年度	H24	
		第 3 揚水機場	49 ha		H24	
		第 4 揚水機場	19 ha		H24	
		第 6 揚水機場	9 ha		H24	
	益田 (島根県)	第 3 揚水機場		不明 (100ha 未満)	16 年度	H18
	横田 (島根県)	4 号幹線水路			20 年度	H47
	笠岡湾干 拓 (岡山県)	片島排水機場			22 年度	H23
		国繁揚水機場				H30
	勝英 (岡山県)	西部水路			18 年度	H27
		勝田水路				H25

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成 23 年度末現在で国営造成水利施設保全対策指導事業により受益面積が 100 ha 未満の国営造成施設を対象に機能診断を実施し、機能保全計画を作成した例 (70 施設) について作成した。

3 本事業は受益面積の実施要件はない。

本事業の予算の推移をみると、平成 19 年度から 23 年度までの間、各年度、平均約 24 億円が投じられ、受益面積が 100 ha 未満のものも含む計 4,222 施設で機能診断等が行われている。

4 平成 23 年度までに対策が必要とされた施設は 4 施設 (表中の網かけのもの) であった。また、機能保全計画に基づく保全対策が実施されたものは、中国土地改良調査管理事務所の勝英地区の 2 施設にとどまる。

表 1-(1)-7-⑬ 同一地区内の複数施設の機能保全計画を取りまとめている例

事務所	事例の概要
木曾川水系	<p>木曾川水系土地改良調査管理事務所は、宮田用水土地改良区が管理する 5 水路について、平成 21 年度から 23 年度までの間に、それぞれ機能保全計画を作成している。</p> <p>そして、平成 23 年度には、これらの水路以外の同改良区が管理する施設も含め、同改良区が管理する地区全体の機能保全計画を取りまとめている。</p> <p>通常、機能保全計画は、施設ごとに作成されているが、複数の施設を管理する土地改良区等にとっては、管理する地区内の他の施設の状況も含めて、対策工事等の検討を行う必要があることから、このように地区全体の機能保全計画が国により取りまとめられることは、当該土地改良区等にとっては有益なものと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(1)-7-⑱ 地方公共団体等が機能保全計画の作成に関与していない等の例**

事例の概要
<p><b>○事例 1</b></p> <p>今回調査した西奥羽土地改良調査管理事務所の管内の秋田県雄物川筋土地改良区及び大潟土地改良区は、同事務所から、機能診断結果及び機能保全計画の内容については説明を受けたが、対策工事の実施の可否について協議したことも、実施について勧奨を受けたこともないと認識していた。</p> <p>また、秋田県は、国営造成施設につき機能保全計画に基づく対策工事を実施することについては、施設所有者である国が国営事業で実施すべきであるとしており、当省の現地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）において、国営造成施設に係る対策工事の実施主体となる考えを持っていない。同事務所から、国営造成施設につき機能診断等を実施するに当たり、これまで協議・調整を打診されたこともないと認識していた。</p> <p>仮に、同県が実施主体となる場合でも、機能診断から対策工事の実施までを円滑に進めるためには、施設選定の段階から、地方公共団体及び土地改良区と協議・調整を行い、対策工事の実施についても合意形成を図っておく必要があるとの認識を示している。</p> <p>実際にも、同県は、県営造成施設については、施設選定の段階から、施設管理者及び市町村と協議・調整を図りながら取り組んでおり、機能保全計画を作成している 76 施設のうち対策工事の予定時期が到来しているものは、全て工事を実施している。</p>
<p><b>○事例 2</b></p> <p>山形県は、機能保全実施方針の未報告及び機能保全対策の未実施について、国からは機能診断を行うとの連絡があるだけで、機能保全計画を策定した後のフォローもないとしている。しかし、国営造成施設については、国が機能保全対策を実施すべきと考えるが、事業の採択要件等から施設管理者が実施しなければならないのであれば、今後、地元の土地改良区等とも相談しながら、実施を検討していくとしている。</p>
<p><b>○事例 3</b></p> <p>平成 21 年度から 23 年度までに、木曾川水系土地改良調査管理事務所が愛知県内の国営造成施設について策定した機能保全計画は、宮田用水土地改良区が管理する宮田導水路（大江奥村導水路）、新般若幹線水路、大江幹線水路、二ツ寺支線水路及び奥村幹線水路の 5 つである。</p> <p>そのいずれの計画の策定に当たっても、同事務所は、対策内容、最適シナリオの選定等に当たって、施設管理者と調整を行っていないとしている。</p> <p>施設管理者である宮田用水土地改良区も、機能保全計画の策定に当たり、木曾川水系土地改良調査管理事務所との調整が行われたことはないとしている。</p>
<p><b>○事例 4</b></p> <p>広島県は、広島中部台地地区の 12 の国営造成施設について、当該地区の事業完了（平成 9 年度）から相当の期間が経過し、機器の老朽化等から施設管理上の問題の発生が危惧されることなどから、施設管理者及び地元市町（世羅町、三原市）からの要望を踏まえ、25 年度から県営事業で補修工事を行う方針の下、当該補修工事の前に、既存の機能保全計画の改訂を中国四国農政局に依頼している。</p> <p>中国土地改良調査管理事務所は、平成 23 年度に、これら 12 施設の機能診断を行い、機能保全計画を作成（24 年 3 月）しており、これに対し、施設管理者である広島中部台地土地改良施設管理組合は、この 12 施設の機能保全対策を平成 25 年度以降に行うとする機能保全実施方針を報告している。</p> <p>このように、施設管理者及び関係地方公共団体が対策工事を行う用意があるとしている場合には、作成した機能保全計画が十分に活用され得るものであり、望ましく、当該計画を作成する意義があるものとする。</p>

（注）当省の調査結果による。



表 1-(1)-7-⑩ 施設管理者から機能保全実施方針の報告を適切に求めている例

地方農政局等	事例の概要																																				
北海道開発局	<p>北海道開発局は、国営造成水利施設保全対策指導事業により機能保全計画を作成した場合であっても、当該施設が、国営造成施設機能保全事業の対象地区又は広域基盤整備計画調査の調査地区に所在するときは、施設管理者から機能保全実施方針の報告を求めている。</p> <p>また、北海道開発局（札幌開発建設部又は旭川開発建設部）が平成 21 年度から 23 年度までに機能保全計画を策定したものは、348 施設あるが、このうち、施設の健全度が S-4 又は S-5 と評価した 311 施設については、性能の低下予測、対策工法の検討を行わないこととしている。このため、この 311 施設分については、施設管理者から機能保全実施方針の報告を求めている。</p>																																				
東北	<p>東北農政局管内のうち今回調査対象とした北奥羽土地改良調査管理事務所又は西奥羽土地改良調査管理事務所が管轄する青森県、秋田県及び山形県の各県内において、平成 15 年度から 23 年度までの間で、国営造成水利施設保全対策指導事業により、機能保全計画を策定しながら、施設管理者から機能保全実施方針の報告を受けていないものが下表のとおり多数みられた。</p> <p>表 機能保全計画に基づく機能保全実施方針の報告状況</p> <table border="1" data-bbox="384 685 1102 898"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>機能保全計画 作成件数</th> <th>機能保全実 施方針報告 件数</th> <th>報告率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県</td> <td>70</td> <td>2</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>秋田県</td> <td>102</td> <td>6</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>53</td> <td>6</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>東北農政局は、平成 21 年度以降、施設管理者から機能保全実施方針の報告を全く受けておらず、施設管理者に対して、機能保全実施方針の確実な報告を督促していない。</p> <p>また、同局管内では、機能保全実施方針の報告は土地改良調査管理事務所を経由せず、施設管理者から直接農政局に報告されるっており、同事務所は、その報告状況を正確には把握していない。</p>	県名	機能保全計画 作成件数	機能保全実 施方針報告 件数	報告率 (%)	青森県	70	2	2.9	秋田県	102	6	5.9	山形県	53	6	11.3																				
県名	機能保全計画 作成件数	機能保全実 施方針報告 件数	報告率 (%)																																		
青森県	70	2	2.9																																		
秋田県	102	6	5.9																																		
山形県	53	6	11.3																																		
東海	<p>木曾川水系土地改良調査管理事務所が、平成 23 年度末までに国営造成水利施設保全対策指導事業により機能保全計画を策定した 46 施設について、機能保全実施方針の報告状況をみると、報告されているもの 34 施設、未報告のもの 12 施設となっている。</p> <p>このことについて、東海農政局では、機能保全実施方針が報告されていない 12 施設では、表 1 のとおり、国営施設機能保全事業、国営農地防災事業、広域基盤整備計画が予定されているためであるとしている。</p> <p>しかし、表 2 のとおり、上記 34 施設の中には、国営事業で機能保全対策が行われているものもあることから、機能保全実施方針の報告を受ける取扱いが区々となっている。</p> <p>表 1 機能保全実施方針が未報告の施設とその理由</p> <table border="1" data-bbox="376 1473 1477 1899"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設管理者</th> <th>東海農政局による未報告の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾西排水機場</td> <td>愛知県</td> <td rowspan="3">国営施設機能保全事業（尾張西部地区）を実施予定のため</td> </tr> <tr> <td>尾西排水路（導水路）</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>尾西排水路（送水路）</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路</td> <td>木津用水土地改良区</td> <td>国営農地防災事業を実施予定のため</td> </tr> <tr> <td>琴沢調整池</td> <td>矢作南部土地改良区連合</td> <td rowspan="8">広域基盤整備計画を実施予定のため</td> </tr> <tr> <td>八幡調整池</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>乙川頭首工</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>坂崎揚水機場</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>碧南干拓排水機場</td> <td>碧南市土地改良区</td> </tr> <tr> <td>岩倉取水工</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>明治幹線水路（西井筋）</td> <td>明治用水土地改良区</td> </tr> <tr> <td>北部幹線水路</td> <td>愛知県</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 機能保全実施方針が報告された施設の機能保全対策の状況</p> <table border="1" data-bbox="368 2002 1434 2098"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設数</th> <th>施設名・事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能保全実施方針報告施設数</td> <td>34</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設管理者	東海農政局による未報告の理由	尾西排水機場	愛知県	国営施設機能保全事業（尾張西部地区）を実施予定のため	尾西排水路（導水路）	愛知県	尾西排水路（送水路）	愛知県	新木津用水路	木津用水土地改良区	国営農地防災事業を実施予定のため	琴沢調整池	矢作南部土地改良区連合	広域基盤整備計画を実施予定のため	八幡調整池	〃	乙川頭首工	愛知県	坂崎揚水機場	愛知県	碧南干拓排水機場	碧南市土地改良区	岩倉取水工	愛知県	明治幹線水路（西井筋）	明治用水土地改良区	北部幹線水路	愛知県	項目	施設数	施設名・事業名	機能保全実施方針報告施設数	34	—
施設名	施設管理者	東海農政局による未報告の理由																																			
尾西排水機場	愛知県	国営施設機能保全事業（尾張西部地区）を実施予定のため																																			
尾西排水路（導水路）	愛知県																																				
尾西排水路（送水路）	愛知県																																				
新木津用水路	木津用水土地改良区	国営農地防災事業を実施予定のため																																			
琴沢調整池	矢作南部土地改良区連合	広域基盤整備計画を実施予定のため																																			
八幡調整池	〃																																				
乙川頭首工	愛知県																																				
坂崎揚水機場	愛知県																																				
碧南干拓排水機場	碧南市土地改良区																																				
岩倉取水工	愛知県																																				
明治幹線水路（西井筋）	明治用水土地改良区																																				
北部幹線水路	愛知県																																				
項目	施設数	施設名・事業名																																			
機能保全実施方針報告施設数	34	—																																			

	うち国営事業が行われているもの	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国営施設機能保全事業 (第三頭首工、粟生頭首工、勝賀揚水機場など 21 施設)</li> <li>・国営施設応急対策事業 (青蓮寺ダム取水施設、青蓮寺幹線水路)</li> </ul>																																
(注) 「日光川河口排水機場」及び「排水管理施設(日光)」については、国営施設機能保全事業が予定されているが、施設管理者である愛知県が平成 21 年度以降実施した事業もあるので、「うち国営事業が行われているもの」欄には加えていない。																																			
近畿	<p>淀川水系土地改良調査管理事務所では、平成 15 年度から 23 年度までに管内(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の一部)で点施設 78 か所、線施設 50km の機能保全計画を策定している。</p> <p>しかし、近畿農政局では、このうち点施設 73 か所(93.6%)、線施設 34km(68%)について、当省の実地調査時点(平成 24 年 8 月～11 月)で、機能保全実施方針の報告を施設管理者から受けていない。</p> <p>近畿農政局が機能保全実施方針の報告を受けていない施設のうち、国営日野川農業水利事業で造成された滋賀県の蔵王ダム及び第 1 段揚水機場は、平成 16 年度に機能診断が実施され、機能保全計画が策定されており、平成 24 年 10 月末時点で未報告期間が 7 年 4 か月間と最長となっている。</p> <p>表 淀川水系土地改良調査管理事務所管内における機能保全実施方針の報告件数</p> <table border="1" data-bbox="403 801 1412 1093"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">点施設(か所)</th> <th>線施設</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>ダム・貯水池</th> <th>頭首工</th> <th>機場</th> <th>水門</th> <th>管理施設</th> <th>水路(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能保全計画策定済み</td> <td>78 (100)</td> <td>10 (100)</td> <td>8 (100)</td> <td>57 (100)</td> <td>3 (100)</td> <td>0 (-)</td> <td>50 (100)</td> </tr> <tr> <td>うち機能保全実施方針未報告</td> <td>73 (93.6)</td> <td>8 (80.0)</td> <td>8 (100)</td> <td>54 (94.7)</td> <td>3 (100)</td> <td>-</td> <td>34 (68.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 機能保全計画は平成 15 年度から 23 年度末までのものであり、機能保全実施方針の報告は当省の実地調査時点(平成 24 年 8 月～11 月)である。( )内は構成比(%)である。</p> <p>国営造成水利施設保全対策指導事業の実施要綱、実施要領によると、機能保全実施方針は、機能保全計画を作成した年度の翌年度の 6 月末までに報告することが求められるが、同事務所では、施設管理者が管理する地区の全施設について同事業が完了したときに、その年度の翌年度 6 月末までにまとめて報告することを認めており、実施要領と異なる運用をしている。</p> <p>また、当該運用によった場合、平成 23 年度までに全施設の機能保全計画が作成されている丹後西部地区及び丹後東部地区については、24 年 6 月までに機能保全実施方針が報告されることとなるが、当省の実地調査時点(平成 24 年 8 月～11 月)においても、施設管理者から機能保全実施方針の報告はない。</p> <p>同事務所によると、当省の実地調査時点で、丹後西部地区及び丹後東部地区の施設を管理する丹後土地改良区は、機能保全計画に基づく対策工事の実施予算等をいまだに理事会及び総代会に諮っておらず、また、同事務所は、これまで機能保全実施方針の報告を督促していない。</p> <p>ただし、平成 25 年 4 月 10 日付けで丹後土地改良区から機能保全実施方針の報告がなされており、これを踏まえて整備、更新等の機能保全対策が行われることとされている。</p> <p>なお、近畿農政局では、農林水産省本省の指導がないことを理由として、機能保全実施方針の報告について計画的に施設管理者に対して指導を行うこととしておらず、担当者が個別に電話等で適宜照会するとしている。</p>					点施設(か所)						線施設	合計	ダム・貯水池	頭首工	機場	水門	管理施設	水路(km)	機能保全計画策定済み	78 (100)	10 (100)	8 (100)	57 (100)	3 (100)	0 (-)	50 (100)	うち機能保全実施方針未報告	73 (93.6)	8 (80.0)	8 (100)	54 (94.7)	3 (100)	-	34 (68.0)
	点施設(か所)						線施設																												
	合計	ダム・貯水池	頭首工	機場	水門	管理施設	水路(km)																												
機能保全計画策定済み	78 (100)	10 (100)	8 (100)	57 (100)	3 (100)	0 (-)	50 (100)																												
うち機能保全実施方針未報告	73 (93.6)	8 (80.0)	8 (100)	54 (94.7)	3 (100)	-	34 (68.0)																												

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-7-⑱ 機能保全実施方針は報告されているが報告期限後である等、適切でない例

i) 報告期限後に機能保全実施方針が報告されている例

地方農政局等	事例の概要																				
北海道開発局	北海道開発局（旭川開発建設部）が平成 21 年度から 23 年度までに機能保全実施方針の報告を受けた 11 施設のうち 4 施設については、翌年度の 7 月に報告を受けている。																				
関東	<p>千葉県は、下表の施設について、利根川水系土地改良調査管理事務所が作成した機能保全計画に基づき、機能保全実施方針を関東農政局に報告しているが、報告期限とされる事業実施年度の翌年度の 6 月末までに報告できていない。</p> <p>表 千葉県が機能保全実施方針を報告したもの</p> <table border="1" data-bbox="405 510 1418 759"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>計画策定年月</th> <th>報告年月日</th> <th>対策事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗吾揚排水機場</td> <td>平成 20 年 3 月</td> <td>平成 22 年 6 月 30 日</td> <td>国営かんがい排水事業（印旛沼二期）</td> </tr> <tr> <td>手賀排水機場</td> <td>平成 22 年 3 月</td> <td>平成 22 年 12 月 21 日</td> <td>基幹水利施設ストックマネジメント事業</td> </tr> <tr> <td>笹川揚水機場</td> <td>平成 23 年 2 月</td> <td>平成 24 年 3 月 8 日</td> <td>国営施設機能保全事業</td> </tr> <tr> <td>白山機場送水路</td> <td>平成 23 年 3 月</td> <td>平成 24 年 3 月 8 日</td> <td>県営災害復旧事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>このことについて、千葉県は、機能保全実施方針には機能保全対策の内容として、実施時期を記載することとなっているが、事業化の見通し及び予算の裏付けとして、県で公表している県全体の計画である総合計画等への事業掲載がなければ、公のものとして県として実施時期を記載できないことから、報告期限を超過して報告したとしている。また、平成 19 年度から、国への施策要望として、国営造成施設については、国が機能診断から対策工事まで一貫して実施するよう要望し続けていることも、報告が遅れた要因であるとしている。</p>	施設名	計画策定年月	報告年月日	対策事業	宗吾揚排水機場	平成 20 年 3 月	平成 22 年 6 月 30 日	国営かんがい排水事業（印旛沼二期）	手賀排水機場	平成 22 年 3 月	平成 22 年 12 月 21 日	基幹水利施設ストックマネジメント事業	笹川揚水機場	平成 23 年 2 月	平成 24 年 3 月 8 日	国営施設機能保全事業	白山機場送水路	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月 8 日	県営災害復旧事業
施設名	計画策定年月	報告年月日	対策事業																		
宗吾揚排水機場	平成 20 年 3 月	平成 22 年 6 月 30 日	国営かんがい排水事業（印旛沼二期）																		
手賀排水機場	平成 22 年 3 月	平成 22 年 12 月 21 日	基幹水利施設ストックマネジメント事業																		
笹川揚水機場	平成 23 年 2 月	平成 24 年 3 月 8 日	国営施設機能保全事業																		
白山機場送水路	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月 8 日	県営災害復旧事業																		
東海	<p>中勢用土地改良区が管理する中勢用水地区にある施設については、第三頭首工及び南幹線水路が平成 17 年度に、導水路、北幹線水路及び中幹線水路が 19 年度に、それぞれ機能保全計画が作成されているが、同改良区は、平成 24 年 6 月 27 日付けで機能保全実施方針を報告している。</p> <p>また、三重県が管理する同地区にある安濃ダムについても平成 20 年度に機能保全計画が作成されているが、同県は、平成 24 年 6 月 28 日付けで機能保全実施方針を報告している。</p> <p>その理由について、東海農政局は、中勢用土地改良区及び三重県は機能保全対策の実施時期及び内容を検討していたが、平成 23 年度に国営施設機能保全事業が実施され、「施設の長寿命化」対策の内容がようやく決まったため遅れたものであるとし、具体的な対策事業が定まらなければ機能保全実施方針が報告されないとの認識をもっている。</p>																				

(注) 当省の調査結果による。

ii) 報告期限後に機能保全計画の内容説明を実施している例

地方農政局	事例の概要
近畿	<p>機能保全実施方針の報告は、事業実施年度の翌年度の 6 月末までとされているが、施設管理者に対する機能保全計画の内容説明が、永留 6 団地（永留側）揚水機場については平成 23 年 9 月 23 日に、三津（水中）団地揚水機場、内記・矢田団地揚水機場及び中ノ谷・大野・奥大野団地揚水機場については 24 年 8 月 1 日に、それぞれ行われている。このうち、三津（水中）団地揚水機場は、機能診断の結果、主要ポンプの絶縁抵抗値が「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 52 号）に定める使用基準を下回る 0 MΩ（メガオーム）であったため、平成 23 年度に策定された上記計画において、その残存寿命が 0 年とされ、24 年度中に更新することとされている。</p> <p>ただし、上記の平成 24 年 8 月 1 日に説明を行った事例については、淀川水系土地改良調査管理事務所は、同年 5 月末頃までに機能保全計画を施設管理者に提供していたが、該当地区における対策工事の実施には、京都府及び当該施設のある地元市町村の理解及び協力が不可欠であるため日程調整の結果、同日に改めて説明を行ったものであるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-7-⑳ 機能保全実施方針は報告されているが機能保全計画で示された機能保全対策の実施の見込みがない例

地方農政局	事例の概要								
東海	<p>平成 23 年度に、木曾川水系土地改良調査管理事務所が、大江幹線水路、二ツ寺支線水路と併せて濃尾用水二期地区内の他の施設も含めた機能保全計画を作成した際、これらの施設を管理する宮田用水土地改良区は、機能保全実施方針を報告する必要性を認識していなかったが、同事務所からの指導があったので、機能保全実施方針を報告（平成 24 年 6 月 26 日付け）している。</p> <p>この機能保全計画をみると、下表のとおり、平成 25 年度にチェックゲートの補修、計装操作盤の更新、排水ゲート開閉装置の更新などを行うこととなっている。</p> <p>しかし、宮田用水土地改良区は、同事務所から求められたので機能保全実施方針は報告したが、実施時期を「今後、国営事業等を活用して計画的に対策を実施していく予定」と記載しており、当省の調査に対しては、機能保全対策を実施することを予定して報告したものではないとしている。</p> <p>また、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）において、機能保全対策に係る予算措置を講じておらず、当該対策を実施する予定はない。</p> <p>表 機能保全計画（平成 24 年 3 月）中、平成 25 年度に保全対策を掲げるもの</p> <table border="1" data-bbox="395 752 1398 913"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>機能保全対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥村幹線</td> <td>更屋敷チェック工のチェックゲートの補修、計装操作盤の更新等</td> </tr> <tr> <td>新般若幹線</td> <td>浅井チェック工のチェックゲートの補修、計装操作盤の更新等</td> </tr> <tr> <td>大江幹線</td> <td>大塚チェック工のチェックゲートの補修、排水ゲート開閉装置の更新、計装操作盤の更新等</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、宮田用水土地改良区は、国営造成施設の機能保全対策に当たっては多額の予算が必要であり、国の補助があるとはいえ、土地改良区で負担できるものではなく、国営造成施設については国自らが機能保全対策を講じてもらいたいとしている。</p>	施設名	機能保全対策の内容	奥村幹線	更屋敷チェック工のチェックゲートの補修、計装操作盤の更新等	新般若幹線	浅井チェック工のチェックゲートの補修、計装操作盤の更新等	大江幹線	大塚チェック工のチェックゲートの補修、排水ゲート開閉装置の更新、計装操作盤の更新等
施設名	機能保全対策の内容								
奥村幹線	更屋敷チェック工のチェックゲートの補修、計装操作盤の更新等								
新般若幹線	浅井チェック工のチェックゲートの補修、計装操作盤の更新等								
大江幹線	大塚チェック工のチェックゲートの補修、排水ゲート開閉装置の更新、計装操作盤の更新等								
中国四国	<p>笠岡市が管理する国営寺間排水機場は、平成 15 年度に国営造成水利施設保全対策指導事業により、機能診断が実施され、予防保全基本計画が策定されている。当該計画では、予防保全対策時期について「特に、電気設備について…（略）…早急な対策工法の実施が必要と判断する。」とされており、概略対策費は約 12 億 4,000 万円（うち電気設備は 2 億 5,000 万円）となっている。</p> <p>これに対して、笠岡市は中国四国農政局長に平成 18 年～19 年度に機能保全対策事業を要望していく旨の予防保全実施方針を報告しているほか、その後も、同局に対して 2 度、電気設備の更新等についての要望を提出しているが、実際には対策工事は行われていない。</p> <p>笠岡市は寺間排水機場について、平成 8 年度から当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）まで主に基幹水利施設管理事業を利用した補修工事（オーバーホール、フラップ弁、ギアカップリングの交換等を実施。毎年の修繕費用は 1,000 万円～3,500 万円程度）を実施しているが、予算の関係から抜本的な保全対策事業を行うことができないとしている。</p> <p>寺間排水機場については、平成 24 年度に再度、機能診断が行われ、機能保全計画が作成されるが（注）、笠岡市によると次のような状況にあることから、平成 15 年度に作成した予防保全基本計画のときと同様、計画を作成しても、これに基づく機能保全対策が行われない可能性が高く、機能保全計画がいかされないおそれがある。</p> <p>（注） 当省の現地調査時点においては未実施。</p> <p>笠岡市によると、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）で、再度行う寺間排水機場の機能診断等について事前協議を行っているものの、実際の費用負担の話まで踏み込めておらず、今回の機能保全計画の作成後、事業化するには時間がかかるだろうとしている。</p>								

（注） 当省の調査結果による。

表 1-(1)-7-② 国営造成施設ではない施設の機能診断を実施している例

事務所	事例の概要
西北陸	<p>西北陸土地改良調査管理事務所は、手取川地区の施設について、国営造成水利施設保全対策指導事業により、平成 20 年度及び 21 年度に機能診断を、21 年度に機能保全計画の作成を外部委託して実施している。その中で、県営造成施設である宮竹サイホンと七箇用水路についても、平成 21 年度に機能診断を行い、機能保全計画を作成している。</p>
北部九州	<p>北部九州土地改良調査管理事務所は、平成 20 年度に、宇佐土地改良区が管理する広瀬頭首工について、国営造成水利施設保全対策指導事業により、機能診断を行っている。しかし、広瀬頭首工は、造成年度が古く (注)、造成者が判然としないところ、九州農政局では、同頭首工について、国営事業は実施しておらず、農林水産省所管の国有財産ではないとし、土地改良法上の土地改良財産台帳も作成、保有していないと説明している。</p> <p>(注) 当該頭首工を管理する土地改良区によると、慶応元年 (1865 年) から明治元年 (1868 年) の間に造成されたものであろうとのことである。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 北部九州土地改良調査管理事務所については、熊本支所のみ調査したものであるが、この事例は、熊本支所ではなく、調査対象として選定した九州農政局及び宇佐土地改良区に対する調査の中で判明したものである。

表 1-(1)-7-② 国と施設管理者が同一の国営造成施設についてそれぞれ機能保全計画を作成している例

事務所	事例の概要																															
西奥羽	<p>西奥羽土地改良調査管理事務所は、平成 21 年度に、国営造成水利施設保全対策指導事業により、大潟土地改良区が管理する八郎潟地区の支線排水路 30 路線の道路横断暗渠 122 か所について、機能診断を実施し、22 年 3 月に機能保全計画を策定し、早急な対策工事が必要な旨を同改良区に説明している。</p> <p>同改良区では、同事務所から当時の事務局長が機能診断の結果に係る説明を受けており、機能保全計画の関連資料一式を受領した事実を認めている。しかし、その内容及び資料が同改良区内で共有されておらず、これに基づく対策工事の可否について検討したことがないとしている。</p> <p>このため、同改良区は、既に機能保全計画が作成されていたにもかかわらず、それを認識しないまま、平成 23 年度に地域自主戦略交付金を活用し支線排水路のうち 25 路線の道路横断暗渠 40 か所について機能診断を実施し、平成 24 年 3 月に機能保全計画を策定している。</p> <p>地域自主戦略交付金を活用して国営造成施設の機能診断及び機能保全計画の作成を行おうとする場合、秋田県から直接、東北農政局に申請書等が提出され、西奥羽土地改良調査管理事務所との間で事前の調整を必要としているものではない。このため、大潟土地改良区及び秋田県は、同事務所に連絡はしておらず、また同事務所も知り得る立場になかったとしている。</p> <p>また、秋田県は、平成 22 年に大潟土地改良区から相談が寄せられた際、国の補助事業により対策工事を実施するためには、事前に機能診断等を実施する必要があることから、これを勧めたと説明している。同県は、西奥羽土地改良調査管理事務所が機能診断等を実施しているのであれば、当然、大潟土地改良区が把握しているとの認識により、同改良区に機能診断等の実施を勧めるに当たって、西奥羽事務所に実績の有無を確認することはなかったとしている。</p> <p>表 西奥羽事務所及び大潟土地改良区が実施した機能診断等の概要</p> <table border="1" data-bbox="309 1014 1493 1729"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 1014 528 1059">区 分</th> <th data-bbox="528 1014 1015 1059">西奥羽事務所策定の機能保全計画</th> <th data-bbox="1015 1014 1493 1059">大潟改良区策定の機能保全計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 1059 528 1155">事業種別</td> <td data-bbox="528 1059 1015 1155">国営造成水利施設保全対策指導事業</td> <td data-bbox="1015 1059 1493 1155">地域自主戦略交付金の水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1155 528 1200">実施年度</td> <td data-bbox="528 1155 1015 1200">平成 21 年度</td> <td data-bbox="1015 1155 1493 1200">平成 23 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1200 528 1267">対象施設</td> <td data-bbox="528 1200 1015 1267">支線排水路 30 路線の 道路横断暗渠 122 か所</td> <td data-bbox="1015 1200 1493 1267">支線排水路 25 路線の 道路横断暗渠 40 か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1267 528 1335">実施方法</td> <td data-bbox="528 1267 1015 1335">外部委託 (内外エンジニアリング株式会社)</td> <td data-bbox="1015 1267 1493 1335">外部委託 (秋田県土地改良事業団体連合会)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1335 528 1379">実施費用</td> <td data-bbox="528 1335 1015 1379">15,400 千円</td> <td data-bbox="1015 1335 1493 1379">3,713 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1379 528 1447">機能保全計画 策定期期</td> <td data-bbox="528 1379 1015 1447">平成 22 年 3 月</td> <td data-bbox="1015 1379 1493 1447">平成 24 年 3 月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1447 528 1603">保全対策の内容</td> <td data-bbox="528 1447 1015 1603">コルゲート管 99 か所 ：直ちに更新 (全て健全度は S-1) ヒューム管 23 か所 ：5 年以内に更新</td> <td data-bbox="1015 1447 1493 1603">コルゲート管 39 か所 ：直ちに更新 ヒューム管 1 か所 ：直ちに更新</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1603 528 1648">保全対策費用</td> <td data-bbox="528 1603 1015 1648">約 16 億 9,900 万円</td> <td data-bbox="1015 1603 1493 1648">約 34 億 9,600 万円 (注 1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1648 528 1729">備 考</td> <td data-bbox="528 1648 1015 1729">-</td> <td data-bbox="1015 1648 1493 1729">秋田県が、計画に基づく対策工事を今年度から実施予定 (注 2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当該費用には、耐用年数が到来する 40 年後に再更新する費用が算入されている。 2 当該対策工事は、戦略作物生産拡大関連緊急基盤整備事業により実施される。</p>		区 分	西奥羽事務所策定の機能保全計画	大潟改良区策定の機能保全計画	事業種別	国営造成水利施設保全対策指導事業	地域自主戦略交付金の水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型)	実施年度	平成 21 年度	平成 23 年度	対象施設	支線排水路 30 路線の 道路横断暗渠 122 か所	支線排水路 25 路線の 道路横断暗渠 40 か所	実施方法	外部委託 (内外エンジニアリング株式会社)	外部委託 (秋田県土地改良事業団体連合会)	実施費用	15,400 千円	3,713 千円	機能保全計画 策定期期	平成 22 年 3 月	平成 24 年 3 月	保全対策の内容	コルゲート管 99 か所 ：直ちに更新 (全て健全度は S-1) ヒューム管 23 か所 ：5 年以内に更新	コルゲート管 39 か所 ：直ちに更新 ヒューム管 1 か所 ：直ちに更新	保全対策費用	約 16 億 9,900 万円	約 34 億 9,600 万円 (注 1)	備 考	-	秋田県が、計画に基づく対策工事を今年度から実施予定 (注 2)
区 分	西奥羽事務所策定の機能保全計画	大潟改良区策定の機能保全計画																														
事業種別	国営造成水利施設保全対策指導事業	地域自主戦略交付金の水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型)																														
実施年度	平成 21 年度	平成 23 年度																														
対象施設	支線排水路 30 路線の 道路横断暗渠 122 か所	支線排水路 25 路線の 道路横断暗渠 40 か所																														
実施方法	外部委託 (内外エンジニアリング株式会社)	外部委託 (秋田県土地改良事業団体連合会)																														
実施費用	15,400 千円	3,713 千円																														
機能保全計画 策定期期	平成 22 年 3 月	平成 24 年 3 月																														
保全対策の内容	コルゲート管 99 か所 ：直ちに更新 (全て健全度は S-1) ヒューム管 23 か所 ：5 年以内に更新	コルゲート管 39 か所 ：直ちに更新 ヒューム管 1 か所 ：直ちに更新																														
保全対策費用	約 16 億 9,900 万円	約 34 億 9,600 万円 (注 1)																														
備 考	-	秋田県が、計画に基づく対策工事を今年度から実施予定 (注 2)																														

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(1)-7-㉓ 県が国営造成施設の機能保全計画の作成及び機能保全対策を実施している例**

事務所	事例の概要
中国	<p>広島県は、国の委託を受けて管理する国営造成施設の三川ダムについて、翌年度に「基幹水利施設ストックマネジメント事業三川2期地区」を行うべく、平成19年度に、採択申請書の作成と併せ、機能保全計画を作成している。これは、国の補助を受けず県単独の事業として実施している。</p> <p>他方、中国土地改良調査管理事務所は、三川ダムについて国営造成水利施設保全対策指導事業による機能保全計画を作成していない。</p> <p>そして、広島県は、予定工期を平成20年度から24年度まで、総事業費3億円を予定する「県営基幹水利施設ストックマネジメント事業三川2期地区」を行い、同県が作成した機能保全計画に基づく機能保全対策として、取水設備、放流設備等の更新、補修を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

1 農業水利施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

(1) 国営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

勧 告	説明図表番号
<p><b>イ 適切な機能診断の実施及び機能保全計画の作成の徹底</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>(ア) 機能診断から機能保全計画の作成までの手順については、「農業水利施設の機能保全の手引き」によると、おおむね次のとおりとなっている。</p> <p>① 機能診断調査</p> <p>対象施設の機能全般について全容を把握するとともに、施設の劣化予測や対策工法の検討に必要な事項について、i) 事前調査、ii) 現地踏査及びiii) 現地調査の3段階を基本に調査を行う。</p> <p>現地調査では、所要の地点で、近接目視、計測、試験等による定量的な専門調査が、当該手引きに示された「現地調査（定点調査）票」の様式を用いて行われる。</p> <p>② 機能診断評価</p> <p>劣化予測や対策工法の検討を行うため、機能診断調査の結果明らかとなった施設状態に基づき、内部要因（部材の劣化など）、外部要因（外力による変形など）及びその他の要因（部材同士のズレなど）それぞれについて変状の程度を評価し、これを踏まえ総合的に対象施設の健全度について評価を行う。健全度は、S-5（対策不要）からS-1（要改築）までの指標で表すとされている。</p> <p>機能診断評価による施設の健全度の判定は、当該手引きに示された「施設状態評価表」の様式を用いて行われる。</p> <p>③ 性能の劣化予測、対策工法の検討</p> <p>機能診断の結果に基づき、施設の性能の劣化予測を行う。予測の結果を踏まえ、対策の要否、対策工法とその実施時期の組合せ（シナリオ）を検討する。個々の施設の変状に対して技術的に適用可能な対策は、対策の実施時期と対策工法の組合せにより様々存在するため、技術的かつ経済的に妥当であると考えられる対策の組合せを検討シナリオとして複数仮定する。</p> <p>④ 機能保全コスト算定</p> <p>複数仮定したシナリオごとに、検討対象期間（40年間を基本）の機能保全に要する経費の総額から、期間終了時の残存価値を控除した上で、社会的割引率により現在価値に換算した機能保全コスト（注）を算定する。</p> <p>（注） スtockマネジメントは、建設から廃棄までのライフサイクルコストを低減させる取組であるが、農林水産省では、i) 廃棄を想定するものは多くなく、ライフサイクルを想定し難いこと、ii) 現状の施設性能を今後どのように保全するかを検討するものであることなどから、機能診断の直後から一定期間（40年間を基本）に発生する機能保全のためのコストについて、最も経済的な手法を選択することとしている。</p> <p>⑤ 機能保全計画策定</p> <p>複数仮定したシナリオごとの機能保全コストを比較し、その中で最も経済的なものを最適シナリオとして選択することを基本としながら、土地改良区等の施設管理者や関係行政機関等の関係者の意向や意見を踏まえるプロセスを経た</p>	<p>表 1-(1)-ア-③ (再掲)</p> <p>表 1-(1)-イ-①</p>



上で、機能保全計画として取りまとめる。

また、当該手引きによると、ストックマネジメントの考え方は、農業水利施設の有する機能に着目し、その性能を最適な手法によって一定の範囲に維持することであり、その際、どこまでの性能低下を許容するかを明確にすることが必要とされている（以下、性能低下を許容できる限界の水準のことを「管理水準」という。）。さらに、管理水準は、個々の施設における農業面の重要性や環境への配慮、災害リスクなどを総合的に勘案して、これを定める必要があるとされている。

機能診断の結果及び機能保全計画の内容については、施設管理者に示して十分に理解を得るとともに、データベースに蓄積して、より高度な機能診断等に反映することが求められている。

(イ) 機能保全計画については、「国営造成水利施設保全対策指導事業実施要領」（平成15年4月1日付け14農振第2538号農村振興局長通知）において、i) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、使用状況等）の概要及び結果、ii) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果、iii) 劣化原因究明のための構造物の監視並びにiv) 機能保全対策（対策工法、対策時期、概略対策費）について、別に定める様式により作成するとされている。当該様式では、機能保全対策については、i) 対策工法、ii) 対策時期、iii) 機能保全コスト算定及びiv) 施設監視計画の別に分けて記載するものとされている。

なお、機能保全計画書の様式が農林水産省本省から各地方農政局等に参考として示されたことはあるが、細かい記載要領は定められていない。

## 【調査結果】

### (7) 機能診断

国営造成水利施設保全対策指導事業による国営造成施設の機能診断の実施状況について調査したところ、以下のとおり機能診断結果に疑問があるものがみられた。

調査した13土地改良調査管理事務所が平成20年度から23年度までに作成した69件の機能保全計画を抽出し、当該計画に係る機能診断の結果をみたところ、

- i) 水路の現地調査票では、水路背面の空洞化が全体的にあるとされているにもかかわらず、当該施設の健全性に係る施設状態評価表では、健全度がS-5（対策不要）と評価されている。現地調査が正しいとすれば、健全度はS-3（補修又は補強を要する程度）となり、調査と評価が一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの
- ii) 頭首工の鉄筋の強度を測定した反発度試験の記録によると健全度はS-3（補修又は補強を要する程度）となるはずが、当該施設の健全性に係る施設状態評価表ではS-5（対策不要）と評価されており、試験結果と一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの
- iii) 頭首工の現地調査票では、異常な河床洗掘（注）等の変状はないとされているにもかかわらず、当該施設の健全性に係る施設状態評価表では、これと異なり、

表 1-(1)-ア-⑤  
(再掲)

表 1-(1)-ア-②

表 1-(1)-イ-③

表 1-(1)-イ-④

表 1-(1)-イ-⑤

部分的に変状があるとされ、健全性がS-3（補修又は補強を要する程度）と評価されており、調査と評価が一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの

など、機能診断結果に疑問があるものが計22件の計画であった。したがって、この結果に基づき作成された機能保全計画の正確性にも疑問がある。

（注）流水等により河床の土砂が洗い流されること。

また、機能診断で整理した現地調査の結果や施設状態の評価結果は、農業水利ストック情報データベースに蓄積されて、次回の機能診断を行う際の基礎資料となり、各回の記録の比較を行うことにより、施設の劣化傾向・予測の分析が行われるものである。さらに、当該データベースに多くの施設の各種情報が蓄積されることで、これを基にした様々な統計分析や劣化曲線の分析等の精度が増すものと考えられている。

このため、上記のように、現地調査の結果や施設状態の評価結果の正確性に疑問がある場合には、そもそも機能診断を継続的に実施したとしても、精度の高い劣化予測等を立てることは困難となり、ひいては機能診断の信頼性を損なうこととなりかねない。

#### （イ）機能保全計画

国営造成水利施設保全対策指導事業による国営造成施設の機能保全計画の作成状況について調査したところ、以下のような状況がみられた。

① 調査した13土地改良調査管理事務所が平成20年度から23年度までに作成した69件の機能保全計画を抽出し、当該計画の内容をみたところ、管理水準について、作業を受託した事業者の作成した結果報告書の中に記載があるもの等が一部であったが、機能保全計画の中で、管理水準が具体的かつ明確に設定されているものはなかった。

管理水準の設定は、ストックマネジメントの考え方の基本に位置するものであることから、機能保全計画を作成する際の作業で明らかにするだけでなく、施設管理者も理解できるよう、機能保全計画にも適切にこれを明記して、施設管理者と共有するべきものと考えられる。

② 調査した13土地改良調査管理事務所のうち2事務所（札幌及び旭川開発建設部）では、機能診断の結果、施設の健全度がS-5又はS-4の場合には、施設の性能の劣化予測及び対策工法の検討を行っていない。

これら2事務所は、その理由について、S-4は「経過観察」、S-5は「対策不要」の意味であり、いずれも、当面、補修等の機能保全対策が不要であることから、劣化予測や工法の検討を必要としないためとしている。しかし、施設の劣化状況が軽度で対策を講じない施設であっても、劣化予測を行い、劣化予測が困難な場合には、変状の変化について継続監視とする対応もストックマネジメントの重要な視点であることを踏まえると、適切ではないと考えられる。

表 1-(1)-イ-⑥

- ③ 上記 69 件の機能保全計画の内容をみたところ、
- i) 機能診断で把握した調査地点の健全度と機能保全計画に記載されている健全度とが一致していないもの
  - ii) 一致するはずの機能保全コストの金額や比較するシナリオの内容が記載箇所食い違っているもの
  - iii) 機能保全コストが時間の経過によりどのように変化するかを表すグラフが不正確なもの
- など、機能保全計画の内容の正確性に疑問があるものが計 44 件の計画であった。

表 1-(1)-ア-③  
(再掲)  
表 1-(1)-イ-⑦  
表 1-(1)-イ-⑧

また、上記 69 件の機能保全計画のうち 28 件で、機能保全計画の冒頭にある総括表に関して不適切な点がみられた。総括表は、その機能保全計画の内容を要約しており、これを見ることで計画の内容が理解できるよう作成されているものである。それにもかかわらず、不適切な点が多くみられたことは、機能保全計画の提供を受けた施設管理者がその内容を正しく理解できず、国が作成する機能保全計画に対する信頼性を損なうこととなりかねない。

ストックマネジメントの取組を効果的に進める上では、施設管理者の理解を適切に得ることが必要不可欠であることから、機能保全計画については、正確な内容を分かりやすく施設管理者に提供することが重要であると考えられる。

- ④ 調査した 13 土地改良調査管理事務所のうち 1 事務所（利根川水系）において、機能保全計画の全体版ではなく、最適シナリオだけを抜粋し、これと比較したシナリオ部分を除いた機能保全計画を施設管理者に提供している例がみられた。このような事例が生じた原因は不明であるが、ストックマネジメントの取組を効果的に実施する上では、施設管理者の適切な理解を確保することが重要であるため、適切な情報提供が必要であると考えられる。

表 1-(1)-イ-⑨

上記(ア)及び(イ)のような状況がみられた原因としては、農林水産省においては、ストックマネジメントの取組を一層推進するため、平成 23 年度に土地改良調査管理事務所に 175 人の定員を振り替えて(うちストックマネジメント担当を 105 人増)対応に当たっているものの、機能診断の実施及び機能保全計画の作成の業務の一部を外部の事業者へ委託しており、その業務の過程において適切な指導を十分に実施できておらず、また、納品前に成果物の確認を確実に行っていないことが考えられる。

また、機能保全計画について、農林水産省では、統一的な様式、記載の要領等を定めておらず、各作成者の判断に委ねていることも原因と考えられる。

不適切な機能診断結果及び機能保全計画をそのまま施設管理者等が参照することは適切ではないことから、本調査で指摘したものについて見直すとともに、本調査の対象としていないものについても点検し、必要に応じて見直すことが必要であ

ると考えられる。

**【所見】**

したがって、農林水産省は、ストックマネジメントの適切かつ効果的な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 機能診断における現地調査及び施設状態の評価について、現地調査（定点調査）票及び施設状態評価表を適期に点検して、その正確性を確保することができるよう業務の実施方法を見直し、それに即して機能診断業務を適切に行うこと。

② 機能保全計画に対する施設管理者の適切な理解が確保されるよう、各項目の記載内容を明確にするなど、機能保全計画書の統一的な作成要領を定めること。

また、機能保全計画を作成するに当たっては、機能保全計画案について、その内容を適期に点検して、不正確な内容を改めることができるよう業務の実施方法を見直し、それに即して機能保全計画の作成業務を適切に行うこと。

さらに、作成した機能保全計画を適切に施設管理者に交付すること。

③ 本調査で指摘した機能診断における不適切な例及び機能保全計画における不適切な例については、適切なものに改めるとともに、施設管理者に対し、正確な機能診断結果に基づく正確な機能保全計画を再度、提供すること。

また、これまで実施された機能診断及びこれまで作成された機能保全計画の一斉点検を行い、必要に応じて機能保全計画の見直しを行うこと。

表 1-(1)-イ-① 健全度指標の概要

健全度指標	健全度指標の定義	鉄筋コンクリート構造物における劣化現象の例	対応する対策の目安
S-5	変状がほとんど認められない状態。	① 新設時点とほぼ同等の状態 (劣化過程は、潜伏期)	対策不要
S-4	軽微な変状が認められる状態。	① コンクリートに軽微なひび割れの発生や摩耗が生じている状態 ② 目地や構造物周辺に軽微な変状が認められるが、通常の使用に支障がない。 (劣化過程は、進展期)	要観察
S-3	変状が顕著に認められる状態。劣化の進行を遅らせる補修工事などが適用可能な状態。	① 鉄筋に達するひび割れが生じている。あるいは、鉄筋腐食によるコンクリートの剥離・剥落が生じている。 ② 摩耗により、骨材の脱落が生じている。 ③ 目地の劣化により顕著な漏水（流水や噴水）が生じている。 (劣化過程は、進展期から加速期に移行する段階)	補修 (補強)
S-2	施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態。補強を伴う工事により対策が可能な状態。	① コンクリートや鉄筋断面が一部で欠損している状態。 ② 地盤変形や背面土圧の増加によりコンクリート躯体に明らかな変形が生じている状態 (劣化過程は、加速期又は劣化期に移行する段階)	補強 (補修)
S-1	施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態。近い将来に施設機能が失われる、又は著しく低下するリスクが高い状態。補強では経済的な対応が困難で、施設の改築が必要な状態。	① 貫通ひび割れが拡大し、鉄筋の有効断面が大幅に縮小した状態。S-2 に評価される変状が更に進行した状態。 ② 補強で対応するよりも、改築した方が経済的に有利な状態 (劣化過程は、劣化期)	改築

(注) 「農業水利施設の機能保全の手引き」から抜粋した。

表 1-1(1)-1-2 機能保全計画の様式・記載例

事務所名	○○事務所	地区名	国営かん排○○地区	施設名	○○幹線水路
<h2>機能保全計画</h2> <p>平成○○年○月</p>					

<機能保全計画 目次>

- 1. 総括表
- 2. 施設現況調査
  - (1) 施設調査
  - (2) 施設管理状況及び課題
- 3. 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
- 4. 機能保全対策
  - (1) 対策工法
  - (2) 対策時期
  - (3) 機能保全コスト算定
  - (4) 施設監視計画

○○農政局

1. 総括表				(様式 1)																																																	
施設名称(施設番号)	造成工期	受益面積		施設管理者																																																	
		着工	完成																																																		
○○幹線水路 (0309100020003)	1977	1978	4,200	国営かん排○○地区 (工期: 1967~1982)																																																	
構造等 (構築型)フルーム水路、(箱形・方形)現場打ち鉄筋コンクリート舗きよ H1.35×B2.65~2.35 L=28,560m Qmax=6.50m <sup>3</sup> /s																																																					
規格・規模 ○○幹線水路は、供用開始後○○年間に経過して、水路側壁及び底面の摩耗が一帯コンクリートの欠損、ひび割れが確認されている。特に○○分水工の上流左岸側壁、○○落着工の下流30m付近の側壁において漏水が見つかっており、応急措置が図られている。その他の部分においては、外観に変状は見られない。																																																					
事前調査	本施設においては、毎年度の通水前に一斉清掃に併せて目視点検を実施。昭和○年に災害のため、No○～○に於いて改築工事があった。昭和○年に初めて漏水事故が発生。数年おきに小規模な補修を実施。直近では、平成○年○月にNo○に於いて漏水事故に伴う補修が行われている。																																																				
現地調査(概要)	・施設全線の遠隔目視調査(L=4,215m)を実施し、現地調査地点及び調査項目を決定																																																				
現地調査(精査)	・近接目視 42地点 ・簡易測定調査 一式 (ひび割れ、材料劣化及び目地変状)42点、圧縮試験(反発硬度法)14地点、中性土3点 ・鉄筋探査 3ヶ所																																																				
劣化要因	水路構造及び現地調査結果に基づき、○○区間において劣化要因を特定した。主な劣化要因として、 ①経過年数30年間の通水による摩耗・すりへり(内部要因)が概ね全線の側壁、底面にわたり進行 ②さび汁を伴うひび割れ(No○○)が発生。○○区間については○○による影響と想定されることから個別に評価を実施 ③凝縮をひび割れが○○区間で発生。現時点においては要因・進行性は確認できていない。																																																				
3 施設機能診断評価	現地調査の結果、○○～○○区間及び○○～○○区間(全線の○%)についてはS-4、○○～○○区間に代表されるグループ(全線の○%)についてはS-3、○○～○○区間(全線の○%)はS-2であった。また、個別評価とした○○区間については、○○を劣化要因として○○の検討を行い、○○と評価した。																																																				
性能低下予測	健全度評価の結果を基礎とし、標準の単一劣化曲線に基づき健全度評価区分に性能低下予測を行った結果、施設機能が喪失又は著しく低下するS-1評価となるまでの期間は、○○～○○区間に代わられるS-4評価区間においては経過年数○年目(今後○年間)、○○～○○区間に代わられるS-3評価区間(全線の○%)においては経過年数○年目(今後○年間)、S-2評価の○○～○○区間(全線の○%)は経過年数○年目(今後○年間)となった。また、個別に評価した○○区間については、○○の式により、経過年数○年目(今後○年間)とした。																																																				
対策工法	本地域の○○、○○及び近傍の対策事例を考慮し、各評価区分、健全度評価区分に応じた対策を選定した。S-4評価については継続使用、S-3区間の○○を主要な劣化要因とする場合は○○を目的とした○○工法、○○の場合は○○工法、S-2区間の○○は○○のため○○工法、S-1の○○においては○○工法、その他は○○工法とした。個別区間の○○においては○○の目的から○○工法とした。																																																				
対策時期	性能低下予測と対策工法の検討結果より機能保全対策時期を供用開始から30年目、35年目、37年目、42年目、52年目、60年目に設定した。																																																				
機能保全ナンリオ毎に今後40年間に発生する機能保全コストを以下のとおり算定した。																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>構造物1</th> <th>構造物2</th> <th>構造物3</th> <th>設備</th> <th>全体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①調査費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②事業費</td> <td>22,659</td> <td>12,151</td> <td>6,586</td> <td>612</td> <td>12,763</td> <td>当面必要な対策</td> </tr> <tr> <td>③維持管理費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④更新及び対策費</td> <td>145,478</td> <td>147,895</td> <td>209,518</td> <td>707</td> <td>148,602</td> <td>将来必要な対策</td> </tr> <tr> <td>⑤残存価値</td> <td>10,939</td> <td>21,051</td> <td>20,961</td> <td>10</td> <td>21,061</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能保全コスト</td> <td>157,198</td> <td>138,995</td> <td>195,143</td> <td>1,309</td> <td>140,304</td> <td>①-④) - ⑤)</td> </tr> </tbody> </table>					項目	構造物1	構造物2	構造物3	設備	全体	備考	①調査費					10,000		②事業費	22,659	12,151	6,586	612	12,763	当面必要な対策	③維持管理費	—	—	—	—	—		④更新及び対策費	145,478	147,895	209,518	707	148,602	将来必要な対策	⑤残存価値	10,939	21,051	20,961	10	21,061		機能保全コスト	157,198	138,995	195,143	1,309	140,304	①-④) - ⑤)
項目	構造物1	構造物2	構造物3	設備	全体	備考																																															
①調査費					10,000																																																
②事業費	22,659	12,151	6,586	612	12,763	当面必要な対策																																															
③維持管理費	—	—	—	—	—																																																
④更新及び対策費	145,478	147,895	209,518	707	148,602	将来必要な対策																																															
⑤残存価値	10,939	21,051	20,961	10	21,061																																																
機能保全コスト	157,198	138,995	195,143	1,309	140,304	①-④) - ⑤)																																															
機能保全コスト、施設の立地条件及びナンリオ毎に想定される○○、○○、○○等を総合的に評価し、構造物2のナンリオによる機能保全対策を計画し、当面必要な保全対策工事は以下のとおりである。 ・打換工法(測点No.37・21.5~No.38+69.5 L=146m) 12,151千円 (参考) 機能保全コスト低減率 (1-(138,995/195,143))×100=28.8% ※事後保全型の構造物3を従来型と仮定して算定。(注)低減率は、管理実績等より従来の管理に近いナンリオの機能保全コストとの差額を従来の機能保全コストで除して算定する																																																					
施設監視計画	○○による劣化が推定される○○～○○区間、○○～○○区間において、原因究明のため計画的な施設監視を行うものとする。																																																				

2. 施設現況調査		(様式2)	
(1) 施設調査			
(1) 造成事業・地区名称	国営かんがい排水事業 ○○地区 (造成事業の事業概要書等より転記)		
(2) 事業目的			
(3) 受益面積(ha)	(造成時) (現況) 水田: 3,500 ha 3,300 ha 畑: 1,000 ha 1,100 ha その他: 500 ha 400 ha 小計: 5,000 ha 4,800 ha		
(4) 関係市町村	○○市、○○町、○○町、○○町、○○町、○○町(全2市3町1村)		
(5) 総事業費	450 億円 (1983 年単価)		
(6) 施設管理者	○○土地改良区		
(7) 造成施設	工種 数量 施設名称 ダム ○ヶ所 ○○ダム、○○調整池 頭首工 ○ヶ所 ○○頭首工、○○頭首工 水門 ○ヶ所 ○○樋門 水管理施設 ○式 ○○管理センター(親局1、子局23) 機場 ○ヶ所 ○○用水機場、○○排水機場 水路 ○条 ○○幹線水路、○○排水路		
(1) 施設名称	○○幹線水路		
(2) 造成経緯	(本体工事) 昭和41年/1966年～昭和46年/1971年 (供用開始年) 昭和51年/1976年 (経過年数) 30年(2006年時点)		
(3) 施設受益面積	800 ha ~ 500 ha		
(4) 計画最大通水量	○○ m <sup>3</sup> /s ~ ○○ m <sup>3</sup> /s		
(5) 施設別事業費	535,960 千円		
(6) 規模及び主要構造	(延長)L= 11,520 m ※工種に応じて項目を適宜修正 (主要構造) 現場打ち鉄筋コンクリート開水路(H2.5×B3.1) 現場打ち鉄筋コンクリート開水路(H2.5×B3.0) 現場打ち鉄筋コンクリート開水路(H2.2×B3.0) 現場打ち鉄筋コンクリート開水路(H2.0×B2.5)		
(7) その他の諸元	次頁の施設諸元台帳を参照 ※農業水利ストック情報データベース等の施設諸元台帳を添付		

(2) 管理状況及び課題		(様式2)	
施設の管理状況及び課題	(1) 管理組織及び体制等	※施設を管理する者からの聞き取り内容を簡潔に記述する。	
	(2) 水利用	※施設を管理する者からの聞き取り内容を簡潔に記述する。	
	(3) 施設保全	※施設を管理する者からの聞き取り内容を簡潔に記述する。	
	(4) 環境配慮	※施設を管理する者からの聞き取り内容を簡潔に記述する。	
	(5) その他	※施設を管理する者からの聞き取り内容を簡潔に記述する。	
維持管理費	会計年度	年度	備考
	1980		
	1981		
	1982		
	1983		
	1984		
	.....		
	.....		
	.....		
	2001		
	2002		
	2003		
2004			
2005			
2006			
補修履歴	年度	工事内容	工事費(千円)
	1985	部分断面補修	6,000
	1995	部分断面補修	
	1995	部分断面補修	
	1995	部分断面補修	
	1995	部分断面補修	
	1995	部分断面補修	
	1995	部分断面補修	
	1995	部分断面補修	
	1995	部分断面補修	
	1995	部分断面補修	
	点検履歴	年月日	事業種別

注1) 管理費の各項目については、「農業水利ストック情報データベース調査入力マニュアル」を参照。  
注2) 維持管理費、補修履歴、点検履歴の情報は、原則として「農業水利ストック情報データベース」から転記する。

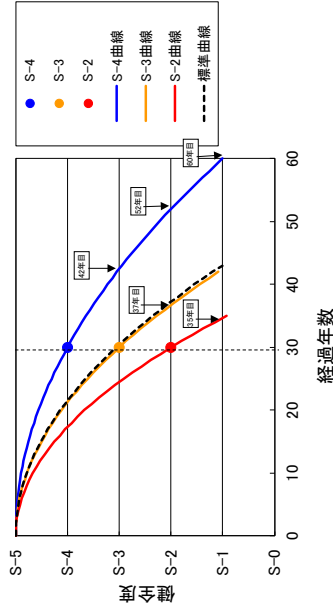




(2) 施設機能診断評価				1) 施設健全度と劣化要因				2) 性能低下予測				3) 劣化予測 (経過年数)			4) 劣化予測参考図			
区間又は部位 (調査地点)	形式	構種・規模	支配的な劣化等要因・機構 ※2	健全度 ※3 診断時			健全度別延長 m ※1 ※3			経過年数 30年	劣化予測参考図	予測方法	機能低下予測 (経過年数)			備考		
				S-5	S-4	S-3	S-5	S-4	S-3				S-4	S-3	S-2		S-1	
○○幹線水路																		
No.16+92.00 ～ No.17+13.01	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	21.01				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4	42	52	60	
No.17+00.00 ～ No.17+10.00	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	21.01				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4	42	52	60	
No.17+13.01 ～ No.20+77.35	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	364.34				30	2	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4	42	52	60	
No.18+10.00 ～ No.18+20.00	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(ひび割れ・初期)	S-3	509.2				30	3	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3	37	37	42	
No.20+77.35 ～ No.25+66.50	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-3					30	3	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3	37	37	42	
No.25+66.50 ～ No.25+90.10	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	3.60				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.25+90.10 ～ No.29+29.00	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	334.00				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.26+10.00 ～ No.26+20.00	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	79.15				30	4	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.30+10.00 ～ No.30+20.00	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(ひび割れ・ASR)	S-3					148	30	5	2011	劣化予測参考図	標準曲線	S-3			
No.37+16.50 ～ No.37+21.50	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	5.00				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.37+16.50 ～ No.37+21.50	閉水路	H1.35m×B2.65m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	5.00				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.37+21.50 ～ No.38+69.50	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(ひび割れ・中性化)	S-2					30	5	2011	劣化予測参考図	標準曲線	S-2				
No.37+30.00 ～ No.37+40.00	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(ひび割れ・中性化)	S-2					30	5	2011	劣化予測参考図	標準曲線	S-2				
No.38+69.50 ～ No.38+74.50	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(ひび割れ・ASR)	S-3	228.8				30	4	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.38+74.50 ～ No.38+74.50	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(ひび割れ・ASR)	S-3	228.8				30	4	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.38+74.50 ～ No.40+20.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	392.40				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.38+74.50 ～ No.40+20.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	392.40				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.38+80.00 ～ No.38+90.00	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	149.66				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.40+20.00 ～ No.41+10.00	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	149.66				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.40+50.00 ～ No.40+60.00	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	90.00				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.41+10.00 ～ No.43+38.80	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	90.00				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.41+50.00 ～ No.42+50.00	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	90.00				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.43+38.80 ～ No.47+31.20	閉水路	H1.35m×B2.40m	内部要因(ひび割れ・ASR)	S-3	228.8				30	4	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.45+10.00 ～ No.45+20.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	392.40				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.47+31.20 ～ No.47+42.80	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	11.60				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.47+42.80 ～ No.47+42.80	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	11.60				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.47+42.80 ～ No.48+14.76	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	71.96				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.47+70.00 ～ No.47+80.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	71.96				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.48+14.76 ～ No.48+19.86	水路橋	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	5.10				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.48+14.76 ～ No.48+19.86	水路橋	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	5.10				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.48+19.86 ～ No.55+80.25	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	760.39				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.50+50.00 ～ No.50+60.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	760.39				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.55+80.25 ～ No.55+83.75	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	3.50				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.55+80.25 ～ No.55+83.75	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	3.50				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.55+83.75 ～ No.56+44.45	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-3	60.7				30	3	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.55+90.00 ～ No.56+00.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-3	60.7				30	3	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.56+44.45 ～ No.56+49.55	水路橋	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-3	5.1				30	3	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.56+44.45 ～ No.56+49.55	水路橋	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-3	5.1				30	3	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.56+49.55 ～ No.57+13.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-3	63.45				30	3	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.57+13.00 ～ No.57+10.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-3	63.45				30	3	2013	劣化予測参考図	標準曲線	S-3				
No.57+13.00 ～ No.57+16.50	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	3.50				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.57+20.00 ～ No.57+30.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	3.50				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.57+16.50 ～ No.59+02.85	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	186.35				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
No.57+50.00 ～ No.57+60.00	閉水路	H1.35m×B2.35m	内部要因(摩擦・すりへり)	S-4	186.35				30	1	2018	劣化予測参考図	標準曲線	S-4				
計											0	2,409	1,659	148	0			
											0	2,409	1,659	148	0	4,215		

※1)延長は、水路の構成に記載する。  
 ※2)支配的な劣化要因・機構は、複数ある劣化要因のうち主たるものについて記載する。  
 ※3)健全度評価は、「工業水質調査の機能保全の手引き」による(S-5)～(S-1)を基本とし、個別に別の指標を用いて評価した場合は評価項目を分けて修正するとともに別途備考等記載する。

グループ番号 又は部位	延長 (m)	健全度評価 ※2	支配的な劣化等要因・機構 ※3	経過 年数	予測方法	機能低下予測 (経過年数)					(様式7-1) 備考
						S-4	S-3	S-2	S-1	S-0	
1	2,044.0	S-4	内部要因(摩擦・すりへり)	30	単一劣化 曲線	42	52	60			S-1
2	364.3	S-4	内部要因(ひび割れ・初期)	30	単一劣化 曲線	42	52	60			S-1
3	638.4	S-3	内部要因(摩擦・すりへり)	30	単一劣化 曲線	37	37	42			S-1
4	1,020.3	S-3	内部要因(ひび割れ・ASR)	30	単一劣化 曲線	37	37	42			S-1
5	148.0	S-2	内部要因(ひび割れ・中性化)	30	単一劣化 曲線	35					S-1



※1)延長は、水路の構成に記載する。  
 ※2)健全度評価は、工業水質調査の機能保全の手引きによる(S-5)～(S-1)を基本とし、個別に別の指標を用いて評価した場合は評価項目を分けて修正するとともに別途備考等記載する。  
 ※3)劣化要因・機構は、複数ある劣化要因のうち主たるものについて記載する。

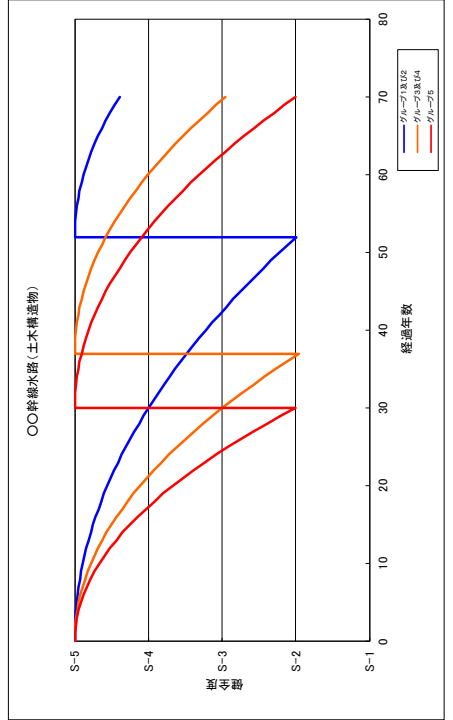
4. 機能保全対策	(1) 対策工種	対策工種			(様式8-1)		
		対策名	対策工種名	対策目的及び概要	対策費 (円/m)	耐用 年数	
	1) 土木構造物						
		S-4	内部要因(摩擦・すりへり)	継続使用(無対策)			
		S-4	内部要因(ひび割れ・初期)	継続使用(無対策)			
		S-3	内部要因(摩擦・すりへり)	表面保護工法	磨耗した断面を補うとともに耐摩耗性を回復するため、OOによる表面保護工法	44,500	30
		S-3	内部要因(ひび割れ・ASR)	表面保護工法	劣化因子を遮断し耐久性を確保するため、OOによる表面保護工法	44,500	30
		S-2	内部要因(摩擦・すりへり)	打換え工法	部材の耐荷力を改善し、変形、崩壊を予防するため、部分打換え工法	82,100	40
		S-2	内部要因(ひび割れ・中性化)	打換え工法	部材の耐荷力を改善し、変形、崩壊を予防するため、部分打換え工法	82,100	40
		S-1	内部要因(摩擦・すりへり)	打換え工法	部材の耐荷力を改善し、変形、崩壊を予防するため、部分打換え工法	82,100	40
		S-1	内部要因(ひび割れ・複合)	打換え工法	部材の耐荷力を改善し、変形、崩壊を予防するため、部分打換え工法	82,100	40

※1) 機能評価面は、「灌漑水路の機能評価の平均値(たよみS-5)~(S-1)を基本とするが、個別に評価する場合には個別評価値を指示する。

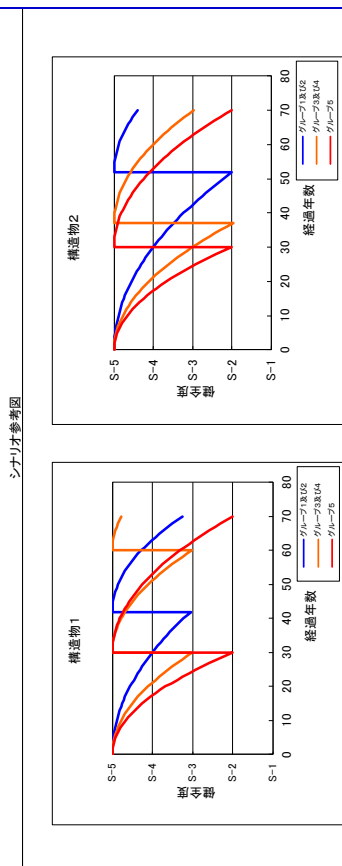
(2) 対策時期																			
1) OO幹線水路機能保全シナリオ																			
区分	区間又は設備	フルメンテナンス部位	対策時期(採用経過年数・検討期間 40 年間) ※O:交換、△:補修																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
土木構造物	No.16+92.00 ~ No.17+13.01	1																	
	No.17+13.01 ~ No.20+77.35	2																	
	No.20+77.35 ~ No.25+66.50	3																	
	No.25+66.50 ~ No.29+25.00	1																	
	No.29+25.00 ~ No.37+16.50	4																	
	No.37+16.50 ~ No.37+21.50	1																	
	No.37+21.50 ~ No.38+69.50	5																	
	No.38+69.50 ~ No.41+10.00	1																	
	No.41+10.00 ~ No.43+38.80	4																	
	No.43+38.80 ~ No.55+63.75	1																	
	No.55+63.75 ~ No.57+13.00	3																	
	No.57+13.00 ~ No.59+02.85	1																	
	〇〇分水工																		
	施設	戸当り																	
	設備	閉閉機																	
機構	扉体																		
設備	戸当り																		
	閉閉機																		

機能保全シナリオの概要

シナリオ参照図



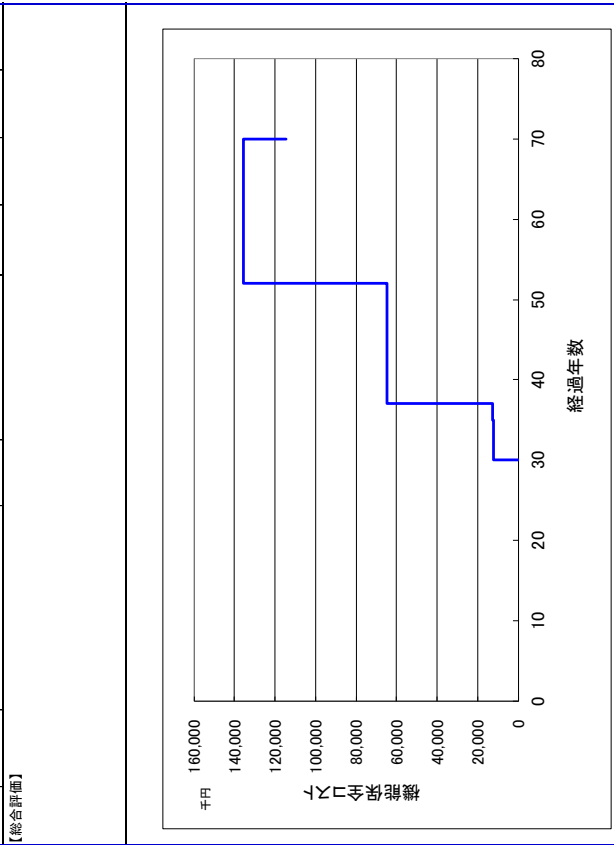
シナリオ	シナリオの グループ 番号又は 部位	シナリオの 機能 評価 ※1	対策時期(併用経過年数、検討期間 40 年間)																																																				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40													
構造物1	健全度指 標S-30段 階で、補修 対策を講じ る予防保 全的な機 能保全シ ナリオ	S-4				①																																																	
構造物2	健全度指 標S-20段 階で、補修 対策を講じ る予防保 全的な機 能保全シ ナリオ	S-4																																																					
構造物3	健全度指 標S-16段 階を占める 段階で、全 面更新定 行つ事後保 全的な機 能保全シ ナリオ	S-4																																																					



【保全対策検討経緯の説明】

※1 健全度評価は、健康度(性能)の保全率(100%)を基準とする(S-5)に5段階基準があり、順次に評価を低下させていく(100%→0%)とする。健康度(性能)の保全率(100%)を基準とする(S-5)に5段階基準があり、順次に評価を低下させていく(100%→0%)とする。

機能保全コスト(〇〇幹線水路全体)		現在価値 した対策 費用		経済期間 末の残存 価値	
対策時期	区分	区間又は設備	数量 (ヶ部、m)	対策工法	機能保全 コスト (単位:千円)
30年目	土木構造物	No.37+21.50 ~ No.38+69.50	148.0	打換え工法(ひび割れ、中 性化対策)	12,151
35年目	施設機械設備	扉体	構造材	ステンレス製取り替え	208
		戸当り	水密部	既設仕様で取り替え	46
		開閉装置	開閉機本体	ステンレス製取り替え	356
			ステンナット	既設仕様で交換	293
			スピンドル	既設仕様で交換	135
37年目	土木構造物	No.20+77.35 ~ No.25+86.50 No.55+83.75 ~ No.57+13.00	509.2	打換え工法(塵埃、すりへり 対策)	41,805
		No.29+25.00 ~ No.37+16.50 No.41+10.00 ~ No.43+38.80	1,020.3	打換え工法(ひび割れ、中 性化対策)	83,767
45年目	施設機械設備	開閉装置	扉体		23
50年目	施設機械設備	〇〇分水工	水密部	既設仕様でゴム交換	74
		開閉装置	スリッパ類		34
		扉体			21
52年目	土木構造物	No.16+92.00 ~ No.17+13.01 No.25+86.50 ~ No.29+25.00 No.37+16.50 ~ No.37+21.50 No.38+69.50 ~ No.41+10.00 No.43+38.80 ~ No.55+83.75 No.57+13.00 ~ No.59+02.85	2,044.0	打換え工法(塵埃、すりへり 対策)	167,812
55年目	施設機械設備	開閉装置	扉体		23
65年目	施設機械設備	〇〇分水工	水密部	既設仕様でゴム交換	74
		開閉装置	スリッパ類		19
		扉体			21
			水密部		5
			スリッパ類		2
小計					336,448
					160,753
					21,060
					139,693



測点、部位等	監視内容・項目	監視頻度	監視の実施者	異常時の措置	次回予定 診断時期
No37+21.5~ No38+69.5	近接目視、ひび割れ幅・長さ	年1回	〇〇土地改良区 〇〇課〇係	〇〇調管所保全対策 築課へ連絡	2012年
No40~ No40+30.6	目視、目地の開き	6ヶ月	〇〇土地改良区 〇〇課〇係	〇〇調管所保全対策 築課へ連絡	//
〇〇水路橋左 岸側	目視、橋台の不同沈下	2ヶ月	〇〇土地改良区 〇〇課〇係	〇〇調管所保全対策 築課へ連絡	2010年

※監視項目、監視の留意事項は具体的な判断基準とその場合の措置について記載すること。

シナリオ	対策時期	対策工法	数量 (ヶ所、m)	保全対策 費用	現在価値 した対策 費用	検討期間 末の残存 価値	機能保全 コスト	評価	評価概要			
構造物1	30年目	対策①	3	509.2	22,659	0	0	2	全グループにお いて、S-3段階 で対応するシナ リオであり、設 定したシナリオ のなかでリスク は最小となる。			
			4	1,020.3	45,403	0						
			5	1,480.3	12,151	0						
			1	2,044.0	90,958	1,263						
60年目	対策①	2	364.3	16,211	10,126	225	3	3	全グループにお いて、S-2段階 での対策する シナリオであ り、機能保全コ ストは最小とな る。			
		3	509.2	6,986	3,146							
		4	1,020.3	45,403	13,999	6,305						
		小計		255,446	168,137	10,939				157,197		
構造物2	30年目	対策④	5	148.0	12,151	0	0	1	全グループにお いて、S-2段階 での対策する シナリオであ り、機能保全コ ストは最小とな る。			
			3	509.2	41,805	1,524						
			4	1,020.3	83,767	43,003				3,093		
			1	2,044.0	167,812	70,810				13,991		
92年目	対策④	2	364.3	29,909	12,620	2,492	2	2	S-3のグループ がS-1に達し経 過年数が42年 の段階での全 線の対策を行う シナリオであ り、機能保全コ ストは最大とな る。			
		小計		335,444	180,046	21,051				138,996		
		30年目	5	148.0	12,151	0				3	3	S-3のグループ がS-1に達し経 過年数が42年 の段階での全 線の対策を行う シナリオであ り、機能保全コ ストは最大とな る。
		42年目	1	2,044.0	167,812	104,816						
2	364.3	29,909	18,681	1,899								
3	509.2	41,805	26,112	2,612								
小計			4	1,020.3	83,767	52,321	5,234	4	4			
			小計		335,444	214,080	20,202				193,878	

【総合評価】

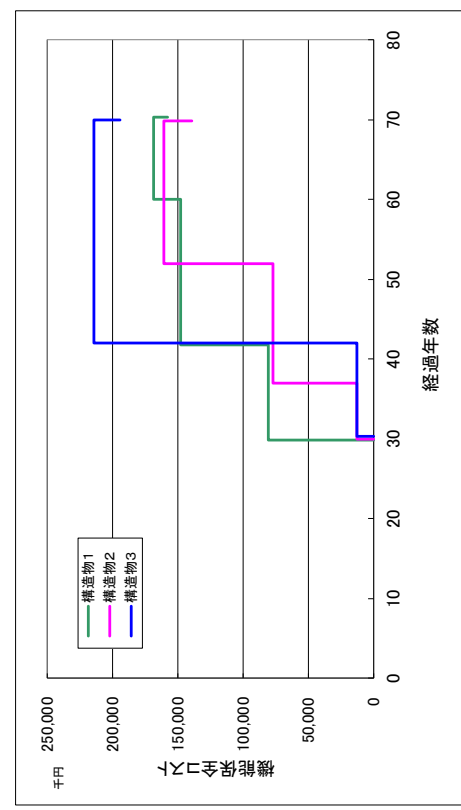


表 1-(1)-イ-③ 機能診断及び機能保全計画の内容が不適切なもの

事務所名	調査した機能診断結果及び機能保全計画数					(参考) いずれも 不適切な もの
		内容が不適切なもの			うち、総括表 が不適切なも の	
		機能診断の 内容が不適 切なもの	機能保全計 画の内容が 不適切なも の			
札幌	5	4	3	3	3	2
旭川	5	3	2	1	1	1
北奥羽	5	4	0	4	1	0
西奥羽（本所）	5	5	5	5	2	5
西奥羽（最上川支所）	5	2	0	2	1	0
利根川水系	8	1	0	1	1	0
西北陸	5	5	5	5	3	5
木曾川水系	5	5	0	5	3	0
淀川水系	5	0	0	0	0	0
南近畿	5	4	0	4	1	0
中国	9	9	0	9	8	0
北部九州（熊本支所）	2	2	2	1	1	1
南部九州	5	4	5	4	3	4
計	69 (100)	48 (69.6)	22 (31.9)	44 (63.8)	28 (40.6)	18 (26.1)

- (注) 1 本表は、調査した 13 土地改良調査管理事務所が平成 20 年度から 23 年度までに作成した機能保全計画から 69 件を抽出して、調査した結果をまとめたものである。
- 2 総括表とは、機能保全計画の概要（①施設現況調査、②施設機能診断調査、③施設機能診断評価及び④機能保全対策）を一枚にまとめた表であり、通常、機能保全計画の 1 ページ目（表紙の次のページ）に掲載されているものである。
- 3 ( ) 内は構成比である。
- 4 参考欄は、機能診断及び機能保全計画のいずれにも不適切な点がみられたものの件数である。

表 1-1-(1)-イ-④ 機能診断の内容に不適切なものがある例

事務所名	調査対象数		施設名	不適切なもの	不適切な例 (主なもの)	
	調査対象数	不適切なもの			内 容	
札幌	5	3	沼田ダム			<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水吐取付水路の現地調査 (定点調査) 票では、①圧縮強度試験の結果数値を記載し、②背面土の空洞化を「全体的」(施設全体にある)としているが、施設状態評価表ではこれらを記録しておらず、調査結果と評価が一致しない。特に、②に従えば、健全度 S-3 となるのに、S-5 と評価している。</li> </ul>
旭川	5	2	山手幹線用水路			<ul style="list-style-type: none"> <li>区間 C-20 の施設状態評価表では、内部要因、外部要因及びその他要因のいずれも S-5 と評価しているにもかかわらず、総合評価に当たるとなる施設状態評価欄では S-4 と評価している。エンジンリアリングジャッキ (技術専門家による総合判断) で補正した旨の注記もなく、S-4 と評価を変更している理由が不明である。一方、機能保全計画の方では、その「3 施設機能診断」の「(2)1 施設健全度と劣化要因」において、健全度を S-5 と評価しており、評価と計画が一致していない。</li> </ul>
西奥羽 (本所)	5	5	国営 M1 幹線用水路			<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地点「No.13+55～No.13+61」及び「No.13+99～No.14+9」の現地調査 (定点調査) 票では、いずれも、欠損・損傷が局所的にあるとされているのに、施設状態評価表に記録されず、調査結果と評価が一致しない。現地調査 (定点調査) 票に従えば、外部要因の評価は S-3 となるのに、S-5 と評価している。</li> </ul>
西北陸	5	5	白山堰堤			<ul style="list-style-type: none"> <li>定点 8 の現地調査 (定点調査) 票では、ひび割れの変状はないとしているにもかかわらず、施設状態評価表では S-4 と評価しており、調査結果と評価が一致していない。</li> <li>また、圧縮強度 (鉄筋) について、定点 8 の現地調査 (定点調査) 票では「<math>15\text{N}/\text{mm}^2 \sim 21\text{N}/\text{mm}^2</math>」(健全度評価 S-4 に相当)と「<math>15\text{N}/\text{mm}^2</math> 未満」(健全度評価 S-3 に相当)の両方にチェックがされているにもかかわらず、施設状態評価表では、後者 (S-3 相当)のみ有りとして前者 (S-4 相当) を記録せず、しかも最終評価を S-5 と評価しており、調査結果と評価が一致していない。</li> </ul>
北部九州 (熊本支所)	2	2	遙拝頭首工			<ul style="list-style-type: none"> <li>定点 7 (護床工) の現地調査 (定点調査) 票では、エプロン・護床直上下流の異常河床洗掘等の変状はなにもかかわらず、施設状態評価表では、これが「部分的」にあるとして、エプロン・護床工周辺河床の変状を S-3 と評価しており、調査結果と評価が一致していない。</li> </ul>
南部九州	5	5	岩前頭首工			<ul style="list-style-type: none"> <li>機能保全計画では現地調査でシュミットハンマー反発度試験及び中性化試験を各 1 か所で行ったとされているが、現地調査 (定点調査) 票の現地調査の欄には、これらの記載がない。一方、施設状態評価表では、反発強度試験の結果は「<math>21\text{N}/\text{mm}^2</math> 以上」とされ、中性化試験については記載がない状態となっており、調査結果と評価と計画の 3 者が一致していない。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ⑤ 機能診断の内容が不適切な例

○ 現地調査（定点点調査）票と施設状態評価票が一致していない例 ～札幌開発建設部（沼田ダム）の例～

(現地調査（定点点調査）票の記載（抜粋）)

圧縮強度	測定No.	21.7	(N/mm <sup>2</sup> )
	測定No.		
平均値	<input checked="" type="checkbox"/> 21N/mm <sup>2</sup> 以上	<input type="checkbox"/> 15N/mm <sup>2</sup> ～21N/mm <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 15N/mm <sup>2</sup> 未満

圧縮強度試験の結果が評価に反映されていない。

(施設状態評価票の記載（抜粋）)

評価項目	評価区分						評価の流れ→	
	S-6	S-4	S-3	S-2	変状別評価	主要因別評価	総合評価	
健全度ランク								
圧縮強度 反発強度法 (圧縮強度換算)	21N/mm <sup>2</sup> 以上	15～21N/mm <sup>2</sup>	15N/mm <sup>2</sup> 未満					

(現地調査（定点点調査）票の記載（抜粋）)

背面土の空洞化	<input type="checkbox"/> 局所的(施設の一部のみで発生)	<input checked="" type="checkbox"/> 全体的(変状が構造物全体にある)
---------	--	--

背面土の空洞化の調査結果が評価に反映されていない。  
⇒調査結果によれば、健全度はS-3となる。

(施設状態評価票の記載（抜粋）)

評価項目	評価区分						評価の流れ→	
	S-6	S-4	S-3	S-2	変状別評価	主要因別評価	総合評価	
健全度ランク								
地盤変形	無	局所的	全体的		S-5	S-5	S-5	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「現地調査（定点点調査）票」及び「施設状態評価票」は関係部分を抜粋している。

表 1-(1)-イ-⑥ 管理水準の設定状況

事務所	管理水準の設定内容	調査計画数	
			確認数
札幌	機能診断結果においてS-3以下とされた施設は、対策工法検討の中で健全度に応じた機能保全シナリオを作成しており、それを管理水準としている。ただし、機能診断作業の委託業者の判断で、「管理水準」に係る項目を作成する場合があるが、その場合は、委託業者の判断に委ねている。	5	0
旭川	機能診断結果においてS-3以下とされた施設は、対策工法検討の中で健全度に応じた機能保全シナリオを作成しており、それを管理水準としている。ただし、機能診断作業の委託業者の判断で、「管理水準」に係る項目を作成する場合があるが、その場合は、委託業者の判断に委ねている。	5	0
北奥羽	機能診断作業を委託した事業者の作成した結果報告書において、管理水準の内容及びその設定根拠が記載されている。	5	5
西奥羽（本所）	現地確認を実施し、当該施設の農業面への重要度、復旧工事に要する時間、災害時のリスク等を総合的に判断した上で、構造物の劣化状況に基づくS-1を管理水準に定め、口頭で委託業者に伝えている。	5	0
西奥羽（最上川支所）	管理水準の設定については、機能診断書及び機能保全計画書では明記していない。しかし、委託業者との打合せ時に現地確認等を行い、原則、S-1（更新が必要な状態）を「管理水準」とするよう打合せ、確認を行っている。また、委託業務報告書の中で、管理水準の設定状況を記載することが望ましいと考えられるので、改善を検討したい。	5	0
利根川水系	単純に施設の種類によって定めることができないものではないため、統一的な基準を定めることはできない。土地改良区等の施設管理者に任せているのが現状である。	8	0
木曾川水系	調査した5施設中2施設（大江幹線水路、二つ寺支線水路）については、業務報告書中、管理水準を設定している旨の記述があるが、残り3施設については、機能診断実施時には記録はない。ただし、その後、当該3施設については、地区全体として保全対策時期を検討した際に、管理水準をS-2と設定した。	5	2
西北陸	S-1とS-2の境界を管理水準として設定しているとしている。しかし、管理水準の設定内容及びその根拠が記載されたものはない。	5	0
南近畿	調査した5施設中、揚水機（ポンプ設備そのもの）については、施設の管理水準の目安がなく、設定が困難であるため、設定していないとしている。水路については、明確には設定していないが、対策時期の目安として健全度のレベルを指標としているとするものもあれば、幹線水路6-1号水路は、管理水準の設定根拠が業務報告書に記録されており、対応が区々となっている。	5	1
淀川水系	調査対象とした5件は、いずれもポンプ設備そのものを対象とする機能保全計画であり、ポンプについては、管理水準はないとしている。	5	0
中国	調査対象のうち水路については、機能診断の現地調査結果から「劣化の主要因を特定できないため事後保全で扱う」とされ、管理水準は設定していない。一方、調査対象のうち揚水機場の管理水準については、第1揚水機場についてはS-3とし、第2及び第3揚水機場についてはS-2としており、区々となっているが、その理由は不明である。	9	3
北部九州（熊本支所）	S-2を管理水準として設定している。	2	0
南部九州	管理水準については、シナリオでS-1からS-3までの段階到達時での対策（工事）を検討している。	5	0
計		69	11

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「調査計画数」欄は、各事務所が平成21年度から23年度までの間に国営造成水利施設保全対策指導事業により作成した機能保全計画の中から、今回当省が抽出して調査した件数である。

3 「確認数」欄は、調査した機能保全計画に関して管理水準を設定していることが、当省の調査において、文書（機能保全計画以外のもの）により確認することができたものの数である。

4 いずれの機能保全計画においても、管理水準が具体的かつ明確に記載されているものはみられず、また、管理水準を設定することが困難であるとする旨の記載もみられなかった。



表1-1(1)-1-⑦ 機能保全計画の内容に不適切なものがある例

事務所名	調査した機能保全計画数	不適切なもの	不適切なもの (主なもの)		施設名	内容
			うち、総括表が不適切なもの (注2)			
札幌	5	3	3		萩の山揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木構造物の機能保全対策の工法として、「ひび割れ工法（止水注入工法）」、「ひび割れ止水工法＋接着工法（連続繊維シート）」及び「改築」の3パターンを示しているが、いずれも費用1,669千円、耐用年数10年としており、合理的な比較となっていない。</li> <li>機能診断を行った地点を「測定又は部位」欄に記載しているが、機能診断の現地調査（定点調査）票と施設状態評価表の調査地点が一致していないものが多数ある。その結果、施設の性能低下予測が、誤った地点を基にした劣化予測を示すものとなっている。</li> </ul>
旭川	5	1	1		山手幹線用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過年数23年目に土木補修を行い、以後10年ごとに対策を講ずるとして40年間（経過年数64年目まで）に5回対策を講ずるという内容になっている。他方で、劣化予測図に従うと、健全度がS-3となるのは27年目で、以後10年ごとに対策を講ずるとして40年間（経過年数64年目まで）に4回対策を講ずる内容となり、どちらが正しいのか判断がつかないものとなっている。</li> </ul>
北奥羽	5	4	1		若宮機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括表では、シナリオ1が最適として機能保全コストを200,102千円としているが、シナリオ1から3を比較検討している部分の記載では、シナリオ1は10,202千円となっており、大きく金額が異なっている。</li> </ul>
西奥羽 (本所)	5	5	2		丸子川頭首工	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地点「No.8+50 付近」の施設状態評価表では、健全度の総合評価はS-3とされているが、機能保全計画ではS-4としており、機能診断の結果と一致していない。</li> </ul>
西奥羽 (最上川支所)	5	2	1		白川幹線用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>「4(3)機能保全コスト算定」において、44年目と69年目に配水槽の空気弁工更新を行う費用を2,736千円とし、その現在価値額をいずれも2,530千円としているが、時期が異なるので同額であることはなく、誤っている。このため、これを前提とする74年目までの機能保全コスト155,572千円も誤っている。</li> </ul>
利根川水系	8	1	1		白山機場送水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>「4機能保全対策」の「(3)2)土木構造物機能保全コスト比較表（白山堰堤）」では、シナリオ1から3を比較してシナリオ2が最適とし、「(3)3)施設機械設備機能保全コスト比較表（白山堰堤）」ではシナリオ1と2を比較してシナリオ2を最適としているが、「1総括表」では、土木構造物も施設機械設備も共にシナリオ1を最適としており、一致しない。</li> </ul>
西北陸	5	5	3		白山堰堤	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、そもそも(3)2)及び(3)3)の機能保全コスト比較表と「1総括表」の両者で掲げる機能保全コストの額は、全てのシナリオで一致しない。</li> </ul>

木曾川水系	5	5	3	大江奥村導水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲート設備について、総括表の「機能保全コスト算定」では、シナリオ1が121,476千円、シナリオ2が156,000千円、シナリオ3が11,901千円のため、シナリオ3が最安で最適案とするが、「4機能保全対策」の「(3)機能保全コスト算定」では、シナリオ1が22,475千円と最安で最適案とされ、シナリオ2が35,734千円、シナリオ3が29,181千円となっており、いずれの金額も一致しない。</li> </ul>
淀川水系	5	0	0	—	—
南近畿	5	4	1	幹線水路5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「4機能保全対策」の「(3)機能保全コスト算定」の表中、13号ファームポンドのディスプレイバルブについて、20年目に更新(4,400千円)となっているが、「(2)対策時期」の表では、更新は30年目で、20年目は止水ゴムの交換・点検調整(228千円)となっており、一致しない。</li> </ul>
中国	9	9	8	目谷ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括表の「健全度評価」欄では、洪水吐をS-3と評価したとしているが、「3施設機能診断」ではS-4としており、一致しない。</li> <li>「4機能保全対策」の「(3)機能保全コスト算定」の部位ごとのコスト比較表のうち、監査廊建屋から未更新機器までの13部位で、シナリオ1の機能保全コストのグラフが正しく描けていない。このグラフは、施設管理者等が視覚的に機能保全コストの程度を理解することができている有意な情報であることから、正しく描くことが必要である。</li> </ul>
北部九州 (熊本支所)	2	1	1	遥拝頭首工	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括表の「対策時期」欄では、「対策時期を2009年から5年置きに設定した」とするが、「4機能保全対策」の「(2)対策時期」の表では、土木構造物で最も早い対策時期は、2014年となっており、正確な対策時期の判断がつかないものとなっている。</li> </ul>
南部九州	5	4	3	二反野原揚水機 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>「4機能保全対策」の「(1)対策工法」では、ひび割れに対し「更新」のみを工法に上げ、「(2)対策時期」では、2039年に対策(更新)をとるシナリオとしている。しかし、通常、ひび割れに対しては注入工法や被覆工法などがとられるものであり、その対策を講じて施設の劣化を回復させ、更新の時期を延長することを考えるので、更新以外の対策を考慮しないことは適切でない。他方で、「1総括表」の「対策工法」欄では、「表面被覆工法」を採用した」とあり、一貫性がとれていない。</li> </ul>
計	69 (100)	44 (63.8)	28 (40.6)	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 総括表とは、機能保全計画の概要(①施設現況調査、②施設機能診断調査、③施設機能診断評価及び④機能保全対策)を一枚にまとめた表であり、通常、機能保全計画の1ページ目(表紙の次のページ)に掲載されているものである。

3 ( )内は構成比である。

表 1-1(1)-イ-⑧ 機能保全計画の内容が不適切な例

○ 記載内容がまちまちで対策工法、対策時期、機能保全コストの正確性に疑問がある例 ～南部九州土地改良調査管理事務所（二反野原揚水機場）の例～

(総括表 (抜粋))

対策工法	コンクリート構造物は、施設の要求性能(水密性の確保から、「表面被覆工法」を採用した。	
対策時期	性能低下予測と実施する対策工法の耐用年数、次期事業を考慮して30年目(5年後)に設定した。	

(機能保全対策一対策工法一の表 (抜粋))

ひび割れ	対策工法		対策目的及び概要
	対策名	対策工法名	
	対策1 更新		現況施設と同じ機能を確保する。

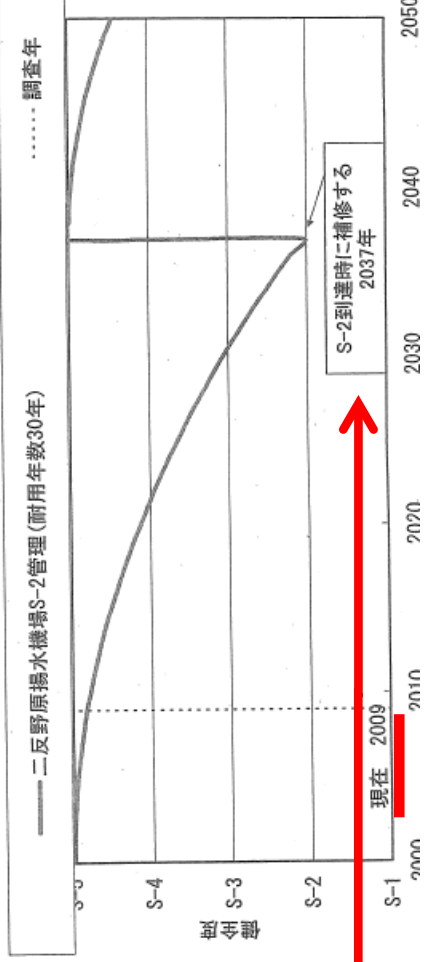
「揚水機場」の誤り (総括表一機能保全コスト(千円)部分(抜粋))

項目	ファームポイント	全体	備考
①調査費			
②事業費		0	0 当面必要な対策
③維持管理費			
④更新及び対策費	2,435	2,435	将来必要な対策
⑤残存価値	1,354	1,354	
機能保全コスト	1,081	0	1,081 $\Sigma$ (①~④)-⑤

機能保全コスト、施設の立地条件及びシナリオ毎に想定されるリスク等を総合的に評価し、シナリオ2による機能保全対策工法を採用する。

- 対策工法が一致していない
- 対策時期が一致していない

二反野原揚水機場(シナリオ2)



(対策時期(抜粋))

- 機能保全コストが一致していない

対策時期(西暦、供用年数)	区分	区間又は設備	数量(ヶ所、m)	対策工法	機能保全費用	現在価値化した対策費用	検討期間末の残存価値	機能保全コスト
シナリオ2								
2037	Co構造物	二反野原揚水機場	1	補強工	12,769	4,258	1,507	
				測試	5,013	1,672		
				合計	17,782	5,930	1,507	4,423

(機能保全コスト算定表(抜粋))

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-イ-⑨ 機能診断の結果又は機能保全計画が適切に施設管理者に提供されていない例

事務所	事例の概要
利根川水系	<p>利根川水系土地改良調査管理事務所は、平成 19 年度（平成 20 年 3 月）に、手賀沼地区 28 施設について、国営造成水利施設保全対策指導事業及び広域基盤整備計画により機能診断を実施している。</p> <p>そのうち 27 施設（国営造成施設 15 施設、県営造成施設 12 施設）について、平成 19 年度に広域基盤整備計画の中で機能保全計画を作成している。</p> <p>この国営造成施設 15 施設のうち 12 施設について、手賀沼土地改良区は、関東農政局に、機能保全計画に基づく機能保全実施方針を報告している。</p> <p>その 12 施設の中には、当該改良区ではなく千葉県が管理するものが 2 施設（手賀排水機場、手賀第 2 排水機場）及び我孫子市が管理する施設が 1 施設（湖北集水路）含まれており、同県は、平成 19 年度に作成された機能保全計画の提供を受けておらず、当該計画が作成されていることを知らなかったとしている。</p>
利根川水系	<p>平成 23 年 2 月に作成された笹川揚水機場の機能保全計画について、当省が調査した際、千葉県が保有するものと、これを作成した利根川水系土地改良調査管理事務所が保有するものとは内容が異なっていた。</p> <p>当該事務所が保管している機能保全計画は、3 つのシナリオを比較検討している計 22 ページのものであるが、千葉県が保管しているものは、最適とされたシナリオ以外のシナリオの部分が付いていない計 14 ページのものとなっており、どのようなシナリオを比較して、これが最適となったのか施設管理者が理解できないものとなっている。</p> <p>このことについて、当該事務所は、「千葉県に提供したものの一部に記載漏れがあったが、内容に変わりがなく、支障はない。」と説明しているが、一方、千葉県は、一般的に、国が国営造成施設の機能保全計画を策定した場合、i) 当該施設に係る事業実施を検討・設計する際に参考にすること、ii) 当該計画に基づいて事業を実施することになれば千葉県も事業費を負担しなければならないことから、機能保全計画の情報提供は適切に行われる必要があるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 県営造成施設・団体営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

勸 告	説明図表番号
<p><b>ア 県営造成施設・団体営造成施設のストックマネジメントの取組の推進</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(ストックマネジメントの取組に関する国の目標設定状況)</b></p> <p>上記のとおり、農業水利施設のストックマネジメントの取組を一層推進するため、「土地改良長期計画」(平成 24 年 3 月 30 日閣議決定)では、目指す主な成果として、受益面積が 100 ha以上の農業水利施設について機能診断済みの割合(再建設費ベース)を、平成 22 年度の約 4 割から 28 年度に約 7 割とすることが掲げられており、農林水産省は、この対象には県営造成施設及び団体営造成施設も含まれると解している。なお、土地改良長期計画では、県営造成施設及び団体営造成施設の機能保全計画の策定率(再建設費ベース)についての目標は定められていない。</p> <p>一方、下記のとおり、農林水産省が県営造成施設及び団体営造成施設のストックマネジメントを推進するために創設している各種事業は、機能保全計画の策定(これに必要な機能診断を含む。)に要する経費を助成するものとなっている。このため、これら施設の機能保全計画の策定率は、機能診断実施率とほぼ等しくなるものと推定される。</p> <p>農林水産省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価の取組(事前分析表)の中で、施策「農業水利施設の戦略的な保全管理」の達成すべき目標(測定指標)として、「基幹的農業用排水施設の機能診断済み割合(再建設費ベース)」を平成 28 年度までに約 7 割とし、その設定根拠を、「国営造成施設の 9 割、県営造成施設の 5 割で機能診断を了すること(後略)」としている。ただし、団体営造成施設については設定していない。</p> <p>なお、当該施策の達成すべき目標(測定指標)は、上記の機能診断済み割合のみで、機能保全計画の策定率や機能保全計画に基づく機能保全対策の実施率などは設定されていない。</p> <p><b>(県営造成施設のストックマネジメントの取組に関する事業)</b></p> <p>農林水産省は、県営造成施設のストックマネジメントの取組を推進する観点から、平成 14 年度以降、各種助成事業を整備している。</p> <p>具体的には、平成 14 年度に「農業水利施設保全対策事業」を創設して以降、事業の組替えを経つつ、25 年度現在、農山漁村地域整備交付金等の事業メニューである水利施設整備事業の中の「基幹水利施設保全型」等(注)により、取組を推進している。</p> <p>(注) 水利施設整備事業の中の「基幹水利施設保全型」は、農山漁村地域整備交付金、地域自主戦略交付金、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業及び特定地域振興生産基盤整備事業の事業メニューの一つである。</p> <p>以下、項目 1 (2)において用いる「基幹水利施設保全型」は、これらの事業の前身事業に当たる「基幹水利施設ストックマネジメント事業」及び「農業水利施設保全対策事業」を含む。</p> <p>なお、地域自主戦略交付金は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)を踏まえ、平成 25 年度に廃止され、各省庁の交付金等に移行することとされている。</p> <p>基幹水利施設保全型では、都道府県が事業実施主体となり、i) 県営造成施設に関する機能保全計画の策定(機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。)</p>	<p>表 1-(2)-ア-①</p>

及び ii) 機能保全計画に基づく対策工事の実施について国の助成を受けることが可能となっている。

基幹水利施設保全型により機能診断等を行う場合には、都道府県が「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」（以下「基幹水利施設保全型実施方針」という。）を策定し、機能保全計画の策定を行おうとする県営造成施設を対象施設として位置付けなければならない。

事業実施要領（取扱い）（注）では、基幹水利施設保全型実施方針に、事業実施期間、対象施設の選定基準、対象施設一覧、事業の進め方等の内容を盛り込むこととされている。また、事業実施要領（運用）（注）では、事業実施期間内に、基幹水利施設保全型実施方針の対象施設に位置付けられた施設のうち 50%以上について機能保全計画を策定することとされている。

（注） 以下、項目 1 (2)において用いる次の用語の意味は、それぞれ次に掲げるとおりである。

- ・ 事業実施要領（運用）  
農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生蓄第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知） 要領別紙（番号 4 水利施設整備事業に係る運用）等
- ・ 事業実施要領（取扱い）  
農山漁村地域整備交付金実施要領 要領別紙（番号 5 水利施設整備事業に係る取扱い）等

#### （団体営造成施設のストックマネジメントの取組に関する事業）

農林水産省は、団体営造成施設のストックマネジメントの取組を推進する観点から、平成 20 年度以降、各種助成事業を整備している。

具体的には、平成 20 年度に「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」を創設した後、23 年度以降は、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金の事業メニューである水利施設整備事業の中の「地域農業水利施設保全型」（注）により、取組を推進している。

地域農業水利施設保全型では、 i) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）及び ii) 機能保全計画に基づく対策工事の実施について、国の助成を受けることが可能となっている。

地域農業水利施設保全型により機能診断等を行う場合には、都道府県が「地域農業水利施設保全対策実施方針」（以下「地域農業水利施設保全型実施方針」という。）を策定し、事業対象とする団体営造成施設を対象施設として位置付けなければならない。

事業実施要領（取扱い）では、地域農業水利施設保全型実施方針に、対象期間、対象施設の選定に当たっての基本的考え方、対象施設一覧、事後保全に関する実施方針等の内容を盛り込むこととされている。

（注） 水利施設整備事業の中の「地域農業水利施設保全型」は、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金の事業メニューの一つである。

以下、項目 1 (2)において用いる「地域農業水利施設保全型」は、これらの事業の前身事業に当たる「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」を含む。

#### 【調査結果】

##### （7）ストックマネジメントの取組方針策定の一層の支援

都道府県における基幹水利施設保全型実施方針及び地域農業水利施設保全型実施方針の平成 24 年 8 月現在の策定状況を調査したところ、以下のような状況となって

表 1-(2)-ア-①  
(再掲)

おり、ストックマネジメントの取組が低調となっている都道府県がみられた。

**a 県営造成施設のストックマネジメントの取組方針**

- ① 調査対象とした 19 道府県（注）のうち、基幹水利施設保全型実施方針を策定しておらず、受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を一切行っていないものが 1 県（広島県）みられた。

表 1-(2)-ア-②

同県は、その理由について、県営造成施設のストックマネジメントについては、施設管理者である市町や土地改良区の要望に基づき実施されるものであり、県として実施すべき施設はないと考えているためとしている。

しかし、同県内には、受益面積が 100 ha以上の県営造成施設 34 施設のうち耐用年数を超過しているものが 10 施設みられることなどから、ストックマネジメントの取組を行うことが必要であると考えられる。

（注）北海道、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、愛知県、石川県、三重県、奈良県、京都府、広島県、島根県、岡山県、福岡県、大分県及び宮崎県の計 19 道府県。以下「調査した 19 道府県」という。

- ② 調査した 19 道府県のうち、基幹水利施設保全型実施方針を策定している 18 道府県について、その内容を調査したところ、次のような状況がみられた。

- i) 基幹水利施設保全型実施方針の対象施設数が少なく、施設数ベースで、平成 28 年度までには、県内に所在する受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の 5 割に満たないとみられるものが 10 道県（北海道、宮城県、秋田県、埼玉県、千葉県、山梨県、愛知県、三重県、奈良県及び岡山県）あった。

表 1-(2)-ア-③

このうち、2 割にも満たないとみられるものが 5 道県（北海道、千葉県、山梨県、愛知県及び岡山県）あった。

- ii) 基幹水利施設保全型実施方針どおりに進捗していないものが 3 道府県（北海道、京都府及び宮崎県）あった。このうち、基幹水利施設保全型実施方針で定めた目標が達成されておらず、また、その対象施設のうち 50%以上について機能保全計画を策定するという事業実施要領（運用）で定められた目標が達成されていないもの（北海道）があった。

表 1-(2)-ア-④

これらの道府県は、上記①及び②の理由として、i) スtockマネジメントの取組について施設管理者の理解が十分でないため、ii) 機能診断等を行う対象施設の選定に必要な情報の収集や整理に時間を要したため、iii) 予算的な制約があるためなどを挙げている。

表 1-(2)-ア-⑤

- ③ 基幹水利施設保全型実施方針を策定している 18 道府県では、その策定に当たり、施設管理者に対して、事業実施に係る要望や管理する施設の状況についての確認や調整を行っているとしている。

また、対象施設の選定基準としては、i) 施設の耐用年数や経過年数、ii) 受益面積、iii) 施設管理者や関係市町村の意向などを挙げているものが多くあり、その他各道府県の実情に合わせて、必要な基準を設けている状況となっていた。

<p>さらに 18 道府県の中には、機能診断等を行う対象施設の選定に当たって、優先度に客観性を持たせるため、次のような独自の取組を行っている例がみられた。</p> <p>i) 独自に「施設評価客観基準調書」を作成し、診断している例</p> <p>秋田県では、施設管理者と県担当者が連携・協力して当該調書に基づく診断を実施し、当該診断により算出された施設評価点に基づいて対象施設を選定している。</p> <p>このような取組の結果、適時に機能保全対策が実施されており、下記ウ①のような事例（注）は生じていない。</p> <p>ii) 独自に「農業水利施設管理マニュアル」を作成している例</p> <p>千葉県では、下記ウ①のような事例（注）が生じているなど、施設管理者におけるストックマネジメントの考え方の理解が十分でない状況がみられることなどから、当該マニュアルに基づいて施設管理者自らによる点検・一次診断の実施を推進する取組を試行的に始めている。今後、当該点検の結果に基づいて対象施設の選定に反映させていく予定であるとしている。</p> <p>（注） 機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全計画に基づく対策工事（機能保全対策）が実施されていない事例</p> <p>これらの取組は、機能診断等を行う対象施設の選定に当たって優先度に客観性を持たせるだけでなく、ストックマネジメントについての理解が必ずしも十分でない施設管理者に対しても、管理する施設を対象施設とする必要性や妥当性を客観的に説明することができ、機能診断等の実施の推進にも資するものと考えられる。</p>	<p>表 1-(2)-ア-⑥</p>
<p><b>b 団体営造成施設のストックマネジメントの取組方針</b></p> <p>① 調査した 19 道府県のうち、地域農業水利施設保全型実施方針を策定しておらず、団体営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を一切行っていないものが 9 府県（宮城県、愛知県、石川県、奈良県、京都府、島根県、岡山県、福岡県及び宮崎県）みられた。</p> <p>しかし、これら 9 府県のいずれにおいても、県内に耐用年数を超過している受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設があり、特に、宮城県や愛知県では、耐用年数を超過している点施設の割合が 6 割を超えているにもかかわらず、取組が行われていなかった。</p> <p>地域農業水利施設保全型実施方針を策定していない 9 府県では、その理由について、i) 土地改良区や市町村等の施設管理者からの要望がないため、ii) 県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を優先しているためなどを挙げている。</p>	<p>表 1-(2)-ア-⑦</p>
<p>② 調査した 19 道府県のうち、地域農業水利施設保全型実施方針を策定している 10 道県（北海道、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、三重県、広島県及び大分県）についてその内容を調査したところ、次のような状況がみ</p>	<p>表 1-(2)-ア-⑧</p>



られた。

i) 対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は含まれておらず、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を一切行っていないものが7道県（北海道、山形県、山梨県、長野県、三重県、広島県及び大分県）あった。

また、これら7道県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設 323 施設のうち耐用年数を超過しているものは計 144 施設あった。

ii) 対象施設数が少なく、施設数ベースで、平成 28 年度までには、県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の 1 割にも満たないとみられるものが3県（秋田県、埼玉県及び千葉県）あった。

これらの道県は、その理由について、上記 a ①及び②と同様に、施設管理者の理解が十分でないことなどを挙げている。

表 1-(2)-ア-⑦  
(再掲)

表 1-(2)-ア-⑧  
(再掲)

表 1-(2)-ア-⑤  
(再掲)

#### c. スtockマネジメントの取組の推進に関して国に求める支援

調査した地方公共団体、土地改良区及び都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、Stockマネジメントの取組の推進に関し、国に対する意見・要望や国に求める支援として、次のようなものを挙げており、この中には、Stockマネジメントの考え方が十分に浸透してはいないことがうかがわれる内容のものもみられた。

- ① 十分に稼働している施設に対して費用負担をしてまで補修等を行うことについて、土地改良区の組合員の合意を得ることが難しいことから、国においても説明会を開催するなどにより合意形成について支援を行ってほしい。
- ② Stockマネジメントに関する事業の啓発、研修会への補助、研修会の開催等を引き続き行ってほしい。
- ③ Stockマネジメントに関する事業における地元負担の割合を引き下げてほしい。

#### (イ) 土地改良長期計画等に定める目標の進捗状況

農林水産省は、毎年度、土地改良長期計画に掲げられた成果指標や事業量について実績把握調査を行い、各都道府県における受益面積が 100 ha以上の県営造成施設及び団体営造成施設の機能診断実施実績を把握している。

これによると、県営造成施設については、機能診断を実施したものの割合（再建設費ベース）は、平成 22 年度末時点で 28%、23 年度末時点で 32%となっており、その実績が 1 割に満たないものが約 3 割の都道府県でみられた。また、団体営造成施設については、機能診断を実施したものの割合（再建設費ベース）は、平成 22 年度末時点で 10%、23 年度末時点で 12%となっており、その実績が 1 割に満たないものが約 6 割の都道府県でみられた。

また、調査した 19 道府県内では、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設 809 施設のうち耐用年数を超過している施設が計 389 施設みられた。しかし、機能診断の実施及び機能保全計画の策定が行われているのは計 7 施設（注）にとどまっていた。

表 1-(2)-ア-⑨

(注) 頭首工等の点施設に加え、水路等の線施設についても1路線1施設として計上した数を合計したもの。

## イ 適切な機能診断の実施及び機能保全計画の策定の徹底

### 【制度の概要】

県営造成施設の機能診断については、国営造成施設と同様、上記の「農業水利施設の機能保全の手引き」に即して実施されている。

機能保全計画については、基幹水利施設保全型の事業実施要領（取扱い）において、機能保全計画には、i) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果、ii) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果、iii) 劣化原因究明のための構造物の監視並びにiv) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）の事項について定めることとされている。

また、事業実施要領（取扱い）の別記様式において、機能保全計画の目次は、①施設現況調査（i 事業の状況、ii 施設管理状況及び課題）、②施設機能診断（i 施設機能診断調査、ii 施設機能診断評価）、③対策工事（i 対策工法、ii 対策時期、iii 機能保全コスト算定、iv 施設機能監視計画）とすることとされている。

### 【調査結果】

平成23年度末までに県営造成施設の機能保全計画を策定している17道府県（注）について、機能診断結果及び機能保全計画の内容を調査したところ、以下のとおり、機能診断結果及び機能保全計画の内容に疑問があるなど不適切な状況がみられた。

（注）北海道、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、長野県、愛知県、石川県、三重県、奈良県、京都府、島根県、岡山県、福岡県、大分県及び宮崎県の計17道府県。以下「調査した17道府県」という。

なお、これら17道府県内に所在する受益面積が100ha以上の県営造成施設のうち、平成23年度末時点で、機能診断が実施されているものは806施設、機能保全計画が策定されているものは758施設となっている。これらは、頭首工等の点施設に加え、水路等の線施設についても1路線1施設として計上した数を合計したものである。

### (7) 機能診断

調査した17道府県が平成19年度から23年度までに策定した84件の機能保全計画を抽出し、当該計画に係る機能診断結果をみたところ、

i) 頭首工の堰柱について、現地調査票では、欠損・損傷が部分的にみられるとされているながら、当該箇所の健全性に係る施設状態評価表では、健全度がS-4（要観察の段階）と評価されている。現地調査が正しいとすれば、本来、健全度はS-3（補修又は補強を要する段階）となるはずであり、調査と評価が一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの

ii) 水路について、現地調査票では、変形はみられないとされていることから、これが正しいとすれば、本来、健全度はS-5（対策不要）となるはずであるが、当該箇所の健全性に係る施設状態評価表では、柵板（矢板）のずれ・欠損が部分的にみられるとして、健全度がS-3（補修又は補強を要する段階）と評価されており、調査と評価が一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの

iii) 揚水機場について、現地調査票では、建屋の目地の変状及び防水材の変状はみられないとされていることから、これが正しいとすれば、本来、健全度はS-5

表1-(1)-ア-③  
(再掲)

表1-(2)-ア-①  
(再掲)

表1-(2)-イ-①  
表1-(2)-イ-②

表1-(2)-イ-③

表1-(2)-イ-④

(対策不要)となるはずである。しかし、当該箇所<sup>1</sup>の健全性に係る施設状態評価表では、建屋の目地の開きは局所的、防水材の捲り・剥離は局所的、漏水跡・滲出し・滴水がみられるとして、健全度がS-3(補修又は補強を要する段階)と評価されており、調査と評価が一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの

など、機能診断結果に疑問があるものが12道府県(北海道、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、愛知県、三重県、京都府、島根県、福岡県、大分県及び宮崎県)において47計画あった。したがって、この結果に基づき策定された機能保全計画の正確性にも疑問がある。

また、機能診断で整理した現地調査の結果や施設状態の評価結果は、次回の機能診断を実施する際の基礎資料となり、各回の記録の比較を行うことにより、より精度の高い施設の劣化傾向・予測の分析が行われるものである。

このため、上記のように、現地調査の結果や施設状態の評価結果の正確性に疑問がある場合には、そもそも機能診断を継続的に実施したとしても、精度の高い劣化予測等を立てることは困難となり、ひいては機能診断の信頼性を損なうことになりかねない。

#### (イ) 機能保全計画

調査した17道府県が平成19年度から23年度までに策定した84件の機能保全計画を抽出し、当該計画の内容について調査したところ、次のような状況がみられた。

① 施設の管理水準の設定状況についてみたところ、機能保全計画策定業務を受託した事業者が作成した結果報告書の中に記載があるもの等は一部であったが、機能保全計画の中で、管理水準が具体的かつ明確に設定されているものはなかった。

施設の管理水準の設定は、ストックマネジメントの考え方の基本に位置するものであることから、機能保全計画を策定する際の作業で明らかにするだけでなく、施設管理者も理解できるよう、機能保全計画にも適切にこれを明記して、施設管理者と共有すべきものと考えられる。

② 調査した17道府県が策定した上記84件の機能保全計画の内容をみたところ、

i) 現地調査の結果に基づき評価した施設の健全度と機能保全計画に記載されている健全度とが一致していないもの

ii) 施設全体の機能保全コストの算定・比較が行われておらず、また、どのシナリオを選択したのかも不明となっているため、機能保全計画を見ても、対策工事の工法、対策時期等が不明となっているもの

iii) 事業実施要領(取扱い)で定められている「県営事業の状況」及び「施設管理状況及び課題」に相当する内容が盛り込まれていないもの

iv) 機能保全コストを現在価値化する際の計算に誤りがあるため、機能保全コスト算定結果に誤りがあるもの

など、機能保全計画の内容の正確性に疑問があるものが13道府県(北海道、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、愛知県、石川県、三重県、奈良県、京都

表1-(2)-イ-⑤

表1-(2)-イ-⑥

府、大分県及び宮崎県) の 52 計画であった。

また、機能保全計画の冒頭に掲載されている総括表の内容に不適切な点があるものが、上記 84 計画のうち、5 府県(山形県、千葉県、愛知県、奈良県及び京都府) の 9 計画であった。総括表は、その機能保全計画の内容を要約しており、これを見ることで計画の内容が理解できるよう作成されているにもかかわらず、不適切な点がみられたことは、機能保全計画の提供を受けた施設管理者が、その内容について誤った理解や不十分な理解をしてしまうことになりかねない。

ストックマネジメントの取組を効果的に進める上では、施設管理者の理解を得ることが必要不可欠であることから、機能保全計画について正確な内容を分かりやすく施設管理者に提供することが重要であると考えられる。

③ 基幹水利施設保全型の事業実施要領(取扱い)において、機能保全計画に盛り込むこととされている施設機能監視計画の作成状況について調査したところ、

i) 施設機能監視計画が作成されていないものが 6 県(宮城県、山形県、岡山県、福岡県、大分県及び宮崎県)において 14 計画

ii) 施設機能監視計画において、当該施設に係る今後の監視頻度、監視の留意事項、異常時の措置、次回予定診断時期等が記載されておらず、その内容が不十分なものが 13 道府県(北海道、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、長野県、石川県、三重県、奈良県、京都府、島根県、福岡県及び宮崎県)において 42 計画あるなど、施設機能監視計画が不適切となっているものが 17 道府県の 56 計画であった。

このように、劣化原因究明のための構造物の監視について記載されている施設機能監視計画が不適切な内容となっていることにより、当該施設に係る今後の監視頻度、監視の留意事項、異常時の措置、次回予定診断時期等が不明となり、機能診断等の結果を施設管理者による日常管理に効果的にいかすことができない状況となっている。

上記の原因としては、機能診断の実施業務及び機能保全計画の策定業務を都道府県自らが実施しているのはごく一部であり、大半が地方連合会等に外部発注を行っているが、その業務の過程において適切な指導を十分に実施できておらず、納品前に成果物の内容について十分な確認を行っていないことが考えられる。また、国において、機能保全計画について、統一的な様式、記載の要領等を定めておらず、各策定者の判断に委ねていることも原因と考えられる。

このため、国は、これまでの事業の実績を踏まえ、「農業水利施設の機能保全の手引き」等の各種マニュアルの充実や機能保全計画の策定事例の提供などを行うことにより、機能診断の実施及び機能保全計画の策定において、留意すべき点を示すことや参考となる技術的情報を提供するなどといった支援を行う必要がある。

#### (ウ) 機能診断の実施及び機能保全計画策定の取組に関して国に求める支援

調査した 19 道府県は、機能診断の実施及び機能保全計画策定の取組に関し、国に

表 1-(2)-イ-⑦

表 1-(2)-イ-⑧

に対する意見・要望や国に求める支援として、次のようなものなどを挙げている。

- ① 国が策定したマニュアルや手引きが示されているが、機能保全計画の策定事例を盛り込むなど、より分かりやすいものにしてほしい。
- ② 国において、発注に係る特記仕様書や施工管理基準（出来型管理・品質管理）について、参考となる手引きを示してほしい。

## ウ 機能保全対策の適時適切な実施の推進

### 【制度の概要】

機能保全計画に基づく機能保全対策の実施については、基幹水利施設保全型の事業実施要領（運用）において、i）既存施設を有効利用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること、ii）機能診断に基づく機能保全計画が策定されていることが事業の採択要件とされている。

表1-(2)-ア-①  
(再掲)

### 【調査結果】

平成24年8月現在の県営造成施設の機能保全対策の実施状況について調査したところ、以下のとおり、不適切な状況がみられた。

- ① 調査した19道府県のうち、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていないものが9府県（山形県、千葉県、長野県、愛知県、京都府、島根県、福岡県、大分県及び宮崎県）において139施設みられた。これら139施設に係る機能診断及び機能保全計画策定に要した費用は2億6,764万円となっている。

表1-(2)-ウ-①

また、施設管理者等の関係者と合意形成を行っているとしているものの、対策時期を経過しているのに実際に機能保全対策が実施されていないものが一部みられた。

表1-(2)-ウ-②

機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていないものがみられた9府県は、その理由について、i）不具合発生により、対策時期を前倒した施設との施工順位を入れ替えたため、ii）機能保全計画策定時に検討を行っていなかった環境調査を実施する必要性が生じたため、iii）施設管理者の財政的な制約があるためなどの事情を挙げている。

しかし、これら9府県の中には、i）策定された機能保全計画で示されている対策工法やシナリオについて、機能保全対策を実施する施設管理者が合意していない内容を取りまとめているもの、ii）機能保全対策の事業採択に当たっては、効果算定、土地改良法に定める手続等のために機能保全計画策定後、必ず2年程度の期間が必要であることから、そもそも機能保全計画どおりに機能保全対策を実施できないとしているものなどがみられた。

表1-(2)-ウ-③

- ② 調査した19道府県のうち、機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策が実施されているものなどが9道府県（北海道、秋田県、山形県、長野県、愛知県、京都府、岡山県、福岡県及び大分県）において23施設みられた。

表1-(2)-ウ-④

また、これら23施設のうち、機能保全計画で算定されているコストを上回る費用を要したものが7道府県（北海道、秋田県、山形県、京都府、岡山県、福岡県及び

大分県)において13施設みられた。

これら7道府県では、その理由について、i)機能保全対策の実施段階における詳細調査の結果、対策費用に変更が生じたため、ii)施設の不具合発生により、対策時期を前倒ししたため、iii)施設管理者の財政的な制約により、対策時期を後ろ倒ししたためなどの事情を挙げている。

しかし、その中には、機能保全計画策定段階では施設の受益者としてしか調整を行っていなかったために、機能保全対策の実施段階になって初めて施設周辺の地域住民との調整を行った結果、仮設計画に変更が生じ、機能保全計画の想定より多くの費用による機能保全対策が実施されたものがみられた。

上記の事例を踏まえ、機能保全計画の策定時、また、施設の監視期間を通じて、施設管理者や関係市町村等との連絡調整を着実にしておくことが円滑な機能保全対策の実施につながるものと考えられる。

### 【所見】

したがって、農林水産省は、県営造成施設及び団体営造成施設のストックマネジメントの適切かつ効果的な推進を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

① 地方公共団体及び土地改良区に対して、ストックマネジメントの取組の必要性及び有効性について、説明会や研修等を積極的に開催して周知するとともに、先進的な取組事例を示すなど、ストックマネジメントの取組の推進が図られるよう必要な支援を行うこと。

② 都道府県に対して、適切な機能診断の実施及び機能保全計画の策定が図られるよう、指導・助言するとともに、これまでの各種事業の実績や当省の調査結果を踏まえ、「農業水利施設の機能保全の手引き」等の各種マニュアルの充実、機能保全計画の策定事例の提供などの必要な支援を行うこと。

また、都道府県に対して、当省の調査で指摘した機能診断における不適切な例及び機能保全計画における不適切な例については、適切なものに改めるとともに、正確な機能診断結果に基づく正確な機能保全計画を再度、施設管理者に提供するよう指導・助言すること。

さらに、都道府県に対して、これまで実施した機能診断及び機能保全計画の総点検及び必要な見直しを行うことについて、指導・助言すること。

③ 機能保全計画の策定時、また、施設の監視期間を通じて、当該施設管理者や機能保全対策を事業化した場合の費用負担が想定される関係市町村などとの調整を行うことを「農業水利施設の機能保全の手引き」において明確化するなど、都道府県に対して、必要な支援を行いつつ、機能保全計画及び施設の監視結果を踏まえた機能保全対策の適時かつ円滑な実施が図られるよう、指導・助言すること。

また、都道府県に対して、調整に際し関係者の意向を十分尊重するよう指導・助言すること。

表1-(2)-ウ-⑤

表 1-(2)-7-① 水利施設整備事業のうち基幹水利施設保全型及び地域農業水利施設保全型に係る要綱等

(農山漁村地域整備交付金の例)(抜粋)

○ 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)

第 2 農山漁村地域整備交付金の対象

1 交付対象事業

(1) 本交付金は、農山漁村地域整備計画(以下「整備計画」という。)に基づく交付対象事業(以下「交付対象事業」という。)の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する。

(2) 交付対象事業は、別紙 1 に掲げる事業とする。

2 事業実施主体及び要件

(1) 事業実施主体

交付対象事業を実施する者(以下「事業実施主体」という。)は、都道府県、市町村、農林漁業団体等であって、交付対象事業毎に農林水産省農村振興局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官(以下「農村振興局長等」という。)が別に定めるものとする。

(2) 要件

ア 沖縄県において実施するものを除く。

イ 別紙 1 の 2 の効果促進事業については、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費に占める当該事業の総事業費の割合が 20/100 を目途とする。

ウ イのほか、交付対象事業の実施要件は、農村振興局長等が別に定めるものとする。

3 (略)

別紙 1 交付対象事業

1 基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

知事が、地域における農業の振興方向、戦略作物(麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。)の生産や耕地利用率等に係る営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成して行う以下の事業

ア (略)

イ 水利施設整備事業

ウ～エ (略)

(2)～(4) (略)

2 (略)

○ 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知)(抜粋)

第 2 交付対象事業毎の事業実施主体及び要件

1 交付対象事業

要綱第 2 の 2 の(1)及び(2)の農村振興局長等が別に定める交付対象事業毎の事業実施主体及び実施要件等については別紙 1 から別紙 13 までに定めるものとする。

○ 農山漁村地域整備交付金実施要領 要領別紙(番号 4 水利施設整備事業に係る運用)(抜粋)

第 1 事業の内容等

1 本事業の事業実施主体は、次に掲げるものとする。

(1) 都道府県とする。

(2) 別表の区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の(2)及び(3)の事業については市町村に、区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の(1)のイの事業については、市町村、土地改良区又は農業協同組合のいずれかに、2 の(7)のイ及びウに定める事業については、市町村又は事業対象である施設を管理する者のいずれかにすることができるものとする。

(3) 2 の(8)に定める事業を実施する場合にあっては、(1)及び(2)に関わらず、市町村又は事業対象である施設を管理する者、2 の(9)に定める事業を実施する場合にあっては、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の団体であって都道府県知事が適当と認める者とするものとする。

2 本事業は、以下に定めるものについて実施するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 基幹水利施設保全型

ア 国営土地改良事業により造成された農業用排水施設等(以下「国営造成施設」という。)及び、都道府県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等(以下「都道府県営造成施設」という。)に関する機能保全計画の策定(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)

イ 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施

ウ (略)

(8) 地域農業水利施設保全型

ア 団体営事業等で造成された農業用排水施設等（以下「団体営造成施設等」という。）に関する機能保全計画の作成（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

イ 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施

ウ （略）

(9) （略）

第2 事業の実施要件

1～6 （略）

7 基幹水利施設保全型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

(2) 知事が、第1の2の(7)のアに掲げる機能保全計画の策定を行おうとする都道府県営造成施設を選定しているとともに、その50%以上につき、当該計画の策定に関する実施方針を策定していること。

(3) 第1の2の(7)のイについては、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。

(4) 第1の2の(7)のイについて、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合にあっては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。

(5) （略）

8 地域農業水利施設保全型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 施設機能の向上を主な目的としないこと。

(2) 第1の2の(8)の事業の対象となる団体営造成施設等は、都道府県が作成する実施方針に位置付けられたものとする。ただし、第2の7の(2)により知事が選定した施設は本事業の対象外とする。

(3) 第1の2の(8)のアの事業を実施するときは、末端支配面積が100ヘクタール以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。

(4) 第1の2の(8)のイの事業を実施するときは、受益面積が100ヘクタール以上（第1の2の(8)のアの事業を実施していない場合であって、農村振興局長が別に定めるところにより機能保全計画を作成した場合にあっては、10ヘクタール以上）であること。

(5) （略）

9 （略）

第3・4 （略）

第5 事業の達成状況報告

1・2 （略）

3 知事は、基幹水利施設保全型において、第1の2の(7)のア、イの事業のうち令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施しない場合及びウの事業を実施する場合にあっては、本事業の事業実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

4 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、各年度毎に本事業の実施結果を知事に報告するものとする。また、報告を受けた知事は、速やかに地方農政局長等にその旨報告するものとする。

第6 （略）

第7 助成

国は、本事業に要する経費のうち別記に掲げる費用につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

第8 （略）

別記

1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 調査及び計画作成費（実施計画策定型に限る。）

3 促進費等

4 効果促進事業費

○ 農山漁村地域整備交付金実施要領 要領別紙（番号5 水利施設整備事業に係る取扱い）（抜粋）

第1 事業の内容

1～10 （略）

11 運用第1の2の(7)のアの「機能保全計画」は、別記様式第1号により次に掲げる事項を定めるものとする。



(1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

(2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

(3) 劣化原因究明のための構造物の監視

(4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

12 運用第1の2の(7)のイの「機能保全計画等」とは、アに基づいて策定する機能保全計画、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の基幹水利施設保全型、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の基幹水利施設保全型、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産省農村振興局長通知。以下「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別紙9の基幹水利施設保全型、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産大臣決定）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産大臣決定）の別添1－4の基幹水利施設保全型又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2527号農林水産事務次官依命通知）に従って策定する機能保全計画をいう。

13 （略）

14 運用第1の2の(8)のアの「機能保全計画」は、別記様式第1号により次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

(2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

(3) 劣化原因究明のための構造物の監視

(4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）の概要

15 運用第1の2の(8)のイの「機能保全計画等」とは、アに基づいて策定する機能保全計画、第2の7の(3)に基づいて策定する機能保全計画、地域自主戦略交付金交付要綱別紙9の地域農業水利施設保全型又は東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産大臣決定）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産大臣決定）の別添1－4の基幹水利施設保全型に従って策定する機能保全計画をいう。

16 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

## 第2 事業の実施要件

1～5 （略）

6 運用第1の2の(7)の基幹水利施設保全型

(1) 運用第2の7の(2)の「実施方針」については、別記様式第2号によるものとする。

(2) 実施方針は、策定後5年以内に見直しを行うものとする。

7 運用第1の2の(8)の地域農業水利施設保全型

(1) 運用第2の8の(2)の実施方針は、必要に応じて都道府県土地改良事業団体連合会の知見を活かしつつ、別記様式第3号により作成するものとする。

(2) 実施方針は、毎年度更新を行い、計画的な事業実施に努めるものとする。

(3) 運用第1の2の(8)のイの事業は、運用第1の2の(8)のアの事業を実施していない場合であっても実施できることとするが、その場合の機能保全計画（運用第2の8の(4)の「機能保全計画」）の作成は、別記様式第4号により作成するものとする。

第3・第4 （略）

## 第5 事業の達成状況報告

1・2 （略）

3 運用第5の3の事業実施結果の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第22号により行うものとする。

4 運用第5の4の事業実施結果の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式23号により行うものとする。

第6 （略）

## 第7 その他

1・2 （略）

3 事業の実施にあたっては、都道府県は、可能な限り事業費単価の低減に努めるものとする。

4 集積促進事業及び運用第1の2の(7)から(9)の事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。

別記様式第 1 号

	地区名	地区
機能保全計画  平成 年 月 ○○県、○○市、○○町、○○村		

＜機能保全計画 目次＞

1. 施設現況調書
  - (1) 事業の状況
    - ①完了地区、②実施中の地区
  - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
3. 対策工事
  - (1) 対策工法
  - (2) 対策時期
  - (3) 機能保全コスト算定
  - (4) 施設機能監視計画

別記様式第 2 号

○○県 基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

1. 事業実施期間 H○○年度～H○○年度
2. 対象施設
  - (1) 選定の基準、根拠

(2) 対象施設一覧 ※<sup>1</sup>

地区名 ※ <sup>2</sup>	施設名	造成年度	種類 ※ <sup>3</sup>	規模 ※ <sup>4</sup>	水路延長 ※ <sup>5</sup>	管理主体	備考

- ※<sup>1</sup>：必要に応じて項目数を増減させること。  
 ※<sup>2</sup>：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等  
 ※<sup>3</sup>：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設  
 ※<sup>4</sup>：規模とは、ダムは貯水量（千 $m^3$ ）、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、用水機場及び排水機場は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）  
 ※<sup>5</sup>：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(3) 施設数計

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

3. 事業の進め方
 

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後 5 年間の計画策定の推進目標（最低でも 50%とする）等について記載すること。

1. 対象期間 H〇〇年度～H〇〇年度（5年間）

2. 対象施設

(1) 選定にあたっての基本的考え方

(2) 機能保全計画策定施設一覧

施設名	所在地	造成年度	受益面積	種類	規模	対象延長	管理主体	実施主体	実施年度

(3) 対象工事施設一覧

施設名	所在地	造成年度	種類	規模	対象延長	実施主体	実施年度	対策工事の概要

注1：種類とは、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

注2：規模とは、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、用水機場及び排水機場は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）

注3：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(4) 施設数計

種類	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
(施設数)	個所	個所	個所	個所	個所(km)	個所	個所
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
実施済み							

3. 事後保全に関する実施方針

(1) 対象とする施設

(2) 事後保全の必要が生じた際の調整方針

別記様式第22号（略）

別記様式第23号（略）

(注) 下線は当省が付した。

**表 1-(2)-7-② 基幹水利施設保全型実施方針を策定していないもの**

都道府県名	内容
広島県	<p>広島県は、基幹水利施設保全型実施方針を策定しておらず、受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を一切行っていない。</p> <p>同県は、その理由について、県営造成施設のストックマネジメントについては、管理主体である市町や土地改良区の判断により実施されるものであり、県として実施すべき施設はないと考えているためとしている。</p> <p>なお、同県では、農山漁村地域整備交付金等の事業メニューである水利施設整備事業の中の地域農業水利施設保全型実施方針を策定している（注2）。しかし、当該方針の対象施設に位置付けられている県営造成施設はいずれも受益面積が 100 ha未満の施設であり、100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組は行われていない。</p> <p>また、同県では、国の助成事業を活用せずに県独自で県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を行うこともしていない。</p> <p>しかし、同県内には、受益面積が 100 ha以上の県営造成施設のうち耐用年数を超過している点施設が 10 施設、線施設が 58 kmみられるなど、施設の老朽化が進行しており、ストックマネジメントの取組が必要な状況となっている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 基幹水利施設保全型実施方針において対象施設に位置付けられていない県営造成施設であれば、地域農業水利施設保全型により機能診断等の事業を行うことも制度上可能となっている。なお、その際には、都道府県が策定する地域農業水利施設保全型実施方針に当該施設が位置付けられていなければならない。

**表 1-(2)-7-③ 基幹水利施設保全型実施方針の対象施設に位置付けている県営造成施設数が少なく、県内に所在する受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の 5割に満たないとみられるもの**

都道府県名	内容
北海道	<p>北海道内に所在する道営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 194 施設であるが、北海道が平成 24 年 1 月に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 28 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積 100 ha以上の点施設は 15 施設（7.7%）となっている。</p> <p>これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積が 100 ha以上の点施設 13 施設を加えても 28 施設（14.4%）にとどまっており、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>
宮城県	<p>宮城県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 339 施設であるが、宮城県が平成 20 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（平成 22 年度見直し、事業実施期間：20 年度から 24 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の点施設は 64 施設（18.9%）となっている。</p> <p>このため、平成 25 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
秋田県	<p>秋田県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の施設は 636 施設であるが、秋田県が平成 23 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 23 年度から 27 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の施設は 71 施設（11.2%）となっている。</p> <p>これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積 100 ha以上の施設 75 施設を加えても 146 施設（23.0%）にとどまっており、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
埼玉県	<p>埼玉県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の施設は 196 施設であるが、埼玉県が策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 21 年度から 25 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の施設は 41 施設（20.9%）となっている。</p> <p>また、平成 23 年度末までの実績でみると、機能診断を実施済みの施設は対象施設 41 施設中</p>

	<p>12 施設となっており、事業実施期間内に対象施設に位置付けた施設全ての機能診断が実施されてはいない。</p> <p>このため、平成 26 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
千葉県	<p>千葉県内に所在する受益面積が 100 ha 以上の施設は 632 施設であるが、千葉県が平成 19 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（平成 22 年度見直し、事業実施期間：平成 20 年度から 24 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 51 施設（8.1%）となっている。</p> <p>また、平成 23 年度末までの実績でみると、機能診断を実施済みの施設は対象施設 51 施設中 33 施設となっており、事業実施期間内に対象施設に位置付けた施設全ての機能診断が実施されてはいない。</p> <p>このため、平成 25 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>
山梨県	<p>山梨県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 26 施設である。しかし、山梨県が平成 24 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 34 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 2 施設（7.7%）にとどまっており、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>
愛知県	<p>愛知県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 328 施設であるが、愛知県が平成 24 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 28 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 18 施設（5.5%）となっている。</p> <p>これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積が 100 ha 以上の施設 11 施設を加えても 29 施設（8.8%）にとどまっており、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>
三重県	<p>三重県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 259 施設であるが、三重県が平成 23 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 23 年度から 27 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 42 施設（16.2%）となっている。</p> <p>これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積が 100 ha 以上の施設 13 施設を加えても 55 施設（21.2%）にとどまっており、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
奈良県	<p>奈良県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 20 施設であるが、奈良県が平成 20 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 20 年度から 24 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 4 施設（20.0%）となっている。</p> <p>このため、平成 25 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
岡山県	<p>岡山県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 242 施設であるが、岡山県が平成 20 年 2 月に策定した基幹水利施設保全型実施方針（平成 22 年度見直し、事業実施期間：20 年度から 25 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 12 施設（5.0%）となっている。</p> <p>このため、平成 26 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 各道県内に所在する施設数については、各道県が把握している施設数を記載した。  
3 「点施設」とは、貯水池、頭首工、機場等をいう。

**表 1-(2)-7-④ 基幹水利施設保全型実施方針で定めた目標が達成されておらず、また、当該方針の対象施設のうち 50%以上について機能保全計画を策定するという事業実施要領（運用）で定められた目標が達成されていないもの**

都道府県名	内容
北海道	<p>北海道が、平成 19 年 10 月に策定し、23 年 4 月に見直した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 19 年度から 23 年度）では、96 施設が対象施設に位置付けられており、「3. 事業の進め方」において、「平成 23 年度末までに約 59%の施設について計画策定を目指す」とされている。</p> <p>しかし、平成 23 年度末時点の実績をみると、機能保全計画を策定した施設は 32 施設（33.3%）にとどまっており、当該方針どおりに進捗していない。</p> <p>また、事業実施要領（運用）では、当該方針の対象施設に位置付けられた施設のうち 50%以上の施設について機能保全計画を策定することとされているにもかかわらず、その目標が達成されていない。</p>

（注）当省の調査結果による。

**表 1-(2)-7-⑤ スtockマネジメントの取組が低調となっている主な理由**

i) スtockマネジメントの取組について施設管理者の理解が十分でないため

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断の実施に当たっては、施設管理者から要望が上がってきた施設について、対象施設に位置付けるか検討を行っているが、施設の通常使用に問題がなければ要望を上げてこない施設管理者もいるため</li> <li>Stockマネジメントの取組について、施設管理者の理解が十分でない地域において、地元の負担の調整が遅れるなどしており、事業の着手が遅れているため</li> <li>施設管理者や関係市町村の中には、機能診断の実施、機能保全計画の策定、機能保全対策の実施というStockマネジメントの手順を負担に感じており、これらの取組を行う意向を持っていないものがあるため</li> </ul>

（注）当省の調査結果による。

ii) 機能診断等を行う対象施設の選定に必要な情報の収集や整理に時間を要したため

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断等を行う対象施設の選定に必要な情報の収集や整理に時間がかかったことにより、対象施設の精査に相当の時間を要したため</li> </ul>

（注）当省の調査結果による。

iii) 予算的な制約のため

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断の実施及び機能保全計画の策定を進めたとしても、これに基づく対策工事（機能保全対策）の実施に係る予算確保が難しいため</li> <li>施設管理者や関係市町村の財政的な事情によるため</li> <li>農業水利施設の整備率が低く、Stockマネジメントの取組よりも施設の整備の方が優先順位が高いので、機能診断の実施及び機能保全計画の策定に係る予算の確保が難しいため。また、当該業務に従事する担当職員が少なく、十分なマンパワーを投入できなかったため</li> </ul>

（注）当省の調査結果による。

表 1-(2)-7-⑥ 機能診断等を行う対象施設の選定に当たって、優先度に客観性を持たせるために県独自の取組を行っている例

i) 独自に「施設評価客観基準調書」を作成し、診断している例

都道府県名	内容																								
秋田県	<p>秋田県では、施設管理者と県担当者が連携・協力して、施設評価客観基準調書を用いて事前診断を実施し、この結果算出される施設評価点に基づき、機能診断等を行う対象施設を選定している。</p> <p>事前診断の評価項目は、①残存耐用年数（20点）、②機能状況（40点）、③受益面積（20点）、④公共性（5点）、⑤維持管理状況（10点）及び⑥施設管理者意見（5点）としている。</p> <p>これらの評点の合計値が、100点満点中60点未満のものを「詳細診断の対象としない施設」（区分Ⅰ）、60点以上75点未満のものを「詳細診断が必要な施設」（区分Ⅱ）、75点以上のものを「緊急に詳細診断が必要な施設」（区分Ⅲ）に区分している。</p> <p>表 施設評価客観基準調書の概要（水路の例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 残存耐用年数</td> <td>各工種の標準耐用年数による評価。</td> </tr> <tr> <td>配点 20 点</td> <td> <p>【単一工種の場合】</p> <math display="block">20 \text{ 点} \times (\text{経過年数} / \text{標準耐用年数}) = \text{評点}</math> <p>※ 経過年数が標準耐用年数を超過した場合は満点とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>2. 機能状況</td> <td>県振興局農林部農村整備課職員及び施設管理者が行う目視を主体とした現地調査による評価。</td> </tr> <tr> <td>配点 40 点</td> <td> <p>【用・排水路（コンクリート構造物）】</p> <p>対象施設の代表的区間を（500m程度）を現地調査し、以下の項目の有無で評価する。</p> <p>①躯体の傾斜、変形、崩壊 ②不同沈下 ③目地部の異常（欠損、段差、漏水痕跡） ④骨材の露出 ⑤鉄筋の露出 ⑥部材の劣化（中性化、凍害、塩害、ASRによるひび割れ）</p> <math display="block">40 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 6) = \text{評点}</math> </td> </tr> <tr> <td>3. 受益面積</td> <td>受益面積による施設重要度の評価。</td> </tr> <tr> <td>配点 20 点</td> <td> <p>【用・排水路、揚・排水機、頭首工等】</p> <math display="block">20 \text{ 点} \times (\text{受益面積} / 200 \text{ ha}) = \text{評点}</math> <p>※1 基準値の200haは県営かんがい排水事業の要件 ※2 受益面積が200haを超える場合は満点とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>4. 公共性</td> <td>多面的機能による施設重要度の評価。</td> </tr> <tr> <td>配点 5 点</td> <td> <p>【用・排水路、揚水機、頭首工、ため池】</p> <p>以下の項目の有無で評価する。</p> <p>①防火用水 ②消流雪用水 ③生態系保全、遊水施設用水 ④洪水防止（農用地以外の洪水受入）</p> <math display="block">5 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 4) = \text{評点}</math> </td> </tr> <tr> <td>5. 維持管理状況</td> <td>県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取り及び現地確認により評価。</td> </tr> <tr> <td>配点 10 点</td> <td> <p>以下の該当する項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検及び補修・整備を実施しているほか、施設更新補修のための資金積み立てを行っている。（10点）</li> <li>定期的な点検及び補修・整備を実施している。（5点）</li> <li>上記以外の場合（0点）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>6. 施設管理者意見</td> <td>県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取りにより評価。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価方法	1. 残存耐用年数	各工種の標準耐用年数による評価。	配点 20 点	<p>【単一工種の場合】</p> $20 \text{ 点} \times (\text{経過年数} / \text{標準耐用年数}) = \text{評点}$ <p>※ 経過年数が標準耐用年数を超過した場合は満点とする。</p>	2. 機能状況	県振興局農林部農村整備課職員及び施設管理者が行う目視を主体とした現地調査による評価。	配点 40 点	<p>【用・排水路（コンクリート構造物）】</p> <p>対象施設の代表的区間を（500m程度）を現地調査し、以下の項目の有無で評価する。</p> <p>①躯体の傾斜、変形、崩壊 ②不同沈下 ③目地部の異常（欠損、段差、漏水痕跡） ④骨材の露出 ⑤鉄筋の露出 ⑥部材の劣化（中性化、凍害、塩害、ASRによるひび割れ）</p> $40 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 6) = \text{評点}$	3. 受益面積	受益面積による施設重要度の評価。	配点 20 点	<p>【用・排水路、揚・排水機、頭首工等】</p> $20 \text{ 点} \times (\text{受益面積} / 200 \text{ ha}) = \text{評点}$ <p>※1 基準値の200haは県営かんがい排水事業の要件 ※2 受益面積が200haを超える場合は満点とする。</p>	4. 公共性	多面的機能による施設重要度の評価。	配点 5 点	<p>【用・排水路、揚水機、頭首工、ため池】</p> <p>以下の項目の有無で評価する。</p> <p>①防火用水 ②消流雪用水 ③生態系保全、遊水施設用水 ④洪水防止（農用地以外の洪水受入）</p> $5 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 4) = \text{評点}$	5. 維持管理状況	県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取り及び現地確認により評価。	配点 10 点	<p>以下の該当する項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検及び補修・整備を実施しているほか、施設更新補修のための資金積み立てを行っている。（10点）</li> <li>定期的な点検及び補修・整備を実施している。（5点）</li> <li>上記以外の場合（0点）</li> </ul>	6. 施設管理者意見	県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取りにより評価。
評価項目	評価方法																								
1. 残存耐用年数	各工種の標準耐用年数による評価。																								
配点 20 点	<p>【単一工種の場合】</p> $20 \text{ 点} \times (\text{経過年数} / \text{標準耐用年数}) = \text{評点}$ <p>※ 経過年数が標準耐用年数を超過した場合は満点とする。</p>																								
2. 機能状況	県振興局農林部農村整備課職員及び施設管理者が行う目視を主体とした現地調査による評価。																								
配点 40 点	<p>【用・排水路（コンクリート構造物）】</p> <p>対象施設の代表的区間を（500m程度）を現地調査し、以下の項目の有無で評価する。</p> <p>①躯体の傾斜、変形、崩壊 ②不同沈下 ③目地部の異常（欠損、段差、漏水痕跡） ④骨材の露出 ⑤鉄筋の露出 ⑥部材の劣化（中性化、凍害、塩害、ASRによるひび割れ）</p> $40 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 6) = \text{評点}$																								
3. 受益面積	受益面積による施設重要度の評価。																								
配点 20 点	<p>【用・排水路、揚・排水機、頭首工等】</p> $20 \text{ 点} \times (\text{受益面積} / 200 \text{ ha}) = \text{評点}$ <p>※1 基準値の200haは県営かんがい排水事業の要件 ※2 受益面積が200haを超える場合は満点とする。</p>																								
4. 公共性	多面的機能による施設重要度の評価。																								
配点 5 点	<p>【用・排水路、揚水機、頭首工、ため池】</p> <p>以下の項目の有無で評価する。</p> <p>①防火用水 ②消流雪用水 ③生態系保全、遊水施設用水 ④洪水防止（農用地以外の洪水受入）</p> $5 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 4) = \text{評点}$																								
5. 維持管理状況	県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取り及び現地確認により評価。																								
配点 10 点	<p>以下の該当する項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検及び補修・整備を実施しているほか、施設更新補修のための資金積み立てを行っている。（10点）</li> <li>定期的な点検及び補修・整備を実施している。（5点）</li> <li>上記以外の場合（0点）</li> </ul>																								
6. 施設管理者意見	県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取りにより評価。																								

	配点5点	以下の該当する項目で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全面的な改修又は補修・補強が必要（5点）</li> <li>・ 部分的な補修・補強が必要（3点）</li> <li>・ 軽微な補修が必要（1点）</li> <li>・ 定期的保守点検で十分（0点）</li> </ul> (注) 秋田県の提出資料に基づき当省が作成した。
--	------	---

(注) 当省の調査結果による。

ii) 独自に「農業水利施設管理マニュアル」を作成している例

都道府県名	内容
千葉県	<p>千葉県土地改良施設維持管理協議会（注）（以下、本表において「協議会」という。）は、ストックマネジメントの考え方に基づく各種事業制度は、あくまでも、日常管理を適正に行った上で施設老朽化に対処するものであるとの考え方にに基づき、施設管理者による主体的な管理（点検・補修等）の推進を図るとともに、千葉県及び地方連合会が県内施設の管理状況を統一的に把握し、適切な技術指導等を実施するために、平成23年3月、「農業水利施設管理マニュアル」を作成している。</p> <p>（注）平成19年度に基幹水利施設ストックマネジメント事業が、20年度に地域農業水利施設ストックマネジメント事業が創設されたことを契機として、県内の農業水利施設の適正な維持管理の推進を図るため、平成21年3月に、千葉県耕地課、千葉県農業事務所及び千葉県土地改良事業団体連合会から構成される千葉県土地改良施設維持管理協議会が設立された。</p> <p>同マニュアルでは、施設管理者が管理している施設の劣化状況等を把握し、機能診断を行う対象施設を選定する際の判断材料とすることを目的として、「点検・一次診断」を実施すること、また、必要に応じて「合同診断」実施することとしている。</p> <p>(1) 点検・一次診断</p> <p>点検・一次診断では、施設管理者自らが、毎年3～4月に、対象施設を構成する設備ごとの調査票を用いて、次の流れで、視覚や聴覚等の五感調査、機器操作や施設の運転状況等の点検・診断を実施する。</p> <p>① 「部材の調査項目」の判定</p> <p>部材の現状に該当するものについて、チェックを入れる。</p> <p>（例：揚水ポンプのケーシングであれば、さびの状況について、◎「健全」（0点）、○「1/4以下の部分的なさびあり」（5点）、△「1/2以下の部分的なさびあり」（10点）、×「全体的なさび」（10点）から、該当するものにチェック）</p> <p>② 「部材」の評価</p> <p>部材の評価は、調査項目の判定結果を基に「良好」「普通」「不良」の評価を行う。</p> <p>（例：揚水ポンプのケーシングであれば、運転音、ひび割れ、さびの状況の3つの調査項目について、良好（全て◎）、普通（△及び×がない）、不良（△又は×がある）から、該当するものを選択）</p> <p>③ 「補修必要性」の評価</p> <p>補修必要性の評価は、次の計算式により算定する。点数が高いほど、補修の必要性が高いことを示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>(評点/最大評点) × 100 = 補修必要性の評価 (%)</u></p> <p>④ 「更新必要性」の評価</p> <p>更新必要性の評価方法は、次の計算式により算定する。点数が高いほど、更新の必要性が高いことを示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>(部材評価における「不良」の数/部材評価項目数) × 100 = 更新必要性の評価 (%)</u></p>



⑤ 「施設評価」

施設補修等の必要性について、施設管理者が判定を行う。判定区分は以下を標準とするが、特記事項を勘案し施設管理者が総合判断する。

- AA（全面更新が必要）……更新必要性>80%、かつ、補修必要性>80%
- A（部分的更新が必要）……更新必要性>60%、かつ、補修必要性>60%
- B（補修対策が必要）……補修必要性>40%
- C（維持管理内で対応可能）…補修必要性>20%
- D（対策不要）……補修必要性≤20%

(2) 合同診断

施設管理者による点検・一次診断の結果及び合同診断の実施について施設管理者の意向を踏まえ、協議会（出先部会）及び地方連合会が合同診断の必要性を判断し、必要と認めた施設について、逐次、県農業事務所又は地方連合会と施設管理者が合同でさらに詳細な診断を実施する。

表 点検・診断の標準的实施フロー

2月	協議会
3～4月	点検・一次診断 (施設管理者が実施)
6月	点検・一次診断結果取りまとめ (施設管理者から県農業事務所に提出) マニュアル改訂要望等の聞き取り
6～10月	合同診断 (点検・一次診断の結果、より詳細な診断が必要とされた場合、国営又は県営で受益面積100ha以上の施設は県農業事務所が実施、それ以外の施設は地方連合会が実施)
11月	<出先部会> 合同診断結果及びマニュアル改訂要望等の取りまとめ、管理状況の把握
11～12月	協議会で現状分析、今後の点検行動計画及びマニュアル改定案の検討

(注) 千葉県提出資料に基づき当省が作成した。

なお、本取組は、平成24年3、4月に初めて200ha以上の土地改良区55団体が管理する約150施設を対象を絞って実施されるなど、まだ試行段階にある。このため、協議会では取組を実施した土地改良区に対するアンケートの結果を踏まえ、調査票等を改善するなどしていきたいとしている。

今後、実施を依頼する土地改良区、施設の範囲を順次広げていき、最終的には県内の全施設を対象に実施したいと考えているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-1-(2)-7-⑦ 調査した 19 道府県に所在する受益面積が 100 ha 以上の団体営造成施設数及び地域農業水利施設保全型実施方針の策定状況

(単位：施設、%、km)

道府県名	団体営造成施設数 (受益面積 100 ha 以上)						地域農業水利施設保全型実施方針		
	点施設			線施設 (km)			策定状況	対象施設数	実施方針を策定していない理由
	施設数	うち耐用年数超過		延長 (km)	うち耐用年数超過				
		割合	割合		延長 (km)	割合			
北海道	121	46	38.0	371	219	59.0	○	0	—
宮城県	82	54	65.9	230	132	57.4	×	—	・ 現在、事業の地区計画を検討中であるため
秋田県	71	29	40.8	95	59	62.1	○	3	—
山形県	53	29	54.7	86	48	55.8	○	0	—
埼玉県	77	34	44.2	566	400	70.7	○	2	—
千葉県	54	46	85.2	118	92	78.0	○	2	—
山梨県	7	5	71.4	28	5	17.9	○	0	—
長野県	93	45	48.4	480	238	49.6	○	0	—
愛知県	19	12	63.2	28	3	10.7	×	—	・ 事業実施地区がないため
石川県	17	6	35.3	5	2	40.0	×	—	・ 土地改良区などから具体的な要望がないため
三重県	35	11	31.4	68	33	48.5	○	0	—
奈良県	6	1	16.7	4	4	100.0	×	—	・ 具体的な要望がないため
京都府	12	4	33.3	47	29	61.7	×	—	・ 地元要望がないため
広島県	8	3	37.5	4	2	50.0	○	0	—
島根県	20	6	30.0	57	42	73.7	×	—	・ 県営造成施設を優先しているため
岡山県	41	19	46.3	210	150	71.4	×	—	・ 県営造成施設を優先しているため
福岡県	53	21	39.6	50	25	50.0	×	—	・ 県営造成施設を優先しているため ・ 関係市町村からの要望がないため
大分県	6	5	83.3	38	30	78.9	○	0	—
宮崎県	34	13	38.2	73	27	37.0	×	—	・ 県営造成施設を優先しているため
計	809	389	48.1	2,558	1,540	60.2	—	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「団体営造成施設数」欄における数は、国が実施した農業基盤情報基礎調査の結果 (平成 21 年 3 月 31 日時点) による。「点施設」とは、貯水池、頭首工、機場等をいい、「線施設」とは、水路等をいう。

3 「対象施設数」欄における数は、点施設に加え、線施設を 1 路線 1 施設として計上した数を合計した数を記載した。

**表 1-(2)-7-⑧ 地域農業水利施設保全型実施方針の対象施設に位置付けて計画的に取り組むとしている  
施設数が少ないもの**

i) 実施方針の対象施設に受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設が含まれていないもの

都道府県名	内容
北海道	北海道内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は 271 施設（注 2）であるが、北海道が平成 21 年 8 月に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（直近の見直しは平成 24 年 9 月、事業実施期間：21 年度から 25 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
山形県	山形県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 53 施設（注 3）であるが、山形県が平成 21 年度に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（直近の見直しは平成 23 年、事業実施期間：23 年度から 27 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
山梨県	山梨県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 7 施設（注 3）であるが、山梨県が平成 21 年 3 月に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 21 年度から 24 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
長野県	長野県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は 161 施設（注 4）であるが、長野県が平成 24 年度に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 28 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
三重県	三重県内に所在する団体造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 35 施設（注 3）であるが、三重県が平成 22 年度に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 22 年度から 26 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
広島県	広島県内に所在する団体造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 8 施設（注 3）であるが、広島県が平成 22 年度に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 23 年度から 27 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
大分県	大分県内に所在する団体造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 34 施設（注 3）であるが、大分県が平成 22 年 2 月に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（直近の見直しは平成 24 年 2 月、事業実施期間：平成 22 年度から 28 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 北海道が把握している施設数である。  
 3 国が実施した農業基盤情報基礎調査の結果（平成 21 年 3 月 31 日時点）による。「点施設」とは、貯水池、頭首工、機場等をいう。  
 4 長野県が把握している施設数である。

ii) 実施方針の対象施設に位置付けて計画的に取り組むとしている施設数が少なく、平成 28 年度までに県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の 1 割に満たないとみられるもの

都道府県名	内容
秋田県	秋田県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 71 施設（注 2）であるが、秋田県が平成 21 年度に策定した実施方針（直近の見直しは平成 23 年 8 月、事業実施期間：21 年度から 25 年度）をみると、対象施設に位置付けられている団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 3 施設（4.2%）にとどまっている。 このため、平成 26 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 1 割にも満たないとみられる。
埼玉県	埼玉県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 77 施設（注 2）であるが、埼玉県が平成 24 年度に策定した実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 28 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は 2 施設

	(2.6%) となっている。 これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積が 100 ha以上の団体営施設 2 施設を加えても 4 施設 (5.2%) にとどまっておらず、28 年度までに 1 割にも満たない。
千葉県	千葉県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 54 施設 (注 2) であるが、千葉県が平成 22 年度に策定した実施方針 (事業実施期間：平成 22 年度から 26 年度) をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は 2 施設 (3.7%) となっている。 このため、平成 27 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 1 割にも満たないとみられる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国が実施した農業基盤情報基礎調査の結果 (平成 21 年 3 月 31 日時点) による。「点施設」とは、貯水池、頭首工、機場等をいう。

**表 1-(2)-7-⑨ 調査した 19 道府県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定施設数 (平成 23 年度末時点)**

(単位：施設)

都道府県名	機能診断実施施設数	機能保全計画策定施設数
北海道	0	0
宮城県	0	0
秋田県	3	3
山形県	0	0
埼玉県	2	2
千葉県	2	2
山梨県	0	0
長野県	0	0
愛知県	0	0
石川県	0	0
三重県	0	0
奈良県	0	0
京都府	0	0
広島県	0	0
島根県	0	0
岡山県	0	0
福岡県	0	0
大分県	0	0
宮崎県	0	0
計	7	7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「機能診断実施施設数」及び「機能保全計画策定施設数」には、頭首工等の点施設に加え、水路等の線施設を 1 路線 1 施設として計上した数を合計した数を記載した。

表 1-(2)-イ-① 調査した 19 道府県内に所在する受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定施設数（平成 23 年度末時点）

（単位：施設）

都道府県名	県営造成施設数	機能診断実施施設数	機能保全計画策定施設数
北海道	194（注 2）	32（13）	32（13）
宮城県	339（注 2）	52（47）	43（36）
秋田県	636	71	71
山形県	856	243	243
埼玉県	196	12	12
千葉県	632	34	32
山梨県	26	0	0
長野県	296	75	72
愛知県	328	11	11
石川県	不明（注 2）	77	48
三重県	259	13	13
奈良県	20	2	2
京都府	26（注 2）	9（5）	9（5）
広島県	67	0	0
島根県	83（注 2）	3（3）	3（3）
岡山県	242	3	3
福岡県	85（注 2）	10（9）	10（9）
大分県	不明（注 2）	145（注 4）	140（注 4）
宮崎県	308	14	14
計	— <4,593>	806（777） <555>	758（727） <539>

- （注） 1 当省の調査結果による。  
 2 「県営造成施設数」には、各道府県が回答した施設数を記載した。  
 なお、石川県及び大分県は、県営造成施設数について不明と回答しているため、「不明」と記載した。北海道、宮城県、京都府、島根県及び福岡県の県営造成施設数については、線施設について 1 路線 1 施設での計上が困難であると回答しているため、点施設数のみを記載している。  
 3 北海道、宮城県、京都府、島根県及び福岡県については、機能診断実施施設数及び機能保全計画策定施設数欄における（ ）内に点施設数を内数として記載した。また、計欄における（ ）内には、これら 5 道府県の点施設数の合計と残りの 14 県の機能診断実施施設数及び機能保全計画策定施設数の合計を記載した。  
 4 大分県は、機能診断実施施設数及び機能保全計画策定施設数には、県営造成施設以外の造成主体が明確でない施設も含まれるとしている。  
 5 計欄の< >内には、県営造成施設数について不明としている 2 県を除いた 17 道府県（北海道、宮城県、京都府、島根県及び福岡県については点施設数）の合計数を記載した。

表 1-(2)-イ-② 機能診断及び機能保全計画の内容が不適切なもの

(単位：計画、%)

道府県名	調査した機能診断結果及び機能保全計画数					(参考) いずれも不適切なもの
		内容が不適切なもの			うち、総括表が不適切なもの	
			機能診断の内容が不適切なもの	機能保全計画の内容が不適切なもの		
北海道	5	5	5	2	0	1
宮城県	5	5	1	5	0	1
秋田県	5	5	5	1	0	1
山形県	5	5	4	5	3	4
埼玉県	5	2	0	2	0	0
千葉県	6	6	6	6	1	6
長野県	5	0	0	0	0	0
愛知県	5	5	2	5	1	2
石川県	2	2	0	2	0	0
三重県	5	5	4	5	0	4
奈良県	3	3	0	3	3	0
京都府	6	6	3	6	1	3
島根県	5	2	2	0	0	0
岡山県	5	0	0	0	0	0
福岡県	7	7	7	0	0	0
大分県	5	5	5	5	0	5
宮崎県	5	5	3	5	0	5
計	84 (100)	68 (81.0)	47 (56.0)	52 (61.9)	9 (10.7)	32 (38.1)

(注) 1 本表は、調査した 19 道府県が平成 19 年度から 23 年度までに策定した機能保全計画から 84 件を抽出して、調査した結果をまとめたものである。なお、山梨県及び広島県は、機能保全計画の策定実績がなく、調査していないため、本表には計上していない。

2 総括表とは、機能保全計画の概要（①施設現況調査、②施設機能診断調査、③施設機能診断評価及び④機能保全対策）を一枚にまとめた表であり、通常、機能保全計画の 1 ページ目（表紙の次のページ）に掲載されているものである。

3 ( ) 内は構成比である。

4 参考欄は、機能診断及び機能保全計画のいずれにも不適切な点がみられたものの件数である。

表 1- (2)-イ-③ 機能診断の内容に不適切なものがある例

(単位：計画、%)

道府県名	調査した機能 診断結果数	不適切なもの	不適切な例 (主なもの)	
			施設名	内容
北海道	5	5	吉野頭首工	<ul style="list-style-type: none"> <li>堰柱P2について、現地調査(定点調査)票では、「欠損・損傷」欄の「局所的」にチェックが入っているが、施設状態評価表では、該当箇所にチェックが入っておらず、誤っている。</li> <li>また、調査票に基づけば、「欠損・損傷」の変状別評価、「外部要因」の主要因別評価及び総合評価はいずれもS-3となる。しかし、施設状態評価表では、変状別評価はS-5、主要因別評価及び総合評価はいずれもS-4と誤った判定となっている。</li> </ul>
宮城県	5	1	船越揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設状態評価表では、「目地の開き」欄の「局所的」、「防水材の捲り・剥離」欄の「局所的」及び「漏水の状況」欄の「漏水跡、滲出し、滴水」にチェックが入っているが、現地調査(定点調査)票では、該当箇所にチェックが入っておらず、誤っている。</li> <li>また、調査票に基づけば、「建屋」の変状別評価及び「その他の要因」の主要因別評価はいずれもS-5となるが、評価表では、変状別評価及び主要因別評価はいずれもS-4と誤った判定となっている。</li> <li>さらに、これに基づけば、総合評価はS-4となるが、評価表では、評価区分のチェックが誤っているため、総合評価はS-3と誤った判定となっている。</li> </ul>
秋田県	5	5	鶺川揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査(定点調査)票では、「目地の開き」欄の「局所的」及び「目地からの漏水の状況」欄の「滲出し、漏水跡、滴水」にチェックが入っているが、施設状態評価表では、該当箇所にチェックが入っておらず、誤っている。</li> <li>また、調査票に基づけば、「付帯施設」の変状別評価、「その他の要因」の主要因別評価及び総合評価はいずれもS-4となる。</li> <li>しかし、評価表では、評価区分のチェックが誤っているため、変状別評価、主要因別評価及び総合評価はいずれもS-3と誤った判定となっている。</li> </ul>
山形県	5	4	東郷堰幹線用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地踏査票が作成されておらず、どのように調査定点を選定したのか不明となっている。</li> </ul>
千葉県	6	6	仁玉川1号排水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設状態評価表では、「水路の変形」の「柵渠、矢板水路」欄の「柵板(矢板)のズレ・欠損が部分的」にチェックが入っているが、現地調査(定点調査)票では、該当箇所にチェックが入っておらず、誤っている。</li> <li>また、調査票に基づけば、「水路の変形」の変状別評価、「外部要因」の主要因別評価及び総合評価はいずれもS-5となるが、評価表では、評価区分のチェックが誤っているため、変状別評価、主要因別評価及び総合評価はいずれもS-3と誤った判定となっている。</li> </ul>
愛知県	5	2	荒井排水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査(定点調査)票では、①「材料劣化」の「浮き」欄の「全体的」と、②「防水材の変状」の「防水材の剥離」欄の「全体的」の2か所にチェックが入っていることから、施設状態評価表でも、これら2か所に該当する箇所にチェックが入るべきところ、「防水材の剥離」欄の「全体的」にしかチェックが入っていない。</li> </ul>
三重県	5	4	立梅用水路、立梅井堰	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断結果では、「目地変状」は「特にみうけられない」とされており、これに基づけば、「その他の要因(目地変状)」の主要因別評価はS-5となるが、施設健全度評価では、S-4と誤った判定となっている。</li> <li>機能診断結果では、「欠損損傷」は「局所的に側壁に欠損がある」とされている。</li> </ul>

京都府	6	3	上桂川統合堰	しかし、施設健全度評価では、「コメント」欄に「欠損の変状が全体的にみうられられ、さらなる進行が考えられるため、すぐさま補修が必要である」と誤った記載となっている。 ・ 施設状態評価表の「その他の要因」欄において最も低い健全度の変状別評価はS-4であるため、主要因別評価はS-4となるが、評価表では、S-3と誤った判定となっている。 ・ 施設状態評価表の主要因別評価において最も低い健全度はS-2であったが、エンジニアリングジャッジにより総合評価をS-3に補正したとしているものの、同表にはその旨の記載がなく、どのような判断に基づいて補正が行われたのか不明となっている。
島根県	5	2	九景排水機場	・ 現地調査（定点調査）票では、「背面上の空洞化」及び「周辺地盤の陥没ひび割れ」欄は、いずれも「なし」と記載されており、「抜け上がり（目視）」欄は、チェックが入っていない。 しかし、施設状態評価表では、「背面上の空洞化」欄の「局所的」、「周辺地盤の陥没・ひび割れ」欄の「全体的」及び「抜け上がり（埋設構造物）」欄の「20 cm未満」にチェックが入っており、誤っている。 また、調査票に基づけば、「地盤地形」の変状別評価、「外部要因」の主要因別評価及び総合評価は、いずれもS-5となるが、評価表では、いずれもS-3と誤った判定になっている。
福岡県	7	7	長栄排水機場	・ 施設状態評価表では、「摩耗・すりへり」欄の「全体的」にチェックが入っているが、現地調査（定点調査）票では、該当箇所チェックが入っておらず、誤っている。 また、現地調査（定点調査）票に基づけば、「ひび割れ以外の劣化」の変状別評価、「内部要因」の主要因別評価及び総合評価はいずれもS-5となるが、評価表では、評価区分のチェックが誤っているため、変状別評価、主要因別評価及び総合評価はいずれもS-4と誤った判定となっている。
大分県	5	5	若宮第2幹線	・ 複数の箇所の現地調査結果を一つの現地調査票にまとめてしまっているため、箇所ごとの現地調査結果が不明となっている。
宮崎県	5	3	松永頭首工	
計	84 (注2) (100)	47 (56.0)	-	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「調査した機能診断結果数」の計欄には、本表に記載している64計画のほか、埴玉県、奈良県及び岡山県が策定した機能保全計画のうち省が調査した計20計画の合計数を記載した。

3 ( ) 内は構成比である。



表 1-2-イ-④ 機能診断の内容が不適切な例

○ 現地調査（定点調査）票と施設状態評価表が一致しておらず、施設の健全度評価が誤っている例 ～福岡県（長栄排水機場）の例～

【現地調査（定点調査）票の記載（抜粋）】

地盤変形	背面土の空洞化	<input type="checkbox"/> 局所的(施設の一部のみで発生) <input type="checkbox"/> 全体的(変状が構造物全体にある)	※なし
	周辺地盤の陥没 ひび割れ	<input type="checkbox"/> 局所的(施設の一部のみで発生) <input type="checkbox"/> 全体的(変状が構造物全体にある)	※なし
	拔上がり(目視)	<input type="checkbox"/> 20cm未満 <input type="checkbox"/> 20cm～50cm <input type="checkbox"/> 50cm以上	

いずれの項目にもチェックがない。

(「背面土の空洞化」及び「周辺地盤の陥没・ひび割れ」は「※なし」と記載、「拔上がり(目視)」にはチェックが入っていない。)

これに基づけば、施設状態評価表では、それぞれ「無」(S-5の評価区分)にチェックが入ることとなる。

【施設状態評価表の記載（抜粋）】

評価項目	評価区分					評価の流れ	
	S-5	S-4	S-3	S-2	変状別評価	主要因評価	総合評価
健全度ランク							
変形・歪み	無		局所的	全体的	-		
欠損・損傷	無		局所的	全体的	-		
不同沈下	無		局所的	全体的	-		
構造物周辺の状況	背面土の空洞化		局所的	全体的		S-3	S-3
	周辺地盤の陥没・ひび割れ	無	局所的	全体的		S-3	S-3
拔上がり(埋設構造物)	無	20cm未満	20～50cm	50cm以上			

両者が一致しておらず、施設の健全度評価が誤ったものとなっている。

現地調査（定点調査）票とは異なる評価区分にチェックが入っている。

(「背面土の空洞化」は「局所的」、「周辺地盤の陥没・ひび割れ」は「全体的」、「拔上がり(埋設構造物)」は「20cm未満」)

この結果、「変状別評価」、「主要因別評価」及び「総合評価」は、いずれも「S-3」と誤ったものとなっている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「現地調査（定点調査）票」及び「施設状態評価表」は関係する部分を抜粋している。

表 1-(2)-イ-⑤ 都道府県における施設の管理水準の設定状況

都道府県名	施設の管理水準の設定状況
北海道	原則、S-3 以下の場合に対策を実施することとしており、また、機能保全計画における「余寿命推定」及び「老朽度評価」をもって、施設の管理水準としている。
宮城県	管理水準を設定していない。
秋田県	管理水準を設定する必要があることは認識しているが、施設種別及び構造に応じて、これを数値化するなど具体的に設定することが技術的に困難なため、管理水準を設定していない。 このため、秋田県では管理水準を設定するに当たっては、国から施設種別及び構造に応じた技術的情報が提供される必要があるとしている。
山形県	機能保全計画等で記載はしていないが、業務委託先（山形県土地改良事業団体連合会）と相談し、基本的に S-1 で設定している。しかし、管理水準の設定内容及びその根拠が記載されたものはない。
埼玉県	管理水準を設定しているとしているものの、その内容は明らかでない。
千葉県	管理水準を定量的に定めることが困難であり、管理している土地改良区の判断に任せているとして、客観的な管理水準を設定していない。
長野県	劣化段階ごとにシナリオを作成、比較し、最適シナリオを採用しているため、管理水準を設定していない。
愛知県	いずれの施設についても S-2 を管理水準としているとしている。しかし、管理水準の設定内容及びその根拠が記載されたものはない。
石川県	抽出した 2 計画に盛り込まれている 21 施設（注 2）については、平成 22 年度に行われた技術検討委員会において管理レベルを S-2 に正式に設定している。
三重県	管理水準は、個々の施設における農業面の重要性や環境への影響、災害リスクなどを総合的に勘案して、施設単位で定めるものであり、一律ではなく、また設定内容及びその根拠が記載されたものはない。
奈良県	抽出した 3 計画に盛り込まれている 3 施設については、当該機能保全計画に添付されている書類において、S-1 よりも下のレベルを管理水準としているものとみられるが、どのような根拠・方法で設定しているか等についての記載はみられず、明らかでない。
京都府	抽出した 6 計画のうち 2 計画に盛り込まれている施設（①吹前揚水機場及び②川西揚水機場）については、ポンプのため管理水準を設定していない。 その他 3 計画に盛り込まれている施設（①上桂川統合堰、②新庄頭首工及び③蓼島頭首工）については、施設機械であることから、性能管理の限界値である S-3 を管理水準として設定している。 残りの 1 計画に盛り込まれている施設については、機能診断及び機能保全計画策定業務を受託した事業者の作成した結果報告書において、管理水準の内容及びその設定根拠が記載されている。
島根県	個々の施設によって状態が異なるため、施設の管理水準を一律に設定することは困難であるとして、農業面の重要性や環境への影響、災害リスクなどを総合的に勘案して、農業水利施設機能総合診断士が判断している。なお、抽出した揚排水機場施設は、明記していないが、農業水利施設機能総合診断士が判断し、健全度 S-1 を管理水準としている。
岡山県	管理水準を設定しているとしているものの、その内容は明らかでない。
福岡県	一次診断・簡易二次診断の点数による健全度評価、総合評価や施設状態評価表等の総合評価により判断しており、管理水準は設定していない。
大分県	管理水準を設定していない。
宮崎県	抽出した 5 計画のうち 2 計画に盛り込まれている 2 施設（①松永頭首工及び②新開排水機場）については、機能診断及び機能保全計画策定業務を受託した事業者の作成した結果報告書において、管理水準の内容及びその設定根拠が記載されている。 その他 2 計画に盛り込まれている 2 施設（①高田原水路及び②東郷幹線水路）については、管理水準の設定の考え方などの記載はあるが、その内容が明らかでない。 残りの 1 計画に盛り込まれている施設については、管理水準の内容だけでなく、その設定の考え方についても明らかでない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 21 施設の内訳は次のとおり。

- ①梯川右岸排水機場、②梯川右岸第 2 排水機場、③宗座排水機場、④得橋排水機場、⑤河田排水機場、⑥富樫用水、⑦林口川、⑧ 1 号支線、⑨郷用水 2-1 号支線、⑩郷用水 2-2 号支線、⑪郷用水 2-3 号支線、⑫郷用水 2-4 号支線、⑬中村用水 3-1 号支線、⑭中村用水 3-4 号支線、⑮中村用水 3-5 号支線、⑯山島用水 4-5 号支線、⑰山島用水 4-8 号支線、⑱大慶寺 5 号支線、⑲大慶寺 5-3 号支線、⑳中島用水 6 号支線及び㉑新砂川用水 7-3 号支線

表 1-2-1-6 機能保全計画の内容に不適切なものがある例

(単位：計画、%)

道府県名	調査した機能保全計画数	不適切なもの		施設名	不適切な例 (主なもの)
		うち、総括表が不適切なもの (注2)			
北海道	5	2	0	7 丁目 揚水機幹線水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 (2) 施設機能診断評価の「1」施設機能診断結果に基づく老朽度評価」及び「2」施設機能診断調査に基づく余寿命推定」の記載と、施設状態評価表の記載が一致しない。</li> </ul>
宮城県	5	5	0	田尻排水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 (2) 施設管理状況及び課題の「点検履歴」欄及び「補修履歴調査」欄が記入されていない。</li> </ul>
秋田県	5	1	0	稲庭1号幹線水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 (1) 施設機能診断調査の2) 現地踏査及び現地調査の内容の「整理番号」欄が記入されておらず、今後の照合に支障を来すおそれがある。</li> </ul>
山形県	5	5	3	淞郷堰二段西揚水機場、淞郷堰三段揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能保全コスト算定結果に誤りがあるため、1 総括表の機能保全コストも誤っている。</li> <li>「2 (2) 施設管理状況及び課題」、「3 (1) 施設機能診断調査」及び「3 (2) 施設機能診断評価」が作成されておらず、不適切なものとなっている。</li> </ul>
埼玉県	5	2	0	円良田湖	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 (2) 施設機能診断評価の「1」施設健全度と劣化要因」及び4 機能保全対策の「(4) 施設監視計画」のいずれにおいても、次回予定診断時期が記載されておらず、適切な定期的な診断が行われないおそれがある。</li> </ul>
千葉県	6	6	1	西広堰 (西広頭首工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 総括表の「機能保全コスト算定」の「事業費」欄が記入されておらず、同表だけでは当面必要な対策費が不明となっている。</li> <li>2 (2) 施設機能診断評価の「1」施設健全度と劣化要因」及び4 機能保全対策の「(4) 施設監視計画」のいずれにおいても、次回予定診断時期が記載されておらず、適切な定期的な診断が行われないおそれがある。</li> </ul>
愛知県	5	5	1	吉良揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 総括表の「機能保全コスト算定」に記載されている計算に誤りがあるため、4 機能保全対策の「(3) 機能保全コスト算定」に記載されているコストと一致していない。</li> </ul>
石川県	2	2	0	手取川左岸地区 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 (1) 県営事業の概要に受益面積が記入されていない。</li> <li>1 (2) 施設管理状況及び課題において、維持管理費、補修履歴及び点検履歴が記載されていない。</li> </ul>
三重県	5	5	0	新井用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理費、補修履歴及び点検履歴について記載されていない。</li> </ul>
奈良県	3	3	3	南部幹線水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 総括表の「機能保全コスト算定」の「事業費」欄が記入されておらず、同表だけでは当面必要な対策費が不明となっている。</li> <li>2 (2) 管理状況及び課題の「点検履歴」欄が記入されていない。</li> </ul>

								<ul style="list-style-type: none"> <li>3 (1)施設機能診断調査の2)現地踏査及び現地調査の内容の「整理番号」欄が記入されておらず、今後の照合に支障を来すおそれがある。</li> </ul>
京都府	6	6	1	川西揚水機場				<ul style="list-style-type: none"> <li>2 (1)施設調書の地区の受益面積 (造成時) が記載されていない。</li> </ul>
大分県	5	5	0	導水路・取水口				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施要領で定められている「1施設現況調査」の「(1)県営事業の状況」及び「(2)施設管理状況及び課題」に相当する事項が確認できず、不適切な内容となっている。</li> <li>施設 (導水路) 全体の機能保全コストの算定・比較が行われておらず、最適シナリオも不明であることから、最終的に選定された対策工事の工法、対策時期等が不明となっている。</li> </ul>
宮崎県	5	5	0	高田原水路				<ul style="list-style-type: none"> <li>2 (1)県営事業の状況 (施設調書) に地区の受益面積 (現況) が記入されていない。</li> <li>2 (2)管理状況及び課題の「補修履歴」欄及び「点検履歴」欄が記入されていない。</li> </ul>
計	84 (注4) (100)	52 (61.9)	9 (10.7)	—				—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 総括表とは、機能保全計画の概要 (①施設現況調査、②施設機能診断調査、③施設機能診断評価及び④機能保全対策) を一枚にまとめた表であり、通常、機能保全計画の1ページ目 (表紙の次のページ) に掲載されているものである。

3 梯川右岸排水機場、梯川右岸第2排水機場、宗座排水機場、得橋排水機場及び河田排水機場に係る機能保全計画。

4 「調査した機能保全計画数」の計欄には、本表に記載している62計画のほか、長野県、島根県、岡山県及び福岡県が策定した機能保全計画のうち当省が調査した計22計画の合算数を記載した。

5 ( ) 内は構成比である。



表 1-2-イ-⑦ 機能保全計画の内容が不適切な例

○ 機能保全コスト算定が誤っている例 ～愛知県（吉良揚水機場）の例～

【 1. 総括表の記載（抜粋）】

項目	シナリオ①（千円）	備考
①事業費(工事費)	285,379	当面必要な対策
②事業費(その他経費含む)	31,916	当面必要な対策
③維持管理費	—	
④更新及び対策費	109,940	将来必要な対策
⑤残存価値	29,274	
機能保全コスト	397,961	Σ(①+④)－⑤

1. 総括表の機能保全コストの計算に誤り  
 (誤って、工事雑費(「②事業費(その他経費含む)」31,916千円を計上)  
 正しい機能保全コストは、  
 366,045千円

【 4. 機能保全対策の(3)機能保全コスト算定の記載（抜粋）】

対策時期	区分	区間又は設備	数量 (ヶ所、m)	対策工法	保全対策費用	現在価値 した対策 費用	検討期間 末の残存 価値	機能保全 コスト
2010	土木構造物	建屋	1式	対策工①	11,096	10,669	0	
		機械設備	1式	全面更新	142,400	136,918	0	
	施設機械設備	電気設備	1式	全面更新	124,200	119,418	0	
		水管理施設	1式	全面更新	19,110	18,374	0	
	計			296,806	285,379	0		
2025	施設機械設備	水管理施設	1式	全面更新	19,110	10,203	0	
2030	土木構造物	建屋	1式	対策工①	11,096	4,869	116	
		電気設備	1式	全面更新	124,200	54,499	1294	
	計			135,296	59,368	1,410		
2040	施設機械設備	水管理施設	1式	全面更新	19,110	5,666	1592	
2045	施設機械設備	機械設備	1式	全面更新	142,400	34,703	26272	
	施設機械設備	計			590,530	379,781	29,158	0
	土木構造物	計			22,192	15,538	116	0
		合計			612,722	395,319	29,274	366,045

1. 総括表に記載されている計算に誤りがあるため、  
 4. 機能保全対策に記載されているコストと一致していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「1. 総括表」及び「4. 機能保全対策の(3)機能保全コスト算定」は関係する部分を抜粋している。

表 1-(2)-イ-⑧ 施設機能監視計画が作成されていないもの、施設機能監視計画が作成されているが、その内容が不十分なもの

(単位：計画、%)

道府県名	調査した機能 保全計画数	施設機能監視 計画が作成さ れていないも の	施設機能監視 計画が作成さ れているもの	内容が不十分 なもの	内容が不十分な例 (主なもの)
北海道	5	0	5	5	・ 監視の留意事項、異常時の措置及び次回予定診断時期が記載されていない。
宮城県	5	2	3	0	—
秋田県	5	0	5	5	・ 監視の留意事項が記載されていない。
山形県	5	2	3	1	・ 施設の一部について施設機能監視計画に相当する記載がない。
埼玉県	5	0	5	2	・ 監視の留意事項及び異常時の措置が記載されていない。
千葉県	6	0	6	1	・ 次回予定診断時期が記載されていない。
長野県	5	0	5	5	・ 異常時の措置及び次回予定診断時期が記載されていない。
愛知県	5	0	5	0	—
石川県	2	0	2	2	・ 監視の留意事項、異常時の措置及び次回予定診断時期が記載されていない。
三重県	5	0	5	5	・ 異常時の措置及び次回予定診断時期が記載されていない。
奈良県	3	0	3	1	・ 次回予定診断時期が記載されていない。
京都府	6	0	6	6	・ 監視の留意事項及び次回予定診断時期が記載されていない。
島根県	5	0	5	5	—
岡山県	5	4	1	0	—
福岡県	7	2	5	5	・ 異常時の措置が記載されていない。
大分県	5	3	2	0	—
宮崎県	5	1	4	4	・ 監視の留意事項及び次回予定診断時期が記載されていない。
計	84 (100)	14 (16.7)	70 (83.3) <100>	47 (56.0) <67.1>	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、調査した機能保全計画数を 100 とした場合の構成比、< > 内は、施設機能監視計画が作成されている機能保全計画数を 100 とした場合の構成比である。

表 1-(2)-ウ-① 機能保全計画に盛り込まれているシナリオで予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっているもの

(単位：施設、千円)

都道府県名	対策未実施施設 (注2)	左記の施設の機能診断及び機能保全計画策定に要した費用(千円) (注3)	機能保全対策が未実施となっている原因・理由
山形県	41	9,602	・ 市町村及び改良区の事業費負担の関係上、対策工事が必要な施設を全て実施することはできないため(施設管理者との調整により施設に優先順位を付けて対策工事を実施する施設を選定している。)
千葉県	8	34,356	・ 当時診断した他施設より緊急度が低かったため ・ 実施事業の検討や地元調整を行っているため
長野県	2	428	・ 施設管理者の財政的理由のため
愛知県	1	2,442	・ 機能保全計画を策定中(平成19年度)、豊田市が受益地に大規模な開発計画を立案、一部着手し、今後は市が総合的な排水計画を立てることとなったため(機能保全計画は策定したものの、事業は取りやめることとなった。)
京都府	4	18,872	・ 負担金の準備、環境調査の期間等を勘案した結果 ・ 負担金調整のため
島根県	12	19,500	・ 限られた予算の中で対策実施箇所の選択と集中を図るため ・ 対策工事の事業採択に当たり、効果算定、土地改良法に定める手続等のため、機能保全計画策定後、必ず2年程度の期間が必要なこと
福岡県	4	3,257	・ 不具合発生による前倒し更新を行った施設との施工順位の入替えのため ・ 市負担金の平準化により施工順位の見直しのため
大分県	37	165,281	・ 管理する他の施設も含め今後一定程度期間の中で実施するべく事業化に向けて改良区と協議中
宮崎県	30	13,902	・ 対策工事に向け、地元調整中
計	139	267,640	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「対策未実施施設」には、次のものを計上した。  
 i 機能保全計画に盛り込まれている対策時期を経過しているにもかかわらず、平成24年8月1日現在、機能保全対策が未実施となっている施設  
 ii 機能保全計画に盛り込まれているシナリオで予定されている対策時期が平成24年又は平成24年度となっているにもかかわらず、平成24年8月1日現在、24年度内に機能保全対策を実施する予定とはなっていない施設  
 3 複数の施設に係る機能診断及び機能保全計画策定業務を一括して外部発注しており、1施設当たりの費用が明確でないものについては、費用を施設数で按分して計上した。

**表 1-(2)-ウ-② 機能保全計画の策定に当たり、施設管理者等の関係者と合意形成を行っているとしているものの、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっている例**

都道府県名	内容																											
千葉県	<p>千葉県は、機能保全計画に基づく対策工事の実施に係る施設管理者等の関係者との合意形成について、次のとおり説明している。</p> <p>事業を実施するに当たり、地元との調整は非常に重要であることから、機能診断前に土地改良区に対して、調査実施の日程調整はもちろんのこと、負担する事業費についても、予想される事業費として必ず伝えている。</p> <p>さらに、機能保全計画の素案ができた段階で、土地改良区等の関係者による検討会を実施しており、次のような調整を行っている。</p> <p>i) 土地改良区等から、機能保全計画（素案）にある対策時期では、事業費が準備できないとの意見があれば、他の補修事業で一旦応急処置をしてからストックマネジメント事業実施を検討するなど、事情によって対策時期を変更する。</p> <p>ii) 機能保全計画（素案）にある機能保全対策の内容では施設管理者の要望を満たせない場合には、対策時期や対策工法を見直し、他の内容の対策を選定するといったことも考えられる。</p> <p>しかし、次表のとおり、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていないものがみられるなど、このような関係者との調整の取組は十分なものとなっていない。</p> <p>表 機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていないもの</p> <table border="1" data-bbox="376 1059 1458 1532"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>機能保全計画で予定されている機能保全対策実施時期</th> <th>機能保全対策が未実施となっている原因・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大室水田線</td> <td>平成 22 年</td> <td>当時診断した他施設より緊急度が低かったため</td> </tr> <tr> <td>野毛平 1 号加圧機場</td> <td>平成 22 年</td> <td>当時診断した他施設より緊急度が低かったため</td> </tr> <tr> <td>弥富川</td> <td>平成 24 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> <tr> <td>下総加圧機場</td> <td>平成 22 年</td> <td>当時診断した他施設より緊急度が低かったため</td> </tr> <tr> <td>大倉排水機場</td> <td>平成 21 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> <tr> <td>東部用水路</td> <td>平成 22 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> <tr> <td>清水堰</td> <td>平成 22 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> <tr> <td>勝浦ダム</td> <td>平成 24～27 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 機能保全計画のシナリオで予定されている対策工事実施時期が平成 24 年となっているものの、24 年度内に機能保全対策を実施する予定となっていない施設を含む。</p>	施設名	機能保全計画で予定されている機能保全対策実施時期	機能保全対策が未実施となっている原因・理由	大室水田線	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため	野毛平 1 号加圧機場	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため	弥富川	平成 24 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため	下総加圧機場	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため	大倉排水機場	平成 21 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため	東部用水路	平成 22 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため	清水堰	平成 22 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため	勝浦ダム	平成 24～27 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため
施設名	機能保全計画で予定されている機能保全対策実施時期	機能保全対策が未実施となっている原因・理由																										
大室水田線	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため																										
野毛平 1 号加圧機場	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため																										
弥富川	平成 24 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										
下総加圧機場	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため																										
大倉排水機場	平成 21 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										
東部用水路	平成 22 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										
清水堰	平成 22 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										
勝浦ダム	平成 24～27 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										

(注) 当省の調査結果による。



表 1-(2)-ウ-③ 機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっている例

都道府県名	内容															
<p>京都府</p>	<p>京都府が平成 23 年度末までに機能保全計画を策定した施設のうち、次表のとおり、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっているものが 4 施設（注 1）みられた。</p> <p>また、これら 4 施設に係る機能診断及び機能保全計画策定に要した費用は 18,872 千円（注 2）となっている。</p> <p>（注）1 機能保全計画に盛り込まれているシナリオで予定されている対策工事実施時期が平成 24 年又は平成 24 年度となっているにもかかわらず、24 年度内に機能保全対策を実施する予定となっていない施設を含む。</p> <p>2 複数の施設に係る機能診断実施及び機能保全計画策定業務を一括して外部発注契約しており、1 施設当たりの費用が明確でないものについては、費用を施設数で按分して計上した。</p> <p>表 機能保全対策未実施の施設名とその理由</p> <table border="1" data-bbox="376 685 1460 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 685 660 752">施設名</th> <th data-bbox="665 685 983 752">シナリオで予定されている対策実施時期</th> <th data-bbox="987 685 1460 752">機能保全対策が未実施となっている原因・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 759 660 831">新庄頭首工</td> <td data-bbox="665 759 983 831">平成 22 年度</td> <td data-bbox="987 759 1460 831">負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 25～27 年の施行とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 837 660 909">上桂川統合堰</td> <td data-bbox="665 837 983 909">平成 22 年度</td> <td data-bbox="987 837 1460 909">負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 26～28 年の施行とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 916 660 987">巨椋池用水Ⅰ（吹前揚水機場）</td> <td data-bbox="665 916 983 987">平成 24 年度</td> <td data-bbox="987 916 1460 987">負担金調整のため</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 994 660 1066">巨椋池用水Ⅱ（パイプライン・水管橋）</td> <td data-bbox="665 994 983 1066">平成 24 年度</td> <td data-bbox="987 994 1460 1066">負担金調整のため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 京都府の意見</p> <p>京都府は、機能保全計画に基づく機能保全対策に関する施設管理者等の関係者との合意形成について、「想定シナリオと事業費比較については、施設管理者（主に土地改良区）の役員レベルには相談しながら作成しているが、実際に工事費の一部を負担する各々の受益者に対しては、工事実施時の協議関係、仮設計画、補償交渉等の後に、詳細説明する場合もある。」としている。</p> <p>(2) 施設管理者の意見</p> <p>① 上桂川用土地改良区連合</p> <p>上桂川統合堰を管理する上桂川用土地改良区連合は、機能保全計画では対策時期が平成 22 年度とされているにもかかわらず、26 年度から機能保全対策を実施する予定としている。その理由について、次のとおり説明している。</p> <p>i) 京都府から、機能保全対策の実施は、上流にある蓼島統合堰及び新庄頭首工を優先して実施すると説明されたため</p> <p>ii) 同連合の管理する施設の区域内は、環境調査の必要性があるため</p> <p>② 巨椋池土地改良区</p> <p>巨椋池用水Ⅰ工区及びⅡ工区に係る施設を管理している巨椋池土地改良区は、機能保全計画では対策時期が平成 24 年度からとなっているにもかかわらず、同計画に基づく機能保全対策案を理事会に諮っておらず、実施の予定が立っていないとしている。その理由について、次のとおり説明している。</p> <p>i) 巨椋池用水Ⅰ工区の機能保全計画は、これまでの維持管理の実績から考えると必ずしも更新、補修を要するとは考えられないメーカー推奨の耐用年数に応じて更新、補修を行う計画となっており、多額の費用を要するシナリオとなっていること</p> <p>ii) 巨椋池用水Ⅱ工区の機能保全計画は、パイプラインの内部等を確認する 2 次調査まで実施した上での計画策定を京都府に要望していたが、予算の関係から 1 次調査（目視調査等）までの実施となったため、施設の老朽箇所等が具体的に把握されず、パイ</p>	施設名	シナリオで予定されている対策実施時期	機能保全対策が未実施となっている原因・理由	新庄頭首工	平成 22 年度	負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 25～27 年の施行とした。	上桂川統合堰	平成 22 年度	負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 26～28 年の施行とした。	巨椋池用水Ⅰ（吹前揚水機場）	平成 24 年度	負担金調整のため	巨椋池用水Ⅱ（パイプライン・水管橋）	平成 24 年度	負担金調整のため
施設名	シナリオで予定されている対策実施時期	機能保全対策が未実施となっている原因・理由														
新庄頭首工	平成 22 年度	負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 25～27 年の施行とした。														
上桂川統合堰	平成 22 年度	負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 26～28 年の施行とした。														
巨椋池用水Ⅰ（吹前揚水機場）	平成 24 年度	負担金調整のため														
巨椋池用水Ⅱ（パイプライン・水管橋）	平成 24 年度	負担金調整のため														

	<p>プラインの各部位について、メーカーが定める標準耐用年数を勘案し、平成 24 年度から 29 年度までの 6 年間で順次全面更新していくという多額の費用を要する計画となっていること</p> <p>同区では、平成 23 年度予算は、一般会計約 1 億 8 千万円、施設管理積立金 3,220 万円であることから、現在の機能保全計画どおりに巨椋池用水 I 工区及び II 工区に係る施設の対策工事を実施した場合、他の施設の故障等への対応が困難になるほか、組合員に対する多額の特別徴収を要することとなり、理事会等の了承を得られる内容ではないとしている。</p> <p>そのため、同区では、巨椋池用水 I 工区に係る施設については、機能保全計画を契機とした濃密な維持管理を実施、巨椋池用水 II 工区に係る施設については、全面更新によらずに既存施設の有効活用をしていくためにも、機能診断を再度実施し、2 次調査を行った上で長寿命化の方策を検討したいとしており、京都府に対して機能診断（2 次調査）の実施及び機能保全計画の再策定を要望している。</p> <p>また、同区では、機能保全対策実施のため、まず、必要事業費の節減のための維持管理での対応とともに、事業費負担金の捻出手法や他施設の維持管理や運営費との調整など全体的な運営管理を検討すべきとしている。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-ウ-④ 機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策が実施されているもの等

(単位：千円)

都道府県名	施設名	機能保全計画で予定されている機能保全対策の内容		実績			
		実施時期	内容	費用(千円)	実施時期	内容	費用(千円)
北海道	7丁目揚水機幹線	平成20～23年	開水路全面改修 サイフォン吐口補修	90,000	平成20～23年	開水路全面改修 サイフォン吐口補修	106,410
		平成23年	下記内容は、最適シナリオではないシナリオ②に記載されている ポンプ・電動機全体の分解 整備	4,175	平成24年	ポンプ・電動機の部分的な 分解整備	5,040
秋田県	強首揚水機場	平成22～23年	揚水機補修	102,000	平成22～23年	揚水機補修	106,410
山形県	熊出幹線用水路	平成21年度	1～3区間更新 4区間補強	3,791	平成21年度	1～4区間更新	4,200
		平成22年度	部分補修(30メートル) 機能保全計画には記載なし	18,094	平成21年度	部分補修(44メートル)	18,506
長野県	下堰	平成24年	張コンクリート水路工	80,456	平成23年	張コンクリート水路工	64,954
		平成23年	パイプライン更生	19,800	平成22年	送水管交換	1,050
愛知県	衣浦排水機場	平成24年度	ポンプオーバーホール等	48,300	平成23～24年度	ポンプオーバーホール等	40,478
		平成22年度	ゲートの補修・修繕	54,500	平成22～24年度	ゲートの補修・修繕	110,000
岡山県	香々美ダム	平成23年度	バルブ更新	43,200	平成23年度	バルブ補修	13,850
		平成22年度	責任放流バルブ補修	9,630	平成23年度	責任放流バルブ更新	26,880
福岡県	P-1(荒木)	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	14,332	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	14,603
		平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	12,767	平成22年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,993
		平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	8,798	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,715
		平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	12,757	平成22年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,915
		平成23年度	ポンプ施設更新、上屋補修	5,449	平成22年度	ポンプ施設更新、上屋補修	3,690
	三根西P-1(城島)	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	14,311	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	14,369

城島中部P-2 (城島)	平成 24 年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,017	平成 23 年度	ポンプ施設更新、上屋補修	7,822
城島南部P-11 (城島)	平成 21 年度	ポンプ施設更新、上屋補修	12,127	平成 22 年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,158
下田・芦塚加圧ポンプ (城島)	平成 22 年度	ポンプ施設更新	16,642	平成 22 年度	ポンプ施設更新	19,908
P-8 (三猪)	平成 22 年度	ポンプ施設更新	9,900	平成 23 年度	ポンプ施設更新	9,632
P-9 (三猪)	平成 22 年度	ポンプ施設更新	5,300	平成 23 年度	ポンプ施設更新	5,273
P-22 (三猪)	平成 22 年度	ポンプ施設更新	12,200	平成 23 年度	ポンプ施設更新	13,285
昭和宮三幹線	平成 21 年度	頭首工補修	3,342	平成 21～22 年度	頭首工補修	10,000
大分県						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年度未までに機能保全計画策定済みの施設のうち、平成 24 年 8 月 1 日現在、機能保全計画の内容と異なる機能保全対策が実施されているものを記載した。

表 1-(2)-ウ-⑤ 機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策が実施されている例

都道府県名	内容																												
京都府	<p>京都府が平成 23 年度末までに機能保全計画策定した 7 施設のうち、平成 24 年 8 月 1 日現在、機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策を実施されているものが、次表のとおりみられた。</p> <p>表 機能保全計画で算定されているコストと異なる費用による機能保全対策の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="352 454 1476 689"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">機能保全計画の内容</th> <th colspan="3">実績</th> <th rowspan="2">計画と実績が異なった原因・理由</th> </tr> <tr> <th>実施時期</th> <th>内容</th> <th>費用(千円)</th> <th>実施時期</th> <th>内容</th> <th>費用(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓼島頭首工</td> <td>平成 22 年度</td> <td>ゲートの補修・修繕</td> <td>54,500</td> <td>平成 22～24 年度</td> <td>ゲートの補修・修繕</td> <td>110,000</td> <td>土木工事（仮設工事等）に関する詳細な現場調査に基づく工事計画の変更等</td> </tr> </tbody> </table> <p>京都府は、頭首工はその性質上、工事の影響を直接受ける施設周辺の地域と施設の受益地とが一致していないが、機能保全計画策定段階では、対策工事について、受益者との調整しか行っておらず、施設周辺の地域住民との調整を行っていなかったためとしている。</p> <p>そのため、同府では、平成 22 年度に、実際に工事に使用する図面作成や見積り等を行う実施設計に着手した際に初めて地域の住民と機能保全対策に係る調整を実施したところ、次の 3 点の地域独自の事情が判明したため、機能保全対策の実施時期が延長となり、対策費用も増加したとしている。</p> <p>① 非出水期（10 月～5 月）に工事を実施する必要があるが、1 年度当たりの工事実施が可能な期間が短くなった結果、工事実施期間を延長する必要性が生じたこと</p> <p>② 工事実施期間が延長となったことによって、仮設道路の供用期間が延長され、維持修繕等に係る費用が増加したこと</p> <p>③ 工事用の仮設道路として想定していた箇所は、地域住民が、木の伐採等を行わないと取り決めていた箇所であったため、仮設道路を想定箇所より遠回りとなる別のルートに変更する必要性が生じ、仮設道路設置に係る費用が膨らんだこと</p> <p>京都府では、今後、機能保全計画を策定する際、施設の所在地域の住民との調整も踏まえて実施したいとしている。</p>							施設名	機能保全計画の内容			実績			計画と実績が異なった原因・理由	実施時期	内容	費用(千円)	実施時期	内容	費用(千円)	蓼島頭首工	平成 22 年度	ゲートの補修・修繕	54,500	平成 22～24 年度	ゲートの補修・修繕	110,000	土木工事（仮設工事等）に関する詳細な現場調査に基づく工事計画の変更等
施設名	機能保全計画の内容			実績			計画と実績が異なった原因・理由																						
	実施時期	内容	費用(千円)	実施時期	内容	費用(千円)																							
蓼島頭首工	平成 22 年度	ゲートの補修・修繕	54,500	平成 22～24 年度	ゲートの補修・修繕	110,000	土木工事（仮設工事等）に関する詳細な現場調査に基づく工事計画の変更等																						

(注) 当省の調査結果による。

(3) 農業水利ストック情報データベースの適切な活用

勸告	説明図表番号										
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>上記のとおり、農業水利施設のストックマネジメントにおいては、施設の劣化予測や対策工法を検討するために、過去の機能診断の結果や補修工事の履歴等が必要となることから、これらの情報をデータベースに蓄積し、これを機能保全計画の作成等に活用することとされている。「農業水利施設の機能保全の手引き」では、「構造物諸元、日常・定期・臨時等の経年的な点検・検査結果、劣化予測結果、補修履歴等に関するデータベースを整備するとともに、これらを随時容易に更新、検索、編集できる支援システムの構築が重要である。」とされている。</p> <p>このため、農林水産省は、平成16年度から18年度までに約1億円の経費を掛けて、国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を対象として、農業水利ストック情報データベースを開発し（開発と並行してデータの収集・登録も実施）、19年度から本格的に運用を開始している（19年度から23年度までの運用経費は約9,000万円）。</p> <p>当該データベースは、農林水産省のみならず地方公共団体や土地改良区等においても利用できるよう開発されており、各利用者はインターネット経由でデータベースにアクセスし、あらかじめ同省から付与されるIDとパスワードでログインして利用することができる。ただし、利用できる情報の範囲、閲覧、入力等の利用方法の種類は、利用者ごとに異なっている。</p> <p>また、当該データベースには、次表の情報を始めとして、適切な機能診断及び機能保全計画の作成を支援するための情報を適切に登録することが必要となっている。</p> <p>表 農業水利ストック情報データベースの主な登録情報</p> <table border="1" data-bbox="188 1182 1230 1429"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設基本情報</td> <td>施設名称 構造・規格・寸法 建設費 造成年度 図面</td> </tr> <tr> <td>維持管理情報</td> <td>管理体制 観測計測履歴 施設操作履歴 事業費</td> </tr> <tr> <td>補修等履歴情報</td> <td>補修工事名 施工年月 補修補強工法 点検整備内容</td> </tr> <tr> <td>機能診断情報</td> <td>調査位置 調査年月 劣化因子別測定 主劣化要因</td> </tr> </tbody> </table> <p>農業水利ストック情報データベースは、受益面積が100ha以上の農業水利施設を対象としており、国営造成施設については、農林水産省が整備・運用している「長期計画システム」から上記の開発期間中にデータの移行が行われ、国営附帯県営造成施設については、上記の開発期間中に「基幹水利施設等補足調査データ」から2,500件程度の施設数のデータの移行が行われている。当該データベース運用開始後は、国営造成施設については農林水産省の職員が、国営附帯県営造成施設については都道府県の職員が、データの編集権限を与えられ、データの追加、削除又は変更を行うこととなっている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>農業水利ストック情報データベースの運用状況について調査したところ、以下のような状況がみられた。</p>	区分	主な内容	施設基本情報	施設名称 構造・規格・寸法 建設費 造成年度 図面	維持管理情報	管理体制 観測計測履歴 施設操作履歴 事業費	補修等履歴情報	補修工事名 施工年月 補修補強工法 点検整備内容	機能診断情報	調査位置 調査年月 劣化因子別測定 主劣化要因	<p>表1-(3)-①</p>
区分	主な内容										
施設基本情報	施設名称 構造・規格・寸法 建設費 造成年度 図面										
維持管理情報	管理体制 観測計測履歴 施設操作履歴 事業費										
補修等履歴情報	補修工事名 施工年月 補修補強工法 点検整備内容										
機能診断情報	調査位置 調査年月 劣化因子別測定 主劣化要因										

<p>① 農業水利ストック情報データベースへの情報の入力については、専ら土地改良調査管理事務所等、農林水産省の職員によって行われている。その入力内容については、i) そもそも登録されていない国営造成施設がある、ii) 点検・補修履歴や機能診断の結果、機能保全計画など、ストックマネジメントを推進していく上で欠かせない情報に漏れや誤りがある、iii) 施設に関する基本情報においても誤りがあるなど、不適切な実態がみられた。</p> <p>また、i) 農業水利ストック情報データベースの入力情報が不十分なため機能保全計画が適切に作成されていない例、ii) 機能診断の結果情報について機能診断を実施した当時のものから変更された内容がデータベースに登録されており、その理由が不明な例がみられた。</p> <p>このような事例がみられた原因としては、人為的な作業ミスによるものが大半と考えられる。しかし、一般にデータベースに情報が一旦入力されると、その後の業務はその内容が正しいとの前提で進められ、誤りが補正される機会は余りないことから、データベースへの情報の適切な入力と入力された情報の適切な修正を行うことが重要であると考えられる。</p> <p>なお、当省の調査においてみられた上記の事例については、本調査期間中に、農林水産省において、いずれも点検して正しい情報を入力するなど、改善に取り組んでいるところである。</p>	<p>表 1-(3)-②</p> <p>表 1-(3)-③</p> <p>表 1-(3)-④</p>
<p>② 農業水利ストック情報データベースについては、地方公共団体や土地改良区等においても利用できるよう開発されたが、これを利用するために必要となるID及びパスワードが付与されているものは、調査した19道府県のうち13道県、調査した42市町から国営造成施設を管理していない17市町を除く25市町のうち8市町、調査した41土地改良区から国営造成施設を管理していない4土地改良区を除く37土地改良区のうち15土地改良区となっている。</p> <p>ID及びパスワードが付与されている地方公共団体及び土地改良区における利用実績をみると、積極的に活用している例はなく、ほとんど利用されていなかった。これら道府県等では、利用していない主な理由として、i) 農業水利ストック情報データベースがあることは知っていたが詳しい内容は分からないため、ii) 当該データベースに入力されている農業水利施設の範囲が、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）において、受益面積が100ha以上の国営造成施設及び国営附帯県営造成施設となっており、それ以外の県営造成施設は入力対象となっておらず、閲覧できる施設の範囲が限られているため、iii) 閲覧できる施設の範囲が自ら管理するものに限られており、他で管理されている施設の補修情報等を参考に閲覧することができないためなどを挙げている。</p> <p>このため、地方公共団体や土地改良区も利用者となり得るシステムを開発しながら、これらを支援するためのせつかくのシステムがほとんど活用されていない状況にある。</p> <p>一方、調査対象機関からは、現在の紙の記録を農業水利ストック情報データベースに移管してデータの消失防止等を図りたいなど、当該データベースの活用に関する要望も聴かれた。</p>	<p>表 1-(3)-⑤</p> <p>表 1-(3)-⑥</p> <p>表 1-(3)-⑦</p> <p>表 1-(3)-⑧</p>

なお、調査した 19 道府県のうち 2 府県を除き、農業水利ストック情報データベースと同等の機能をもったデータベースを構築しているところはなかった。

**【所見】**

したがって、農林水産省は、農業水利ストック情報データベースを適切に活用し、農業水利施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 国営造成施設については、農業水利ストック情報データベースに適切に情報の入力及び修正を行うとともに、これを担保するため、定期的に入力及び修正の状況を点検する仕組みを設け、入力及び修正の状況をフォローアップすること。

② 地方公共団体や土地改良区における利用ニーズの把握を行い、利用者の要望を適切に整理した上で、データベースの改良その他の措置をとること。

また、データベース化による効果を示した事例を提供するなど、利用促進に向けた取組を行うこと。



表 1-(3)-① 農業水利ストック情報データベースの開発時における想定利用者

○「平成 18 年度 農業水利ストック情報データベース構築業務 特別仕様書」(抜粋)

第 2 章 業務要件

第 2-7 条 (利用環境)

(1) 利用者

ストック DB システムの利用者は、以下を想定している。

利用者	主な利用目的
①保全対策センター	全国分のデータの検索・集計とシステム全体の統括管理
②農林水産本省	全国分データの検索・集計
③地方農政局／土地改良技術事務所	管内分データの検索・集計
④土地改良調査管理事務所	国営造成施設にかかる施設基本情報の更新、LCC 関係情報の登録
⑤国営事業(務)所	国営造成施設にかかる施設基本情報の追加・更新、LCC 関係情報の登録
⑤都道府県／土地改良事業団体連合会	都道府県営造成施設にかかる施設基本情報の更新、LCC 関係情報の登録
⑥市町村／土地改良区	登録情報の閲覧

(3) システム環境

ストック DB システムのハードウェア環境は、以下のとおりである。

Web サーバ	1 台
アプリケーション兼データベースサーバ	1 台
運用管理端末	1 台

第 3 章 作業内容

第 3-3 条 (作業要件)

(7) 都道府県営造成施設にかかるデータ移行

別途貸与する期間水利施設等補足調査データから国営附帯都道府県営造成施設にかかるデータ(別紙 2 に示すもの)をストック DB システムに移行する。

なお、データ移行の対象となる施設数は、2,500 件程度を想定している。

(注) 1 表中の利用者欄の番号は、原本のとおりである。

2 表中の「LCC」とは、ライフサイクルコストの略である。本仕様書では、「LCC 関係情報」を維持管理情報、補修等履歴情報及び機能診断情報と定義している。

表 1-(3)-② 農業水利ストック情報データベースの入力内容の不適切な事例数

(単位：施設数)

調査担当機関名	施設そのものの入力漏れ	施設基本情報に誤り、漏れがあるもの	維持管理情報に漏れがあるもの	補修等履歴情報に漏れがあるもの	機能診断情報に漏れがあるもの	その他
北海道管区	—	18 (注 6)	—	—	—	—
東北管区	—	19 (注 7)	20 (注 9)	20 (注 9)	—	—
秋田事務所	1	—	—	—	—	—
山形事務所	1	—	—	1	—	—
関東管区	—	—	—	—	1	—
千葉事務所	—	—	—	—	1	—
中部管区	—	3	—	—	—	—
三重事務所	—	8 (注 8)	—	—	—	—
京都事務所	—	—	—	—	1	2 (注 10)
中国四国管区	—	5	9	8	3	—
九州管区	3	—	—	—	—	—
熊本事務所	1	12 (注 6)	—	—	—	—
宮崎事務所	—	4 (注 6)	2	—	4	—
計	6	69	31	29	10	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「施設基本情報」とは、施設名称、構造・規格・寸法、建設費（事業費）、造成（着工）年度、受益面積をいう。  
 3 「維持管理情報」とは、管理体制、観測計測履歴、施設操作履歴、事業費をいう。  
 4 「補修等履歴情報」とは、補修工事名、施工年月日、補修補強工法、点検整備内容をいう。  
 5 「機能診断情報」とは、機能診断調査の結果、評価結果、機能保全計画をいう。  
 6 農林水産省が土地改良法第 94 条の 5 の規定に基づき整備する土地改良財産台帳の情報と比較した結果によるもの。  
 7 このうち 7 施設は、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」で把握されている情報と比較した結果によるもの。また、このうち 17 施設は、土地改良財産台帳の情報と比較した結果によるもの。事例のうち 5 施設は、両方に該当する。  
 8 管理受託者が土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 62 条の規定に基づき作成・保有する管理台帳の情報と比較した結果によるもの。  
 9 平成 21 年度まで情報が入力されているもの等、一応、情報が入力されているものもあるが、東北農政局によると、東日本大震災の対応等を優先せざるを得ないため、データ入力できていないとのことである。  
 10 供用廃止された 2 施設が供用中としてデータベースに記録されているもの。  
 11 農林水産省は、震災対応業務等で実施できていないものを除き、今回の調査で判明した事例については、いずれも点検して正しい情報を入力するなど、改善に取り組んでいる。

表 1-(3)-③ 農業水利ストック情報データベースへの情報の入力不十分・不正確なため機能保全計画が適切に作成されていない例

事務所	事例の概要																								
中国	<p>中国土地改良調査管理事務所が平成 23 年度（平成 24 年 3 月）に作成した広島中部台地地区の機能保全計画（12 施設に関する計画 9 件）をみると、農業水利ストック情報データベース自体に維持管理情報など必要な情報が入力されていないため、直近に行われた補修又は点検の履歴が記入できていない（上記 12 施設のうち 8 施設で未記入）。</p> <p>上記 9 件の機能保全計画は、平成 24 年 3 月に作成されたものであるが、それより前の平成 19 年度以前に、いずれの施設も一度、機能保全計画が作成されており、これを見直して、24 年 3 月に再度、作成されている。補修履歴欄及び点検履歴欄で記入漏れとなっている情報は、平成 20 年度以後の情報であり、それが農業水利ストック情報データベースに入力されていなかったものである。</p> <p>このため、農業水利ストック情報データベースには、随時、補修履歴や点検履歴などの情報が登録され、適切に情報のアップデートが図られることが求められる。</p>																								
淀川	<p>淀川水系土地改良調査管理事務所は、巨椋池排水機場管理協議会が管理する巨椋池排水機場の機能保全計画を作成（平成 24 年 3 月）するに当たり、農業水利ストック情報データベースに入力された当該排水機場の情報をういたとしている。</p> <p>しかし、巨椋池排水機場に関する農業水利ストック情報データベースの入力情報をみると、巨椋池排水機場の供用が開始された平成 19 年度から「工法別情報」に係る工法別工事費、予定耐用年数等の項目が全く入力されていない。</p> <p>このため、平成 24 年 3 月に淀川水系土地改良調査管理事務所が策定した巨椋池排水機場の機能保全計画をみると、農業水利ストック情報データベースを参照して記載する同計画の維持管理費及び補修履歴情報の工事費等を記載していない。</p> <p>また、補修記録について機能保全計画に記載はあるが、その内容と、巨椋池排水機場管理協議会が保管している平成 23 年 1 月末までの補修記録とを比べると、下表のとおり 7 つの補修履歴について実施年度が異なっており、農業水利ストック情報データベースの情報が不正確であることに起因して、機能保全計画の記載が誤っている事態が生じている。</p> <table border="1" data-bbox="309 1196 1342 1458"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 1196 751 1252">工事件名</th> <th data-bbox="751 1196 1038 1252">協議会が保管する補修履歴（年度）</th> <th data-bbox="1038 1196 1342 1252">機能保全計画上の記載（年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 1252 751 1285">配管取り替え工事</td> <td data-bbox="751 1252 1038 1285">2009</td> <td data-bbox="1038 1252 1342 1285">2007</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1285 751 1319">7号カメラ照明用電波取替工事</td> <td data-bbox="751 1285 1038 1319">2009</td> <td data-bbox="1038 1285 1342 1319">2008</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1319 751 1352">2号カメラ動作調整工事</td> <td data-bbox="751 1319 1038 1352">2009</td> <td data-bbox="1038 1319 1342 1352">2008</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1352 751 1386">MO ドライブ交換工事</td> <td data-bbox="751 1352 1038 1386">2009</td> <td data-bbox="1038 1352 1342 1386">2008</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1386 751 1420">電源装置バッテリー、ファン整備工事</td> <td data-bbox="751 1386 1038 1420">2009</td> <td data-bbox="1038 1386 1342 1420">2008</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1420 751 1453">I-0 ユニット点検整備工事</td> <td data-bbox="751 1420 1038 1453">2009</td> <td data-bbox="1038 1420 1342 1453">2008</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1453 751 1489">2号カメラ画像伝達装置修繕工事</td> <td data-bbox="751 1453 1038 1489">2009</td> <td data-bbox="1038 1453 1342 1489">2008</td> </tr> </tbody> </table>	工事件名	協議会が保管する補修履歴（年度）	機能保全計画上の記載（年度）	配管取り替え工事	2009	2007	7号カメラ照明用電波取替工事	2009	2008	2号カメラ動作調整工事	2009	2008	MO ドライブ交換工事	2009	2008	電源装置バッテリー、ファン整備工事	2009	2008	I-0 ユニット点検整備工事	2009	2008	2号カメラ画像伝達装置修繕工事	2009	2008
工事件名	協議会が保管する補修履歴（年度）	機能保全計画上の記載（年度）																							
配管取り替え工事	2009	2007																							
7号カメラ照明用電波取替工事	2009	2008																							
2号カメラ動作調整工事	2009	2008																							
MO ドライブ交換工事	2009	2008																							
電源装置バッテリー、ファン整備工事	2009	2008																							
I-0 ユニット点検整備工事	2009	2008																							
2号カメラ画像伝達装置修繕工事	2009	2008																							

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-④ 機能診断の結果情報が変更されてデータベースに登録されている例

施設名	内容
宮竹サイホン (宮竹用土地改良区) <石川県> ※当施設は県営造成施設である。	機能診断の実施当時、定点5の現地調査(定点調査)票では、「漏水の影響が周辺に及んでいない」とし、この結果を基に、施設状態評価表では、漏水の変状をS-5としている。 一方、農業水利ストック情報データベースに登録されている同じ定点の現地調査(定点調査)票をみると、「漏水の影響が周辺に及んでいる」と変わっている。そして、同じ定点の施設状態評価表では、漏水の変状をS-4と変更している。 このように訂正してデータベースに登録している理由は不明である。
杖川頭首工 (石川県) <石川県>	機能診断の実施当時、定点6と定点7では反発強度を検査しており、それぞれの現地調査(定点調査)票に、それぞれの結果が記載されている。 一方、農業水利ストック情報データベースに登録されている同じ定点の現地調査(定点調査)票をみると、定点6のものに、定点6と定点7の2か所の反発強度結果が記載されている。これにより、反発強度の平均値が、定点6のみだと23.5となるが、定点7も含めることで18.35に下がっている。定点6の施設状態評価表をみると、機能診断の実施当時は、評価がS-5であるのに、同データベースに登録されているものではS-4に変わっている。他方、定点7の現地調査(定点調査)票にも、定点7の反発強度結果は記載されていることから、定点7の反発強度結果が二つの定点調査票で使われている。 このように訂正してデータベースに登録している理由は不明である。
加賀三湖導水路 (加賀三湖土地改良区) <石川県>	定点5(2号調整水槽下流40バレル目)の現地調査(定点調査)票は、機能診断の実施当時のものと、農業水利ストック情報データベースに登録されているものとは同じ内容であるのに、施設状態評価表の評価項目のうち、管内面の状態(ひび割れ(FRPM))が、S-5からS-4に変わっている。ひび割れは、定点調査票上、0.0mmであるので、評価はS-5となるのが正しいはずである。 このように訂正してデータベースに登録している理由は不明である。
しろやま 白山堰堤 (七箇用土地改良区) <石川県>	機能診断の実施当時の定点8の現地調査(定点調査)票では、圧縮強度について、測定結果「12.912.9N/mm <sup>2</sup> 」とし、平均値は「15N/mm <sup>2</sup> ~21N/mm <sup>2</sup> 」と「15N/mm <sup>2</sup> 未満」の両方にチェックしており、施設状態評価表では後者(S-3相当)を反映して評価をS-5としている。 一方、農業水利ストック情報データベースに登録されている同じ定点8の現地調査(定点調査)票では、圧縮強度について、機能診断の実施当時のものと同じく、測定結果は「12.9N/mm <sup>2</sup> 」となっているが、平均値は「15N/mm <sup>2</sup> ~21N/mm <sup>2</sup> 」にチェックがされており、これに合わせるように施設状態評価表では、S-4と評価している。 このように訂正してデータベースに登録している理由は不明である。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、機能保全計画、施設管理者とされているものを表す。

3 < >内は、施設の所在県を表す。

表1-3(3)-⑤ 農業水利ストック情報データベースの利用のためのID及びパスワードの付与状況等

調査担当機関名	ID及びパスワードの付与状況、データベースの利用状況														
	調査対象道府県					調査対象市町					調査対象土地改良区				
	調査対象	付与あり	利用実績	付与なし	調査対象	付与あり	利用実績	付与なし	国営管理なし	調査対象	付与あり	利用実績	付与なし	国営管理なし	
北海道管区	北海道	1	なし	0	2	0	-	2	0	2	0	-	2	0	
東北管区	宮城県	1	なし	0	2	2	なし	0	0	2	2	なし	0	0	
秋田事務所	秋田県	1	なし	0	2	0	-	2	0	2	2	-	0	0	
山形事務所	山形県	0	-	1	2	0	-	2	1	2	2	利用頻度低い	0	0	
関東管区	埼玉県	0	-	1	2	0	-	2	1	2	0	なし	2	0	
千葉事務所	千葉県	1	なし	0	2	0	-	2	2	2	0	-	2	0	
長野事務所	長野県	1	なし	0	2	不明	-	1	1	3	不明	-	1	0	
山梨事務所	山梨県	0	-	1	2	0	-	2	2	2	0	-	2	0	
中部管区	愛知県	1	なし	0	2	0	-	2	0	2	0	-	2	0	
石川事務所	石川県	1	あり	0	2	0	-	2	0	2	0	-	2	0	
三重事務所	三重県	0	-	1	2	0	-	2	2	2	0	-	2	0	
近畿管区	奈良県	0	-	1	2	0	-	2	1	2	0	-	2	0	
京都事務所	京都府	0	-	1	3	0	-	3	2	2	0	-	2	1	
中国四国管区	広島県	1	なし	0	3	1	利用頻度は低い	2	1	2	0	-	2	2	
岡山事務所	岡山県	1	なし	0	2	1	なし	1	1	2	2	なし	0	0	
島根事務所	島根県	1	利用頻度は低い	0	2	2	利用頻度は低い	0	0	2	1	利用頻度は低い	1	0	
九州管区	福岡県	1	なし	0	2	0	-	2	0	2	1	なし	1	0	
熊本事務所	-	-	-	-	2	0	-	2	2	2	2	なし	0	0	
大分事務所	大分県	1	なし	0	2	1	なし	1	1	2	1	なし	1	1	
宮崎事務所	宮崎県	1	なし	0	2	1	なし	1	0	2	2	なし	2	0	
計	19	13	-	6	42	8	-	33	17	41	15	-	26	4	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 長野県は、ID及びパスワードの付与を受けたが、独自の施設台帳を持っており、後に返納しており、利用していない。

3 石川県は、突発的事故が発生した場合等において当該施設の諸元情報等を確認するために閲覧することがあるが、これ以外はあまり活用していないとしている。

4 熊本県については、平成24年7月北部九州豪雨による被害対応のため、当省の調査を実施していない。

表 1-(3)-⑥ 農業水利ストック情報データベースを利用しない主な理由

調査対象	データベースを利用しない理由
北海道	道営分は北海道が入力することとなるが、必要な情報は地区概要書等により把握していることから、改めて入力し、利用する必要がないため。
迫川上流土地改良区 (宮城県)	データベースがあることは知っていたが、当土地改良区が管理する施設については、国営造成施設を含めて施設管理台帳を整備しているため、データベースを利用したことはない。
愛知県	農業水利ストック情報データベースは、データ入力の作業負担が大きく、また、農業水利施設の稼働実績、重要度、地元の更新要望等の維持管理上重要な情報が、データベースの入力項目になっていないため。 また、国営事業を中心にデータが整理されているが、国営附帯事業で造成した県営造成施設のみを入力しても、当県にとってはあまり意味がないため。
宮田用水土地改良区 (愛知県)	当土地改良区では、国営造成施設である用水路 65.9 km及び付随する管理設備等のほかに、県営造成施設である用水路 248.8 kmと水門 14 か所等も管理しているため、県営造成施設のデータが入力されていない農業水利ストック情報データベースでは県営造成施設の情報が得られず、管理する全施設の半数分を把握できるにすぎないため。
広島県	自らが管理している農業水利施設しか農業水利ストック情報データベースを閲覧できないのであれば意味がないため。例えば、建築時期や規模等が類似している他施設の補修等の情報を閲覧できれば、詳細は当該管理受託者に照会すればよく、ストックマネジメント上で参考にできる。
吉井川下流土地改良区 (岡山県)	施設情報が詳細に入力されていないため。土地改良区も土地改良調査管理事務所と同等の権限で閲覧ができるようにしてほしい。また、施設情報を詳細に入力してほしい。
八代平野北部土地改良区 (熊本県)	農業水利ストック情報データベースについては、平成 19 年頃に説明を受けたが、施設を管理する上で特に必要性を感じなかったため。また、今後の利用についても、特に考えていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農業水利ストック情報データベースの開発時に、国営附帯県営造成施設のデータが農林水産省により登録されている。

**表 1-(3)-⑦ 農業水利ストック情報データベースに関する要望の例**

調査対象	内容
巨椋池排水機場管理協議会	巨椋池排水機場管理協議会では、データベースを利用するためのID及びパスワードを承知していないとしているが、現在の紙の記録簿からデータベース化することによって消失防止や保管スペースの確保問題を解消したいとの要望を有している。
安曇野市	安曇野市担当者は、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）において、データベースの存在を認識していなかった。しかし、人事異動で水利施設等を把握する担当者が変わるため、当該データベースの利用によって管内の水利施設の状況が把握できれば業務にいかすことが可能と考えられるため、国に対し、情報提供を要望したいとしている。
広島県	広島県では、管理台帳への記入と農業水利ストック情報データベース入力用の情報提供とが重複しているので、データベースに入力すれば管理台帳が作成できるようにしてほしいとしている。

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(3)-⑧ 国の農業水利ストック情報データベースと同様のデータベースの開発例**

調査対象	内容
京都府	京都府では、府内には大規模な農業水利施設が少なく、府及び京都府土地改良事業団体連合会が把握している府営農業水利施設について、その諸元情報、機能診断の情報（診断カルテ）、図面等を登載する「京都府基幹水利施設データベース（仮称）」の開発を進めている。
岡山県	岡山県では、平成20年度に県営造成施設の適正な管理と更新を行い、施設の長寿命化を図るため、「基幹水利施設等ストックマネジメントシステム」を開発し、21年度から運用を開始している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、国の農業水利ストック情報データベースと同様に、施設の諸元情報に加えて、施設の診断の結果なども掲載しているものについて作成した。

(4) スtockマネジメントの推進に係る基礎データの一層の正確性の確保

勸告	説明図表番号
<p><b>ア 農業基盤情報基礎調査の一層の正確性の確保</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>農林水産省は、各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設（農業用排水のための利用等に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のものをいう。以下この項目において同じ。）、農業用ため池等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うことにより、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資する「農業基盤情報基礎調査」を実施している。</p> <p>農業基盤情報基礎調査により、基幹的農業水利施設については、施設別の施設諸元、管理団体、建設年度、建設事業費、受益面積等が把握され、データが更新・整備されており、施設種類別の数や耐用年数の経過状況、再建設費等のデータがストックマネジメント推進上の基礎データとして活用されている。</p> <p>なお、当該調査は、昭和40年度から実施されてきた農用地建設業務統計調査及び農業生産基盤の整備状況に関する各種調査を再編統合し、総合的な調査として平成16年度から実施されてきた農業基盤整備基礎調査に引き続き、20年度から毎年度実施されているものである。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>平成21年度の農業基盤情報基礎調査による基幹的農業水利施設の把握状況について、8地方農政局等（注1）を調査したところ、6地方農政局等（北海道開発局、東北、関東、近畿、中国四国及び九州）において、以下のとおり、基幹的農業水利施設の把握漏れなどがみられた（注2）。</p> <p>（注1） 今回、北海道開発局並びに東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国及び九州の各地方農政局を対象として調査を実施した。</p> <p>（注2） 平成20年度実績に係る21年度の農業基盤情報基礎調査は、本調査に着手した時点で公表可能な最新のものであった。</p> <p>① 受益面積が100ha以上の施設が基幹的農業水利施設として把握漏れとなっているものが、5地方農政局等（北海道開発局、東北、関東、中国四国及び九州）において23施設みられた。また、受益面積が100ha未満の施設が誤って基幹的農業水利施設として把握されているものが、2地方農政局（近畿及び九州）において6施設みられた。</p> <p>② 建設事業費などの施設諸元のデータが誤っているものが、4地方農政局（東北、関東、中国四国及び九州）において9施設みられた。</p> <p>上記のような事態が生じている原因については、それぞれ該当データの整備又は更新時に根拠とした資料・情報が散逸していることなどから、データの正確性がチェックされていなかったことが考えられる。</p>	<p>表1-(4)-ア-①</p> <p>表1-(4)-ア-②</p> <p>表1-(4)-ア-③ 表1-(4)-ア-④</p> <p>表1-(4)-ア-⑤</p>



## イ 農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査の一層の正確性の確保

### 【制度の概要】

農林水産省では、農業水利施設の経年変化に伴って発生する突発的事故的発生状況を把握するため、平成5年度から毎年度「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」を実施している。

当該調査の対象は、国営造成施設、県営造成施設又は団体営造成施設で発生した事故とされており、その事故の範囲は、自然災害に起因する事故を除いたもの（ただし、施設の経年的な劣化を背景として、自然災害がきっかけとなった事故は含まれる。）とされている。

農林水産省は、当該調査の集計結果に基づき、農業水利施設の突発的事故的の件数は増加傾向にあり、中でも、施設の経年的な劣化及び局部的な劣化が事故原因の大半を占めているとしている。また、同省では、これをストックマネジメントの取組が求められていることの背景に挙げているほか、集計結果は土地改良長期計画など政策の企画立案や「食料・農業・農村白書」などで活用している。

### 【調査結果】

平成21年度から23年度までの「農業水利施設に係る突発的事故的の発生状況調査」の実施状況について、8地方農政局等を調査したところ、4地方農政局（関東、東海、中国四国及び九州）において、調査の対象となる事故の定義が「自然災害に起因する事故を除いたもの」と幅広く、明確でないことなどから、以下のような状況がみられた。

① 国営造成施設について、経年変化による事故であることが明確であるものなど、「突発的事故的」であるにもかかわらず未報告となっているものが、4地方農政局（関東、東海、中国四国及び九州）において9件みられた。

② 「突発的事故的」に該当するかどうかの判断が難しいことから、突発的事故的の発生の誘因を「その他自然現象」として報告された事故について、農林水産省本省で精査したところ、施設の機能低下に起因するため集計すべき「突発的事故的」に該当すると判断されたものが1地方農政局（九州）において1件みられた。

上記のとおり、未報告のため集計から漏れているものがある一方、農林水産省本省では報告のあったもの全てについて改めて集計すべき突発的事故的であるかどうかの判断を行っていることを踏まえ、データの一層の正確性を確保するため、集計に必要な情報が確実に報告されるよう、当該調査の報告のルールを明確化するなど、施設管理者から必要かつ十分な報告がなされるよう改善する必要があると考えられる。

### 【所見】

したがって、農林水産省は、ストックマネジメントの推進に係る基礎データについて、一層の正確性の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 農業基盤情報基礎調査が土地改良長期計画の作成や農業農村整備事業等の効率的

表1-(4)-イ-①

表1-(4)-イ-②

表1-(4)-イ-③

かつ効果的な実施に資するものであるという重要性に鑑み、データのチェック体制の見直しを図ること。

- ② 農業水利施設に係る突発的事故の発生状況調査の結果は、土地改良長期計画など政策の企画立案などに利用されているという重要性に鑑み、調査の対象となる事故の報告についてのルールを明確化するなど、適切に調査が実施されるよう見直しを行うこと。

表 1-(4)-7-① 農業基盤情報基礎調査に係る規程（抜粋）

○ 「基幹水利施設保全管理対策実施要綱」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2207 号 農林水産事務次官）

第 1 目的及び趣旨

- 1 良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するための農業生産基盤の保全管理・整備は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであることから、これをより効果的・効率的に実施することが求められており、全国の保全管理・整備状況を的確に把握しつつ、整備が当該地域の農業構造に与える影響等を解析して、新たな展開を図るための基礎資料を作成する必要がある。
- 2 また、特に基幹的水利施設については、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進することが求められているところであり、このためには、①施設管理者による適切な日常管理、②施設の状況に応じた定期的な施設機能診断、③地区全体において最適な工法選定等を行う機能保全計画の策定、④適時適切な対策工事の実施を段階的・継続的に行うストックマネジメントの取組が不可欠である。
- 3 このため、基幹水利施設保全管理対策（以下「本対策」）により、農業生産基盤の保全管理・整備状況を的確な把握・解析を行うとともに、ストックマネジメントの取組の各段階における円滑な推進に必要な技術指針等の整備や体制整備を一体的に行うものである。

第 2 対策の内容

- 1 本対策は、次に掲げる調査及び対策の実施を通じて、農業生産基盤の保全管理・整備状況の把握・解析や、ストックマネジメントの取組を推進する上で必要となる体制整備等を図るものとする。
  - (1) 農業基盤情報基礎調査
  - (2) ～ (4) (略)
- 2 農業基盤情報基礎調査は、農業農村整備事業の進捗に伴う基幹的水利施設や農地の整備状況等を的確に把握するとともに、多様な立地条件に応じた整備計画の策定に資する類型資料を作成するものとする。
- 3～5 (略)

第 3 対策の実施主体

本対策の実施主体は、第 2 の 1 の (1) から (3) までについては国、第 2 の 1 の (4) については、都道府県とする。

(以下略)

○ 「基幹水利施設保全管理対策実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2208 号 生産局長、経営局長、農村振興局長）

第 1 趣旨

基幹水利施設保全管理対策実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める基幹水利施設保全管理対策（以下「本対策」という。）の実施の運用については、要綱によるほか、この実施要領によるものとする。

第 2 対策の内容

- 1 要綱第 2 の 1 の (1) の内容は、別紙 1 によるものとする。
- 2～4 (略)

第 3～4 (略)

## 要領別紙 1（農業基盤情報基礎調査に係る運用）

### 第 1 趣旨

各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設、農業用ため池等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うことにより、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するものである。

### 第 2 内容

#### 1 農業基盤整備状況調査

##### (1) 調査対象事業

この調査は、次に掲げる事業を対象事業とする。

- ① 農業農村整備事業
- ② 災害復旧事業のうち農業施設災害関連事業
- ③ ①及び②以外の国が補助する事業のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ④ 都道府県又は市町村が国の補助を受けずに行い、又は補助する事業(以下「地方単独事業」という。)のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ⑤ 土地改良区、農業者等が国、都道府県若しくは市町村の直接又は間接の補助を受けずに農林漁業金融公庫の融資により行う事業(以下「融資単独事業」という。)のうち農業生産基盤の整備を行うもの

##### (2) 事業費、事業量等の把握

###### ① 国が行い又は補助する事業

国が行い又は補助する事業（(1)の①から③までの事業）については、調査実施年度の前年度（以下「調査対象年度」という。）における事業地区別の事業費、事業量等を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

###### ② 地方単独事業等

地方単独事業及び融資単独事業については、調査対象年度における事業費、事業量等を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

##### (3) 農業生産基盤の整備状況の把握

この調査は、調査対象年度に整備を実施した事業地区における農地、基幹的農業水利施設及び農業用ため池の整備状況等（調査対象年度の年度末時点）を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

###### ① 農地の整備状況

調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとに、農地の整備状況及び整備面積を把握するとともに農地全体の整備面積に反映する。あわせて調査対象年度における農地のかい廃の状況も当該整備面積に反映する。

###### ② 基幹的農業水利施設の整備状況

調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設（農業用排水のための利用等に供される施設であって、その受益農地面積が 100ha 以上のもの）を対象に、各施設別の施設諸元、管理団体、建設年度、建設費、受益面積等を把握する。

###### ③ 水利系統の状況

調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設について、水利系統（河川等に接続する取排水口を起点とする一連の基幹的農業水利施設の受益農地の範囲）の状況を把握する。

④ 農業用ため池の整備状況

かんがい用水を貯留することを目的に築造された農業用ため池のうち受益農地面積が2ha以上のものを対象とし、調査対象年度において整備を実施した農業用ため池について、施設諸元、受益面積等を把握する。

(4) 調査地図の作成

この調査は、調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとの農地界、基幹的農業水利施設の位置、水利系統及び農業用ため池の位置を2万5千分の1の地形図に示す。

2 農業基盤情報管理調査

この調査は、1の調査結果その他農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響の分析に必要な情報について、地理情報システムを活用して地理空間情報の更新及び管理を行う。

3 農業基盤情報解析調査

この調査は、2の調査結果等を活用し、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うとともに、調査実施年度ごとに調査結果を取りまとめるものとする。

第3 実施主体等

1 農業基盤整備状況調査

(1) この調査は、第2の1の(1)に掲げる調査対象事業のうち独立行政法人水資源機構又は独立行政法人森林総合研究所（以下「機構等」という。）が事業実施主体であるものにあつては農村振興局、機構等以外の者が事業実施主体であるものにあつては地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を実施主体とし、都道府県、市町村等の協力を得て実施する。

(2) この調査の実施に当たって、地方農政局等は、調査方法及び調査結果について都道府県、市町村等と密接な連絡調整を図るものとする。

(3) 農村振興局及び地方農政局等は、本調査の実施に当たって必要がある場合は、その調査の一部を都道府県等に委託することができるものとする。

2 農業基盤情報管理調査

農村振興局及び地方農政局等を実施主体とする。

3 農業基盤情報解析調査

(1) 農村振興局を実施主体とする。

(2) 農村振興局は、調査の実施に当たり必要な事項について、研究機関等に委託することができるものとする。

第4 調査結果の報告

地方農政局等が調査実施主体となる調査について、地方農政局等は調査結果を取りまとめの上、毎年度の調査結果を調査年度の3月末日までに農村振興局に報告するものとする。

第5 実施期間

この調査の実施期間は、平成23年度から平成24年度までとする。

要領別紙2～4 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(4)-7-② 農業基盤情報基礎調査の入力内容に不備があった事例数

(単位：施設数)

地方農政局等	基幹的農業水利施設の把握漏れ	基幹的農業水利施設ではない施設の把握誤り	施設諸元の誤り等
北海道開発局	1	-	-
東北	1	-	1
関東	13	-	1
北陸	-	-	-
東海	-	-	-
近畿	-	1	-
中国四国	2	-	5
九州	6	5	2
計	23	6	9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 この表の事例の詳細については、以下の表 1-(4)-7-③から表 1-(4)-7-⑤のとおりである。

表 1-(4)-7-③ 基幹的農業水利施設の把握漏れの事例

地方農政局等	事例の概要																
北海道開発局	<p>北海道内に所在する国営造成施設の鷹泊ダムは、昭和 26 年度に竣工され、平成 18 年 4 月 1 日から、北海道が国から委託を受けて管理をしているものである。しかし、土地改良財産台帳と農業基盤情報基礎調査を比較したところ、当該基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れていた。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設名</th> <th>施設情報区分</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">貯水池</td> <td rowspan="5">鷹泊ダム</td> <td>着工年度～竣工年度</td> <td>昭和 26 年度</td> </tr> <tr> <td>有効貯水量</td> <td>13,600 千<sup>3</sup>m</td> </tr> <tr> <td>建設事業費</td> <td>4,834,862,983 円</td> </tr> <tr> <td>管理委託者</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>管理委託年月日</td> <td>平成 18 年 4 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>このことについて、北海道開発局では、鷹泊ダムは、平成 15 年度以前の調査から漏れていると説明するのみで、その原因、理由は不明である。</p>	施設区分	施設名	施設情報区分	財産台帳	貯水池	鷹泊ダム	着工年度～竣工年度	昭和 26 年度	有効貯水量	13,600 千 <sup>3</sup> m	建設事業費	4,834,862,983 円	管理委託者	北海道	管理委託年月日	平成 18 年 4 月 1 日
施設区分	施設名	施設情報区分	財産台帳														
貯水池	鷹泊ダム	着工年度～竣工年度	昭和 26 年度														
		有効貯水量	13,600 千 <sup>3</sup> m														
		建設事業費	4,834,862,983 円														
		管理委託者	北海道														
		管理委託年月日	平成 18 年 4 月 1 日														
東北	<p>宮城県内に所在する桜場揚水機場について、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れていた。</p>																
関東	<p>埼玉県内に所在する国営造成施設の水管理システムは、平成 17 年度に竣工され、平成 19 年 4 月 1 日に大里用土地改良区が国から委託を受けて管理しているものであるにもかかわらず、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れていた。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設名</th> <th>施設情報区分</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理設備</td> <td rowspan="4">水管理システム</td> <td>着工年度～竣工年度</td> <td>平成 17 年度</td> </tr> <tr> <td>建設事業費</td> <td>79,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>管理委託者</td> <td>大里用土地改良区</td> </tr> <tr> <td>管理委託年月日</td> <td>平成 19 年 4 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>このことについて、関東農政局は、理由は不詳であるが、人為的ミスと思われるとしている。</p>	施設区分	施設名	施設情報区分	財産台帳	管理設備	水管理システム	着工年度～竣工年度	平成 17 年度	建設事業費	79,800,000 円	管理委託者	大里用土地改良区	管理委託年月日	平成 19 年 4 月 1 日		
施設区分	施設名	施設情報区分	財産台帳														
管理設備	水管理システム	着工年度～竣工年度	平成 17 年度														
		建設事業費	79,800,000 円														
		管理委託者	大里用土地改良区														
		管理委託年月日	平成 19 年 4 月 1 日														

長野県内の県営造成施設のうち、貯水池 1 施設、頭首工 3 施設、機場 2 施設、水路 6 施設 21km が、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」から漏れていた。

施設区分	施設名	延長	竣工年度	受益面積	管理受託者名
貯水池	横堰		平成 2 年度	278ha	東御市所沢川水系土地改良区
頭首工	上田農水頭首工		平成 9 年度	1,235ha	上田農水土地改良区連合
	六ヶ郷頭首工		平成元年度	311ha	六ヶ郷用水組合
	埴科頭首工		昭和 36 年度	870ha	長野県埴科郡土地改良区
機場	第 2 排水機場		昭和 52 年度	266ha	飯山市
	戸那子排水機場		昭和 45 年度	132ha	木島平村
水路	六ヶ村堰	6,146m	平成 12 年度	1,067 ha	上田市六ヶ村堰土地改良区
	柳原幹線排水路	5,192m	昭和 44 年度	307 ha	長野平土地改良区
	柳原幹線排水路	2,378m	昭和 45 年度		
	長沼 1 号幹線排水路	996m	昭和 45 年度		
	長沼 1 号幹線排水路	2,622m			
	長沼 2 号幹線排水路	4,053m	昭和 45 年度		

このことについて、長野県は、農業基盤情報基礎調査の報告から漏れた原因は不明であるとしており、平成 25 年度の基礎調査には計上するとしている。

中国四国

島根県の県営造成施設である 2 施設が、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れていた。

施設区分	施設名	竣工年度	受益面積
機場	求院揚水機場	平成 14 年度	100.2 ha
	福富排水機場	平成 2 年度	107.7 ha

このことについて、島根県は、把握漏れであるとしている。

九州

熊本県の県営造成施設である 3 施設が、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」のそれぞれの把握から漏れていた。

施設区分	施設名	設置年度	受益面積
頭首工	分田頭首工	平成 11 年度	165 ha
	橋田頭首工	平成 3 年度	256 ha
機場	藤井川北地区第 2 排水機場	平成 20 年度	149.6 ha

(注) 施設名については、山鹿市の回答による。

このことについて、九州農政局は、当該基礎調査での把握漏れ又は当該基礎調査の結果をデータベース化した際の入力漏れだと考えられるとしている。

宮崎県の県営造成施設である 3 施設が、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れている。

施設区分	施設名 (管理主体)	竣工年度	受益面積
水門等	正蓮寺樋門 (宮崎市)	昭和 56 年度	132.5 ha
機場	二ツ立排水機場 (宮崎市佐土原町)	昭和 63 年度	154.3 ha
頭首工	平田頭首工 (庄内土地改良区)	昭和 52 年度	128 ha

この原因について、九州農政局は、不明であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(4)-7-④ 基幹的農業水利施設ではない施設が誤って把握されている事例**

地方農政局	事例の概要																											
近畿	<p>京都府の府営造成施設である三俣調整池について、実際の受益面積は 18.8 ha で基幹的農業水利施設ではないにもかかわらず、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」では基幹的農業水利施設として把握されていた。</p> <p>このことについて、近畿農政局では、実際の受益面積は 18.8ha であるにもかかわらず、100ha 以上として扱われたところであるが、その原因は不明であり、京都府に確認を行った上で、当該基礎調査の把握内容の修正を行うこととしている。</p>																											
九州	<p>宮崎県内に所在する国営造成施設 5 施設について、受益面積が 100ha 未満であるにもかかわらず、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」では、基幹的農業水利施設として把握されている。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>管理受託者名</th> <th>施設名</th> <th>竣工年度</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理設備</td> <td rowspan="2">川南原土地改良区</td> <td>岩戸原ポンプ</td> <td>平成 3 年度</td> <td>50 ha</td> </tr> <tr> <td>十文字ポンプ</td> <td>平成元年度</td> <td>60 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水門</td> <td>赤江土地改良区</td> <td>宮田水門</td> <td>平成 5 年度</td> <td>94 ha</td> </tr> <tr> <td>横市土地改良区</td> <td>水門（加治屋地区）</td> <td>平成 7 年度</td> <td>97 ha</td> </tr> <tr> <td>頭首工</td> <td></td> <td>加治屋頭首工</td> <td>平成 7 年度</td> <td>97 ha</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	管理受託者名	施設名	竣工年度	受益面積	管理設備	川南原土地改良区	岩戸原ポンプ	平成 3 年度	50 ha	十文字ポンプ	平成元年度	60 ha	水門	赤江土地改良区	宮田水門	平成 5 年度	94 ha	横市土地改良区	水門（加治屋地区）	平成 7 年度	97 ha	頭首工		加治屋頭首工	平成 7 年度	97 ha
施設区分	管理受託者名	施設名	竣工年度	受益面積																								
管理設備	川南原土地改良区	岩戸原ポンプ	平成 3 年度	50 ha																								
		十文字ポンプ	平成元年度	60 ha																								
水門	赤江土地改良区	宮田水門	平成 5 年度	94 ha																								
	横市土地改良区	水門（加治屋地区）	平成 7 年度	97 ha																								
頭首工		加治屋頭首工	平成 7 年度	97 ha																								

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(4)-7-⑤ 建設事業費などの施設諸元が誤っている事例**

地方農政局	事例の概要										
東北	<p>宮城県内に所在する国営造成施設から農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」で把握している 19 施設を抽出して、法定台帳である土地改良財産台帳と比較したところ、着工年度に違いがみられた。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>管理受託者名</th> <th>施設名</th> <th>施設情報区分</th> <th>基礎調査</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>迫川上流土地改良区</td> <td>石越揚水機場</td> <td>着工年度</td> <td>慶長 8 年度 (1603 年度)</td> <td>平成 2 年度 (1990 年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>このことについて、東北農政局は、石越揚水機場に係る情報のうち、着工年度を誤って「不明」としていたため、本省での便宜的な処理により 1603 年となっているとしている。</p>	管理受託者名	施設名	施設情報区分	基礎調査	財産台帳	迫川上流土地改良区	石越揚水機場	着工年度	慶長 8 年度 (1603 年度)	平成 2 年度 (1990 年度)
管理受託者名	施設名	施設情報区分	基礎調査	財産台帳							
迫川上流土地改良区	石越揚水機場	着工年度	慶長 8 年度 (1603 年度)	平成 2 年度 (1990 年度)							
関東	<p>長野県の県営造成施設である常盤揚水機場の「基幹水利施設の整備状況」の把握内容について、事業主体を「県営」とすべきところ、「その他」と誤っていた。</p>										
中国四国	<p>岡山県が管理受託する国営造成施設から抽出した 5 施設について、法定台帳である土地改良財産台帳の記載内容と農業基盤情報基礎調査の記載内容を比較したところ、竣工年度に違いがみられた。</p>										



(単位：年度)

施設名	基礎調査		土地改良財産台帳		
	着工年度	竣工年度	着工年度	竣工年度	管理委託年月日
妹尾川排水機場	昭和 62	平成 4	昭和 62	平成 3	平成 3 年 9 月 1 日
七区揚排水機場	平成 元	平成 4	平成 元	平成 3	平成 3 年 9 月 1 日
七区排水機場	平成 2	平成 7	平成 2	平成 5	平成 5 年 4 月 30 日
丙川排水機場	平成 4	平成 6	平成 4	平成 9	平成 10 年 4 月 1 日
新田原井堰	昭和 54	昭和 63	昭和 54	昭和 60	昭和 61 年 10 月 1 日

このことについて、中国四国農政局は、当該基礎調査のデータに誤りがあるものと思われるとしている。

九州

宮崎県内に所在する国営造成施設から「基幹水利施設の整備状況」で把握している 7 施設を抽出して、農業基盤情報基礎調査の建設事業費について、法定台帳である土地改良財産台帳の価格を比較したところ、表 1 のとおり、違いがみられた。

表 1 建設費の把握に違いのある農業水利施設

(単位：千円)

管理受託者名	施設名	基礎調査	財産台帳
川南原土地改良区	主要幹線水路	6,000	61,316

このことについて、九州農政局は、当該基礎調査のデータは桁の入力を誤っていたとしている。

また、当該基礎調査の竣工年度と土地改良財産台帳に記載されている竣工年度を比較したところ、表 2 のとおり、違いがみられた。

表 2 竣工年度の把握に違いのある農業水利施設

管理受託者名	施設名	区分	基礎調査	財産台帳
宮崎市	岩前頭首工	竣工年度	2004 年度 (平成 16 年度)	1998 年度 (平成 10 年度)

このことについて、九州農政局は、当該基礎調査のデータは、誤って事業完了年度を入力していたとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-イ-① 「農業水利施設に係る突発的事故の発生状況調査」に関する規程（抜粋）

○ 平成 23 年度農業水利施設に係る突発的事故の発生状況調査について（平成 24 年 4 月 9 日農村振興局水資源課施設保全管理室管理技術班管理技術第 2 係）

1 調査の目的

本調査は、農業水利施設の経年変化に伴って発生する突発的事故の内容等について調査を実施し、ストックマネジメントの着実な推進等のためのデータベースとするものです。（※本調査は過年度より継続的に実施されている性質のものであり、調査結果は平成 5 年度からデータベース化されています。）

2 調査内容

(1) 国営造成施設における発生状況調査（北海道農政部農業施設管理課は対象外）

（略）

【記入要領】

1) 本調査の対象とする事故の範囲については、自然災害に起因する事故を除いたものとします。

ただし、施設の経年的な劣化を背景として、自然災害がきっかけになった事故は対象とします。

2) ～ 4) (略)

5) 本調査の結果は、ストックマネジメントに関する取組の基礎となる重要なデータとなるため、遺漏なきよう確実に整理したうえ提出いただきますようお願いいたします。

(2) 県営、団体営の造成施設における発生状況調査

（略）

【記入要領】

1) 本調査の対象とする事故の範囲については、2の(1)の1)に準ずることとし、局から各都道府県に依頼することによって把握可能な（比較的大きな）事故が発生した施設を調査の対象とします。

（以下略）

(注) 下線は当省で付した。

表 1-(4)-1-② 「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」(平成 21 年～24 年 8 月)において、  
未報告となっている例

地方農政局	事例の概要																								
関東	<p>千葉県が管理委託を受けている国営造成施設において、次表のとおり、平成 21 年度から 23 年度において 4 件の事故が発生しているが、いずれの事故も関東農政局から農林水産省本省に対して、「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」による報告は行われていない。</p> <p>表 千葉県が管理受託している国営造成施設における事故</p> <table border="1" data-bbox="384 501 1437 824"> <thead> <tr> <th>施設名 (地区名)</th> <th>事故発生日</th> <th>事故内容</th> <th>突発的事故的発生状況調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">笹川揚水機場 (大利根)</td> <td>平成 21 年 6 月 20 日</td> <td>電動機 3 台のうち 1 台の摩擦による損傷</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 2 月 21 日</td> <td>平成 21 年 6 月の事故とは別の電動機 1 台の絶縁不良</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>手賀排水機場 (手賀沼)</td> <td>平成 21 年 10 月 8 日</td> <td>ポンプ 6 台のうち 1 台の羽根車破損</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第 1 排水機場 (両総)</td> <td>平成 23 年 3 月 4 日</td> <td>変電所切替機故障</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表中の「突発的事故的発生状況調査」は、「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」である。</p>	施設名 (地区名)	事故発生日	事故内容	突発的事故的発生状況調査	笹川揚水機場 (大利根)	平成 21 年 6 月 20 日	電動機 3 台のうち 1 台の摩擦による損傷	×	平成 23 年 2 月 21 日	平成 21 年 6 月の事故とは別の電動機 1 台の絶縁不良	×	手賀排水機場 (手賀沼)	平成 21 年 10 月 8 日	ポンプ 6 台のうち 1 台の羽根車破損	×	第 1 排水機場 (両総)	平成 23 年 3 月 4 日	変電所切替機故障	×					
施設名 (地区名)	事故発生日	事故内容	突発的事故的発生状況調査																						
笹川揚水機場 (大利根)	平成 21 年 6 月 20 日	電動機 3 台のうち 1 台の摩擦による損傷	×																						
	平成 23 年 2 月 21 日	平成 21 年 6 月の事故とは別の電動機 1 台の絶縁不良	×																						
手賀排水機場 (手賀沼)	平成 21 年 10 月 8 日	ポンプ 6 台のうち 1 台の羽根車破損	×																						
第 1 排水機場 (両総)	平成 23 年 3 月 4 日	変電所切替機故障	×																						
東海	<p>青蓮寺土地改良区が管理受託している青蓮寺用水におけるパイプラインの漏水事故と、「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」による報告内容及び農業水利ストック情報データベースの補修等履歴情報を突合したところ、次表のとおり、当該調査では突発的的事故として把握されていない漏水事故が松橋サイフォンと七本木サイフォンで 2 件みられた。</p> <p>表 青蓮寺用水に係る事故の報告状況</p> <table border="1" data-bbox="368 1196 1430 1491"> <thead> <tr> <th colspan="2">青蓮寺用水に係る漏水事故</th> <th colspan="2">突発的的事故</th> <th colspan="2">補修等履歴情報</th> </tr> <tr> <th>発生日</th> <th>サイフォン名</th> <th>年月日</th> <th>復旧費</th> <th>年月日</th> <th>工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年 9 月 3 日</td> <td>松橋</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>平成 22 年 9 月 10 日</td> <td>95 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 10 月 4 日</td> <td>七本木</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>平成 23 年 3 月 25 日</td> <td>385 万円</td> </tr> </tbody> </table>	青蓮寺用水に係る漏水事故		突発的的事故		補修等履歴情報		発生日	サイフォン名	年月日	復旧費	年月日	工事費	平成 22 年 9 月 3 日	松橋	×	×	平成 22 年 9 月 10 日	95 万円	平成 22 年 10 月 4 日	七本木	×	×	平成 23 年 3 月 25 日	385 万円
青蓮寺用水に係る漏水事故		突発的的事故		補修等履歴情報																					
発生日	サイフォン名	年月日	復旧費	年月日	工事費																				
平成 22 年 9 月 3 日	松橋	×	×	平成 22 年 9 月 10 日	95 万円																				
平成 22 年 10 月 4 日	七本木	×	×	平成 23 年 3 月 25 日	385 万円																				
中国四国	<p>笠岡市が管理委託を受けている国営造成施設について、表 1 のとおり、平成 23 年 5 月 29 日に第 3 号洪水用ポンプが稼働停止となる事故が起こっており、当該事故は突発的事故的定義と一致する事故でありながら、中国四国農政局から農林水産省本省への「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」において報告されていない。</p> <p>表 1 寺間排水機場の 3 号ポンプにおける事故の発生状況</p> <table border="1" data-bbox="373 1800 1437 1995"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理受託者名</th> <th>竣工年度</th> <th>耐用年数</th> <th>事故発生日</th> <th>事故の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寺間排水機場</td> <td>笠岡市</td> <td>平成元年度</td> <td>20 年</td> <td>平成 23 年 5 月 29 日</td> <td>3 号ポンプの原動から煙が発生、稼働停止 (同年 6 月、分解調査の結果、ピストンのヒビを確認)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、岡山県が管理委託を受けている国営造成施設について、表 2 のとおり、平成</p>	施設名	管理受託者名	竣工年度	耐用年数	事故発生日	事故の内容	寺間排水機場	笠岡市	平成元年度	20 年	平成 23 年 5 月 29 日	3 号ポンプの原動から煙が発生、稼働停止 (同年 6 月、分解調査の結果、ピストンのヒビを確認)												
施設名	管理受託者名	竣工年度	耐用年数	事故発生日	事故の内容																				
寺間排水機場	笠岡市	平成元年度	20 年	平成 23 年 5 月 29 日	3 号ポンプの原動から煙が発生、稼働停止 (同年 6 月、分解調査の結果、ピストンのヒビを確認)																				

	<p>21 年以降に水管理システムの不具合が発生しており、県はその都度、中国四国農政局に報告をしているが、当該事故は中国四国農政局から農林水産省本省への「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」において報告されていない。</p> <p>表 2 新田原井堰の水管理システムにおける事故の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理受託者名</th> <th>竣工年度</th> <th>耐用年数</th> <th>事故の発生年月日</th> <th>事故の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水管理システム</td> <td>岡山県</td> <td>昭和 61 年度</td> <td>10 年</td> <td>平成 23 年</td> <td>農業用水管理所の用水管理システムがダウンし、修理が不能となった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 事故の発生状況は、岡山県から中国四国農政局への「土地改良財産の管理状況の報告」を基に記載している。</p>	施設名	管理受託者名	竣工年度	耐用年数	事故の発生年月日	事故の内容	水管理システム	岡山県	昭和 61 年度	10 年	平成 23 年	農業用水管理所の用水管理システムがダウンし、修理が不能となった。
施設名	管理受託者名	竣工年度	耐用年数	事故の発生年月日	事故の内容								
水管理システム	岡山県	昭和 61 年度	10 年	平成 23 年	農業用水管理所の用水管理システムがダウンし、修理が不能となった。								
九州	<p>玉名平野土地改良区が管理受託している白石頭首工の第 3 号及び第 4 号ゲートにおいて、平成 23 年 7 月 28 日に、自重倒伏が不能となる事故が発生している。</p> <p>しかし、当該土地改良区は、当該事故について九州農政局に対して、「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」において報告していない。</p> <p>表 平成 23 年度に発生した土地改良施設において管理受託者から九州農政局に報告されていない事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者</th> <th>施設名</th> <th>竣工年度 施設の規模</th> <th>事故 発生年月日</th> <th>事故の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玉名平野 土地改良区</td> <td>白石頭首工</td> <td>昭和 47 年度 コンクリート堰堤</td> <td>平成 23 年 7 月 28 日</td> <td>第 3 号及び 4 号ゲートの自重倒伏不能</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、白石頭首工は、国が 10%、熊本県が 90%の事業出資により造成された施設であり、国有財産及び県有財産である。玉名平野土地改良区では、熊本県には白石頭首工における事故について、県に出向いて報告している。</p> <p>このことについて、九州農政局は、玉名平野土地改良区が管理している白石頭首工は国県共有財産であることから、当該不具合については、国に対しても報告すべきものであるとしている。</p>	管理受託者	施設名	竣工年度 施設の規模	事故 発生年月日	事故の内容	玉名平野 土地改良区	白石頭首工	昭和 47 年度 コンクリート堰堤	平成 23 年 7 月 28 日	第 3 号及び 4 号ゲートの自重倒伏不能		
管理受託者	施設名	竣工年度 施設の規模	事故 発生年月日	事故の内容									
玉名平野 土地改良区	白石頭首工	昭和 47 年度 コンクリート堰堤	平成 23 年 7 月 28 日	第 3 号及び 4 号ゲートの自重倒伏不能									

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(4)-イ-③ 事故発生の誘因を「その他自然現象」として報告したが、農林水産省本省において改めて確認したところ、施設の機能低下に起因する事故と判断されたものの例**

地方農政局	事例の概要																
九州	<p>川南原土地改良区が管理受託を受けている国営造成施設で発生した事故について、表のとおり、事故発生の誘因を「その他自然現象」として報告していた。この後、農林水産省本省において、その内容を精査したところ、トンネルの機能低下に起因する陥没事故であり、自然災害に起因するものではないと判断されたものがあった。</p> <p>表 平成 21 年度の「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」で事故発生の誘因を「その他自然現象」として報告された事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者</th> <th>施設名</th> <th>造成年度及び施設の規模</th> <th>事故の発生年月日</th> <th>事故の内容</th> <th>事故発生の誘因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川南原 土地改良区</td> <td>竹浜幹線水路</td> <td>昭和 30 年度 延長 9,983m (隧道・暗渠は総延長 5,162.5m)</td> <td>平成 21 年 12 月 27 日</td> <td>農地陥没</td> <td>その他自然現象</td> </tr> </tbody> </table>					管理受託者	施設名	造成年度及び施設の規模	事故の発生年月日	事故の内容	事故発生の誘因	川南原 土地改良区	竹浜幹線水路	昭和 30 年度 延長 9,983m (隧道・暗渠は総延長 5,162.5m)	平成 21 年 12 月 27 日	農地陥没	その他自然現象
管理受託者	施設名	造成年度及び施設の規模	事故の発生年月日	事故の内容	事故発生の誘因												
川南原 土地改良区	竹浜幹線水路	昭和 30 年度 延長 9,983m (隧道・暗渠は総延長 5,162.5m)	平成 21 年 12 月 27 日	農地陥没	その他自然現象												

(注) 当省の調査結果による。

## 2 農業水利施設に係る土地改良法に基づく管理の適正化等

### (1) 国営造成施設の財産管理事務の適正化

勸告	説明図表番号																
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>国営造成施設は、国有財産であり、その管理及び処分については、国有財産法（昭和23年法律第73号）の適用を受ける。しかし、国営造成施設は、一定の受益者負担を伴って造成されたものであること等の特殊性を有しているため、国有財産法の特例として、土地改良法の規定により、土地改良財産と位置付けられ、管理されている。</p> <p>土地改良財産については、土地改良財産台帳を備えておかなければならない（土地改良法第94条の5）とされており、その管理については、国の直轄管理（土地改良法第85条）、都道府県、土地改良区等への管理委託（土地改良法第94条の6）及び譲与（土地改良法第94条の3）の3つの形態がある。</p> <p>なお、県営造成施設の管理についても、直轄管理（土地改良法第85条）、管理委託（土地改良法第94条の10及び条例）、譲与（条例）の3つの形態がある。団体営造成施設については、施設の管理について土地改良区の定款に記載し、管理することとされている（土地改良法第57条）。</p> <p>国営造成施設、県営造成施設及び団体営造成施設の所有主体と管理主体の関係については、下図のとおりである。</p> <div data-bbox="130 1034 1238 1776" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図 国営造成施設、県営造成施設及び団体営造成施設の所有主体と管理主体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">【建設主体】</th> <th style="width: 30%;">【所有主体】</th> <th style="width: 30%;">【管理主体】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">国営</td> <td style="text-align: center;">国 (農林水産省)</td> <td style="text-align: center;">国 (農林水産省)</td> <td style="text-align: center;">国 (農林水産省)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">都道府県営</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">団体営</td> <td style="text-align: center;">市町村 土地改良区等</td> <td style="text-align: center;">市町村 土地改良区等</td> <td style="text-align: center;">市町村 ----- 土地改良区等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※建設主体に対して、所有主体・管理主体は太線のラインが一般的</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) ① 土地改良法第94条の3による譲与（条件付譲与）                  ② 条例による譲与（地方自治法）                  ③ 土地改良法第85条による直轄管理                  ④⑤ 土地改良法第94条の6による管理委託                  ⑥ 土地改良法第94条の10又は条例による管理委託                  ⑦ 土地改良法第57条による管理（造成主体の管理義務）</p> </div> <p><b>ア 管理委託等の手続の適正化</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>土地改良財産の管理委託は、国営土地改良事業の工事が完了（注1）し、又は施設完了（注2）したときにおいて、速やかに行うこと（「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達について」（昭和60年4月1日付け60構改B第499号構造改善局</p>		【建設主体】	【所有主体】	【管理主体】	国営	国 (農林水産省)	国 (農林水産省)	国 (農林水産省)	都道府県営	都道府県	都道府県	都道府県	団体営	市町村 土地改良区等	市町村 土地改良区等	市町村 ----- 土地改良区等	<p>表2-(1)-①</p> <p>表2-(1)-ア-①</p>
	【建設主体】	【所有主体】	【管理主体】														
国営	国 (農林水産省)	国 (農林水産省)	国 (農林水産省)														
都道府県営	都道府県	都道府県	都道府県														
団体営	市町村 土地改良区等	市町村 土地改良区等	市町村 ----- 土地改良区等														

長通達。以下「基本通達」という。)の第3)とされている。

管理委託は、土地改良財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第23号)第5条において、土地改良財産の所在、種類、構造及び規模並びに数量や移管の年月日等の事項を記載した管理委託協定書によって行うこととされており、基本通達の様式第2号(同協定書の様式)の別記事項として財産調書(土地改良財産台帳の写し)などを添付することとされている。

また、譲与に係る土地改良財産の用途廃止の手続について、譲与の相手方から施設の用途を廃止した旨の報告があったときは、直ちに当該財産の現況を確認の上、当該財産を返還させるとともに、所有権移転登記承諾書を提出させ、速やかに、所有権移転登記を行うものとする(基本通達の第7)とされている。

(注1) 当該事業に係る土地改良事業計画に定められた全ての施設が竣工したとき。

(注2) 当該事業により造成されるべき施設群の一が竣工し、その効力の全部又は一部を發揮しているものとして地方農政局長等が認めたとき。

### 【調査結果】

国営造成施設について、土地改良区等に対する管理委託又は譲与に係る手続など財産管理事務の実施状況を調査した結果、当省の実地調査時点(平成24年8月～11月)において、以下のとおり、国営造成施設の管理委託等が適切に実施されていない状況がみられた。

① 8地方農政局等を調査したところ、1地方農政局(北陸)で昭和44年度に事業が完了しているにもかかわらず、未だ予定管理者への管理委託がされていないのがみられた。

表2-(1)-ア-②

② 8地方農政局等を調査したところ、1地方農政局(関東)で譲与された国営造成施設が解体・撤去されたにもかかわらず、譲与を受けた土地改良区から地方農政局に対して報告を行っていなかったため、当該施設の用途廃止の手続が完了するまでに10年以上の期間を要しているのがみられた。

表2-(1)-ア-③

## イ 適切な土地改良財産台帳及び管理台帳の整備

### 【制度の概要】

土地改良財産については、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに土地改良財産台帳を備えておかなければならない(土地改良法第94条の5第1項)とされており、土地改良財産台帳は国有財産台帳に代わるもの(同条第2項)とされている。土地改良財産台帳の様式については、土地改良財産取扱規則の第1号様式に定められている。

表2-(1)-イ-①

また、農林水産省が土地改良財産を管理委託した場合、管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)は、受託に係る土地改良財産について、管理台帳を備えておかなければならない(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第62条)とされている。国が管理委託した土地改良財産に変更があった場合は、土地改良財産台帳については、直ちにその変更について記載しなければならない(土地改良財産取扱規則第24条)とされており、管理台帳については、その都度、変更に係る事項を記載しなければならない(土地改良法施行令第62条第2項)とされている。

**【調査結果】**

土地改良財産台帳及び管理台帳の整備状況を調査した結果、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）において、以下のとおり、財産管理が不適切に行われている状況がみられた。

- ① 土地改良財産台帳の整備状況について、8 地方農政局等を調査したところ、3 地方農政局（東北、中国四国及び九州）において、土地改良財産そのものが土地改良財産台帳から漏れているものや、土地改良法で記載することとされている委託年月日、委託先や事業完了年度など同台帳に記載すべき内容が記載漏れになっているものがみられた。

また、土地改良財産の所在や着工年度などの記載内容が誤っているものもみられた。

- ② 管理台帳の整備状況について、69 管理受託者を調査したところ、10 管理受託者において、i) 土地改良法施行令で記載することとされている受託年月日が記載されていないものや、ii) 同令で記載することとされている土地改良財産の所在地などの記載内容が誤っているものがみられた。

表 2-(1)-イ-②

表 2-(1)-イ-③

表 2-(1)-イ-④

表 2-(1)-イ-⑤

**【所見】**

したがって、農林水産省は、国営造成施設の財産管理事務の適正かつ効率的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 農業水利施設の管理委託・譲与の手續が未着手又は未了になっているものの改善方策について検討を行い、予定管理者等との間の必要な調整を進めること。

また、今後、管理委託・譲与等の手續については、手續完了までに長期間を要することのないよう地方農政局等及び手續の相手方に周知徹底を図ること。

- ② 土地改良財産台帳及び管理台帳は、土地改良財産の管理の基礎となるものであることから、早期に記載内容の点検を行い、適正な情報に基づく台帳を整備すること。

また、管理受託者に対し、管理台帳の適正な整備を指導すること。

表 2-(1)-① 農業水利施設の財産管理に関する規程（抜粋）

○ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

（国有土地物件の管理及び処分）

第 94 条 次に掲げるものであつて 公共用財産又は普通財産であるもの（以下「土地改良財産」という。）は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

- 一 国営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利
- 二 第 87 条の 2 第 1 項の規定により国が行う同項第一号の事業によつて生じた土地
- 三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件（農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。）
- 四 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

第 94 条の 3 農林水産大臣は、政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（次条において「一般土地改良施設に係る土地等」という。）を、当該土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、土地改良区、市町村その他農林水産大臣の指定する者（以下この節において「土地改良区等」という。）に譲与することができる。

第 94 条の 6 農林水産大臣は、土地改良財産（第 94 条第二号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

（都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託）

第 94 条の 10 都道府県は、都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

○ 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）

第 56 条 法第 94 条の 6 第 1 項の規定により、農林水産大臣が法第 94 条に規定する土地改良財産（以下「土地改良財産」という。）で法第 94 条の 6 第 1 項 に規定するものの管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。）を都道府県又は法第 94 条の 3 第 1 項 に規定する土地改良区等に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 管理を委託する土地改良財産の所在及び種類
- 二 移管の年月日
- 三 管理の方法
- 四 委託の条件
- 五 その他必要な事項

（注）下線は当省で付した。



**表 2-(1)-7-① 国営造成施設の財産管理手続に関する規程（抜粋）**

○ **土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）**

（他目的への使用等）

第 59 条 管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

2 管理受託者は、前項の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲
- 二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所
- 三 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- 四 使用又は収益の期間
- 五 使用又は収益による管理受託者の予定収入
- 六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

○ **土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）**

（管理委託の協定）

第 5 条 部局長は、その管理する土地改良財産について、土地改良法 94 条の 6 第 1 項の規定により都道府県又は土地改良区等（土地改良法第 94 条の 3 第 1 項に規定する土地改良区等という。以下同じ。）に管理を委託するには、次に掲げる事項を記載した協定書によってするものとする。

- （1）当該土地改良財産の所在、種類、構造及び規模並びに数量
- （2）移管の年月日
- （3）管理の方法（管理のための組織及び機会の操作を要するものにあつてはその操作の方法を含む。）
- （4）委託の条件
- （5）関係図
- （6）その他必要な事項（管理に必要な費用及び管理による収入の額の概算額その他必要な事項）

（土地改良財産の贈与）

第 20 条 部局長は、土地改良法第 94 条の 3 第 1 項の規定により一般土地改良施設に係る土地等（同項の一般土地改良施設に係る土地等を言う。以下同じ。）を土地改良区等に譲与する場合には次に掲げる事項を記載した契約書によってするものとする。

- （1）相手方の氏名又は名称及び住所
- （2）当該土地改良財産の明細
- （3）譲与の条件
- （4）引渡の年月日
- （5）関係図
- （6）その他必要な事項

○ **土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達について（昭和 60 年 4 月 1 日 60 構改 B 第 499 号）**

（管理委託の時期）

3-土5-三 部局長は、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了したときにおいて、次の取扱

いにより 速やかに管理委託を行うものとする。

(1) 国営土地改良事業の工事の完了

国営土地改良事業の工事が完了したときは、当該事業に係る土地改良事業計画に定められた全ての施設が竣功したときとする。

(2) 施設完了

施設完了したときは、国営土地改良事業により造成される施設群の一が竣功し、その効用の全部又は一部が発揮しているものとして地方農政局長の認定があったときをいうものとする。

3-土5-5 取扱規則第5条第1項の協定書は、別紙様式第2号によるものとする。

7-土20-6 部局長は、譲与申請書の審査の結果、土地改良財産を譲与することが適当であると認めるときは、次に掲げる事項について譲与の相手方と協議するものとし、協議が調った後において譲与する場合の取扱規則第20条第1項の契約書は別紙様式第9号によるものとする。

(1) 当該財産の譲与契約の内容

(2) 土地にあっては、所有権移転登記の嘱託手続

(3) その他必要な事項

7-土20-8 部局長は、譲与の相手方から譲与に係る土地改良財産につき土地改良施設としての用途を廃止した旨の報告があったときは、直ちに現地において当該財産の現況を確認の上、譲与の相手方から期日を指定して当該財産を変換するとともに所有権移転登記承諾書を提出させ、速やかに、所有権移転登記を行うものとする。

様式第2号〔3-土5-5関係〕

管 理 委 託 協 定 書

農林水産省（以下「甲」という。）と〇〇土地改良区（以下「乙」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1甲及び土地改良法施行令（昭和委24年政令第295号）第56条の規定に基づき国営〇〇土地改良事業によって造成された土地改良財産の管理について〇〇都道府県（及び〇〇土地改良区連合）を立会人として下記のとおり協定を締結する。

記

(管理委託の協定)

第1条 甲は、別記第1の財産調書及び別記第2の財産図面に記載された土地改良財産（以下「財産」という。）の管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

第2条～第9条（略）

別記第1 財産調書

土地改良財産台帳の写しとする。

別記第2 財産図面

事業計画一般図、施設管理図、用地管理図等とする。

(以下略)

譲 与 契 約 書

農林水産省（以下「甲」という。）と〇〇土地改良区（以下「乙」という。）とは、土地改良財産の譲与契約を下記のとおり締結する。

記

（譲与契約）

第1条 甲は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第94条の3第1項の規定に基づき、第3条に掲げる土地又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を乙に譲与するものとする。

第2条 （略）

（譲与物件）

第3条 譲与物件は、次のとおりとする。

区 分	種 目	種 類	所 在	構造及び規模 （又は地番及 び地目）	数 量 （又は面積）	備 考

第4条～第9条 （略）

（報告の義務）

第10条 乙は、譲与物件が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、その旨、その原因その他必要な事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 用途を廃止したとき
- (2) （略）

（以下略）

（注）下線は当省で付した。

**表 2-(1)-7-② 管理委託に係る手続が不適切なものの例**

地方農政局	事例の概要				
北陸	北陸農政局管内において、予定管理者への管理委託が未了となっている国営造成施設が、次表の小松西部排水路及び旧梯川上流部右岸排水路の2施設みられた。				
	施設名（距離）	予定管理者	県名	施設竣工年度	事業完了年度
	小松西部排水路 （2 km）	加賀三湖 土地改良区	石川県	昭和 42 年度	昭和 44 年度
	旧梯川上流部右岸排水路 （1 km）	小松市	石川県	昭和 41 年度	昭和 44 年度

（注）当省の調査結果による。

**表 2-(1)-7-③ 国営造成施設について、譲与対象施設が解体・撤去されているにもかかわらず、譲与契約の変更までに長期間を要しているものの例**

地方農政局	事例の概要											
関東	<p>長野平土地改良区は、国から 13 施設を譲与されている。このうち、屋島排水機場及び柳原排水機場の 2 施設については、国庫補助事業によって当該排水機場の排水量を増加させる必要が生じたことから、屋島排水機場は平成 14 年に、柳原排水機場は 12 年に解体、撤去され、新たに 2 施設の県営排水機場が設置されている。</p> <p>しかし、長野平土地改良区は、国から譲与を受けた排水機場 2 施設の解体、撤去についての報告を関東農政局に行っていなかった。このため、長野平土地改良区と関東農政局は、当該施設 2 施設の解体、撤去から 10 年以上経過した平成 24 年 4 月 5 日付けで譲与財産から当該施設を除外する変更譲与契約を締結している。</p>											
	<p>表 解体、撤去された国営造成施設名及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>解体・撤去時期</th> <th>解体、撤去後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋島排水機場</td> <td>平成 14 年</td> <td>国庫補助県営事業により屋島排水機場を新設</td> </tr> <tr> <td>柳原排水機場</td> <td>平成 12 年</td> <td>国庫補助県営事業により柳原排水機場を新設</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	解体・撤去時期	解体、撤去後	屋島排水機場	平成 14 年	国庫補助県営事業により屋島排水機場を新設	柳原排水機場	平成 12 年	国庫補助県営事業により柳原排水機場を新設
施設名	解体・撤去時期	解体、撤去後										
屋島排水機場	平成 14 年	国庫補助県営事業により屋島排水機場を新設										
柳原排水機場	平成 12 年	国庫補助県営事業により柳原排水機場を新設										
	<p>（注）両施設とも、解体・撤去後の施設の名称は、解体・撤去前の施設名と同一である。</p>											

（注）当省の調査結果による。

表 2-(1)-1-① 土地改良財産台帳及び管理台帳に関する規程（抜粋）

○ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

第 94 条の 5 農林水産大臣は、土地改良財産につき、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を備えておかなければならない。

- 一 国営土地改良事業の種類及び地域名
- 二 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模
- 三 購入又は収用に係る土地改良財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額
- 四 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日及び事由
- 五 その他必要な事項

2 前項の土地改良財産台帳は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条に規定する台帳に代るものとし、その様式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

○ 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）

第 62 条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその主たる事務所（地方公共団体にあつては、その事務所）に備えておかなければならない。

- 一 所在
- 二 種類
- 三 構造及び規模
- 四 受託の年月日
- 五 その他必要な事項

2 管理受託者は、管理台帳の記載事項に 変更があったときは、そのつど、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。

○ 土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）

（土地改良財産台帳）

第 24 条 部局長は、土地改良法第 94 条の 5 第 1 項に規定する土地改良財産台帳を備え、その管理し、又は土地改良法第 94 条の 6 第 1 項の規定によりその管理を委託した土地改良財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく 変動があったときは、直ちに、これを当該土地改良財産台帳に記載しなければならない。

2 土地改良財産台帳の様式は第 1 号様式のとおりとする。

第1号様式（第24条関係）  
（表紙）

<u>土地改良財産台帳</u>	
<u>口座名</u>	
農 林 水 産 省	
部局名	

調製要領（略）  
（地区概要）（略）  
（公共用財産：土地の部）（略）  
（公共用財産：工作物の部）

区分 種類	工作物 番号	種目 着工 竣工 年度	口座名				索引番号		備考
			所在	構造 及び 規模	数量	価 格	得喪変更		
		～				円	年月日	事由	

記載要領

- 1 (略)
- 2 「種類」欄には、工作物の名称（〇〇ダム、〇〇頭首工、〇〇用水機場、〇〇幹線水路、〇〇幹線道路等）を記載する。
- 3 「番号」欄には、水路、道路等であって幹線、支線と工作物が多岐にわたる場合は、これらを系統別に整理し一連番号（例：1, 2, 3...1-1, 1-2...2-1, 2-2...）を記載する。
- 4 「所在」欄には、工作物が設置された市町村の所在地（例：〇〇町大字又は小字〇〇地内から〇〇大字又は小字〇〇地内まで等）を記載する。
- 5 「構造及び規模」欄には、工作物本体の型式、設備のほか、附帯施設、管理施設等を記載する。
- 6 「価格」欄には、決算事業費から工作物一式の設置に要した費用の額を算出して記載する。
- 7 「得喪変更」欄には、工作物を処分又は所管換した場合その他登録を要する事由が発生した場合に、その年月日、内容（相手方の氏名又は部局名等）を記載する。

（以下略）

○ 土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達について（昭和60年4月1日60構改B第499号）

（管理台帳）

9-0-1 令第62条の管理台帳は、別紙様式第21号によるものとする。

様式第21号〔9-0-1関係〕

管 理 台 帳

（表紙）

<u>管 理 台 帳</u>	
<u>土 地 改 良 財 産</u>	
地 区 名 _____	
管 理 者 _____	

（調製要領）

- 1 本台帳は、管理委託協定書に記載された地区を名称として調製する。
- 2 本台帳は、（表紙）のほか、（地区概要）、（土地の部）及び（工作物の部）をもって構成するものとし、（表紙）以外のものについては、取扱規則第24条第2項に規定する第1号様式の土地改良財産台帳に準じて調整する。

（注）下線は当省で付した。

**表 2-(1)-1-② 土地改良財産台帳の整備状況**

(単位：地方農政局等)

調査対象	土地改良財産台帳の整備が不適切		
		うち 記載内容に漏れ	うち 記載内容の誤り
8	3	2	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「うち記載内容に漏れ」欄の数値は、土地改良財産の情報が全部又は一部記載されていない土地改良財産台帳を整備している農政局の数を表す。  
 3 この表の事例の詳細については、以下の表 2-(1)-1-③のとおりである。

**表 2-(1)-1-③ 土地改良財産台帳の記載が不適切な事例**

(i) 土地改良財産台帳の記載内容に漏れがある事例

地方農政局	事例の概要																				
東北	<p>東北農政局が備え付けている土地改良財産台帳の整備状況及び記載状況を調査したところ、次表のとおり、土地改良財産台帳への記載漏れがみられた。</p> <p>表 土地改良財産台帳の記載状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>施設名</th> <th>地区名</th> <th>未記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>江尻排水機場</td> <td>角田地区</td> <td>委託年月日及び委託先</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>西館幹線用水路</td> <td>旧迫川地区</td> <td>着工～竣工年度</td> </tr> <tr> <td>秋田県</td> <td>玉川頭首工</td> <td>仙北平野地区</td> <td>着工～竣工年度</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>上堰第2揚水機場</td> <td>最上川下流右岸地区</td> <td>着工～竣工年度</td> </tr> </tbody> </table>	県名	施設名	地区名	未記載事項	宮城県	江尻排水機場	角田地区	委託年月日及び委託先	宮城県	西館幹線用水路	旧迫川地区	着工～竣工年度	秋田県	玉川頭首工	仙北平野地区	着工～竣工年度	山形県	上堰第2揚水機場	最上川下流右岸地区	着工～竣工年度
県名	施設名	地区名	未記載事項																		
宮城県	江尻排水機場	角田地区	委託年月日及び委託先																		
宮城県	西館幹線用水路	旧迫川地区	着工～竣工年度																		
秋田県	玉川頭首工	仙北平野地区	着工～竣工年度																		
山形県	上堰第2揚水機場	最上川下流右岸地区	着工～竣工年度																		
九州	<p>九州農政局が備え付けている土地改良財産台帳の整備状況及び記載状況を調査したところ、次表のとおり、土地改良財産そのものが土地改良財産台帳の記載から漏れていた。</p> <p>表 土地改良財産そのものが記載漏れとなっている事業地区及び管理委託先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>事業名</th> <th>地区名</th> <th>管理委託先</th> <th>記載漏れの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県</td> <td>国営かんがい排水事業</td> <td>筑後川下流地区</td> <td>大川市</td> <td>桶門2か所</td> </tr> </tbody> </table>	県名	事業名	地区名	管理委託先	記載漏れの内容	福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大川市	桶門2か所										
県名	事業名	地区名	管理委託先	記載漏れの内容																	
福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大川市	桶門2か所																	

(注) 当省の調査結果による。

(ii) 土地改良財産台帳の記載内容に誤りがある事例

地方農政局	事例の概要										
中国四国	<p>土地改良事業で造成された土地改良施設について、次表のとおり、土地改良財産台帳の記載内容に誤りがみられた。</p> <p>表 1 土地改良財産台帳の記載状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者</th> <th>施設</th> <th>記載誤りの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">岡山県</td> <td>七区排水機場</td> <td>機場下部の吸水槽の高さ (誤：5.05m→正：7.35m)</td> </tr> <tr> <td>丙川排水機場</td> <td>ポンプ盤（電気設備）及びコントロールセンタ (誤：2面→正：1面)</td> </tr> <tr> <td>妹尾川排水機場</td> <td>吐出水槽の長さ (誤：13.37m→正：3.37m)</td> </tr> </tbody> </table>	管理受託者	施設	記載誤りの内容	岡山県	七区排水機場	機場下部の吸水槽の高さ (誤：5.05m→正：7.35m)	丙川排水機場	ポンプ盤（電気設備）及びコントロールセンタ (誤：2面→正：1面)	妹尾川排水機場	吐出水槽の長さ (誤：13.37m→正：3.37m)
管理受託者	施設	記載誤りの内容									
岡山県	七区排水機場	機場下部の吸水槽の高さ (誤：5.05m→正：7.35m)									
	丙川排水機場	ポンプ盤（電気設備）及びコントロールセンタ (誤：2面→正：1面)									
	妹尾川排水機場	吐出水槽の長さ (誤：13.37m→正：3.37m)									

また、田原用水路に関する中国四国農政局の土地改良財産台帳と吉井川下流土地改良区の管理台帳の記載内容を比較したところ、管理台帳に記載されている施設の更新情報が土地改良財産台帳に記載されていなかった。

表2 田原用水路に関する記載で不一致の内容

種類	土地改良財産台帳	管理台帳
7 付帯設備 (1) 制水ゲート (キ) 毘沙門ゲート	(構造及び規模) (キ) 毘沙門ゲート 銅製スライ ドゲート	(構造及び規模) 記載削除

九州

土地改良事業で造成された土地改良施設について、次表のとおり、構造及び規格、所在地など土地改良財産台帳の記載内容に誤りがみられた。

表 記載内容に誤りのある事業地区及び管理委託先

県名	事業名	地区名	管理委託先	記載誤りの内容
福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大牟田市	幹線水路の所在地 (誤:福岡県 大和町 大字 黒崎開地先→正:福岡県 高田町 (現みやま市) 大字黒崎開地先)
福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川中流地区	三井郡床島堰土地改良区	地区概要の事業完了年月日 (誤:平成7年3月31日→正:平成8年3月31日)
熊本県	国営かんがい排水事業	八代平野地区	八代平野北部土地改良区	地区概要の事業完了年月日 (誤:昭和48年3月28日→正:昭和48年9月30日)
宮崎県	国営かんがい排水事業	都城盆地地区	都城市	木之川内ダムの着工年度 (誤:昭和2年度→正:平成2年度)

(注) 当省の調査結果による。



表 2-(1)-イ-④ 管理台帳の整備状況

(単位：管理受託者)

調査対象	管理台帳の整備が不適切		
	うち 記載内容に漏れ	うち 記載内容の誤り	
69	10	7	4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 この表の事例の詳細については、以下の表 2-(1)-イ-⑤のとおりである。

表 2-(1)-イ-⑤ 管理台帳の記載が不適切な事例

(i) 管理台帳の記載内容に漏れがある事例

管理受託者	事例の概要																								
鶴岡市及び庄内赤川土地改良区	<p>山形県内に所在する国営造成施設 18 施設の管理台帳の記載状況をみると、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）で次表のとおり、鶴岡市及び庄内赤川土地改良区においては、管理受託年月日の未記載や、東北農政局が作成している土地改良財産台帳には記載されている改築・追加工事の履歴が記載されていない等、不適切なものがみられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者名</th> <th>施設名</th> <th>未記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鶴岡市</td> <td>三又ダム</td> <td>・管理受託年月日 ・補修・更新工事の内容</td> </tr> <tr> <td>水呑沢頭首工</td> <td>・管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td>幹線用水路</td> <td>・管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">庄内赤川土地改良区</td> <td>西 3 号幹線用水路</td> <td>・管理受託年月日 ・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・改築・追加工事</td> </tr> <tr> <td>西 4 号幹線用水路</td> <td>・土地改良区の新設合併による権利承継年月日</td> </tr> <tr> <td>東 3 号幹線用水路</td> <td>・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・国営赤川二期事業の実施に伴い譲与契約に伴う譲与契約解除年月日 ・管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td>東 1 号幹線用水路</td> <td>・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td>成沢川排水路</td> <td>・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理受託者名	施設名	未記載事項	鶴岡市	三又ダム	・管理受託年月日 ・補修・更新工事の内容	水呑沢頭首工	・管理受託年月日	幹線用水路	・管理受託年月日	庄内赤川土地改良区	西 3 号幹線用水路	・管理受託年月日 ・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・改築・追加工事	西 4 号幹線用水路	・土地改良区の新設合併による権利承継年月日	東 3 号幹線用水路	・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・国営赤川二期事業の実施に伴い譲与契約に伴う譲与契約解除年月日 ・管理受託年月日	東 1 号幹線用水路	・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日	成沢川排水路	・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日			
管理受託者名	施設名	未記載事項																							
鶴岡市	三又ダム	・管理受託年月日 ・補修・更新工事の内容																							
	水呑沢頭首工	・管理受託年月日																							
	幹線用水路	・管理受託年月日																							
庄内赤川土地改良区	西 3 号幹線用水路	・管理受託年月日 ・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・改築・追加工事																							
	西 4 号幹線用水路	・土地改良区の新設合併による権利承継年月日																							
	東 3 号幹線用水路	・土地改良区の新設合併による権利承継年月日 ・国営赤川二期事業の実施に伴い譲与契約に伴う譲与契約解除年月日 ・管理受託年月日																							
	東 1 号幹線用水路	・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日																							
	成沢川排水路	・赤川土地改良区連合の解散に伴う管理受託年月日																							
宮城県及び迫川沿岸土地改良区	<p>宮城県及び迫川沿岸土地改良区の管理台帳について、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）で次表のとおり、管理受託年月日等の必要事項を記載していない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者名</th> <th>施設名</th> <th>未記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">宮城県</td> <td>岩堂沢ダム</td> <td rowspan="5">・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等</td> </tr> <tr> <td>ニッ石ダム</td> </tr> <tr> <td>小田ダム</td> </tr> <tr> <td>荒砥沢ダム</td> </tr> <tr> <td>沖富調整池</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">迫川沿岸土地改良区</td> <td>西館揚水機場</td> <td rowspan="5">・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等</td> </tr> <tr> <td>米山幹線用水路</td> </tr> <tr> <td>山吉田幹線用水路</td> </tr> <tr> <td>穴山幹線用水路</td> </tr> <tr> <td>南方幹線用水路</td> </tr> </tbody> </table>	管理受託者名	施設名	未記載事項	宮城県	岩堂沢ダム	・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等	ニッ石ダム	小田ダム	荒砥沢ダム	沖富調整池	迫川沿岸土地改良区	西館揚水機場	・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等	米山幹線用水路	山吉田幹線用水路	穴山幹線用水路	南方幹線用水路							
管理受託者名	施設名	未記載事項																							
宮城県	岩堂沢ダム	・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等																							
	ニッ石ダム																								
	小田ダム																								
	荒砥沢ダム																								
	沖富調整池																								
迫川沿岸土地改良区	西館揚水機場	・管理受託年月日 ・管理受託後の変更状況等																							
	米山幹線用水路																								
	山吉田幹線用水路																								
	穴山幹線用水路																								
	南方幹線用水路																								
宇佐市、宇佐土地改良区	<p>宇佐市、宇佐土地改良区及び大川市の管理台帳について、当省の実地調査時点（平成 24 年 8 月～11 月）で次表のとおり、管理受託年月日等の事項を記載していないものがみ</p>																								

及び大川市	られた。								
	<table border="1"> <tr> <td>管理受託者名</td> <td>未記載事項</td> </tr> <tr> <td>宇佐市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後当初の管理委託年月日及び委託先</li> <li>・管理委託先変更に係る委託年月日及び委託先</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>宇佐土地改良区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託者が宇佐土地改良区から宇佐市に変更された宇佐西部頭首工及び平田頭首工の管理委託先変更の旨、変更年月日</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>大川市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託年月日</li> <li>・樋門1か所</li> </ul> </td> </tr> </table>	管理受託者名	未記載事項	宇佐市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後当初の管理委託年月日及び委託先</li> <li>・管理委託先変更に係る委託年月日及び委託先</li> </ul>	宇佐土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託者が宇佐土地改良区から宇佐市に変更された宇佐西部頭首工及び平田頭首工の管理委託先変更の旨、変更年月日</li> </ul>	大川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託年月日</li> <li>・樋門1か所</li> </ul>
管理受託者名	未記載事項								
宇佐市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後当初の管理委託年月日及び委託先</li> <li>・管理委託先変更に係る委託年月日及び委託先</li> </ul>								
宇佐土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託者が宇佐土地改良区から宇佐市に変更された宇佐西部頭首工及び平田頭首工の管理委託先変更の旨、変更年月日</li> </ul>								
大川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託年月日</li> <li>・樋門1か所</li> </ul>								

(注) 当省の調査結果による。

(ii) 管理台帳の記載内容に誤りがあるものの例

管理受託者	事例の概要													
大牟田市及び三井郡床島堰土地改良区	<p>九州農政局から管理委託を受けた土地改良施設について、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）で次表のとおり、管理台帳の記載内容に誤りがみられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>事業名</th> <th>地区名</th> <th>管理委託先</th> <th>記載誤りの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福岡県</td> <td rowspan="2">国営かんがい排水事業</td> <td>筑後川下流地区</td> <td>大牟田市</td> <td>幹線水路の所在地 (誤:福岡県 大和町 大字黒崎開地先→正:福岡県 高田町 (現みやま市) 大字黒崎開地先)</td> </tr> <tr> <td>筑後川中流地区</td> <td>三井郡床島堰土地改良区</td> <td>地区概要の事業完了年月日 (誤:平成7年3月31日→正:平成8年3月31日)</td> </tr> </tbody> </table>	県名	事業名	地区名	管理委託先	記載誤りの内容	福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大牟田市	幹線水路の所在地 (誤:福岡県 大和町 大字黒崎開地先→正:福岡県 高田町 (現みやま市) 大字黒崎開地先)	筑後川中流地区	三井郡床島堰土地改良区	地区概要の事業完了年月日 (誤:平成7年3月31日→正:平成8年3月31日)
県名	事業名	地区名	管理委託先	記載誤りの内容										
福岡県	国営かんがい排水事業	筑後川下流地区	大牟田市	幹線水路の所在地 (誤:福岡県 大和町 大字黒崎開地先→正:福岡県 高田町 (現みやま市) 大字黒崎開地先)										
		筑後川中流地区	三井郡床島堰土地改良区	地区概要の事業完了年月日 (誤:平成7年3月31日→正:平成8年3月31日)										
宇佐土地改良区	<p>宇佐土地改良区の管理台帳では、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）で、管理委託者が宇佐土地改良区から宇佐市に変更された宇佐西部頭首工及び平田頭首工が、削除されずにそのまま記載されており、管理台帳の記載内容に誤りがみられた。</p>													
八代平野北部土地改良区	<p>八代平野北部土地改良区が九州農政局から管理委託を受けている大鞘川排水路について、九州農政局の土地改良財産台帳では、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）で、当該土地改良区に管理委託されている旨記載されているが、一方で、八代平野北部土地改良区の管理台帳では、大鞘川排水路の記述が誤って二重線により削除されている。</p> <p>このことについて、八代平野北部土地改良区は、「九州農政局に報告する際、同局と協議することなく、管理台帳から削除したことは不適切であり、今後、同局からの指導に従い、適切に対応したい。」と説明している。</p>													

(注) 当省の調査結果による。

(2) 管理規程の整備等

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>上記のとおり、国営造成施設及び県営造成施設については、直轄管理、管理委託及び譲与の3つの形態があり、団体営造成施設については、土地改良区は施設の管理について定款に記載し、管理することとされている。</p> <p>また、土地改良区は、国営造成施設、県営造成施設、団体営造成施設の別にかかわらず、ダム、頭首工又は都道府県知事が指定する水路の管理を行う場合には、その重要性に鑑みて、管理規程を定めなければならないとされている（土地改良法第57条の2）。</p> <p>同様に、都道府県及び市町村は、ダム、頭首工又は都道府県知事が指定する水路の管理を土地改良法に基づく土地改良事業として実施する場合には、管理規程を条例により定めなければならないとされている（土地改良法第93条の2及び第96条の4）。</p> <p>さらに、管理規程には、ダム又は頭首工であれば、貯水、放流又は取水に関する事項、都道府県知事が指定する水路であれば、施設において保持すべき水質基準に関する事項など、施設の管理に関し、必要な事項を定めなければならないとされている（土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第48条の2）。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>地方公共団体又は土地改良区が管理している農業水利施設の維持管理について、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）における規程類の整備状況及び維持管理の実施状況を調査したところ、以下のような事例がみられた。</p> <p>① 土地改良法上の管理規程が策定されていないもの（3事例）</p> <p>② 規程で定める事項が未点検、点検や観測の結果が未記録となっているもの（8事例）</p> <p>③ 設備が故障したまま補修が実施されていないもの（1事例）</p> <p>農業水利施設の管理者は、施設機能の適切な発揮、安全性の確保等の観点から施設の維持管理を適切に行う責務を有しており、このため、施設の管理に必要な規程として土地改良法に基づく管理規程等を定めるとともに、これに則した管理を行うことが重要と考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、農林水産省は、地方公共団体及び土地改良区に対して、農業水利施設の管理に必要な規程を整備するとともに、規程に則した管理を行うことについて、指導・助言する必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p>	<p>表2-(2)-①</p> <p>表2-(2)-②</p> <p>表2-(2)-③</p> <p>表2-(2)-④</p>

**表 2-(2)-① 管理規程に関する規定（抜粋）**

○ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

（管理規程）

第 57 条の 2 土地改良区は、第 2 条第 2 項第 1 号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち農林水産省令で定めるものを除く。）の管理（委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む。）を行なう場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の管理規程において定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 土地改良区は、第 1 項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 都道府県知事は、第 1 項又は前項の認可をしたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理規程）

第 93 条の 2 国又は都道府県は、第 2 条第 2 項第 1 号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち農林水産省令で定めるものを除く。）の管理（委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む。）を行なう場合には、農林水産省令の定めるところにより、（都道府県にあつては、条例で、）当該事業の実施細目について、当該事業の実施前に管理規程を定めなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により管理規程を定めたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。管理規程を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（土地改良事業の開始）

第 96 条の 2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

（準用規定）

第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行なう土地改良事業には、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで（中略）の規定を準用する。（中略）第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければならない」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」と（中略）読み替えるものとする。

○ 土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）

第 48 条の 2 法第 57 の 2 第 1 項の管理規程において定めるべき事項は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

1 当該施設がダムその他のえん堤である場合

イ 貯水、放流又は取水に関する事項

ロ 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

ハ 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

ニ ダムにあつては、当該ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

ホ その他施設の管理に関し必要な事項

2 当該施設が農業用排水路である場合

イ 施設において保持すべき水質基準に関する事項

ロ 予定廃水（施設に排出されることを予定する廃水をいう。以下同じ。）に関する事項

ハ 施設に排出される予定廃水以外の廃水に対してとるべき措置に関する事項

ニ その他施設の管理に関し必要な事項

表 2-(2)-② 土地改良法上の管理規程が策定されていないもの

施設管理者名	内容
宮川用水土地改良区	宮川用水土地改良区は、三重県から譲与を受けた県営造成施設である頭首工 5 施設（①外城田第 1 頭首工、②外城田第 2 頭首工、③外城田第 3 頭首工、④セチゴ頭首工及び⑤久保頭首工）について、土地改良法に基づく管理規程を策定していない。
福山市土地改良区	福山市土地改良区（当時は、合併前の福山市久松土地改良区と福山市葦陽土地改良区）は、昭和 37 年 11 月に広島県から管理委託を受けた県営造成施設である七社頭首工（県営農業水利改良事業（工期：昭和 36～37 年）により造成）について、土地改良法に基づく管理規程を策定していない。
上伊那郡西天竜土地改良区	上伊那郡西天竜土地改良区は、管理する団体営造成施設である西天竜頭首工について、土地改良法に基づく管理規程を策定していない。 同区は、その理由について、毎日巡視しているほか、月 1 回、発電施設でもあるため県企業局職員と一緒に点検を行い、巡視、点検の都度「頭首工取水設備・幹線水路巡視点検記録」に記録しているためとしている。

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-③ 規程で定める事項が未点検、点検や観測の結果が未記録となっているもの

施設管理者名	内容						
鶴岡市	<p>鶴岡市（管理委託協定締結時は羽黒町）は、平成 17 年 9 月 30 日から国の委託を受けて国営造成施設である三又ダム及び水呑沢頭首工の管理を行っているが、次のとおり、規程上、点検することとされている事項が未実施又は未記録となっている。</p> <p>表 事例の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三又ダム</td> <td> <p>三又ダム操作規程（東北農政局）又は三又ダム管理規則（鶴岡市）で規定されている次の事項について、観測等が未実施又は実施しても記録されていない。</p> <p>① ダムの堆砂状況についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項、三又ダム管理規則第 25 条）</p> <p>② ダムの沈下量についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項）</p> <p>③ かんがい期に測定することとされている貯水池表面付近の水温が測定されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項）</p> <p>④ ゲートの操作を行った際は、操作理由、操作時間、開度、放流量を管理日誌に記録することとされているが、管理日誌において、その記録を確認することができない。（三又ダム管理規則第 27 条）</p> </td> </tr> <tr> <td>水呑沢頭首工</td> <td> <p>① 水呑沢頭首工管理規則（鶴岡市）において、かんがい期間中、毎日記録することとされている水温の測定が行われていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p> <p>② ゲートの操作時刻について、記録されていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 三又ダム及び水呑沢頭首工の水温の測定について、鶴岡市は、未実施ではあるが、実施</p>	施設名	内容	三又ダム	<p>三又ダム操作規程（東北農政局）又は三又ダム管理規則（鶴岡市）で規定されている次の事項について、観測等が未実施又は実施しても記録されていない。</p> <p>① ダムの堆砂状況についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項、三又ダム管理規則第 25 条）</p> <p>② ダムの沈下量についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項）</p> <p>③ かんがい期に測定することとされている貯水池表面付近の水温が測定されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項）</p> <p>④ ゲートの操作を行った際は、操作理由、操作時間、開度、放流量を管理日誌に記録することとされているが、管理日誌において、その記録を確認することができない。（三又ダム管理規則第 27 条）</p>	水呑沢頭首工	<p>① 水呑沢頭首工管理規則（鶴岡市）において、かんがい期間中、毎日記録することとされている水温の測定が行われていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p> <p>② ゲートの操作時刻について、記録されていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p>
施設名	内容						
三又ダム	<p>三又ダム操作規程（東北農政局）又は三又ダム管理規則（鶴岡市）で規定されている次の事項について、観測等が未実施又は実施しても記録されていない。</p> <p>① ダムの堆砂状況についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項、三又ダム管理規則第 25 条）</p> <p>② ダムの沈下量についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項）</p> <p>③ かんがい期に測定することとされている貯水池表面付近の水温が測定されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項）</p> <p>④ ゲートの操作を行った際は、操作理由、操作時間、開度、放流量を管理日誌に記録することとされているが、管理日誌において、その記録を確認することができない。（三又ダム管理規則第 27 条）</p>						
水呑沢頭首工	<p>① 水呑沢頭首工管理規則（鶴岡市）において、かんがい期間中、毎日記録することとされている水温の測定が行われていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p> <p>② ゲートの操作時刻について、記録されていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p>						

する必要性を再度検討し、不要と判断したときは、規程を改正したいとしている。

宇佐市は、平成9年10月1日から国の委託を受けて国営造成施設である日出生ダムの管理を行っている（ただし、同市は、同ダムに係る管理業務について、同日から駅館川土地改良区連合に委託）が、ダムの点検状況を調査したところ、次の状況がみられた。

①日出生ダム管理規程（平成17年3月）第31条において1か月に1回（日出生ダム操作規程（農林水産省制定）第18条及び別表第4においては3か月に1回）観測又は測定すべき事項とされている「沈下状況」（管理規程では変形）、②操作規程において毎日測定することとされている蒸発量については、測定記録が確認できなかった。

一宮市、江南市、稲沢市及びあま市は、平成23年4月に東海農政局から委託を受けて管理することとなった大江排水路分流工の操作、日常管理等について、上記4市と宮田用土地改良区とが締結した共同管理に関する協定に基づき、同改良区に委託している。

東海農政局と4市が締結した管理委託協定書をみると、大江排水路分流工の管理に当たっては、大江排水路分流工操作規則に基づいて行うこととされている。同規則では、施設管理者について「分流工は農林水産省が所有し、一宮市、江南市、稲沢市及びあま市に管理委託するものとし、関係市の代表は一宮市とする。ただし、操作については、宮田用土地改良区が行うものとする。」（第5条）とされ、また、「分流工の管理者は、ゲート等の操作に必要な施設を毎月1回以上点検し、常に良好な状態に整備しておくと共に、その結果を記録するものとする。」（第14条）とされている。そして、大江排水路分流工の細則である「大江排水路分流工操作規則の細部運用」において、「分流工点検・整備簿」の様式が定められている。

しかし、宮田用土地改良区に保存されている「分流工点検・整備簿」を確認し、大江排水路分流工に係る点検の実施状況を調査したところ、下表のとおり、平成23年度は6回、24年度は当省の調査日（平成24年10月11日）現在で4回実施したのみとなっている。

なお、同改良区は、所定の様式を用いた点検とは別に、目視による点検は毎月1回以上実施しているとしている。

表 大江排水路分流工の点検状況

年 度	点 検 月 日
平成23年度	4月4日、7月26日、8月4日、8月9日、12月13日、12月21日 計6回
平成24年度	4月4日、6月12日、6月27日、10月1日 計4回

(注) 分流工点検・整備簿が記録されているものに限る。

当別土地改良区は、道営造成施設である茂平沢第二貯水池について、土地改良法に基づく管理規程である「茂平沢第二貯水池管理規程」に基づき管理を行っている。

当該管理規程においては、気象（天気、気温、湿度、風力及び方向、降雨量、積雪量等）及び水象（水位、流入量、放流量、水温等）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。

しかし、茂平沢第二貯水池に係る管理日誌には、湿度、風速、取水水位や流入量などが記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。

また、同土地改良区は、団体営造成施設である弁ヶ別Bダムについて、土地改良法に基づく管理規程である「弁ヶ別Bダム管理規程」に基づき管理を行っている。

当該管理規程においては、気象（天気、気温、降水量等）及び水象（水位、流入量、放流量、水温等）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。

しかし、弁ヶ別Bダムに係る管理日誌には、流入量及び放流量が記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。

	<p>さらに、同土地改良区は、団体営造成施設である茂平沢第1貯水池について、土地改良法に基づく管理規程である「茂平沢第一貯水池管理規程」に基づき管理を行っている。</p> <p>当該管理規程においては、気象（天気、気温、湿度、風力及び方向、降雨量、積雪量等）及び水象（水位、流入量、放流量、水温等）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、茂平沢第1貯水池に係る管理日誌には、湿度、風速、流入量及び放流量が記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。</p>
北海土地改良区	<p>北海土地改良区は、道営造成施設である宝池ダムについて、土地改良法に基づく管理規程である「宝池ダム管理規程」に基づき管理を行っている。</p> <p>当該管理規程においては、気象（天気、気温）及び水象（水位、取水量、放流量）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、宝池ダムに係る管理日誌には、気温が記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。</p> <p>また、同土地改良区は、団体営造成施設である小野の沢ダムについて、土地改良法に基づく管理規程である「溜池管理規程」に基づき管理を行っている。</p> <p>当該管理規程においては、気象（天気、気温）及び水象（貯水位、取水量）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、小野の沢ダムに係る管理日誌は作成されていない。また、小野の沢ダムに係る貯水池管理記録には、貯水位及び取水量が記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

**表2-(2)-④ 設備が故障したまま補修等が実施されていないもの**

施設管理者名	内容
迫川上流土地改良区	<p>迫川上流土地改良区は、国から管理委託を受けて国営造成施設である石越揚水機場を管理しているが、同機場の超音波流量計は、平成22年度に故障後、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）において、修繕されていなかった。</p> <p>石越揚水機場取水規程によると、取水を行った場合は取水量を記録する必要があり（第10条）、取水量は流量計により測定する（第5条）とされていることから、上記の超音波流量計の故障については、できるだけ早期に改修する必要がある。</p> <p>このことについて、同土地改良区は、超音波流量計の修繕に約900万円を要するとしており、修繕予算について栗原市と調整しており、財政的に厳しいものがあるが、できるだけ早期に補修することを検討している。</p>

(注) 当省の調査結果による

### 3 その他

#### (1) 土地改良施設管理円滑化事業の適切な実施

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>土地改良区は、土地改良法に基づき農業水利施設の管理等を行う団体であるが、その管理が複雑化かつ困難化している状況にあること等を踏まえ、農林水産省では、土地改良区に対して様々な支援事業を実施している。</p> <p>これら支援事業のうち、土地改良施設管理円滑化事業は、水土総合強化推進事業の一事業であり、土地改良施設の円滑かつ適切な管理を図るために、地方連合会が土地改良区等の施設管理者に対して、定期的実施する土地改良施設の診断・管理指導（以下「定期診断」という。）や施設管理者からの要請に基づいて随時実施する土地改良施設の診断・管理指導（以下「要請診断」という。）等を行うものである。</p>	<p>表 3-(1)-①</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>平成 21 年度から 23 年度までの土地改良施設管理円滑化事業の実施状況について調査した結果、以下のとおり、当該事業が適切に実施されていない状況がみられた。</p> <p>① 調査した 20 地方連合会のうち 1 地方連合会で、土地改良施設管理円滑化事業による定期診断を実施し、電気設備の絶縁抵抗値について、地方連合会が補修を要するレベルと考える 1 MΩ（メガオーム）未満のものについて 2 年又は 3 年連続で指導しているものの、補修されていないものがみられた。</p> <p>これは、当該地方連合会が診断結果を基に施設管理者を指導しているものの、補修するかどうかの判断が施設管理者に委ねられ、補修の実効性が確保されていなかったためと考えられる。</p> <p>なお、この点に関して農林水産省は、平成 25 年 4 月に「水土総合強化推進事業実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2319 号農林水産省農村振興局長通知）を改正し、地方連合会が補助事業の活用を含め適切な指導を行いつつ、国が優先採択を行う仕組みを設けている。</p>	<p>表 3-(1)-②</p>
<p>② 「水土総合強化推進事業実施要領」では、診断を実施した管理専門指導員は、診断を終了した場合、診断・管理指導項目欄に種類ごとに具体的な診断の内容を、所見欄に診断・管理指導項目ごとに、留意、改善すべき事項等を記載した「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」を交付するとともに、必要な助言・管理指導を行うものとされている。</p> <p>しかし、地方連合会が平成 21 年度から 23 年度までに実施した定期診断及び要請診断について、当該調書が適切に作成され、施設管理者に交付されていないものが、調査した 20 地方連合会のうち、2 地方連合会でみられた。また、その中には、i) 3 年連続で当該調書に記載せず、「大きな事故につながる前に整備補修を実施して下さい」と口頭のみで指導しているものや、ii) 可及的速やかに当該調書を交付すべきところ、年度内の診断結果をまとめて交付しているものがみられた。</p>	<p>表 3-(1)-③</p>



**【所見】**

したがって、農林水産省は、土地改良区等における農業水利施設の管理業務に対する支援の適正化を図る観点から、土地改良施設管理円滑化事業について、診断結果を適切に作成・交付し、施設管理者による補修の実効性を確保させるよう地方連合会を指導する必要がある。

表3-(1)-① 水土総合強化推進事業のうち土地改良施設管理円滑化事業に係る規程（抜粋）

○ 「水土総合強化推進事業実施要綱」（平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官）

第1 趣旨

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）では、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するため、農業生産基盤の保全管理・整備を効果的・効率的に実施することとしているが、近年の農村地域における農業従事者の高齢化や都市化・混住化に伴う集落機能の低下に起因して土地改良施設の管理が複雑化・困難化している現状にある。

また、同計画では、意欲ある多様な農業者への農地利用集積を推進することとしており、農業生産基盤整備の活用等による農地利用集積を効率的に行うには、土地改良区の機能を強化することが課題である。

このような状況を踏まえ、土地改良施設の管理や農業生産基盤整備を通じた農地利用集積を担っている土地改良区の組織運営基盤の再編整備を進めるとともに、土地改良区役職員等の技術力向上を図る必要がある。

このため、土地改良区の統合整備の推進、土地改良施設の管理の円滑化、農地利用集積の推進及び役職員等の技術力向上等の土地改良区の体制強化対策を総合的に実施する。

第2 水土総合強化推進事業の内容

1 （略）

2 土地改良施設管理円滑化事業

土地改良施設管理円滑化事業は、土地改良施設の円滑かつ適切な管理を図るため、土地改良施設の診断・管理指導を行うとともに整備補修事例の検討を実施するほか、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策、非補助土地改良事業（「非補助土地改良事業資金融通事務処理要領」（昭和40年10月15日付け40農地B第3274号農林省農地局長通知）第2に定める事業のうち、国の補助の対象とならない事業をいう。）の推進の助言・指導及び農業用排水路等に係る維持管理費の分担計画の策定等を実施するものとする。

3～4 （略）

第3 （略）

第4 土地改良施設管理円滑化事業

1 （略）

2 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設管理円滑化事業

都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、管内の実情に応じて、次の（2）又は（3）に掲げる事業を行う場合においては、（1）の委員会を設置するものとする。

なお、（2）の事業については、土地改良施設維持管理適正化事業（（土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）第1に定義するものをいう。）を実施する地方連合会にあっては、必ず行うものとする。

（1）管理円滑化事業推進委員会の設置

ア 地方連合会は、国及び都道府県の職員、地方連合会及び土地改良区等の役職員、学識経験者その他必要な者をもって構成する管理円滑化事業推進委員会（以下「管理推進委員会」という。）を設置するものとする。

イ 管理推進委員会は、地方連合会が行う土地改良施設管理円滑化事業の内容の検討を行うものとする。

（2）土地改良施設の診断・管理指導の実施

ア 地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導等を行う地方連合会の職員（以下「管理専門指導員」という。）を配置するものとする。

イ 管理専門指導員は、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂行上必要な調査等を行うものとする。

(3) (略)

3 (略)

第5～第6 (略)

第7 事業実施期間

水土総合強化推進事業の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

第8 (略)

第9 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、水土総合強化推進事業の事業主体に対し適正かつ円滑な実施のための指導及び協力を行うものとする。

(以下略)

○ 「水土総合強化推進事業実施要領」(平成23年4月1日付け22農振第2319号(農林水産省)農村振興局長)

第1 趣旨

水土総合強化推進事業の実施については、水土総合強化推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 (略)

第3 土地改良施設管理円滑化事業

1 (略)

2 地方連合会が行う土地改良施設管理円滑化事業

地方連合会が行う土地改良施設管理円滑化事業は以下のとおりとする。

(1) 土地改良施設の点検、整備、操作等の管理に関する専門技術的な診断・管理指導

ア (略)

イ 土地改良施設の診断・管理指導

要綱第4の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導は、管理推進委員会の検討結果をもとに、土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画を作成の上、おおむね次により実施するものとする。

(ア) 管理専門指導員の配置

地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導を実施する場合は、次により管理専門指導員を配置するものとする。

- a 土地改良施設の診断・管理指導に対し専任的に従事する常勤の管理専門指導員の配置
- b 必要に応じ、委嘱による臨時的管理専門指導員の配置

(イ) 定期的実施する土地改良施設の診断・管理指導

定期的実施する土地改良施設の診断・管理指導(以下「定期診断指導」という。)の対象施設は、ダム(ため池を含む。)、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設であって、都道府県内の土地改良施設の数及び地方連合会の執行体制等を勘案の上、地方連合会が定めるものとする

(ウ) 土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理指導

土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理指導(以下「要請診断指導」という。)の対象施設は、(イ)の定期診断指導の対象施設以外であって、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設とする。

(エ) 地方連合会における土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画の策定

地方連合会は、業務の効率的な実施を図るため、毎年度業務実施計画を策定するものとする。

- a 定期診断指導対象施設調書の作成

地方連合会は、業務実施計画における定期診断指導の計画策定上の基礎資料として、土地改良区等からの申告及び自らの調査をもとに、別紙様式第4号の例に準じ、定期診断指導対象施設調書を策定するものとする。

b 業務実施計画の策定

土地改良施設診断・管理指導の業務実施計画には、少なくとも次の事項を定めるものとする。

(a) 定期診断指導については、その対象とする土地改良施設の種目及び当該診断・管理指導の時期

(b) 要請診断指導については、当該診断・管理指導は土地改良区等から別紙様式第5号の例により書面で要請のあったものについて速やかに行う旨及び当該診断・管理指導の対象施設の種目等の範囲を限る場合にあっては、その範囲

(オ) 地方連合会及び管理専門指導員の業務

地方連合会及び管理専門指導員は、おおむね次により土地改良施設の診断・管理指導等を行うものとする。

a 管理専門指導員は、定期診断指導の対象施設について、業務実施計画に定められたところに従い、診断・管理指導を行うものとする。

b 地方連合会は、aにより診断・管理指導を行うに当たっては、あらかじめ診断・管理指導の期日を土地改良区等に通知し、その診断・管理指導に際しては、相手方の管理担当者を立ち合わせるものとする。

c 管理専門指導員は、診断を了した場合には、別紙様式第6号の例によりその診断結果調書を2部作成し、1部を該当する土地改良区等に交付するとともに、必要な助言・管理指導を行うものとする。

d 地方連合会及び管理専門指導員は、要請診断指導の対象施設について土地改良区等から診断・管理指導の申込があったときは、定期診断指導に支障のない限り、これに应ずるものとし、上記a、b及びcに準じて診断・管理指導を行うものとする。

(2) (略)

3 (略)

第4～第5 (略)

第6 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、水土総合強化推進事業を実施する土地改良区又は地方連合会に対し指導を行うほか、必要に応じ地方連合会、関係市町村及び関係農業団体等に対し協力を依頼するものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省で付した。

表3-(1)-② 2年又は3年連続で土地改良施設管理円滑化事業の診断で補修を要する状況とされている例

地方連合会	事例の概要
宮崎県土地改良事業団体連合会	<p>宮崎県土地改良事業団体連合会によると、電気設備の絶縁抵抗値については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）において示されている基準を参考に、1MΩ未満であるものについては補修を要する状況と捉えている。</p> <p>同連合会が平成21年から23年までに実施した定期診断について調査したところ、絶縁抵抗値のレベルが1MΩ未満と診断されたものが、延べ40施設みられ、この中には、2年連続で同じ診断が下されているものが2施設、3年連続では3施設みられ、この間には、補修されていなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-(1)-③ 土地改良施設管理円滑化事業による定期診断及び要請診断の結果調書が簡略化されて作成・交付されているなどの例

地方連合会	事例の概要																			
宮崎県土地改良事業団体連合会	<p>宮崎県土地改良事業団体連合会が平成21年度から23年度までに実施した水土総合強化推進事業の土地改良施設管理円滑化事業による定期診断の「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」と、同連合会が宮崎県に報告した「水土総合強化推進事業実績報告書」に記載された定期診断の概要とを比較したところ、表1のとおり、当該調書の記載内容が当該実績報告書の記載より簡略化されているものなどがみられた。</p> <p>また、上記の事例の中には、表2のとおり、診断結果の具体的な内容が、3年連続で当該調書に記載されず、施設管理者に交付されていないものが3件みられた。なお、当該指摘内容は、宮崎県に提出された「水土総合強化推進事業実績報告書」には記載されている。</p> <p>表1 「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」と「水土総合強化推進事業実績報告書」の記載が異なる数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期診断の実施件数</td> <td>139</td> <td>139</td> <td>144</td> <td>422</td> </tr> <tr> <td>うち、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」の記載内容が「水土総合強化推進事業実績報告書」の記載より簡略化等されている定期診断の件数</td> <td>39 (28.1%)</td> <td>23 (16.5%)</td> <td>41 (28.5%)</td> <td>103 (24.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 3年連続で「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」に記載されていない内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>「水土総合強化推進事業実績報告書」には記載されているが、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」には記載されていない内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     上寺揚水機場                      上寺土地改良区（高千穂町）                       [定期診断実施日]                      平成21年5月19日                      平成22年8月31日                      平成23年5月31日                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>主ポンプの経年劣化による取水能力の低下が確認され、絶縁抵抗も悪い状態です。施設は地区内でも基幹的な施設でありますので、機能維持、長寿命化重大事故防止のためにもポンプと電動機の整備補修が必要です。</li> <li>コンデンサやトランス、開閉器などの電気設備は、旧式であり耐用年数も経過しています。一部は老朽化による劣化で発錆や腐食がみられますので、大きな事故につながる前に、整備補修をしてください。</li> <li>施設の電気管理者である電気保安協会の報告書からも電気設備の設備改善の指摘があります。</li> <li>仕切弁にガタつきがあります。ベアリング不良のためと思われ、ハンドル操作が大変な労力を要します。管理労力軽減のためにも整備補修を行ってください。</li> <li>施設の場所が山腹ということもあり、管理道が長く、狭くて急斜面が多く大変危険なので、事故が起きる前に安全対策を施すようにしてください。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成21年度	22年度	23年度	計	定期診断の実施件数	139	139	144	422	うち、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」の記載内容が「水土総合強化推進事業実績報告書」の記載より簡略化等されている定期診断の件数	39 (28.1%)	23 (16.5%)	41 (28.5%)	103 (24.4%)	施設名等	「水土総合強化推進事業実績報告書」には記載されているが、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」には記載されていない内容	上寺揚水機場 上寺土地改良区（高千穂町）  [定期診断実施日] 平成21年5月19日 平成22年8月31日 平成23年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>主ポンプの経年劣化による取水能力の低下が確認され、絶縁抵抗も悪い状態です。施設は地区内でも基幹的な施設でありますので、機能維持、長寿命化重大事故防止のためにもポンプと電動機の整備補修が必要です。</li> <li>コンデンサやトランス、開閉器などの電気設備は、旧式であり耐用年数も経過しています。一部は老朽化による劣化で発錆や腐食がみられますので、大きな事故につながる前に、整備補修をしてください。</li> <li>施設の電気管理者である電気保安協会の報告書からも電気設備の設備改善の指摘があります。</li> <li>仕切弁にガタつきがあります。ベアリング不良のためと思われ、ハンドル操作が大変な労力を要します。管理労力軽減のためにも整備補修を行ってください。</li> <li>施設の場所が山腹ということもあり、管理道が長く、狭くて急斜面が多く大変危険なので、事故が起きる前に安全対策を施すようにしてください。</li> </ul>
項目	平成21年度	22年度	23年度	計																
定期診断の実施件数	139	139	144	422																
うち、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」の記載内容が「水土総合強化推進事業実績報告書」の記載より簡略化等されている定期診断の件数	39 (28.1%)	23 (16.5%)	41 (28.5%)	103 (24.4%)																
施設名等	「水土総合強化推進事業実績報告書」には記載されているが、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」には記載されていない内容																			
上寺揚水機場 上寺土地改良区（高千穂町）  [定期診断実施日] 平成21年5月19日 平成22年8月31日 平成23年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>主ポンプの経年劣化による取水能力の低下が確認され、絶縁抵抗も悪い状態です。施設は地区内でも基幹的な施設でありますので、機能維持、長寿命化重大事故防止のためにもポンプと電動機の整備補修が必要です。</li> <li>コンデンサやトランス、開閉器などの電気設備は、旧式であり耐用年数も経過しています。一部は老朽化による劣化で発錆や腐食がみられますので、大きな事故につながる前に、整備補修をしてください。</li> <li>施設の電気管理者である電気保安協会の報告書からも電気設備の設備改善の指摘があります。</li> <li>仕切弁にガタつきがあります。ベアリング不良のためと思われ、ハンドル操作が大変な労力を要します。管理労力軽減のためにも整備補修を行ってください。</li> <li>施設の場所が山腹ということもあり、管理道が長く、狭くて急斜面が多く大変危険なので、事故が起きる前に安全対策を施すようにしてください。</li> </ul>																			

	<p>枳揚水機場 枳水利組合（高千穂町）</p> <p>[定期診断実施日] 平成 21 年 5 月 21 日 平成 22 年 9 月 2 日 平成 23 年 6 月 2 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンデンサやトランス、開閉器などの電気設備は、旧式であり対応年数も経過しています。一部には老朽化による発錆や腐食が見られますので、大きな事故につながる前に、整備計画を策定し、整備補修を行ってください。</li> <li>・施設の電気管理者である電気保安協会の報告書からも電気設備の設備改善の指摘があります。</li> <li>・管理室の壁や入口扉に破損している箇所がありますので補修をしてください。管理室の立地条件から腐食しやすい環境にあるので、整備補修をする際には腐食対策を考慮してください。</li> <li>・施設の場所が山腹ということもあり、管理道が長く、狭くて急斜面が多く大変危険なので、事故が起きる前に安全対策を施すようにしてください。</li> <li>・途中の管理橋は発錆や腐食が著しく大変危険なので、整備するようにして下さい。</li> </ul>	
	<p>岩ノ口頭首工 宮原堰土地改良区（北川町）</p> <p>[定期診断実施日] 平成 21 年 5 月 22 日 平成 22 年 9 月 3 日 平成 23 年 6 月 3 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定堰部分については、造成後 50 年近くが経過していることや河川土砂の影響で、エプロン部や躯体の磨耗が著しく確認されます。本体の劣化は大災害につながる恐れがあるため、整備計画の中に盛り込み、整備補修を行うようにしてください。</li> <li>・また、操作管理室は老朽化による窓や入口扉などの建具類が発錆により腐食が著しく見られ、出入りに苦慮しています。操作管理室の立地条件から腐食環境になりやすいため、整備補修をする際には腐食を考慮した整備をするようにしてください。</li> </ul>	
<p>大分県土地改良事業団体連合会</p>	<p>大分県土地改良事業団体連合会が平成 21 年度から 23 年度までに水土総合強化推進事業の土地改良施設管理円滑化事業により実施した定期診断から 24 施設 40 件の事案を抽出して、診断結果調書の作成状況及び土地改良区等への交付状況を調査したところ、21 年度又は 22 年度のいずれかの年度で、1 つの施設の定期診断を、複数日かけて実施した 11 施設 22 件については、年度内の診断結果調書をまとめて交付しており、速やかに作成、交付していない。</p> <p>また、大分県土地改良事業団体連合会が平成 21 年度から 23 年度までに水土総合強化推進事業の土地改良施設管理円滑化事業により実施した要請診断のうち、11 件の事案を抽出して、診断結果調書の作成状況及び土地改良区等への交付状況を調査したところ、当該地方連合会が土地改良区に対して診断結果調書を交付していないとし、実際、土地改良区においても保管されていなかったものが、21 年度に和気用水路、和気 2 号用水路及び和気 3 号用水路の 3 施設で 3 件みられた。</p>		

(注) 当省の調査結果による。

(2) 農地・水保全管理支払交付金に係る活動実績の適切な確認

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(農地・水保全管理支払交付金事業の導入の背景等)</b></p> <p>従来、農地周りの農業用排水路等施設は、集落の地域共同活動により保全管理されていたが、近年の過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下に伴い、その適切な保全管理が困難となってきたほか、自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要となってきた。</p> <p>こうした背景を踏まえ、農林水産省は、平成 19 年度から 23 年度までの 5 か年の事業として農地・水・環境保全向上対策事業を行い、地域ぐるみで行う農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動（水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの農地、水路等の資源の日常の管理と、水質保全、生態系保全などの農村環境の保全のための活動。以下、この活動を「共同活動」という。）に対して、交付金（共同活動支援交付金）を交付している（注）。</p> <p>（注） 当該事業では、このほか、平成 22 年度まで化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援する営農活動支援交付金事業を実施していたが、農地・農業用水等の資源の保全を直接の目的とするものではないため、今回の調査では対象としていない。</p> <p>また、当該事業については、共同活動の強化等を図る観点から平成 22 年度に中間評価が行われ、その結果を踏まえ、23 年度に「農地・水保全管理支払交付金事業」と改められ、従前の共同活動支援交付金に加え、老朽化が進む農地周りの用排水路等の施設を長寿命化するための活動等（例えば、水路の補修・更新など。以下、この活動を「向上活動」という。）に対して、新たに交付金（向上活動支援交付金）が交付されている。</p> <p>さらに、平成 24 年度からは、28 年度までの 5 か年の事業として、農地・水保全管理支払交付金事業を引き続き実施している（以下、平成 19 年度から 23 年度までの事業を「第 1 期対策」と、24 年度から 28 年度までの事業を「第 2 期対策」という。）。</p> <p><b>(農地・水保全管理支払交付金事業の概要)</b></p> <p>農地・水保全管理支払交付金事業の基本的な枠組みは、第 1 期対策と第 2 期対策とで同じであり、以下のとおりとなっている。</p> <p>① 共同活動支援交付金と向上活動支援交付金の対象となる活動に取り組む組織は、農業者、地域住民、自治会、農業者団体等により構成されること等、一定の要件を満たして設立された「活動組織」又は「農地・水・環境保全組織」（注）である。</p> <p>（注） 農地・水・環境保全組織は、当省の調査開始時の平成 24 年度から交付対象となったものであるため、調査対象とはしていない。</p> <p>② 共同活動支援交付金又は向上活動支援交付金の交付を受けるに当たって、活動組織等は、地域協議会（注）が定める地域活動指針（第 2 期対策においては都道府県が定める。）に基づく活動計画を策定し、市町村長と協定を締結するなどの必要な手続を経て採択申請を行うこととされている。採択された活動組織は、交付金の交付を</p>	<p>表 3-(2)-①</p> <p>表 3-(2)-②</p> <p>表 3-(2)-③</p> <p>表 3-(2)-④</p> <p>表 3-(2)-⑤</p>

受け、活動計画に基づく活動を実施し、活動実績の報告を市町村長に毎年度提出することとされている。また、実績報告を受けた市町村長は、当該活動実績について、活動組織から報告された書類等の審査のほか、必要に応じて現地確認により活動の実績を確認し、確認結果を地域協議会や地方農政局等に報告することとされている。

(注) 地域協議会とは、原則、一以上の市町村全域をその区域として、都道府県、関係市町村、農業者団体、非営利団体等を構成員とし、本対策の実施主体として設置されたもの。

**(農地・水保全管理支払交付金制度に基づく活動の状況)**

全国的共同活動及び向上活動の取組状況は、次表のとおり、平成 23 年度においては、共同活動は 46 道府県 19,677 組織で、向上活動は 45 道府県 5,811 組織で行われている。また、同年度において、共同活動には計 142 億 9,700 万円が、向上活動には計 47 億 3,800 万円が国から交付されている。

平成 23 年度から 24 年度にかけての第 2 期対策への移行の際に、交付金によらずに活動を行う組織や、活動を継続するために合併した組織などがあることから、共同活動に取り組む活動組織数は減少している。一方、新たに活動を開始した組織もあることから取組面積は共同活動及び向上活動の双方で増加傾向にある。

表 3-(2)-⑥

表 全国における共同活動及び向上活動の取組状況

(単位：活動組織数、ha)

年度		平成 19	20	21	22	23	24
共同活動	活動組織	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662 (520)
	取組面積	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049
向上活動	活動組織	—	—	—	—	5,811	7,476 (309)
	取組面積	—	—	—	—	236,982	349,290

- (注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。  
 2 平成 24 年度実績は、平成 25 年 3 月 31 日時点の数値を取りまとめたものである。  
 3 平成 24 年度の活動組織数のうち、( ) 内の数は、農地・水・環境保全組織の数を示す。

**ア 書類確認**

第 1 期対策及び第 2 期対策では、活動組織等は、共同活動又は向上活動のいずれについても毎年度、市町村長に対して、その活動実績を報告することとされている。

第 1 期対策時において活動組織は、共同活動支援交付金については、実施状況報告書、作業写真整理帳等を、向上活動支援交付金については、実績報告書、活動記録、金銭出納簿等の書類を市町村長に毎年度報告することとされていた。

活動実績の報告を受けた市町村長は、当該活動組織と締結した協定に定められた共同活動又は向上活動が適正に行われているか、書類確認や必要に応じて現地確認を行い、その確認結果を地域協議会や地方農政局等に報告することとされていた。

なお、第 2 期対策からは、活動組織等の事務負担を軽減するため、申請書類及び報告書類の大幅な簡素化が図られている。

表 3-(2)-⑦

**イ 現地確認**

書類確認を行った市町村では、必要に応じて、現地に直接赴き実施状況の確認を行うこととされている。

表 3-(2)-⑧

表 3-(2)-⑨



また、第2期対策における向上活動では、全ての活動組織等の活動期間中に一回以上は現地確認を実施することとされている。

## 【調査結果】

### ア 書類確認

第1期対策における活動組織の実績報告について、市町村から示された書類を基に調査したところ、調査した40市町223組織のうち、約3割の21市町56組織において、以下のような実態がみられた。

- ① 活動計画、作業写真整理帳、活動記録、金銭出納簿等において、活動時期や内容等の記載が整合していないものや記載漏れがみられた（21市町56組織）。
- ② ①のように、実績報告に係る書類の不備により、提出された書類だけでは活動組織の活動実績が確認できないものについては、確認業務を担う市町村が適切に補足確認を行う必要があるところ、i) 市が補足確認を行っていないものや、ii) 市が活動組織に対して聞き取り等により活動内容を補足確認したとしているが、今回示された資料では書類の補正がなされておらず、市が実績確認を行った結果を書類上確認できないものがみられた（3市4組織）。

市町村による確認は、交付金の適切な交付に欠かせないものであるため、これが適切に実施されることが求められるが、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）では、市町村から示された実績報告に係る書類では、必要な補正がなされておらず、活動組織の活動実績を確実に確認することはできなかった。

これに対し、農林水産省によると、当省の実地調査後、市町村が改めて活動組織への聞き取りや領収書等の関係資料との照合等、確認を行ったところ、全て活動実績が認められたとし、市町村から示された書類の誤記・記載漏れであったとしている。

しかし、本来、市町村は、不備のある書類の補正を活動組織等に指示し、補正された書類を当省に示すべきであったと考えられる。

また、第2期対策においては、農林水産省は、市町村が行う確認業務において、的確かつ効率的な実施に資するため、確認時の着目点を明確にしたチェックシートを導入するなど所要の制度改正を行っている。しかし、今回の調査結果でみられたような事例は、活動組織からの提出書類（実施状況報告書（向上活動においては実績報告書）、活動記録及び金銭出納簿）を相互に参照して確認することが十分にできていなかったことによるものと考えられる。

なお、第2期対策以降、活動組織からの提出書類が削減されたことから、活動組織に対し、第1期対策に引き続き写真の撮影と保管、必要に応じてその提出を求め、活動実績の確認に活用するなどして書類確認を慎重に実施しようとしている市町村もみられた。

表3-(2)-⑩

表3-(2)-⑪

表3-(2)-⑫

<p><b>イ 現地確認</b></p> <p>第1期対策において活動組織に対して市町村が行った現地確認の実績について調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 現地確認は、活動組織が活動を行ったとする現地に直接赴いて調査・確認するものであるが、書類のみで確認したものを現地確認の実績として報告しているものがみられた（2市）。</p> <p>② 現地確認の実績報告において、年度内に現地確認を行う目安の数を報告しており、実際に現地確認を行っている件数とは異なっている例がみられた（1市）。</p> <p>なお、農林水産省によると、②に挙げた事例について、当省の実地調査後、都道府県が改めて市町村への聞き取りや関係資料との照合等、確認を行ったところ、実績報告どおりの実績が認められたとしている。</p> <p>一方、現地確認により、適切でない活動が行われていたことを把握した場合、文書による指導を行い、改善結果について報告を求めるなど、活動の是正に役立っている市町村もみられた（2市）。</p> <p>現地確認は、書類確認のみでは把握し得ない活動組織の活動実績を必要に応じ現地において調査して確認することから、活動実績を確認する上で有効な手段といえる。また、上記のとおり、第2期対策においては、活動組織が提出する書類が簡素化されているなどのため、書類確認に用いる基本的な情報量が従来よりも減少していることから、現地確認がより重要であると考えられる。</p> <p>農林水産省は、現地確認についても上記の書類確認と同様に、事業の実施要領において、第2期対策から現地確認の確認事項に係るチェックシートを定めている。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、農林水産省は、農地・水保全管理支払交付金の適切な活用を確保する観点から、提出書類に不備がみられた場合、活動組織等に対する補正の指示及び必要に応じて補足確認を行うなど、適切な確認を実施するよう、改めて市町村に指導・助言する必要がある。</p>	<p>表3-(2)-⑬</p> <p>表3-(2)-⑭</p> <p>表3-(2)-⑨ (再掲)</p>
---	--

### 表3-(2)-① 農地・水保全管理支払交付金事業の導入に係る閣議決定等

#### ○ 食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）（抜粋）

#### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 3. 農村の振興に関する施策

##### (1) 地域資源の保全管理政策の構築

##### ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきた。このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。このため、平成19年度からの必要な施策の導入に向け、地域の実態把握や保全管理の手法の検討等を行う調査を実施する。

#### ○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）（抜粋）

#### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 3. 農村の振興に関する施策

##### (4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

##### ③ 農地・水・環境保全向上対策

農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用水等の資源や環境の適切な保全管理等を促進することを目的として、「地域ぐるみでの効果の高い共同活動」と「農業者ぐるみでの先進的な営農活動」に対する支援策として実施されているものである。平成22年度には、本対策についての中間評価を実施し、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化する。

その上で、中山間地域等直接支払制度や、環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成手法（例えば「環境支払」）のあり方も含め、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の維持の観点から、今後の施策のあり方について検討する。

#### ○ 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）

#### 第1 趣旨

(略)

また、これまで、「農地・水・環境保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」の実施により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、更に、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修・更新等を効率的に行う仕組みの構築が必要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取組に対して支援する「農地・水保全管理支払交付金」に係る対策（以下「本対策」という。）を実施する。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(2)-② 農地・水保全管理支払交付金の経緯

第1期対策	平成19年度	○農地・水・環境保全向上対策 ・共同活動支援交付金 ・営農活動支援交付金
	20	
	21	
	22	中間評価の実施
	23	平成23年4月 農地・水保全管理支払交付金実施要綱の制定 ○農地・水保全管理支払交付金 ・共同活動支援交付金 ・向上活動支援交付金 ○環境保全型農業直接支援対策 ・環境保全型農業直接支払交付金 ・先進的営農活動支援交付金（平成23年度限り）
第2期対策	24年度～28年度	平成24年4月 新たな農地・水保全管理支払交付金実施要綱の制定

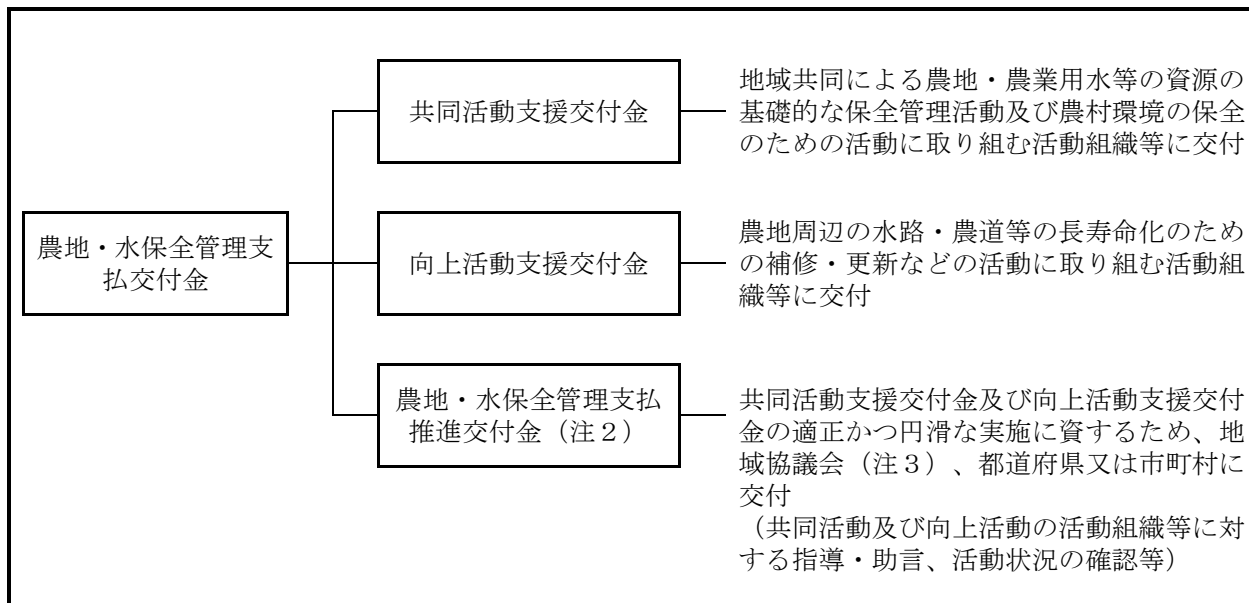
(注) 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

表3-(2)-③ 共同活動及び向上活動の概要

区分	第1期対策（向上活動は23年度のみ）	第2期対策
共同活動	<p>地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動</p> <p>○基礎部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検活動（遊休農地の発生状況や施設の劣化状況等の確認）</li> <li>計画策定（点検結果を踏まえた年度計画の策定）</li> <li>実践活動（点検結果等を踏まえて実施する活動。例：水路の草刈・泥上げ、農道の砂利補充）</li> </ul> <p>○誘導部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地・水向上活動（機能診断、補修技術の研修、施設の長寿命化等に資する活動）</li> <li>農村環境向上活動（農村環境の保全向上に資する活動）</li> </ul>	<p>地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動</p> <p>○基礎活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検・機能診断（遊休農地の発生状況や施設の劣化状況等の確認）</li> <li>計画策定（点検結果等を踏まえた年度計画の策定）</li> <li>研修（技術力向上や事務手続等に関する研修の受講）</li> <li>実践活動（点検結果等を踏まえて実施する活動。例：水路の草刈り・浚渫、農道の砂利補充）</li> </ul> <p>○農村環境保全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村環境の保全に資する活動</li> </ul>
向上活動	<p>水路、農道等の長寿命化のための補修・更新等</p> <p>（例：水路の老朽化箇所の補修、素掘り水路からコンクリート水路への更新）</p>	<p>水路、農道等の長寿命化のための補修・更新、水質や土壌等の高度な保全活動</p> <p>（例：水路の老朽箇所の補修、素掘り水路からコンクリート水路への更新、水田魚道の設置等）</p>

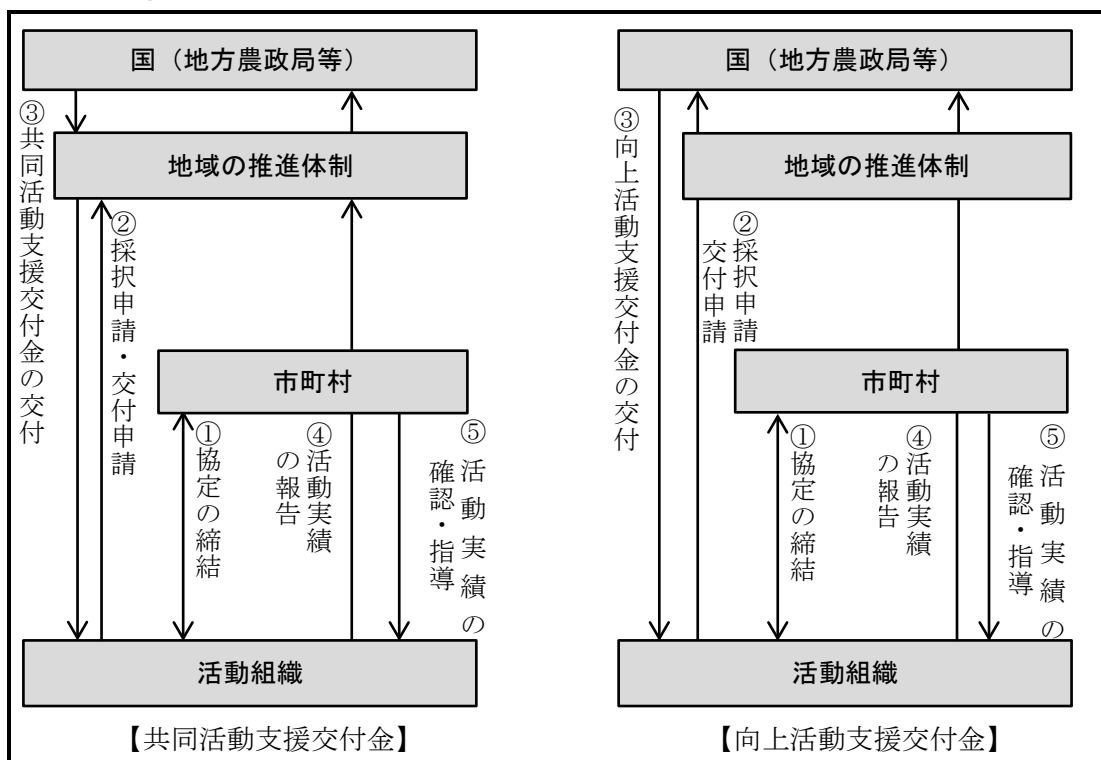
(注) 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

表 3-(2)-④ 農地・水保全管理支払交付金の構成



- (注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。  
 2 平成 22 年度以前は、農地・水・環境保全向上活動推進交付金。  
 3 都道府県、市町村、農業者団体等、地域の実情に応じて構成される。

表 3-(2)-⑤ 農地・水保全管理支払交付金に係る実施体制図



- (注) 1 地域の推進体制とは、都道府県、市町村、活動組織等から構築されるもの。  
 2 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

表3-(2)-⑥ 全国における共同活動及び向上活動の取組状況（都道府県別）

【共同活動】

道府県	活動組織数						取組面積 (ha)					
	平成19年度	20	21	22	23	24	平成19年度	20	21	22	23	24
北海道	476	645	702	705	705	689	257,029	378,722	423,321	425,741	425,577	441,161
青森県	380	380	380	380	380	362	33,319	33,403	33,376	33,348	33,332	34,778
岩手県	410	445	449	453	454	348	41,476	43,905	44,220	44,341	44,245	42,220
宮城県	517	517	517	517	502	512	43,885	43,963	43,949	43,931	42,130	43,865
秋田県	709	709	709	709	707	648	63,359	63,428	63,359	63,319	63,315	68,198
山形県	627	641	641	643	644	567	64,106	65,408	65,365	65,686	65,737	64,393
福島県	594	650	663	673	640	569	36,444	39,398	40,122	40,570	38,149	33,921
茨城県	229	265	295	300	304	299	13,059	14,559	16,062	16,340	16,555	16,808
栃木県	266	371	375	378	378	332	21,719	29,768	30,069	30,168	30,130	28,103
群馬県	142	206	219	222	224	193	8,838	12,161	13,324	13,699	13,897	12,818
埼玉県	149	207	218	219	219	186	6,673	9,133	9,335	9,416	9,416	6,127
千葉県	246	309	321	324	326	285	15,277	18,822	19,584	19,795	19,841	18,991
神奈川県	6	16	16	16	16	18	180	604	628	628	628	674
山梨県	91	105	111	120	128	144	5,695	5,928	6,106	6,303	6,454	6,554
長野県	266	309	315	320	325	308	11,647	13,752	13,877	14,105	14,310	14,627
静岡県	81	143	161	169	174	169	4,600	8,250	9,236	9,633	9,814	10,250
新潟県	840	879	883	884	884	981	48,708	56,656	56,752	56,848	56,750	74,294
富山県	546	645	677	689	691	706	20,692	24,175	25,570	26,027	26,238	27,293
石川県	178	190	199	199	199	206	13,310	13,896	14,208	14,193	14,074	14,547
福井県	578	645	667	670	674	661	23,181	25,331	26,317	26,396	26,442	26,368
岐阜県	519	532	533	533	533	396	25,021	25,399	25,405	25,399	25,388	21,439
愛知県	365	365	365	365	365	317	28,546	28,508	28,407	28,402	28,120	26,794
三重県	234	292	308	315	315	315	11,295	14,077	14,737	15,129	15,129	16,688
滋賀県	771	790	791	791	791	742	33,437	34,009	34,118	34,117	33,949	34,008
京都府	454	493	497	497	497	516	12,982	13,981	14,062	14,059	14,107	14,247
大阪府	10	10	10	10	10	9	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,134
兵庫県	1,736	1,753	1,757	1,760	1,760	1,721	46,253	46,580	46,659	46,726	46,715	46,264
奈良県	125	139	141	141	141	131	3,619	3,900	3,923	3,922	3,915	3,815
和歌山県	85	95	97	97	97	97	3,092	3,396	3,456	3,453	3,445	3,345
鳥取県	246	327	362	392	396	384	6,112	8,690	9,638	10,135	10,159	9,963
島根県	438	477	486	486	493	456	19,148	20,095	20,321	20,316	20,553	19,878
岡山県	262	288	290	290	290	230	9,465	10,942	11,124	11,121	11,124	9,446
広島県	88	102	119	123	126	237	3,148	3,626	4,081	4,193	4,305	8,310
山口県	240	281	308	316	317	334	15,231	16,694	17,241	17,403	17,434	18,239
徳島県	104	104	104	104	104	100	7,812	7,812	7,812	7,812	7,812	7,899
香川県	171	207	217	219	223	221	6,665	7,526	7,819	7,834	7,981	8,093
愛媛県	392	416	424	427	427	363	14,856	15,774	16,143	16,308	16,304	14,595
高知県	141	175	190	194	199	193	4,133	5,200	5,654	5,705	5,914	5,921
福岡県	620	672	685	690	692	701	29,885	31,960	32,366	32,621	32,659	32,839
佐賀県	742	771	771	771	771	755	29,762	30,744	30,735	30,724	30,670	32,204
長崎県	346	423	442	443	444	368	11,844	15,286	15,799	15,921	15,553	14,124
熊本県	690	712	730	733	741	611	47,677	48,700	49,240	49,510	49,570	47,898
大分県	353	476	493	493	493	504	11,755	15,333	15,870	15,803	15,767	16,926
宮崎県	197	261	298	301	301	254	10,347	12,763	14,552	14,702	14,710	13,258
鹿児島県	416	489	530	529	529	485	25,400	29,290	30,786	31,081	31,098	30,838
沖縄県	46	46	48	48	48	39	8,745	8,809	9,405	9,402	9,402	10,895
全国計	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049

(注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

2 「取組面積」は、道府県別数値の小数点以下を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

3 平成24年度実績は、平成25年3月31日時点の数値を取りまとめたものである。

4 平成24年度の活動組織数は、農地・水・環境保全組織（計520組織）を含む。

【向上活動】

道府県	活動組織数		取組面積 (ha)		補修・更新等整備施設					
	平成 23 年度	24	平成 23 年度	24	水路 (km)		農道 (km)		ため池 (か所)	
					平成 23 年度	24	平成 23 年度	24	平成 23 年度	24
北海道	28	52	2,924	16,189	14	18	3	7	1	2
青森県	30	33	1,136	1,266	5	4	0	0	1	1
岩手県	134	4	12,047	78	35	-	0	-	0	-
宮城県	66	2	2,289	-	11	-	0	-	2	-
秋田県	59	109	2,032	4,097	15	27	1	4	0	0
山形県	198	240	10,690	16,887	24	46	3	7	0	3
福島県	31	33	1,360	1,350	7	5	1	1	0	1
茨城県	111	128	3,691	5,685	11	15	1	1	12	17
栃木県	109	120	6,516	7,245	19	25	4	8	4	0
群馬県	48	75	3,008	5,149	4	4	0	0	5	3
埼玉県	33	42	635	872	1	4	0	0	1	1
千葉県	84	102	4,893	6,729	13	17	4	4	6	8
神奈川県	3	4	54	125	0	0	0	0	0	0
山梨県	43	75	1,192	2,258	9	3	1	2	1	3
長野県	118	166	4,676	6,765	10	15	2	4	2	5
静岡県	25	46	2,494	5,277	7	8	0	2	0	0
新潟県	230	373	10,890	26,421	42	56	12	26	7	11
富山県	150	150	5,665	5,681	15	13	4	3	3	0
石川県	32	40	1,250	1,675	3	6	1	2	0	0
福井県	346	438	13,296	16,851	61	61	11	18	8	9
岐阜県	140	295	6,357	14,114	12	36	4	6	1	8
愛知県	75	97	5,676	8,808	12	16	2	1	4	4
三重県	47	54	2,078	2,071	14	17	1	1	3	2
滋賀県	61	103	2,820	4,520	6	8	0	0	0	0
京都府	378	463	9,891	11,904	31	30	16	18	30	18
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	932	1,032	26,675	29,312	66	80	27	32	54	118
奈良県	29	96	1,295	2,721	1	6	2	3	4	5
和歌山県	61	66	1,954	2,149	3	4	2	1	9	7
鳥取県	397	423	9,408	10,117	29	40	9	10	13	19
島根県	145	288	5,486	13,112	16	31	8	17	10	12
岡山県	47	91	1,740	4,016	3	8	2	6	5	2
広島県	40	57	1,216	3,140	1	5	3	4	5	2
山口県	127	162	6,543	8,783	15	19	6	8	13	15
徳島県	35	36	1,141	1,169	3	2	0	0	1	5
香川県	91	124	3,454	4,450	6	7	2	2	5	11
愛媛県	126	145	3,843	7,041	9	12	1	2	3	5
高知県	82	157	2,221	4,609	7	12	2	7	0	2
福岡県	59	99	3,998	7,155	10	16	2	3	4	6
佐賀県	277	347	9,796	12,440	33	33	5	9	2	7
長崎県	144	206	6,413	8,639	8	18	5	6	16	18
熊本県	323	489	17,522	36,010	46	96	32	34	11	21
大分県	28	79	983	3,392	2	7	0	0	0	0
宮崎県	133	159	4,835	6,162	12	10	5	11	2	2
鹿児島県	142	159	7,101	8,901	12	13	8	10	4	1
沖縄県	14	17	3,800	3,954	3	1	6	5	26	20
全国計	5,811	7,476	236,982	349,290	665	853	199	285	278	374

(注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

2 「取組面積」及び「補修・更新等施設」は、道府県別数値の小数点以下を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

3 平成 24 年度実績は、平成 25 年 3 月 31 日時点の数値を取りまとめたものである。

4 平成 24 年度の活動組織数は、農地・水・環境保全組織（計 309 組織）を含む。

表3-(2)-⑦ 活動組織が毎年度、市町村長に提出する活動実績報告書類

区分	第1期対策（向上活動は23年度のみ）	第2期対策
共同活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況報告書</li> <li>・基礎支援対象活動実施状況報告書（※） <ul style="list-style-type: none"> <li>… 活動計画において実施することとした活動項目について、対象施設ごとに、計画どおり実施した項目や実施する必要のない項目に、「○」印等を付して活動実施状況を報告(実施する活動項目数の割合が活動実施の要件にもなっており、国においては、それぞれの活動において要件を定めている。)</li> </ul> </li> <li>・実施状況調書（※） <ul style="list-style-type: none"> <li>… 支出入の実績を記載</li> </ul> </li> <li>・作業写真整理帳（※） <ul style="list-style-type: none"> <li>… 活動時の実施状況を写真で記録し、活動日や対象施設、活動項目等を記載して整理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況報告書</li> <li>・活動記録</li> <li>・金銭出納簿</li> </ul>
向上活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書 <ul style="list-style-type: none"> <li>… 交付金の精算額（国・地方別）、交付決定日、事業完了日、対象施設別（水路、農道等）の補修・更新を行った量及びその金額等を記載</li> </ul> </li> <li>・活動記録 <ul style="list-style-type: none"> <li>… 活動日時、参加者数、対象施設、活動内容（設計、施工等）、日当の支出の有無等を一覧にして記録</li> </ul> </li> <li>・作業日報（※） <ul style="list-style-type: none"> <li>… 活動内容について、作業記事、写真、参加者名簿も記載するなど、日報単位で詳細に記録</li> </ul> </li> <li>・金銭出納簿 <ul style="list-style-type: none"> <li>… 支出入の状況について、支出入日、支出入の内容、対象施設別（水路、農道等）の支出内訳、当該支出に係る領収書の番号等を記載</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・活動記録</li> <li>・金銭出納簿</li> </ul>

- (注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。  
2 上記の第1期対策における実施状況報告書以外の書類は、実施状況報告書に添付して提出するよう定められている。これらのうち、※印を付した書類は第2期対策において整理・削減され、実施状況報告書（向上活動は実績報告書）、活動記録及び金銭出納簿に記載内容が統合された。



表 3-(2)-⑧ 市町村による現地確認の方法

区分	第 1 期対策（向上活動は 23 年度のみ）	第 2 期対策
共同活動	<p><b>1 事前準備</b></p> <p>(1) 現地確認計画（確認の時期、体制、方法等）の策定</p> <p>(2) 関係機関（土地改良区等）への協力要請（必要に応じて要請）</p> <p><b>2 現地確認の方法</b></p> <p>(1) 現地において、協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行う。</p> <p>(2) 市町村のみで確認を行うことが困難と判断される場合は、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会いを求める。</p>	<p><b>1 事前準備</b></p> <p>(1) 現地確認計画（確認の時期、体制、方法等）の策定</p> <p>(2) 関係機関（土地改良区等）への協力要請（必要に応じて要請）</p> <p><b>2 現地確認の方法</b></p> <p>(1) 現地において、対象組織の構成員の立会いの下、協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行う。</p> <p>(2) 市町村のみで確認を行うことが困難と判断される場合は、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会いを求める。</p> <p>(3) チェックシート（注 2）により確認を行い、実施状況報告書に添付の上、事業実施主体に提出するとともに、確認通知書に添付の上、対象活動組織に送付する。</p>
向上活動	<p><b>1 事前準備</b></p> <p>(1) 現地確認計画（確認の時期、体制、方法等）の策定</p> <p>(2) 関係機関（土地改良区等）への協力要請（必要に応じて要請）</p> <p><b>2 現地確認の方法</b></p> <p>(1) 現地において、活動組織の構成員の立会いの下、協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行う。</p> <p>(2) 市町村のみで確認を行うことが困難と判断される場合は、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会いを求める。</p>	<p><b>1 事前準備</b></p> <p>(1) 現地確認計画（確認の時期、体制、方法等）の策定</p> <p>(2) 関係機関（土地改良区等）への協力要請（必要に応じて要請）</p> <p><b>2 現地確認の方法</b></p> <p>(1) 現地において、活動組織の構成員の立会いの下、協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行う。</p> <p>(2) 市町村のみで確認を行うことが困難と判断される場合は、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会いを求める。</p> <p>(3) チェックシート（注 2）により確認を行い、実施状況報告書に添付の上、都道府県知事が定めた者を経由して地方農政局長等に提出するとともに、確認通知書に添付の上、対象活動組織に送付する。</p>

(注) 1 「農地・水・環境保全向上対策実施要領」（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1778 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）並びに「農地・水保全管理支払交付金実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2262 号農林水産省農村振興局長通知及び平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2343 号農林水産省農村振興局長通知）を基に当省が作成した。

2 平成 24 年 4 月に制定された上記「農地・水保全管理支払交付金実施要領」において、様式が規定された（表 2-(1)-③参照）。

表 3-2-(2)-⑨ 現地確認用チェックシート (抜粋)

(別記3-1様式第3号) 共同活動支援 実施状況確認チェックシート(現地確認用)

活動組織名	確認者(所属、氏名)	確認年月日:平成 年 月 日
立会者(構成員)	関係機関の立会者(所属、氏名)	

現地確認結果

(1) 活動の実施状況の確認

対象活動	計画	実施	確認内容	チェック欄
1. 農用地				
①遊休農地発生防止のための保全管理等を実施した箇所を確認			当該年度に、遊休農地発生防止のための保全管理等を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
②畦畔・農用排水面・防風林等の草刈り			当該年度に、畦畔・農用排水面等の草刈り等を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
③畦畔・農用排水面等の補修			当該年度に、畦畔の草刈り等、農用地の保全管理のための必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
④施設の適正管理			当該年度に、農畜糞尿防止措置等の適正管理等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
⑤異常気象時の対応			当該年度に、異常気象後に応急措置を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
2. 水路				
①水路の草刈り			当該年度に、水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部について、草刈りを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
②水路の泥上げ			当該年度に、水路及びポンプ吸水機等について泥上げを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
③水路の適正管理			当該年度に、水路施設のほろみ修立等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
④付帯施設の適正管理			当該年度に、ポンプ等の保守管理の徹底等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
⑤異常気象時の対応			当該年度に、異常気象後に応急措置を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
3. 農道				
①断層、法面の草刈り			当該年度に、断層・法面の草刈りを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
②側溝の泥上げ			当該年度に、点検及び機能診断結果に基づいて、側溝の泥上げを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
③農道の適正管理			当該年度に、砂利の補充等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
④付帯施設の適正管理			当該年度に、側溝の目地詰り等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
⑤異常気象時の対応			当該年度に、異常気象後に応急措置を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
4. ため池				
①ため池の草刈り			当該年度に、草刈りを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
②ため池の泥上げ			当該年度に、点検及び機能診断結果に基づいて、泥上げを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
③堤体の適正管理			当該年度に、運送コンクリートの補修等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
④付帯施設の適正管理			当該年度に、かみがい、閉鎖の施設の清掃・除菌等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
⑤異常気象時の対応			当該年度に、異常気象後に応急措置を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
5. 農村環境保全活動				
農業用水の保全			・灌漑したテマに基づき実施した取組について、実施箇所を確認	<input type="checkbox"/>
農地の保全			・共同活動支援(共同活動)において実施した施設がある場合、農付帯環境保全活動により環境管理がなされていることを確認	<input type="checkbox"/>
地域環境の保全				<input type="checkbox"/>

注1:「計画」欄には、実施状況報告書に記載されている「○」、「●」、「△」を転記する。  
注2:現地調査を実施した項目について、該当する内容について確認した後、「チェック欄」に「し」を記入する。

(2) 活動の実施についての所見

(別記3-1様式第5号)

向上活動支援 実施状況確認チェックシート(現地確認用)

確認年月日:平成 年 月 日

市町村名	確認者(所属、氏名)
対象組織名	関係機関の立会者(所属、氏名)
立会者(構成員)	

現地確認結果

(1) 活動の実施状況の確認

対象施設	事業量		確認内容(活動の実施)	チェック欄
	補修	更新等		
1. 水路				
水路本体	m	m	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
付帯施設	箇所	箇所	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
2. 農道				
農道本体	箇又は箇所	箇又は箇所	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
付帯施設	箇又は箇所	箇又は箇所	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
3. ため池				
堤体本体	箇所	箇所	施工箇所について、現地で確認。	<input type="checkbox"/>
付帯施設	箇又は箇所	箇又は箇所	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
4. 農地に係る施設				
農地に係る施設			施工箇所について、現地で確認。	<input type="checkbox"/>

注1:事業量は、実施報告書の「4. 事業の取組」に記入されている事業量を記入する(付帯の施設については「し」を記入する)。  
注2:該当する内容について確認した後、「チェック欄」に「し」を記入する。  
注3:地下に埋設されるなど現地で活動の実施状況を確認できない施設については、納品書、写真等で確認する。

(2) 活動の実施についての所見

注:実施報告書の事業量と合致しない場合は、現地で確認した事業量に修正して、実施報告書の再提出を求める旨を記入する。

(注) 農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月制定)から抜粋した。

表3-(2)-⑩ 活動組織が提出する活動実績報告書類に関する不備等がみられたもの

都道府県	市町村	不備がみられた活動組織数		
			①	②
北海道	深川市	3	3	0
	新十津川町	5	5	0
秋田県	横手市	1	1	0
山形県	小国町	1	1	0
千葉県	野田市	2	2	0
長野県	飯山市	1	1	0
三重県	津市	4	4	1
	伊勢市	2	2	2
奈良県	橿原市	1	1	0
京都府	京都市	2	2	0
	亀岡市	3	3	0
広島県	三原市	3	3	0
	安芸高田市	3	3	0
島根県	出雲市	2	2	0
	雲南市	4	4	0
岡山県	笠岡市	2	2	0
	美作市	3	3	0
福岡県	大牟田市	1	1	0
熊本県	山鹿市	1	1	0
大分県	宇佐市	5	5	1
	臼杵市	7	7	0
合計	21	56	56	4

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 表頭の記号は、以下の内容を示す。  
 ① 活動計画、作業写真整理帳、活動記録、金銭出納簿等において、活動時期や内容等の記載が整合していないもの、記載漏れが見られたもの。  
 ② 実績報告書類の不備等により追加の確認を要すると思われるものについて、市が補足確認を行っていないもの、又は、活動組織への聞き取りや関係資料との照合等により補足確認を行ったとしているが、市町村が補足確認を行った結果を書類上確認できないもの。  
 3 同一の活動組織において、①欄及び②欄の両方に該当する場合があるため、内訳と計は一致しない。

表3-(2)-① 活動組織が提出する活動実績報告書類に関する不備等がみられたものの例

i) 活動計画、作業写真整理帳、活動記録、金銭出納簿等において、活動時期や内容等の記載が整合していないもの、記載漏れがみられたもの

市町村	活動組織	概要
小国町	田沢頭グリーンネット	平成22年度金銭出納簿において、活動実施日欄及び領収書番号欄が記載されていない。このため、「活動記録」と照合しても活動実績の確認ができない状況となっている。 また、活動組織が保管している金銭出納簿においては、領収書番号欄の記載はあり領収書との照合が可能だが、活動実施日欄の記載はなく、「活動記録」との照合による活動実績の確認ができない状況となっている。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると、町が改めて活動組織への聞き取りや活動記録簿、納品書等との照合、確認を行ったところ、実績報告どおりの実績が認められたとしている。
出雲市	入南・鍵ヶ崎農地・水保全活動組織	金銭出納簿において、平成23年12月29日に「舗装工事委託費」として124万9,658円を支出しているが、活動実施日欄には工事日が記載されていない。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると市が改めて活動組織への聞き取りや活動記録簿、納品書等との照合等、確認を行ったところ、実績報告どおりの実績が認められたとしている。
大牟田市	大牟田昭和開環境委員会	金銭出納簿において、平成24年1月10日に「護岸工事費(コンクリート柵工)」として委託費257万2,500円、「護岸工事用土代金」として購入・リース費5万円を支出しているが、活動実施日欄には工事日が記載されていない。 また、活動記録には、該当する工事を実施した記録、立会いや完了確認の記録もない。作業写真整理帳には写真が添付されていない。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると市が改めて契約書や工事写真等との照合等、確認を行ったところ、実績報告どおりの実績が認められたとしている。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 実績報告書類の不備等により追加の確認を要すると思われるものについて、市が補足確認を行っていないもの

市町村	活動組織	概要
伊勢市	一色資源等保全協議会	基礎支援対象活動実施状況報告書において、農用地、開水路、ため池及び農道に係る「機能診断・補修技術の研修」を実施したと記載しており、当該研修の資料として「用水路補修計画図」が添付されている。 上記の事例について、伊勢市は、作業写真整理帳に付された会合の写真で研修が実施されたと判断していたが、研修内容までは確認していないとしており、確認を十分に行っていない。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると、市が改めて活動組織へ確認を行ったところ、研修資料、活動組織への聞き取りにより研修会の実施が確認されたとしている。
	津村町地区農地・水・環境保全会	基礎支援対象活動実施状況報告書(誘導部分-農地・水向上活動)において、「年度活動計画の策定」並びに、農用地、開水路、ため池及び農道に係る「機能診断・補修技術の研修」を実施したとし、各活動に該当する写真は作業写真整理帳に付された5番目の写真であるとしている。 しかし、当該写真に付された説明表の活動区分欄をみると、「農地・水向上活動」にはチェックがなく、同表の活動項目欄には、「共同作業計画の策定 景観形成・生活環境保全計画の策定」との記載はあるが、上記の「機能診断・補修技術の研修」は記載されていない。 また、当該写真からは、機能診断・補修技術の研修を実施したかどうかの判断が困難となっている。 上記の事例について、伊勢市は、当該写真(会合の写真)から研修と判断したが、研修内容までは確認していないとしており、確認を十分に行っていない。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると、市が改めて活動組織へ確認を行ったところ、研修資料、活動組織への聞き取りにより研修会の実施が確認されたとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑫ 書類確認用チェックシート(抜粋)

(別記3-1 様式第2号)

共同活動支援 実施状況確認チェックシート(書類確認用)

確認年月日: 平成 年 月 日

対象組織名	確認者 (所属、氏名)
市町村名	確認者 (所属、氏名)
対象組織名	現地確認立会人

注: 現地確認立会人は、(1)共同活動支援交付金を受けやすいため、農道等の保全管理活動の実施状況確認を実施する農家に記入する。

(別記3-1 様式第4号)

向上活動支援 実施状況確認チェックシート

確認年月日: 平成 年 月 日

市町村名	確認者 (所属、氏名)
対象組織名	現地確認立会人

注: 現地確認立会人は、(1)共同活動支援交付金を受けやすいため、農道等の保全管理活動の実施状況確認を実施する農家に記入する。

1. 書類確認

事項	確認項目とその内容	チェック欄
1. 活動の実施状況の確認		
①収入の額	確認項目とその内容 (確認内容) 実施状況報告書の「収入の部」と金銭出納簿の「収入」欄の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
②支出の額	(確認内容) 実施状況報告書の「支出の部」と金銭出納簿の「支出」欄の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
③計画	(確認内容) 活動計画に位置づけた活動項目について、計画欄に「○」または「一」が記入されていることを確認。	<input type="checkbox"/>
④実施	(確認内容) 実施欄に「○」が記入されている場合 「実施日または未実施理由」欄に記入された実施日が活動記録と一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
事業の成果	(確認内容) 実施欄に「●」が記入されている場合 「実施日または未実施理由」欄に未実施理由が記入されていることを確認。	<input type="checkbox"/>
額道府県が 定めた要件	(確認内容) 地域活動指針に基づき定めた要件において、独自の要件が定められている場合 独自の要件が達成されていることを活動記録により確認。	<input type="checkbox"/>

(注) 「確認項目とその内容」に該当しない場合は、チェック欄に「該当なし」と記入。

2. 活動の実施状況についての所見

(注) 農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月制定) から抜粋した。

表3-(2)-⑬ 現地確認を適切に行っていない例

○事例1 書類による確認や、日常業務の中での訪問を現地確認と誤認していた例

市町村 概要  
 京都市 京都市は、推進事業実績報告書（欄外注）において、平成19年度から23年度までに市内で活動した全ての共同活動組織及び向上活動組織について現地確認を実施したと報告している。  
 また、向上活動実施状況報告書においても、平成23年度に同市内で向上活動を実施した全ての活動組織について現地確認を実施したと報告している。

表1 推進事業実績報告書及び向上活動実施状況報告書における現地確認の実施状況  
 （単位：活動組織）

年度		19	20	21	22	23
共同活動実施組織数		15	16	18	18	18
現地 確認数	推進事業実績報告書記載	15	16	18	18	18
	要綱・要領に基づく実際の現地確認実績	0	0	0	0	0
向上活動実施組織数						8
現地 確認数	推進事業実績報告書記載					8
	向上活動実施状況報告書記載					8
	要綱・要領に基づく実際の現地確認実績					0

（注）京都市に対する調査結果、京都府から提出された推進事業実績報告書及び京都府協議会から提出された向上活動実施状況報告書に基づき当省が作成した。

しかし、同市では、平成19年度以降、活動組織が保管する領収書等の書類確認を現地確認として認識していたとしており、向上活動実施状況報告書及び推進事業実績報告書において、現地確認を実施したと記載していた。また、近畿農政局が示す内容（共同活動及び向上活動の対象である施設の補修・更新実施時又は実績報告書提出時点・提出後に補修・更新した施設の出来映え等の確認。表2参照）に該当する現地確認については、平成19年度以降、未実施であるとしている。

表2 「現地確認」に関する近畿農政局が指導している「現地確認」の内容

項目	内容
確認時点	施設補修・更新実施時又は実績報告書提出時点・提出後
確認対象	当該年度及び過年度に補修・更新した施設
確認方法	実績報告書記載の実施数量・出来映えを現地確認 なお、書類確認のみの場合は現地確認には該当しない。ただし、地中の施設等、現地で確認できないものは工事写真等による確認も可とする。

（注）近畿農政局への調査結果に基づき当省が作成した。

市町村 京都市  
 亀岡市 亀岡市は、推進事業実績報告書において、平成19年度から23年度までに市内で活動した共同活動組織及び向上活動組織について現地確認を実施した旨を報告している。このうち、平成22年度及び23年度の実績をみると、市内全ての活動組織に対して現地確認を実施した旨を報告している。

表 推進事業実績報告書と向上活動実施状況報告書における現地確認の実施状況  
 （単位：活動組織）

年度		19	20	21	22	23
共同活動実施組織数		47	57	57	57	57
現地 確認数	推進事業実績報告書記載	2	3	5	57	57
	要綱・要領に基づく実際の現地確認実績	0	0	0	0	0
向上活動実施組織数						47
現地 確認数	推進事業実績報告書記載					47
	向上活動実施状況報告書記載					9

	要綱・要領に基づく実際の現地確認実績					9
<p>(注) 亀岡市に対する調査結果、京都府から提出された推進事業実績報告書、京都府協議会から提出された向上活動実施状況報告書に基づき当省が作成した。</p> <p>しかし、同市では、平成 19 年度以降、日常業務の際の活動組織への訪問及び他の交付金に係る確認の際に併せて行ったものを現地確認として認識していたとしており、向上活動実施状況報告書及び推進事業実績報告書において、現地確認を実施したと記載していた。また、近畿農政局が示す内容（共同活動及び向上活動の対象である施設の補修・更新実施時又は実績報告書提出時点・提出後に補修・更新した施設の出来映え等の確認。表 2 参照）に該当する現地確認については、平成 19 年度以降、未実施であるとしている。</p> <p>なお、平成 23 年度に現地確認を実施したとする向上活動の 9 組織については、向上活動実施報告書に実施要領（平成 24 年度）に基づく「実施状況確認チェックシート（現地確認用）」が添付されており、実施要綱・要領に基づく現地確認が行われたことが確認できる。</p>						

### ○事例 2 現地確認の実績報告が不正確な例

珠洲市は、下表のとおり、推進事業実績報告書及び向上活動実施状況報告書において、現地確認実績を報告している。

共同活動については、推進事業実績報告書において、平成 19 年度から 23 年度までの毎年度、10 組織の現地確認を行った旨報告している。しかし、珠洲市は、他業務で市内各地域を訪問する際に合わせて現地確認を実施しているため、10 組織という数字は目安であり、年度によって 10 組織より多いことも少ないこともあると説明しており、不正確な実績報告が行われている。

表 推進事業実績報告書と向上活動実施状況報告書による現地確認の実施状況

(単位：活動組織)

年度		19	20	21	22	23
共同活動実施組織		16	16	16	16	16
現地確認数	推進事業実績報告書記載	10	10	10	10	10
向上活動実施組織						2
現地確認数	推進事業実績報告書記載					2
	向上活動実施状況報告書記載					2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 推進事業実績報告書とは、農地・水保全管理支払交付金事業において、共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金の適正かつ円滑な実施に資するため、市町村長が農地・水保全管理支払推進交付金により行う、活動状況の確認事務の実績（市町村長が活動状況を確認した活動組織数等）を都道府県知事に報告するものである。

### 表 3-(2)-⑭ 現地確認の結果を基に活動組織に是正させている例

市町村	概要
深川市	<p>深川市は、共同活動の現地確認において、i) 畦畔・農用地法面等の草刈りについて、現地の草の長さがおおむね 20cm 以上である場合、ii) 畦畔の崩落、用排水路の破損、野焼きがみられるなど改善を要すると判断した場合に、活動組織に対して文書により通知し、改善対応後の結果報告（写真の送付）を求めている。</p> <p>同市が平成 23 年 7 月に現地確認を行った際、活動組織において、畦畔・農用地法面等の草刈りが適切に行われていない箇所がみられたため、改善指導を行った。</p>
出雲市	<p>出雲市は、共同活動の現地確認を行った際、共同活動支援交付金の対象農用地内に農業用小屋等が建っていることを確認したため、その分の対象面積を減じ、当該活動組織への当該交付金を精算したことがある。</p>

(注) 当省の調査結果による。